

道志村地域防災計画

(令和2年度改訂版)

道志村防災会議

《目次》

総則編

第1章 計画の目的と編成

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の編成	1

第2章 防災計画の性格

第1節 計画の性格	2
第2節 計画の修正	2
第3節 国土強靱化地域計画の推進	2
第4節 防災計画の推進対策	2

第3章 防災の基本方針

第1節 災害予防	3
第2節 災害応急対策	4
第3節 災害復旧・復興	4
第4節 国、県等との連携	4

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関の役割	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	6

第5章 道志村の概況

第1節 自然的条件	16
第2節 社会的条件	17
第3節 地震被害の想定	19
第4節 火山被害の想定	31

風水害等編

第1章 災害予防計画

第1節	防災組織の充実	43
第2節	防災に関する知識の普及・教育及び防災訓練	46
第3節	災害ボランティアの育成強化	51
第4節	防災施設及び防災資機材の整備、拡充	53
第5節	消防予防計画	56
第6節	建築物災害予防対策	59
第7節	指定文化財災害予防対策	60
第8節	情報通信システム整備対策	61
第9節	災害時要配慮者支援体制の整備	63
第10節	帰宅困難者の安全確保	68
第11節	風水害等災害予防対策	69
第12節	雪害予防対策	73
第13節	原子力災害予防対策	75
第14節	特殊災害予防対策	76

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害応急活動体制	77
第2節	応援・協力等の要請・受入れ	85
第3節	災害情報の収集・伝達、広報・相談対応	94
第4節	消火・救急・救助対策	115
第5節	緊急輸送対策	121
第6節	交通・警備対策	123
第7節	災害救助法による救助	129
第8節	避難対策	136
第9節	医療助産対策	148
第10節	防疫対策	152
第11節	飲料水・食料・生活必需品対策	154
第12節	応急教育対策	161
第13節	災害廃棄物等処理対策	164
第14節	応急住宅対策計画	169
第15節	遺体の捜索、処理及び埋葬計画	172
第16節	公共施設等の応急対策	174
第17節	民生安定事業計画	179
第18節	二次災害の防止	186
第19節	災害ボランティア支援対策	187
第20節	災害時要配慮者支援対策	189

第21節	帰宅困難者支援対策	191
第22節	雪害応急対策	192
第23節	原子力災害応急対策	194
第24節	大規模事故応急対策	196

第3章 水防計画

第1節	水防本部の組織編成及び業務分掌	201
第2節	重要水防区域	202
第3節	水防管理団体の活動	203
第4節	水防資器材及び設備の整備運用並びに輸送	206
第5節	水防状況の観測通報連絡	206
第6節	協力応援	207
第7節	水防報告	207
第8節	水防訓練	209
第9節	その他	209

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	計画の方針	211
第2節	激甚災害の指定に関する計画	212
第3節	災害復興対策	213

地震編

第1章 災害予防計画

第1節	防災組織の充実	219
第2節	地震に強いまちづくりの推進	219
第3節	地震に関する知識の普及・教育及び防災訓練	221
第4節	災害ボランティアの育成強化	222
第5節	防災施設及び資機材の整備、拡充	222
第6節	大震火災対策の推進	223
第7節	建築物災害予防対策	225
第8節	生活関連施設の安全対策の推進	227
第9節	指定文化財災害予防対策	231
第10節	情報通信システム整備対策	231
第11節	災害時要配慮者支援体制の整備	231
第12節	帰宅困難者の安全確保	231
第13節	調査研究の推進	231

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害応急活動体制	232
第2節	応援・協力等の要請・受入れ	239
第3節	災害情報の収集・伝達、広報・相談対応	240
第4節	消火・救急・救助対策	245
第5節	緊急輸送対策	248
第6節	交通・警備対策	248
第7節	災害救助法による救助	248
第8節	避難対策	249
第9節	医療助産対策	252
第10節	防疫対策	252
第11節	飲料水・食料・生活必需品対策	252
第12節	応急教育対策	253
第13節	災害廃棄物等処理対策	253
第14節	応急住宅対策計画	254
第15節	遺体の捜索、処理及び埋葬計画	255
第16節	公共施設等の応急対策	255
第17節	民生安定事業計画	255
第18節	二次災害の防止	255
第19節	災害ボランティア支援対策	255
第20節	災害時要配慮者支援対策	255
第21節	帰宅困難者支援対策	255

第3章 東海地震に関する事前対策計画

第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	256
第2節	東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報時 及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動	257
第3節	情報活動	260
第4節	広報活動	264
第5節	避難活動	266
第6節	住民生活防災応急活動	269
第7節	防災関係機関の講ずる措置	274
第8節	交通対策	279
第9節	事業所等対策計画	282

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	283
第2節	関係者との連携協力の確保	285
第3節	南海トラフ地震に関連する情報の伝達	286
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	290
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	295
第6節	防災訓練計画	296
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	297

第5章 災害復旧・復興計画

第1節	計画の方針	299
第2節	激甚災害の指定に関する計画	299
第3節	災害復興対策	299

火 山 編

第1章 災害予防計画

第1節	防災組織の充実	303
第2節	富士山噴火に強いまちづくりの推進	303
第3節	富士山噴火に関する知識の普及・教育及び防災訓練	307
第4節	災害ボランティアの育成強化	308
第5節	防災施設及び資機材の整備、拡充	309
第6節	建築物災害予防対策	310
第7節	生活関連施設の安全対策の推進	310
第8節	指定文化財災害予防対策	310
第9節	情報通信システム整備対策	310
第10節	災害時要配慮者支援体制の整備	310
第11節	帰宅困難者の安全確保	310
第12節	調査研究の推進	310

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害応急活動体制	311
第2節	応援・協力等の要請・受入れ	312
第3節	災害情報の収集・伝達、広報・相談対応	313
第4節	消火・救急・救助対策	320
第5節	緊急輸送対策	320
第6節	交通・警備対策	321
第7節	災害救助法による救助	323
第8節	避難対策	323
第9節	医療助産対策	329
第10節	防疫対策	329
第11節	飲料水・食料・生活必需品対策	330
第12節	応急教育対策	330
第13節	災害廃棄物等処理対策	331
第14節	応急住宅対策計画	332
第15節	遺体の捜索、処理及び埋葬計画	332
第16節	公共施設等の応急対策	332
第17節	民生安定事業計画	333
第18節	二次災害の防止	333
第19節	災害ボランティア支援対策	334
第20節	災害時要配慮者支援対策	334
第21節	帰宅困難者支援対策	335

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	計画の方針-----	336
第2節	激甚災害の指定に関する計画-----	336
第3節	災害復興対策-----	336

総 則 編

第1章 計画の目的と編成

第1節 計画の目的

本村は、周囲を山々に囲まれ、河川は、土石流の危険性のある溪流も多く、地震、火山災害、暴風、豪雨、地すべりなど多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されています。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要となりますが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、村、国、県、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものになります。

これらを踏まえ、「道志村地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本村の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、道志村防災会議が策定する計画になります。

第2節 計画の編成

この計画の編成は、次の5編からなります。

なお、地震編・火山編の各節において、風水害等編と内容が共通する計画については、風水害等編を準用することとします。

総 則 編
風水害等編
地 震 編
火 山 編
資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1節 計画の性格

この計画は、村、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、防災関係機関などがそれぞれの果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ別に定めます。

第2節 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画（令和2年）」及び山梨県の作成する「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災や東日本大震災及び熊本地震を教訓に、震度7を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期するものとします。

第3節 国土強靱化地域計画の推進

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、山梨県では「山梨県強靱化計画（平成27年）」を策定した。

本村においても、本計画とは別に、「人命の保護が最大限図られること」「社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」等を基本目標とした「道志村国土強靱化地域計画（平成29年）」を策定した。村では国土強靱化地域計画に基づき更なる防災対策の推進を図るものとします。

第4節 防災計画の推進対策

第1 村職員への周知徹底等

村の防災担当である総務課をはじめとする村職員は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとします。

実 施 内 容

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

第2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、村職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要となります。村は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとします。

第3章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、部分的に高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を併せ持つ本村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根差した自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要となります。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための公道と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し、課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本村を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されていることから、日頃から住民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本村の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減に繋がる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を進める。

災害に対する備えとして、村、県、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、その業務分掌又は業務に必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1節 災害予防

災害予防の基本方針

- (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- (2) 発災時の災害応急対策、防災関係機関の相互応援の円滑な実施、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施を行う。
- (3) 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災会の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。

第2節 災害応急対策

災害応急対策の基本方針

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- (2) 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- (3) 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援・受入体制の確立を行う。
- (4) 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- (5) 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- (6) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- (7) 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- (8) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- (9) 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防災活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。
- (10) 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- (11) 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- (12) 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- (13) 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施を行う。
- (14) ボランティア、義援物資・義援金、村外からの支援の適切な受入れを行う。

第3節 災害復旧・復興

災害復旧・復興の基本方針

- (1) 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- (2) 被災施設の迅速な復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- (4) 迅速かつ適切な災害廃棄物の処理を行う。
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4節 国、県等との連携

村は、県、国等と連携をとりつつ、これら災害対策の推進を図るものとする。

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関の役割

第1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(注) 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定公共機関：東日本電信電話(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 村

村は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方行政機関等が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、その総合調整を行う。また、災害救助法適用後は、県知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 災害予防

- (1) 防災組織の整備
- (2) 防災訓練の実施並びに防災知識の普及
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (5) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (6) 自主防災会の育成、指導
- (7) 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- (8) その他、災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 災害応急対策

- (1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (3) 避難勧告等の発令及び避難者の保護
- (4) 消防、水防その他の応急措置
- (5) 被災者の救出、救助その他の保護
- (6) 被災者等からの相談窓口の設置
- (7) 応急教育の実施
- (8) 被災者への食料、飲料水、生活必需品等の供給
- (9) 被災施設及び設備の応急復旧
- (10) 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- (11) 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (14) 他機関への応援要請
- (15) その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

3 災害復旧

- (1) 被災した施設等の原形復旧
- (2) 災害の再発防止
- (3) その他、将来の災害に備える措置

第2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 災害予防

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 防災に関する施設の整備、点検
- (7) 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- (8) その他、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 警報の発令及び伝達、避難の勧告又は指示並びに、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施
- (3) 消防、水防その他の応急措置
- (4) 被災者の救出、救助その他の保護
- (5) 被災者等からの相談窓口の設置
- (6) 応急教育の実施
- (7) 被災施設及び設備の応急復旧
- (8) 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- (9) 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- (10) 緊急輸送の確保
- (11) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (12) その他、災害発生の防御及び拡大防止のための措置

3 災害復旧

- (1) 被災した施設等の原形復旧
- (2) 災害の再発防止
- (3) その他、将来の災害に備える措置

第3 指定地方行政機関

1 関東財務局（甲府財務事務所）

（1）立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

（2）融資関係

- ① 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付
- ② 地方公共団体に対する短期資金の貸付

（3）日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

- ① 預貯金等の中途解約等の特例措置
- ② 手形交換の特別措置
- ③ 休日営業の特例措置
- ④ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
- ⑤ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
- ⑥ 保険料支払いの迅速化措置

（4）国有財産関係

- ① 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- ② 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- ③ 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可

2 関東農政局（山梨県拠点）

（1）災害予防

- ① ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
- ② 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備

（2）災害応急対策

- ① 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
- ② 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
- ③ 災害時における生鮮食料品等の供給
- ④ 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
- ⑤ 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
- ⑥ 応急用食料の調達・供給対策

（3）災害復旧

- ① 査定の手続きの実施と必要な場合の緊急査定の実施
- ② 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

3 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- （1）国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
- （2）民有林直轄治山事業の実施
- （3）災害復旧用材（国有林材）の供給

4 関東運輸局（山梨運輸支局）

- (1) 災害時における輸送実態調査
- (2) 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
- (3) 災害時における自動車の応援手配
- (4) 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
- (5) 災害時における関係機関との連絡調整

5 東京管区気象台（甲府地方気象台）

- (1) 気象、地象及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあっては地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

6 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

7 山梨労働局（都留労働基準監督署）

- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
- (2) 事業場内労働者の二次災害の防止
- (3) 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- (4) 災害復旧工事における安全の確保

8 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路・砂防について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

- (1) 防災対策の基本方針等の策定
- (2) 災害予防
 - ① 災害対策の推進
 - ② 危機管理体制の整備
 - ③ 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - ④ 防災教育等の実施
 - ⑤ 防災訓練
 - ⑥ 再発防止対策の実施

(3) 災害応急対策

- ① 災害発生直前の対策
- ② 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- ③ 活動体制の確立
- ④ 政府本部への対応等
- ⑤ 災害発生直後の施設の緊急点検
- ⑥ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- ⑦ 災害発生時における応急工事等の実施
- ⑧ 災害発生時における交通の確保等
- ⑨ 緊急輸送
- ⑩ 代替輸送
- ⑪ 二次災害の防止対策
- ⑫ ライフライン施設の応急復旧
- ⑬ 地方自治体への支援（支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を含む。）
- ⑭ 被災者・被災事業者に対する措置
- ⑮ 災害発生時における広報
- ⑯ 自発的支援への対応
- ⑰ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

(4) 災害復旧・復興

- ① 災害復旧・復興の基本方針
- ② 災害復旧の実施
- ③ 復旧・復興資機材の安定的な確保
- ④ 都市の復興
- ⑤ 借地借家制度等の特例の適用
- ⑥ 被災者の居住の安定確保に対する支援
- ⑦ 被災事業者等に対する支援措置
- ⑧ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

第4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

1 平素における準備

- (1) 防災関係資料の整備
- (2) 関係機関との連絡・調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する教育訓練
- (5) その他
 - ① 防災関係資機材の点検・整備
 - ② 隊員の非常参集体制の整備

2 災害派遣の準備

- (1) 災害派遣初動の準備
- (2) 災害等情報の収集
- (3) 通信の確保
- (4) 要請等の確認及び派遣要領の決定

3 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

4 撤収及び撤収後の措置

第5 指定公共機関

1 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）、東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）

- (1) 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- (2) 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制
- (3) 災害警備発令基準に基づく警戒
- (4) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- (5) 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- (6) 災害時における不通区間の代行又は振替輸送
- (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

2 東日本電信電話(株)（山梨支店）、(株)NTTドコモ（山梨支店）

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- (2) 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響がでないように信頼性の向上を図る
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- (4) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

3 日本赤十字社（山梨県支部）

- (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- (2) 応援救護班の体制確立とその整備
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (4) 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- (7) 義援金の募集及び配分

4 日本放送協会（甲府放送局）

- (1) 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
- (2) 災害対策基本法に定める対策措置

5 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- (1) 管轄する高速道路等の耐震整備
- (2) 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- (3) 高速道路の早期災害復旧

6 日本通運(株)（山梨支店）

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送
- (3) 災害応急活動のための県知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備

7 東京電力パワーグリッド(株)（山梨総支社、大月支社、相模原支社）

- (1) 電力供給施設の災害予防措置
- (2) 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
- (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

8 日本郵便（株）（道志郵便局）

- (1) 地方公共団体又は日本郵便（株）が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る）
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第6 指定地方公共機関

1 放送機関（(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
- (2) 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
- (3) 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力

2 輸送機関（富士急山梨バス（株）、(株)津久井神奈交バス、(社)山梨県トラック協会）

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送
- (3) 災害応急活動のための県知事の車両借上げ要請に対し、速やかに即応する体制の整備

3 ガス供給機関（(社)山梨県エルピーガス協会）

- (1) ガス供給施設の耐震整備
- (2) 被災地に対するガス供給の確保
- (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧

4 医師会（都留医師会、富士吉田医師会）

- (1) 被災者に対する救護活動の実施
- (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

5 山梨県道路公社

- (1) 有料道路の耐震整備
- (2) 災害時の有料道路における輸送路の確保
- (3) 有料道路の早期災害復旧

第7 都留市消防本部（道志出張所）

- (1) 災害の防御及び警戒
- (2) 消防自動車その他機械器具の配備、運用
- (3) 救護、救急措置
- (4) 防火対象物の立入検査及び指導
- (5) 消防計画の作成指導
- (6) 危険物等の規制及び安全措置
- (7) 消防団との連絡調整

第8 大月警察署（道志駐在所）

- (1) 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- (2) 避難勧告・指示及び誘導
- (3) 被災者の救出、救護
- (4) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- (5) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 農業協同組合（JAクレイン）、森林組合（南都留森林組合）等農林業関係団体

- (1) 村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 農林産物等の災害応急対策に対する指導
- (3) 被災農家に対する資金の融通又はその斡旋
- (4) 農林業生産資材等の確保、斡旋

2 道志村漁業協同組合

- (1) 釣り客等の避難誘導
- (2) 漁業関係被害調査等の協力

3 道志村商工会

- (1) 村が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

4 道志村観光協会

- (1) 観光・宿泊客等の避難誘導の協力
- (2) 災害ボランティア等の宿泊施設への受入支援

5 診療所等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災者の収容及び助産

6 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
- (3) 福祉避難所開設・運営への協力

7 学校施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- (3) 学校教育施設の被害状況調査への協力
- (4) 学校教育施設の避難所開設への協力

8 公共施設等の施設管理者

- (1) 避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急対策
- (3) 公共施設の避難所開設への協力

第10 その他の公共的団体

1 道志村社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会）

- (1) 災害ボランティアの育成
- (2) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (3) ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (4) 発災後の災害ボランティアセンターの設置と運営

2 山梨県ボランティア協会

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

第5章 道志村の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

本村は、山梨県の東南部、北緯35度31分、東経139度02分に位置し、北側は上野原市、都留市、山中湖村と、南側は神奈川県相模原市、山北町と接している。村の東西は28km、南北は4kmの東西に細長い地形で、総面積は79.68Km²（国土地理院「平成26年度全国市区町村別面積調」）、そのうち93.7%が森林（農林業センサス2015）となっている。

第2 地勢

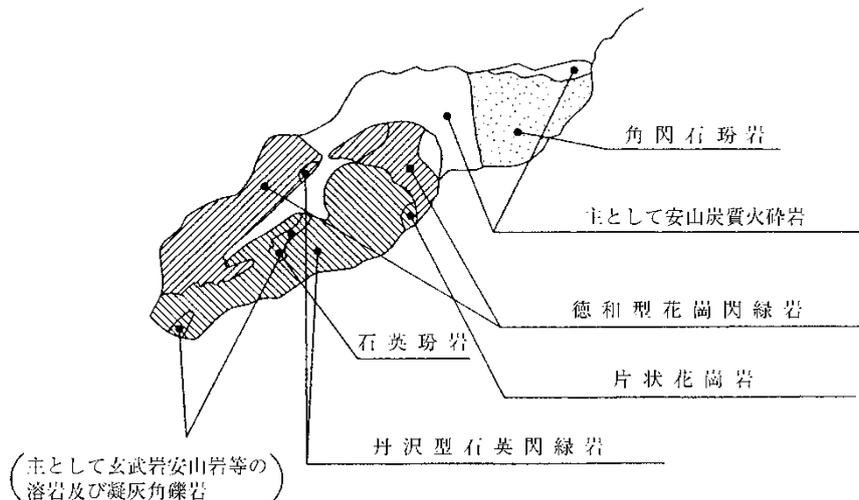
村の北部には御正体山、今鞍山、菜畑山、赤鞍岳が連なり、南部は丹沢山塊の山伏峠、菰釣山、大界木山、加入道山、大室山という1,500m級の山々がそびえている。

また、村の中央部には西南端の山伏峠に源を発する道志川が東に流れ、28kmの流程を経て相模湖に注いでいる。この川沿いに28余りの集落がいわゆる“道志七里”に点在し、1,600人弱が標高400mから820mの山間に居住している。

第3 地質

本村の地質は、道志川構造谷によって御坂層を基岩とする礫土及び壤土と丹沢型石英閃緑岩を基岩とする砂土及び壤土との対峙態勢を示しており、県東南部のそれと大差はなく、特に郡内といわれる地方に共通の地質である。

また、本村では阪神淡路大震災でも大きな被害をもたらした活断層の存在が道志川に沿って推定されており、過去数年間にわたりマグニチュード5～6級の地震が発生しているので注意が必要と思われる。本村における地質の状況は次のとおりとなっている。



第4 気象

気候は、山間部にあるため、年間平均気温が11.1℃、年間平均降水量が1,929mm（「道志村総合計画2016～2025」より）であり、同じ山梨県東部地域に位置する大月観測所と比較しても降水量が上回っており、年間を通じて涼しく、過ごしやすい気候となっている。

第2節 社会的条件

第1 人口

村の人口は、昭和35年の3,108人から減少を続け、昭和60年には2,141人と大きな減少を見せたもののそれ以降平成7年まではほぼ横ばい状況を示していたが、平成12年にはさらに減少傾向に転じ2,087人となった。その後も人口の減少は続いており、平成22年には2,000人の大台を割り込んでおり、平成27年国勢調査では、1,743人となっている。一方、1世帯当たりの人数も減少傾向にあり、核家族化の進行がみられる。

また、高齢化については、本村も例外ではなく、高齢化のひとつの指標である老年人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）は年々高くなっており、平成27年の住民基本台帳では32.6%であり、少子高齢化が進んでいる。

第2 産業

村の産業は、農林業の衰退や観光産業の伸張などにより第1次産業が減少し、第2次・第3次産業が増加傾向である。また、観光産業は、京浜地区から70km圏内で、富士五湖や相模湖などの既存観光地に近いことや自然環境に恵まれていること等から本村の基幹産業のひとつとなっている。

第3 土地利用

本村の総面積は、79.68Km²でそのうち93.7%は森林である。加住面積が極めて少ないため、適地の有効利用を図るとともに、自然環境との調和による開発が課題となっている。

本村の土地利用区分は次のとおりである。

林野	耕地（田、畑、樹園地）	宅地	その他
74.68Km ² （93.7%）	0.27Km ² （0.3%）	0.44Km ² （0.6%）	4.28Km ² （5.4%）

第4 交通

本村における主要道路は、国道413号と主要地方道である県道24号都留・道志線であり、国道413号は、京浜地域と富士五湖地域を結ぶ道路として、平成11年にオープンした「道の駅どうし」の影響や平成25年の富士山世界文化遺産登録を期に交通量が大きく増加している。（「道志村総合計画 2016～2025」より）。また、自転車競技者人口の増加や、狭隘・急カーブ箇所も多いことや、歩道の整備区間も短いことから、交通安全を確保する上での問題を抱えている。

県道24号都留・道志線は、本村と都留市及び富士急行電鉄駅、中央自動車道ICを連絡する幹線道路である。村道については、現在、98路線あり総延長約48kmに対して、舗装率は72.5%となっている。公共交通機関としては、富士急山梨バスが本村と都留市間及び本村と富士吉田市間を、神奈川中央交通バスが本村と相模原市（藤野駅及び三ヶ木）間を運行している。

第5 観光

本村には道志川沿いを中心に約30箇所のキャンプ場が立地しており、首都圏有数のキャンプ場密集地帯となっている。道志川周辺ではキャンプのほか、溪流釣りも盛んに行われている。また、本村は裏丹沢や道志山塊への登山ルートの拠点でもあり、登山やハイキング客が多く入込むなど、豊かな自然環境を背景に、多くの観光資源を抱えている。

これらに加えて、近年では道の駅どうしや道志の湯など観光施設の整備も進んでおり、観光客は増加傾向にある。平成10年には40万人に満たなかった観光入込客数は、その後急増し、平成13年には100万人を超え、現在も同水準を維持している（「道志村総合計画2016～2025」による）。

第6 災害環境

1 過去の災害

本村に影響があったとみられる過去の災害には次のようなものがある。

災害発生年	災害種別	被害状況
1707(宝永4)年	噴火	宝永大噴火（富士山の大規模噴火）
1854(嘉永7)年	地震	安政東海地震M8.4（県内M5.3）
1923(大正12)年	地震	関東大地震（甲府M6）、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、液状化現象3箇所
1944(昭和19)年	地震	東南海地震（M7.9 甲府M5）で甲府にも被害
1976(昭和51)年	地震	山梨県東部を震央とする地震（M5.5）、県東部で住宅等一部破損77棟、道路22箇所、田畑31箇所、農業用施設79箇所等の被害
1983(昭和58)年	地震	山梨県東部を震央とする地震（M6.0）、県東部を中心に19市町村で被害。特に大月市に集中、負傷者5人。被害総額3億5,000万円
1998(平成10)年	大雪	県下に3日間にかけての積雪が、甲府で49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者3名
2011(平成23)年	地震	静岡県東部を震源とする地震（M6.4）、山中湖村で震度5強を観測。県東部では住宅3棟、非住宅3棟が一部損壊、負傷者1名
2011(平成23)年	台風	台風12号、台風15号は道志村で合わせて1,000mmを超える記録的な大雨となった。家屋半壊1件
2014(平成26)年	大雪	大雪災害、積雪量は道志村で120cm～150cm。家屋一部損壊38件、半壊1件、農業施設全壊17件
2019(令和元)年	台風	台風19号は、520mmを超える記録的な大雨となり、大雨特別警報が発令され、災害救助法の適用を受けた。

2 災害危険箇所

(1) 土砂災害

本村は、道志川を中心として北岸に道志山塊、南岸には丹沢山地という、急峻な山地に囲まれているため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づく、急傾斜地崩壊危険区域は、13区域が指定されている。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、平成23年3月より土砂災害警戒区域（砂防事業が必要な危険箇所）の指定が順次進められており、急傾斜地の崩壊は272箇所（特別警戒区域268箇所）、土石流は98箇所（特別警戒区域90箇所）の計370箇所（特別警戒区域358箇所）と、数多くの区域が指定されている。この他、山地災害危険地区（治山事業が必要な危険箇所）では、崩壊土砂流出危険地区が71箇所、山腹崩壊地区が5地区報告されており、本村は、地震や降雨などにより、土砂災害が発生する恐れのある箇所が多く存在することが分かる。

第3節 地震被害の想定

第1 想定される地震

本村に被害を及ぼす地震としては、次の3種類の地震が想定される。

1 南海トラフ地震（東海地震）

南海トラフ地震は、フィリピン海プレートとアムールプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震のことである。特に、駿河トラフを震源とする東海地震は、前回の地震から既に約160年経過していることから、近い将来の発生が懸念されている。本村は、南海トラフ地震（東海地震）が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」による地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

2 首都直下型地震（南関東直下型地震）

首都直下型地震は、相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震であり、地震の種類としては、内陸地殻内地震（直下型地震）に限らず、プレート間地震（海溝型地震）、スラブ内地震も想定されている。本村は、首都直下型地震（南関東直下型地震）が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」による地震防災対策を推進する必要がある「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

3 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震

（1）釜無川断層地震

山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震

（2）藤の木愛川断層地震

山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震

（3）曾根丘陵断層地震

甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震

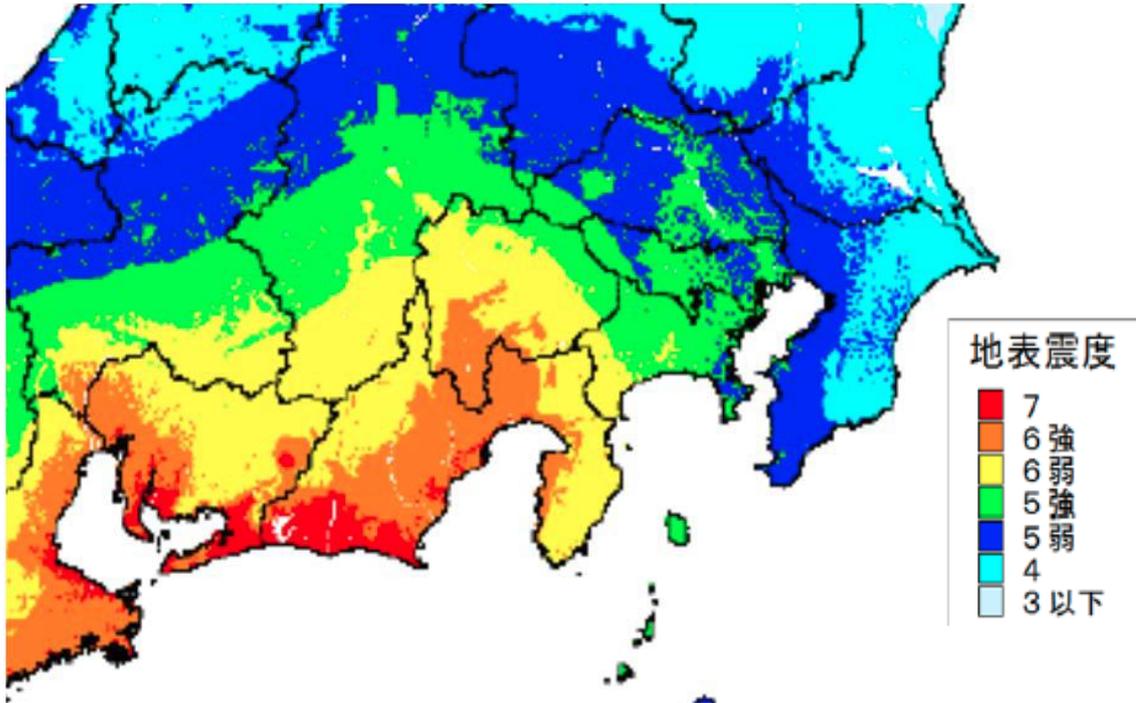
（4）糸魚川 - 静岡構造線地震

日本を代表とする活断層であり、この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震

第2 想定される地震の規模

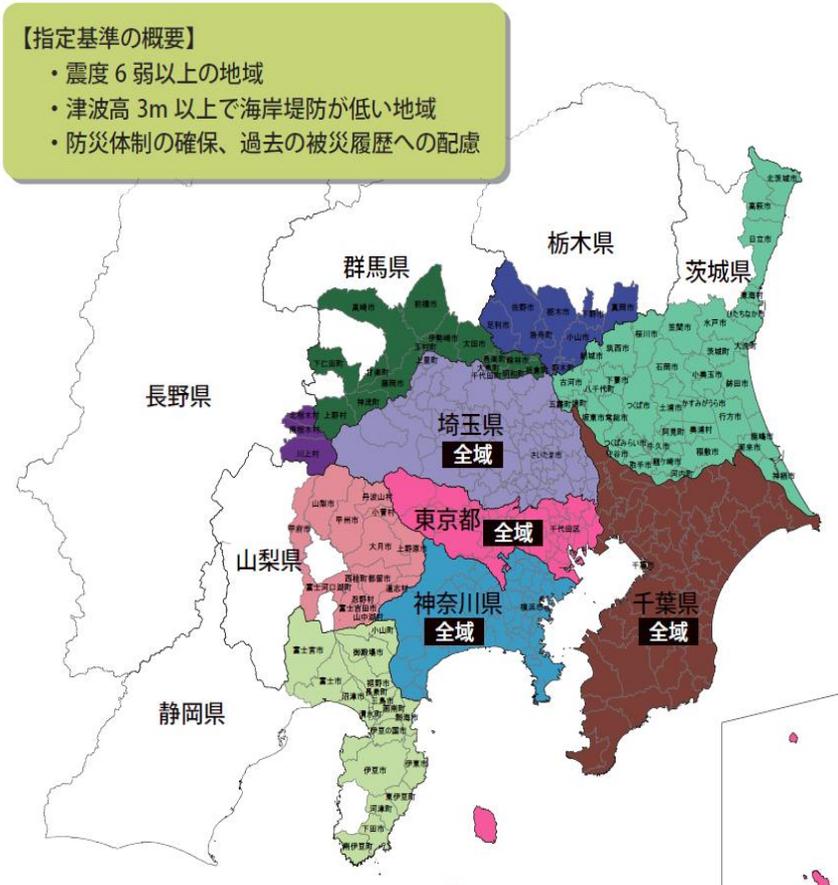
想定地震	マグニチュード
南海トラフ地震（東海地震）	8.0
首都直下型地震（南関東直下型地震）	7.0
釜無川断層地震	7.4
藤の木愛川断層地震	7.0
曾根丘陵断層地震	6.1
糸魚川 - 静岡構造線地震	7.0

南海トラフ地震による地表震度想定



資料：南海トラフ巨大地震 関東ブロック地域対策計画

首都直下型地震緊急対策区域



資料：首都直下地震対策に係る区域等の指定 内閣府中央防災会議

第3 山梨県東海地震被害想定調査

1 想定震度

山梨県が実施した「山梨県東海地震被害想定調査（平成17年）」では、ボーリングデータや文献、「甲府盆地地下構造調査（平成13年～15年度に実施）」等の成果から地盤構造に関する基礎データ（地盤モデル）を整理し、甲府盆地で250mメッシュ、その他の地域では500mメッシュの単位で地震動計算を行っている（村内は500mメッシュで地震動計算を行っている）。

具体的には、中央防災会議での地震波形データを入手し、地盤モデルに基づいて計測震度等を算出し、中央防災会議の計算結果（1kmメッシュ）も検討・考慮した結果、原則として震度の異なるメッシュにおいて、その最大値を選択した（安全側の選択）。

2 想定ケース

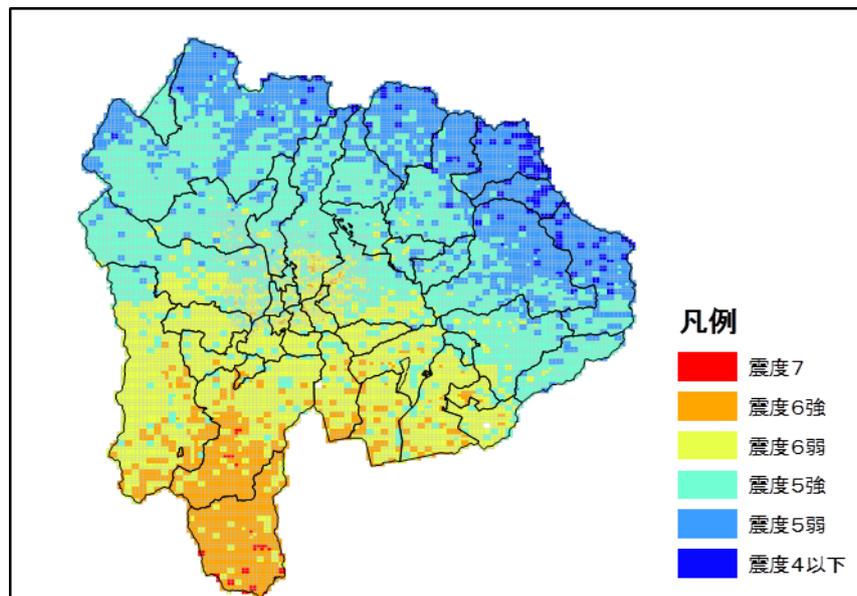
被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D1」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第4 地震動・液状化

地震動については、村のほぼ全域で震度5強、その他都留市、上野原市境付近で震度5弱、村の西部地域の一部で震度6弱と予測された。液状化危険度については、本村は液状化の危険性はほとんどないとされている。

東海地震における山梨県内の想定震度の分布



第5 斜面崩壊

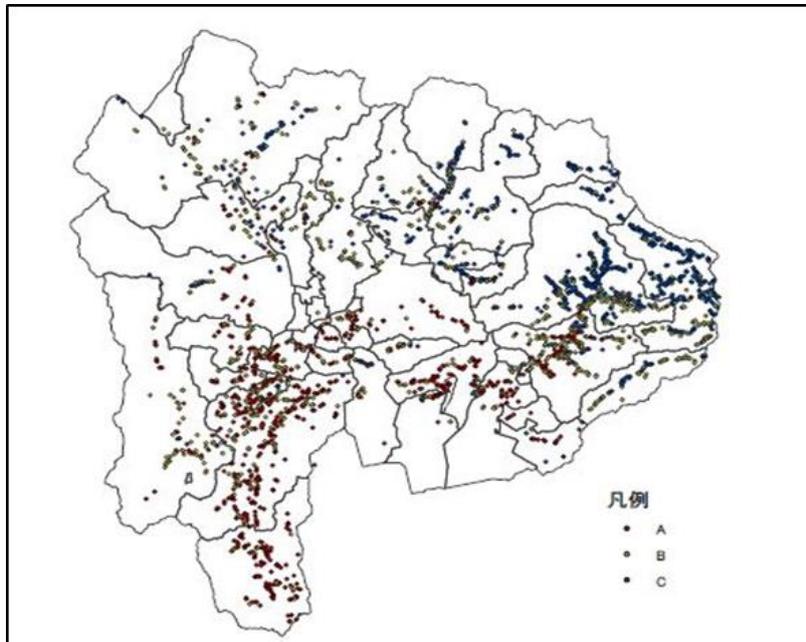
1 斜面崩壊危険度

本村の危険箇所のうち6箇所が「危険性が高い」、31箇所が「危険性がある」、24箇所が「危険性が低い」と予測されている。

斜面崩落危険度	危険箇所数
A	6
B	31
C	24
合計	61

ランク A：危険性が高い
 ランク B：危険性がある
 ランク C：危険性が低い

東海地震時における山梨県内の急傾斜地崩落危険度別の分布



2 斜面崩壊による人的被害

急傾斜崩壊危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊が2棟、半壊が6棟と想定されている。なお、急傾斜地崩壊危険箇所の全箇所において対策工が施された場合、斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は全壊が0棟、半壊が1棟にまで減少し、対策前と比べて大幅な被害低減効果を示している。

	全壊棟数	半壊棟数
対策無し	2	6
対策有り	0	1

第6 建物被害

本村では、液状化の危険性がほとんどないと想定されているため、建物被害のほとんどは揺れそのものに伴うものである。また被災した建物の大半が木造建築となっている。

1 揺れ・液状化による被害棟数

建物区分	被害要因	棟数(棟)						被災率					
		木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	揺れ	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
半壊		11	0	2	0	1	14	1.5%	0.0%	2.4%	0.0%	12.5%	1.6%
大破		0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中破		0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全壊(大破)	液状化	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
半壊(中破)		0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全壊	合計	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
半壊		11	0	2	0	1	14	1.5%	0.0%	2.4%	0.0%	12.5%	1.6%
大破		0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中破		0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

注：被災率は道志村建物棟数（木造753棟、R C造11棟、S造84棟、軽量S造26棟、その他8棟の合計882棟（固定資産課税台帳調べ））に基づき算出した。

2 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見た結果、対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は皆無であると予測された。

第7 火災

冬5時、春秋12時、冬18時、東海地震の予知あり全てのケースにおいて、出火件数は0件と予測された。

第8 ライフライン被害

1 上水道施設

(1) 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりとなっている。
配水管被害は、4.5箇所（0.19箇所/km）で発生すると想定される。

配水管延長 (km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
22.9	4.5	0.19

注：施設延長は、平成14年度水道統計調査より

(2) 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、需要家数547戸に対し、発生直後は約330戸（約60.3%）と半数以上の世帯で断水が予測され、発生1週間後には約30戸（約5.6%）になると予測される。

	直 後	1日後	2日後	1週間後
断水受家戸数 (戸)	330	178	171	30
断水率 (%)	60.3	32.4	31.3	5.6

注：需要家数（給水戸数）は、平成16年度末時点

(3) 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。

2 LPガス

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約9戸と想定される。LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

(1) 機能支障

LPガス需要家数 (戸)	要点検需要家数 (戸)	LPガス機能支障率 (%)
566	9	1.6

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをLPガス需要家数とした。

(2) 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

3 電力施設

(1) 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約0.16m（約0.24%）、電柱約0基（0.05%）、架空配電線約0.24m（0.02%）と想定される。

地中配電線			電柱			架空配電線		
地中配電線 亘長 (m)	被害亘長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 亘長 (m)	被害亘長 (km)	被害率 (%)
0.5	0.0	0.03	406	0	0.05	12.1	0.0	0.02

(2) 機能支障

電力施設における機能支障（停電）は48戸（約7.0%）と想定される。

需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
684	7.0	48

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末時点）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

(3) 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

4 電話通信

(1) 一般電話

① 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.12km（約0.03%）、電柱約0.4本（約0.05%）、架空ケーブル約0.33km（約0.02%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりとなっている。ただし、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
地中ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
4.0	0.0	0.03	766	0.4	0.05	16.5	0.0	0.02

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末時点

注2：電柱本数は、NTT交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

② 機能支障

通話機能支障件数は、5件（約0.6%）と想定される。

加入件数 (件)	通話機能支障率 (%)	通話機能支障件 (件)
764	0.6	5

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

③ 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

(2) 携帯電話

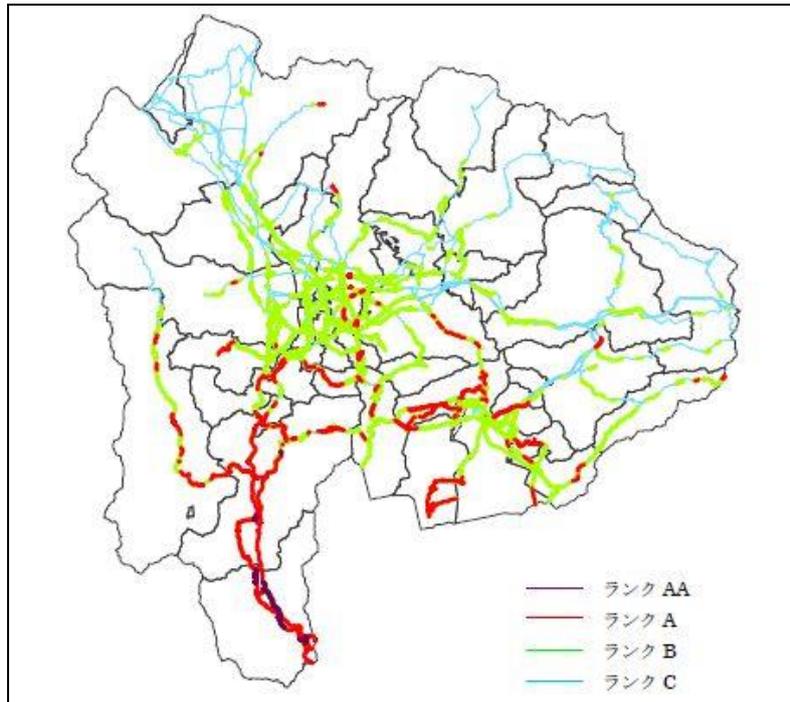
携帯電話の被害は、基地局が十分な耐震性を有していることから、施設に対する被害を受ける可能性は少ない。しかし、災害発生時に通話が集中する場合は、著しく困難になることが予想される。

第9 交通施設等被害

1 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。村内の緊急輸送道路指定路線である国道413号については、ランクBと想定されているが、相模原市境付近等にランクAがあり、交通が混乱する可能性がある。

東海地震時における山梨県内の道路被災危険度別の分布



道路の利用可能想定結果に関するランク分類

ランクAA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重要な影響が発生する可能性がある区間
ランクA	大規模な被害が発生する可能性がある区間あるいはかなりの確立で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
ランクB	軽微な被害が発生する可能性がある区間あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
ランクC	被害が発生する可能性がほとんどない区間

2 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が5m以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響について想定を行った。本村は道志川の一部で斜面崩壊の影響を受けて河道閉塞が発生するなどの可能性があり、満水時と重なった場合には土石流に発展する可能性もある。

第10 人的被害

1 死傷者

地震発生予知がないケースでは、斜面崩壊により死者約1人、重傷者約1人、軽傷者約1人が発生すると予測された（朝5時、昼12時、夜18時の各時間帯）。このほか、建物被害でも死傷者の発生が予測されている。

予知があった場合は昼12時及び夜18時で死者がそれぞれ0人となり、予知によって被害が低減されることが示されている。

(1) 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷 (単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
被害建物	予知なし	0	1	2	0	1	1	0	1	1
	予知あり	0	1	1	0	1	1	0	1	1
火災	予知なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
崩壊斜面	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予知あり	1	1	1	0	1	1	0	1	1
合計	予知なし	1	2	3	1	2	2	1	2	2
	予知あり	1	2	2	0	2	2	0	2	2

(2) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ① 建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ② 斜面の対策工の実施
- ③ 家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ大幅に低減することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、大幅に被害を低減することができる。

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
予知なし		0	1	1	0	0	1	0	0	1
予知あり		0	0	1	0	0	1	0	0	1

2 要救助者

死傷者とほぼ同様の傾向にあり、朝5時、昼12時、夜18時における要救助者はそれぞれ約2人と予測され、また、予知ありの場合では約1人に減少するものと想定される。

また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれるため、多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間で多くの生き埋め者を救助することができる。

(1) 救助者数予測結果

(単位：人)

	5時			12時			18時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
予知なし	1	1	2	1	1	2	1	1	2
予知あり	0	1	1	0	1	1	0	1	1

(2) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ① 建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ② 斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前と比べ東海地震予知なしケースで昼12時、夜18時における木造建築物被害が1件から0件に、また東海地震予知ありケースでは、木造、非木造ともに全ての時間帯で被害の発生を防ぐことができる。

(単位：人)

	5時			12時			18時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
予知なし	1	1	2	0	1	1	0	1	1
予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第11 生活支障

1 滞留旅客・帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の予測結果は次のとおりである。

8月は1年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も多く発生する。昼間発災の場合、約3,029人、夜間の場合でも約2,143人が滞留すると想定される。

富士北麓・東部地域（桂川・道志川周辺）

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間 10時～18時	765	789	1,106	1,617	2,026	1,541	2,044	3,029	2,176	2,095	2,039	1,037
夜間 18時～10時	374	404	478	477	736	435	879	2,143	874	491	498	442

2 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近いこと、峡南医療圏や本村の属する富士北麓医療圏では、他医療圏に比べ多くの死者・重傷者が発生するため、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重症患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要が生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

医療需給過不足数（要転院患者数含む。）

（単位：人）

対応可能 入院重症 患者数	要転院 患者数	重傷者数 +病院死者数 (5時)	対応可能 外来患者数	軽傷者数 (5時)	医療需給過不足数		患者受入倍率	
					入院患者 対応	外来対応	入院患者 対応	外来対応
0	0	3	0	3	-3	-3	—	—

3 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約256人（約70世帯）、1週間後で約125人（約35戸）、1ヶ月後で約13人（約4世帯）と予測される。

また、発災1ヶ月以降の応急仮設住宅需要は約2戸と予測される。

(1) 短期的住機能支障

① 短期的住機能支障想定結果

（単位：人（世帯））

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計
発災 1日後	3 (1)	5 (1)	158 (43)	166 (45)	2 (1)	3 (1)	85 (23)	90 (25)	5 (2)	8 (2)	243 (66)	256 (70)
発災 1週間後	3 (1)	5 (1)	73 (20)	81 (22)	2 (1)	3 (1)	39 (11)	44 (13)	5 (2)	8 (2)	112 (31)	125 (35)
発災 1ヶ月後	3 (1)	5 (1)	0 (0)	8 (2)	2 (1)	3 (1)	0 (0)	5 (2)	5 (2)	8 (2)	0 (0)	13 (4)

② 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

（単位：人）

避難所 収容人数	避難所 人口 (1日後)	避難所 人口 (1週間後)	避難所 人口 (1ヶ月後)	収容人数 —避難所人口			避難所人口 ／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
1,524	166	81	8	1,358	1,443	1,516	0.11	0.05	0.01

③ 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

（単位：人）

避難所 収容人数	住居制約 者数 (1日後)	住居制約 者数 (1週間後)	住居制約 者数 (1ヶ月後)	収容人数 —避難所人口			避難所人口 ／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
1,524	256	125	13	1,268	1,399	1,511	0.17	0.08	0.01

(2) 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替え	自宅改修・修理
2	1	0	0	0

(3) 食料・飲料水需要量

食料需要量については、前記(1)③の表の住居制約者数(避難所生活者数+避難所外生活者数)=食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本村では発災後1日分の食料として、768食(住居成約者256人×3)が必要となる。

飲料水については、本村では発災後1日目で4トン、2日目で2トン、3日目で2トンの不足が生じると想定されている。

食料	飲料水		
給食需要量 [直後数日] (一日当たり食分)	1日目	2日目	1日目
768	-4	-2	-2

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。

4 清掃・衛生支障

(1) 仮設トイレ需要量

震災後1日目の仮設トイレ需要数は1基であり、1週間後においても変わらない。なおこの数値は、下水道の受益地域以外の被災者のトイレ需要は自宅でまかなう前提で算出した。

(2) 住宅・建築物系の瓦礫

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫量は約800トン(1,200m³)と予測された。

木造被害による	非木造被害による	焼失による	合計
500トン (1,000m ³)	300トン (200m ³)	0トン (0m ³)	800トン (1,200m ³)

第4節 火山被害の想定

第1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約500 km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

第2 富士山の活動史

富士山は、約70万年前から20万年前までに活動した“小御岳火山”約10万年前から1万年前まで活動した「古富士火山」と、それ以降、現在まで活動し続ける「新富士火山」に区分されている。「古富士火山」は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

「新富士火山」は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期（噴火ステージ）に分類できる。

新富士火山の主な噴火ステージ(宮地1988)

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ1	約11,000年前～約8,000年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山の8～9割に及ぶ
ステージ2	約8,000年前～約4,500年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的の小規模な火砕物噴火
ステージ3	約4,500年前～約3,200年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物、噴火や溶岩流噴火
ステージ4	約3,200年前～約2,200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ5	約2,200年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

小御岳火山の歴史－約70～20万年前。

現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が噴火して誕生した。

古富士火山の時代－約10万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。

爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも4回の山体崩壊を発生させた。

新富士火山の時代－約1万年前、古富士火山を覆うように新富士火山が噴火を開始。

新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約1万年前～8千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。有史後の主な噴火は、貞観6～7年（864～865年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。以来300年、現在まで静かな状態が続いている。

しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識された。

第3 富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりとなっている。

年代	概略
800 (延暦19. 4. ～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)
864 (貞観6. 5. ～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)
1083 (永保3. 2. 28)	富士山大噴火 (扶桑略紀)
1435 (永享7. 1. 30)	富士山に山炎が確認 (王代記)
1559 (永禄2. 2.)	この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)
1572 (永亀3. 2.)	上吉田村 (現富士吉田市)、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う (新地割付帳)
1707 (宝永4. 11. 23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)
1951 (昭和26. 3. 6)	富士山麓に大雪代発生し、忍野村50年来の大被害
1954 (昭和29. 11. 27～28)	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者15人
1980 (昭和55. 8. 4)	富士山で大落石事故、死者12人

第4 富士山における噴火の特徴

「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおりとなっている。

新富士山火山の噴火の特徴

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂の火口では、繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模のものが圧倒的に多く、約2,200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

第5 想定される火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

1 想定火口範囲

国の「富士山ハザードマップ検討委員会報告書 (平成16年)」で示されたとおり、約3,200年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域を噴火する可能性のある範囲とし、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある危険地域とする。

2 想定される火山現象とその危険性

(1) 想定される前兆現象

① 火山性地震

火山周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象である。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになる恐れもある。

② 火山性微動

地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。

③ 山体膨張

山体の一部が膨張する現象である。

④ 噴気

火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもある。

(2) 火山災害事象の解説

① 溶岩流

1,000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い早さである。

② 降灰

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くに従って徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

③ 噴石

噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチメートル以上の岩片を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2km以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるので危険である。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数センチメートルの軽石が到達した。

④ 火砕流・火砕サージ

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。

⑤ 融雪型火山泥流

雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

⑥ 降灰後の降雨による土石流

山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

⑦ 岩屑雪崩

山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてくる。富士山では、約2,500年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに昔にも複数回あった可能性があるとの記録がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。

⑧ 雪泥流

雪代（ゆきしろ）・スラッシュ雪崩（なだれ）ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。

⑨ 水蒸気爆発

熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。

⑩ 火山ガス

火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

⑪ 空振

噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。

⑫ 洪水氾濫

川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水が起こる現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。

⑬ 津波

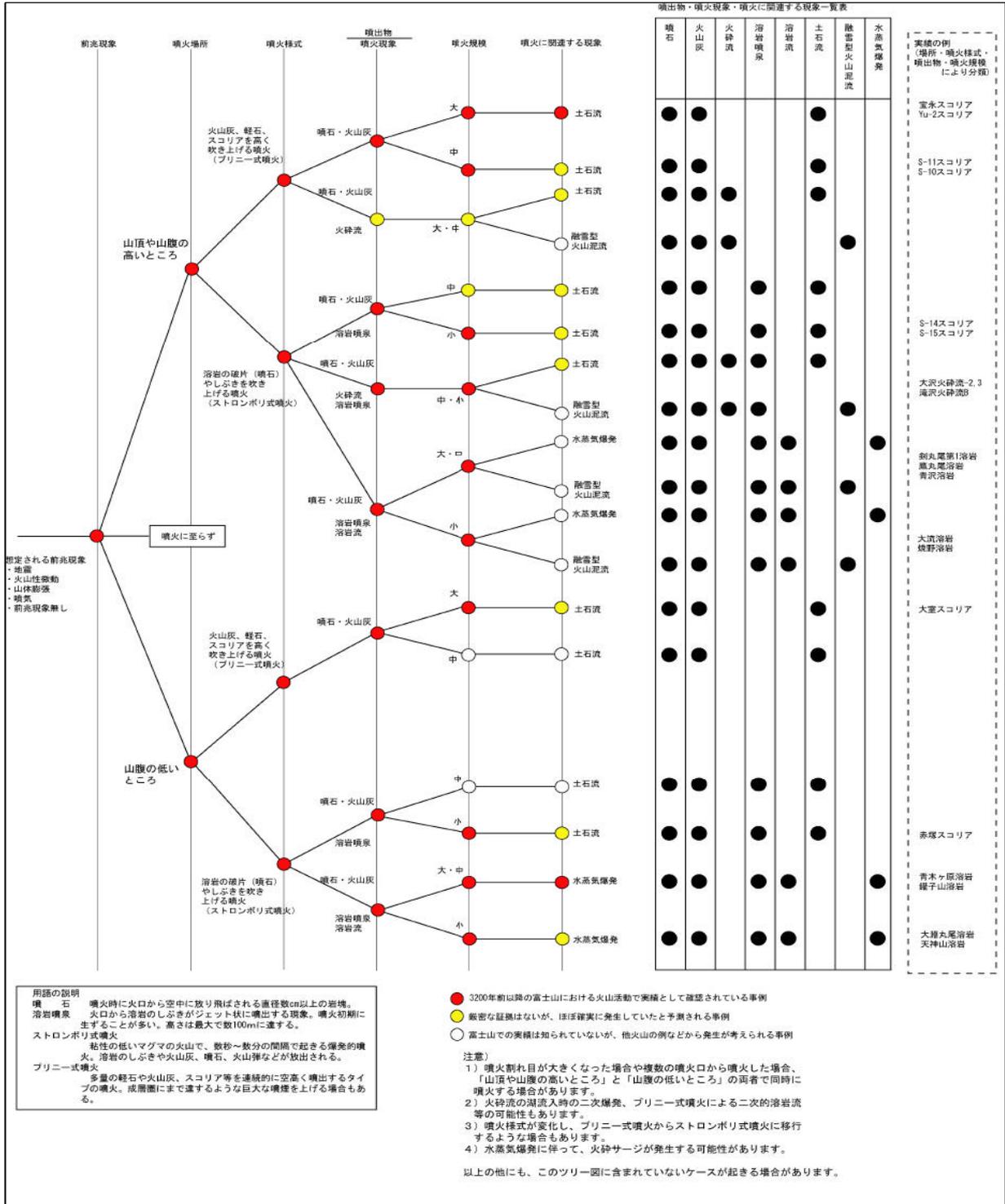
山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

第6 想定する火山災害

1 噴火の概略シナリオ

富士山で起こり得る噴火について、必ずしも起こり得る全ての現象や推移を網羅したものではないが、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオを標記する。

噴火のシナリオ



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

2 防災計画が対象とする火山現象と影響予測範囲

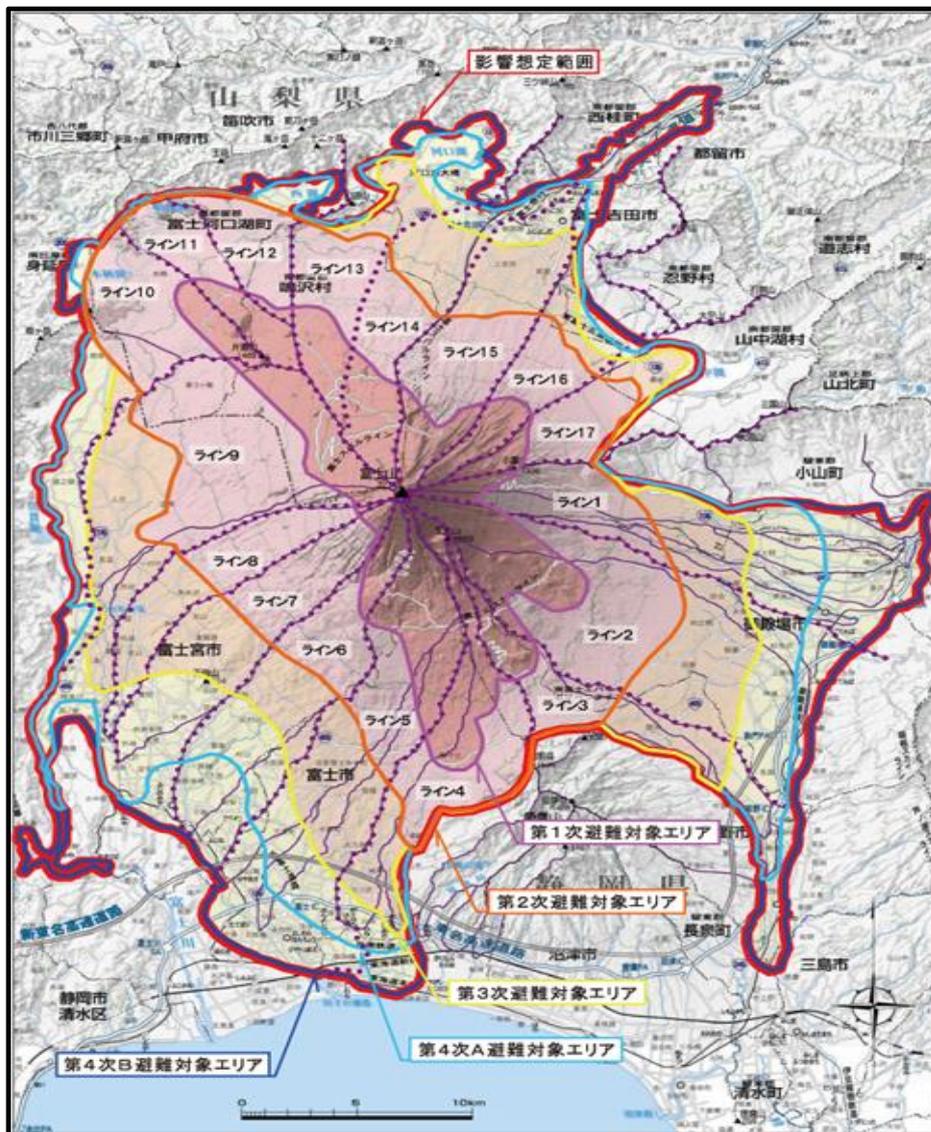
本村においては、溶岩流や大きな噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による降灰及び小さな噴石による被害が大きいと予測される。このため、本計画が対象とする火山現象は次のとおりとする。

- (1) 降灰
- (2) 降灰後の降雨による土石流
- (3) 小さな噴石

また、各火山現象の影響予想範囲は、富士山火山広域防災対策基本方針及び国の「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」で示された範囲とし、その影響予想範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として以下に示す。

なお、ハザードマップによる火山現象の影響予想範囲は、一定の条件に基づき推定されたもので、実際に噴火した場合は、噴火のタイプ、火口位置、噴火の規模、季節等によって変化する。

想定火口範囲、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響予想範囲と避難対象エリア

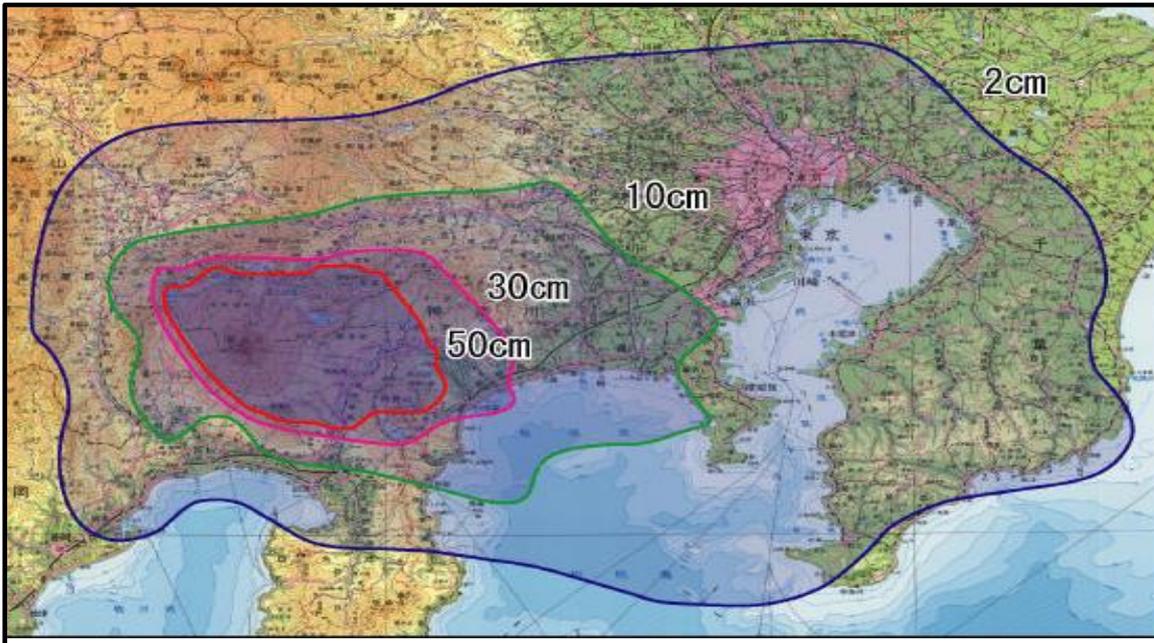


資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

3 降灰予測

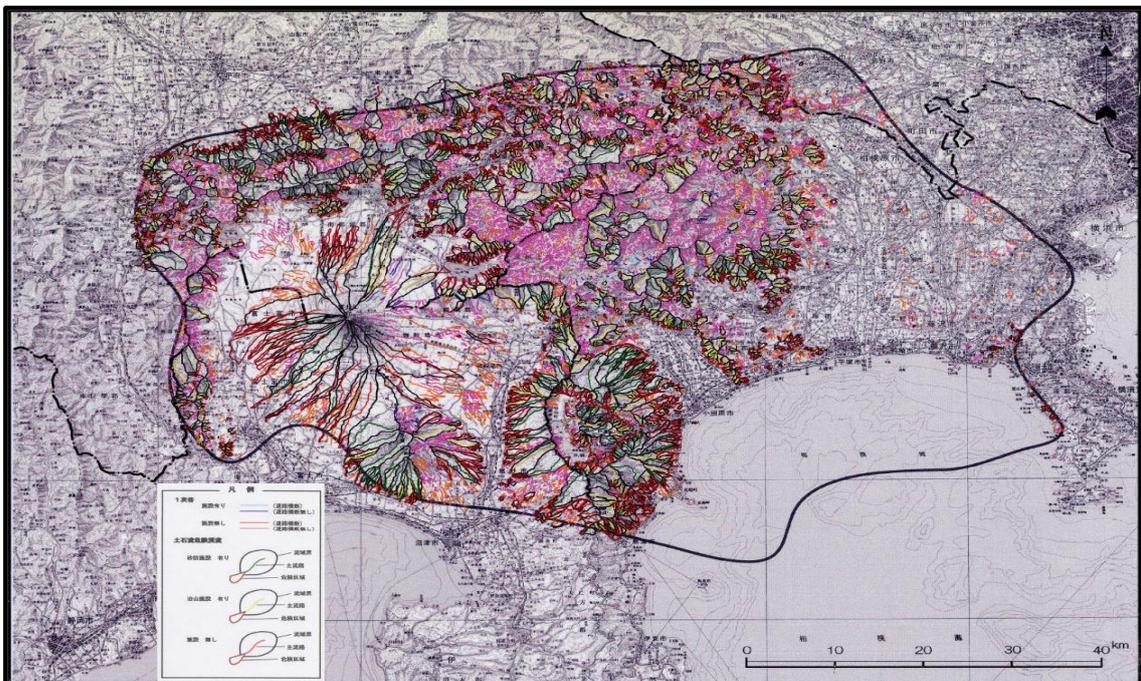
降灰は、一年を通じた偏西風の影響で、富士山の東側に多く堆積すると予測されている。降灰は広範囲にわたり、本村においては、家屋が倒壊する可能性のある30cmを超える50cmの降灰が予測されており、降灰による土石流の発生、河川の氾濫、農作物への影響が懸念される。

降灰の影響予想範囲



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

4 火山灰による被害

(1) 火山灰とは

火山灰は、噴火の際に、火山から放出される物質のうち、直径が2mm以下のものと定義されており、ざらざらした砂状のものから、最小では小麦粉よりも細かい粒子までである。

(2) 火山灰の成分等の物質

火山灰は軽石や岩石が砕かれたもので、ガラスの破片のように鋭い破面を持ったものも含まれているため、噴火直後の火山灰粒子は、酸性の皮膜に覆われており、肺や目に刺激を与えることや、この皮膜は降雨等により取り除かれるが、その結果として、水質の悪化や農作物への影響が生じる。

そのため、火山灰が与える影響として、呼吸器系の不調、角膜剥離等の目の症状、皮膚への刺激といった健康被害、給水への支障、農作物被害等といった社会的な問題が生じる可能性がある。

(3) 大量の火山灰の堆積による被害

火山灰は、雪のように溶けることはなく、水を含むと互にくっつき、密度を増し、コンクリート状となって重くなり、降灰量が30cmを超えた降雨時には、木造家屋が全壊する恐れがある。また、大量の火山灰は、河川の河床を上げ、河川の氾濫、土石流の発生を誘発する可能性がある。

更に、農作物に火山灰が付着するとなかなか排除することができず、大量の火山灰が堆積すると、草木が枯れ、農業や畜産業に甚大な被害をもたらす。

(4) その他の被害や特徴

火山灰は、自動車のエンジンフィルターを詰まらせたり、スリップを誘発するなど、車両の走行に影響を与え、航空機においては、エンジンが火山灰を吸引すると停止してしまうため、火山灰が浮遊する航路は全く使用不可能となるなど、交通へ大きな支障を及ぼす。

また、電柱等の碍子（がいし）の漏電により停電が発生する可能性があり、断水など、村民生活に大きな影響を与える恐れや、細かい粒子によりパソコンなどの電子機器が故障し、通信、金融といった現代産業に大きな打撃を与えることなども懸念される。

(5) 降灰被害の想定

降灰量ごとの被害の想定とその対処法は、次のとおりとなっている。

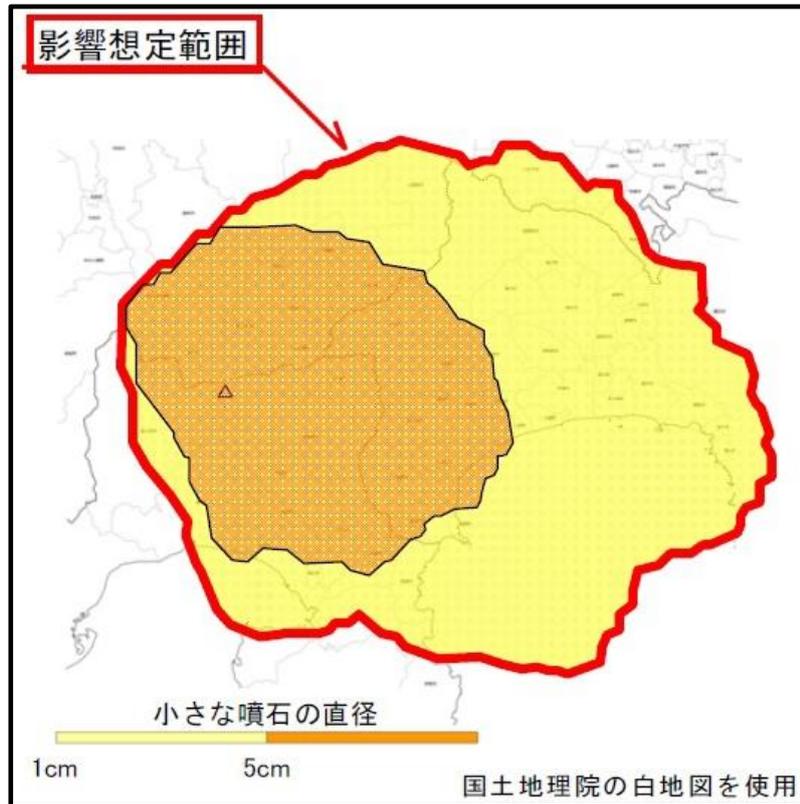
降灰量 (積もった厚さ)	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊する恐れあり	危険があれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5cm		道路が通行不能	
2cm		何らかの健康被害が発生する恐れあり	
1mm以上	多量	車の運転は控える	外出を控えて窓を閉める か、マスクなどで防護
1mm未満	やや多量	車は徐行運転となる	
0.1mm未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる。	

5 小さな噴石による被害

小さな噴石は、噴火の際に、火山から放出される物質のうち、直径2mm以上64mm未満のものをいう。小さい分だけ1つ1つの破壊力は小さいものの、風に乗って火口から10km以上も遠方まで飛び、広範囲に被害をもたらす。小さいとはいえ、人、建物、土地、道路、電車、車などに当たると大きな被害をもたらす、当たり所によっては命の危険性もある。

本村は、直径5cm以上の小さな噴石の影響を受けることが想定されている。

小さな噴石の影響想定範囲



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

風水害等編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実【全班共通】

第1 道志村防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 業務分掌

- (1) 道志村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 村長の諮問に応じて村域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) (1) 及び (2) に掲げる重要事項に関し、村長に意見を述べること

3 防災会議会長及び委員

道志村防災会議は、村長を会長とし、委員については、資料編に掲載のとおりとする。

資料編	・資料6-1 道志村防災会議条例 ・資料6-2 道志村防災会議委員一覧
-----	--

第2 道志村災害警戒・対策本部

1 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

2 業務分掌及び組織

業務分掌及び組織等については、資料編に掲載のとおりとする。

資料編	・資料6-3 道志村災害対策本部条例 ・資料6-4 道志村災害対策本部員一覧
-----	---

第3 道志村水防本部

参 考	・参考 風水害等編第3章第1節「水防本部の組織編制及び事務分掌」
-----	----------------------------------

第4 道志村地震災害警戒本部

資料編	・資料6-5 道志村地震災害警戒本部条例
-----	----------------------

第5 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会等を単位に自主防災組織を組織する。

2 組織の編成及び活動

本村では、各自治会を単位とした自主防災組織が、28組織結成されており、各自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約をそれぞれ作成し、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう平常時から準備、訓練に努めている。

(1) 組織の編成



(2) 組織の活動内容

担当班	平常時の役割	非常時の役割
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 全体調整 他機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難情報の全体把握
消火班	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防の啓発 延焼危険地区、消防水利等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 各自家庭における火の始末 初期消火の実施 延焼の場合は消火班出動
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> 救出用資機材の整備計画の立案 建設業者などへの重機の事前協力要請 各世帯への救急医薬品の保有指導 応急手当講習会の実施 負傷者収容についての医療機関との協議 	<ul style="list-style-type: none"> 初期救出の実施 軽傷者は各世帯で処置 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 重傷者などの医療機関への搬送
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、伝達方法の立案 村防災関係機関との連絡方法の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 各世帯による情報班への被害状況報告 情報の集約と村等への報告 重要情報の各世帯への広報 地域住民の安否、避難先等の情報提供 ボランティアの被災者のニーズの把握
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 避難対策地区の把握 避難路の決定と周知 要配慮者のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難路の安全確認 避難者の誘導（組織的避難の実施） 要配慮者の搬送、介添え
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> 各世帯への備蓄の徹底 飲料水が確保できる場所の把握 炊出し、配分計画の立案 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の確保 炊出しの実施 飲料水、食料などの公平配分

3 地域の自主防災組織の充実強化

村は、次の措置を推進し、自主防災組織の充実強化に努める。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

- (1) 村は、県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、道志村消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、県の実施する資格取得講座や研修会への参加を促すことで、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成する。
- (2) 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かくに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 村は、自主防災組織の設立支援補助金制度を創設し、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

第6 事業所の役割

災害時の事業所の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメントの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、自衛消防組織等を組織し、事業所内における安全確保対策の実施や緊急出動体制の構築等を推進するほか、地域の一員として平素から地域の自主防災組織とも緊密な連携を図り、合同の防災訓練を実施するなど、当該地域の防災力の強化に努めるものとする。

事業所における自主防災活動

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 防災訓練の実施 | ⑥ 火災その他災害予防対策 |
| ② 従業員等の防災教育 | ⑦ 情報の収集、伝達体制の確立 |
| ③ 事業継続計画（BCP）の策定 | ⑧ 帰宅困難者対策 |
| ④ 施設及び設備の耐震性の確保 | ⑨ 救出及び応急救護方法の習得 |
| ⑤ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 | |

第2節 防災に関する知識の普及・教育及び防災訓練【全班共通】

防災業務に従事する職員及び一般住民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。

第1 職員に対する防災教育

1 講習会・研修会の開催

職員に対して、防災関係機関を講師とした講習会・研修会を開催し、防災知識の普及を図る。また、各課においても災害時における業務内容・連絡体制の認識を深める。

2 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 一般住民に対する防災教育

村は、次により一般住民に対して防災知識の普及を図る。

1 啓発の方法

- (1) 広報誌（「広報どうし」）の活用
- (2) 防災行政無線、行政情報提供システム、村ホームページ、SNS等の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 山梨県立防災安全センターの活用
- (5) 土砂災害ハザードマップなどの防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災ビデオ等の貸し出し
- (7) 防災・気象情報のインターネットへの配信

2 啓発の内容

- (1) 防災・減災に対する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (5) 災害発生時取るべき措置
- (6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

第3 学校教育における防災教育

村は、幼児、児童、生徒等の発達段階に即して計画的に実践的な防災教育を実施するとともに、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座等において、その内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布などを行う。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

村は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施するほか、必要に応じて防災関係機関と連携して指導を行う。

第6 山梨県立防災安全センターによる防災知識の普及

山梨県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。また、地震体験車の出張イベントを行っているため、小中学校の課外活動で利用することや住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展示室	地震体験装置	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報、災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q&A	防災、消防等の知識を試す装置
展示品	防災関連品	
視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等	
図書、相談室	400冊	
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等	

第7 防災訓練の実施

村は、災害時における迅速かつ適切な応急対策が実施できるよう、複合的な災害を視野に入れ、体制の整備強化と技術の向上及び知識の普及を目的として防災訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人などの要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

1 総合防災訓練

村は、防災関係機関等と合同し、関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合防災訓練を次により実施するものとする。

また、訓練実施にあたっては、近隣市町村との広域的な応援訓練の実施に努める。

(1) 実施時期

「防災の日」又は「防災週間」(8月30日～9月5日)の直近において村長が定める日

(2) 訓練実施機関

- ①村、②都留市消防本部、③道志村消防団、④道志村社会福祉協議会、⑤日赤奉仕団、⑥事業所、⑦道志村建設業協会、⑧自主防災組織・地域住民等

(3) 訓練内容

各機関が実施する訓練内容は、次のとおりとするが、関係機関との協議により、その都度実施計画を定めて実施する。

機関名	訓練内容
道志村役場	① 非常参集訓練 ② 災害対策本部設置・運営訓練 ③ 被害状況収集伝達訓練 ④ 避難所設置・運営訓練 ⑤ 応急給水訓練 ⑥ 防災講習会 ⑦ 応急救護所設置・運営訓練
都留市消防本署道志出張所 道志村消防団	① 住民の避難誘導訓練 ② 被害状況収集訓練 ③ 応急救助・救護訓練 ④ 消火訓練 ⑤ 消防機関での合同訓練 ⑥ 無線通信訓練
道志村社会福祉協議会	① 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
日赤奉仕団	① 炊出し訓練 ② 炊出し物資配給訓練
自主防災組織 地域住民 事業所 道志村建設業協会	① 住民の避難訓練 ② 被害状況収集訓練 ③ 消火訓練 ④ 避難所設置・運営訓練 ⑤ 防災講習会

2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

(1) 実施要領

都留市消防本部等関係機関の協力を得て実施するほか、村独自でも実施するものとする。

(2) 実施時期及び実施方法

関係機関の協議によりその都度定めるものとする。

3 避難訓練

村は、災害から人命、身体を保護する為、学校、医療機関、社会福祉施設、工場、事業所、小売店その他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行うよう指導する。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人などの要配慮者をはじめ、観光客などに対しても、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

なお、学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

(1) 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。

(2) 実施の回数は、年間を通じて時期や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

(3) 人命、身体の安全の確保を基本とする。

4 防疫訓練

村は、災害発生時における感染症の発生及び蔓延を予防するため、防疫訓練を実施するものとする。

(1) 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図るとともに防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い保管する。

5 消防訓練

火災その他各種災害の発生に対処するため、消防施設の拡充と点検並びに消防団員の教養訓練を実施するとともに、各分団相互の連絡をより一層緊密にして災害を未然に防止するよう努め、さらに地域住民に消防思想の周知徹底を図るよう次の事項について実施する。

(1) 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

(2) 実施場所

火災の恐れのある地域又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

(3) 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

6 水防訓練

風水害等編第3章「水防計画」に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次により水防に関する訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

洪水の恐れのある河川の危険箇所を選んで実施する。

(3) 実施方法

演習要領は県総合水防演習に準じ、富士・東部建設事務所吉田支所と協議し、実施する。

(4) 訓練参加者

消防団員、消防本部職員、その他村職員及び一般住民

第3節 災害ボランティアの育成強化【総務班・福祉班】

災害ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な災害対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

村は、県、道志村社会福祉協議会等との連携のもと、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など災害ボランティアの育成強化に努める。

第1 災害ボランティアの登録

村は、道志村社会福祉協議会と連携し、平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録を推進する。

第2 災害ボランティアの育成

1 活動内容の周知

村は、研修会の実施、村が実施する防災訓練への参加等により、災害時における災害ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した災害ボランティアの育成

村は、県及び山梨県社会福祉協議会、日本赤十字社山梨県支部等と連携し、災害ボランティアの育成を図る。

3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

村は、道志村社会福祉協議会と連携して地域のボランティア団体等の組織化を推進し、地域の防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第3 ボランティアの活動分野

1 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

災害ボランティアの主な活動内容

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 災害・安否・生活情報の収集、伝達 | ⑤ 救援物資の仕分け及び配布 |
| ② 要配慮者の介助及び看護補助 | ⑥ 消火・救助・救護活動 |
| ③ 清掃 | ⑦ 保健医療活動 |
| ④ 炊出し | ⑧ 通訳等の外国人支援活動 |

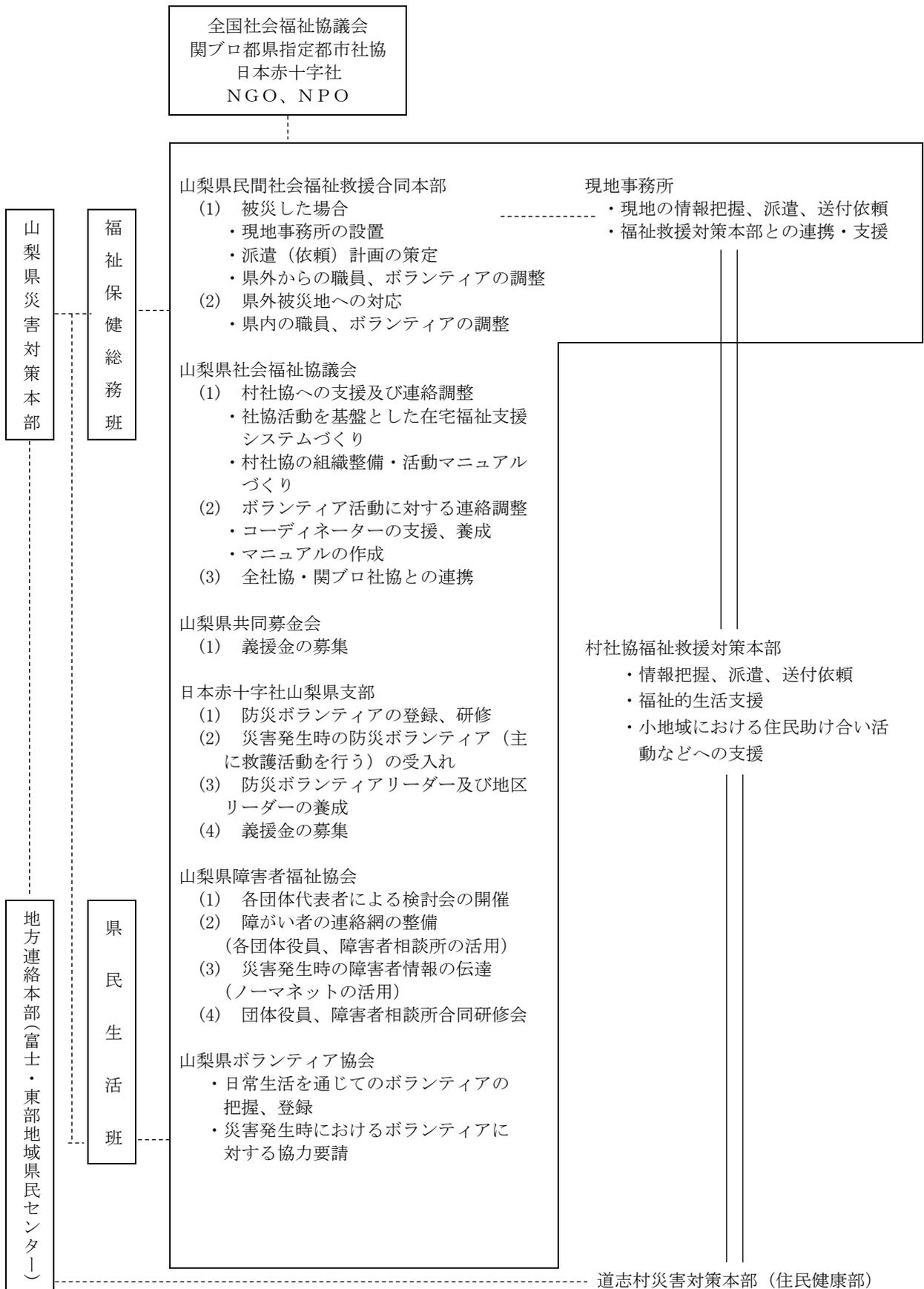
2 道志村災害ボランティアセンターの整備

村は、発災後直ちに道志村社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置できるよう、拠点となる施設（道志村福祉交流センターゆいのわ）をあらかじめ指定し、必要な設備、資機材等の確保を図る。

第4 山梨県民間社会福祉救援合同本部

県及び日本赤十字社山梨県支部は、災害ボランティアの育成を行っており、平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部を設置する。村においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。

山梨県民間社会福祉救援合同本部



第4節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充【全班共通】

大規模災害発生時に迅速、的確な災害応急対策が実施できるよう、災害対策の拠点となる庁舎、指定避難所など重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していくものとする。また、食料や生活必需品、防災資機材の整備・拡充を推進する。

第1 防災施設の整備

1 防災活動拠点の指定

村は、大規模災害時に災害応急対策の拠点となる次の施設を防災活動の拠点として位置付け、必要な整備を推進する。

拠点種別	施設名
① 災害対策活動拠点	道志村役場、水源の郷やまゆりセンター、都留市消防本署道志出張所
② 避難拠点	指定避難所・指定緊急避難場所
③ 福祉避難拠点	道志村福祉センター、道志村保育所
④ 物資備蓄拠点	防災備蓄倉庫
⑤ 救援物資集積拠点	道の駅どうし、道志小・中学校
⑥ 物資輸送拠点	ヘリコプター緊急離着陸場
⑦ 応援受入拠点	道志森のコテージ、道志村交流活動センター、道志村福祉センター
⑧ 医療活動拠点	道志村国民健康保険診療所
⑨ 消防活動拠点	都留市消防本署道志出張所、消防団詰所

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-1 災害対策本部施設（代替庁舎）一覧 ・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧 ・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧 ・資料2-6 救援物資集配拠点施設一覧 ・資料2-7 緊急消防援助隊・自衛隊受入拠点施設一覧 ・資料3-2 消防施設・設備一覧 ・資料4-6 ヘリコプター緊急離着陸場等一覧
-----	---

2 防災活動拠点の整備方針

(1) 耐震化等の安全対策の推進

村は、防災活動の拠点施設に対して、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事又は建て替えを行う。

また、学校や体育館などの非構造部材の耐震化・設備・備品の転倒防止対策を推進する。

(2) 設備等の整備推進

村は、大規模災害に備えて、防災活動の拠点施設に対して、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電装置の整備を図る。

(3) 連絡手段の構築

災害時に防災活動の拠点施設間の迅速な連絡が図れるように、防災行政無線や衛星携帯電話などの連絡手段の配備を推進する。

(4) 要配慮者に配慮した整備

指定避難所となる公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、障がい者用トイレや手摺などのバリアフリー化を推進するとともに、妊産婦等の女性にも配慮した体制を整備する。

第2 防災資機材の整備

1 防災備蓄倉庫の整備

防災資機材、食料等の備蓄倉庫については、災害発生危険予想地等との距離等を考えて分散備蓄を推進するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。

また、点検整備は村、各施設（機関）、各事業所にあつては施設責任者、道志村消防団にあつては各分団長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。

資料編	・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧
-----	---------------------

(1) 点検整備を要する防災資機材と保管機関

防災資機材	保管機関
防災用資機材	総務課
消防用資機材及び施設	総務課、道志村消防団
防疫用資機材	住民健康課、産業振興課
給水用資機材	産業振興課
水防用資機材	産業振興課
自主防災組織備蓄資機材	各自自主防災組織
ライフライン復旧資材	各事業者

(2) 防災資機材及び機械類の点検実施内容

防災資機材	機械類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

2 物資の備蓄及び調達方針

- (1) 備蓄量については、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」における避難所生活者数等を参考にし、本村の人口及び社会情勢等を勘案し、計画的に備蓄を行っていく。
- (2) 乳幼児や高齢者の健康状態には、特段の配慮が必要であるため、介護食の備蓄やアレルギー対応食品を供給できる体制を整備する。
- (3) 村は、生産者、農業協同組合、生活共同組合その他、小売店と十分協議し、災害時の食料等の供給においては、協力を得るとともに、物資調達に関する協定の締結を推進する。
- (4) 災害時は、市場流通の混乱、物資の入手困難が予測されるため、最低でも3日分程度の家庭内備蓄を指導啓発する。

第3 山梨県における防災施設の整備状況

1 県における防災活動拠点

施設名	所在地	管理者	用途
小瀬スポーツ公園	甲府市小瀬町840	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
富士北麓公園	富士吉田市上吉田立石5000	県	警察、自衛隊、消防
楡形総合公園	南アルプス市桃園1600	市	自衛隊、消防
富士川クラフトパーク	身延町下山1597	県	警察、自衛隊、消防
山梨県立防災安全センター	中央市今福991	県	自衛隊、消防
緑ヶ丘スポーツ公園	甲府市緑が丘2-8-1	県・市	自衛隊、消防
笛吹川フルーツ公園	山梨市江曾原1488	県	警察、自衛隊、消防
曾根丘陵公園	甲府市下向山1271	県	自衛隊、消防
桂川ウェルネスパーク	大月市富浜町鳥沢8438	県	警察、自衛隊、消防
韮崎中央公園	韮崎市藤井町北下条2531	市	警察、自衛隊、消防
アイメッセ山梨	甲府市大津町2192-8	県	物流事業者等

2 県における防災施設の整備

(1) 山梨県立防災安全センター

山梨県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。

(2) 富士・東部地域県民センター

該当地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機材等を備蓄している。

(3) 土木施設災害対策拠点

災害時の緊急復旧活動及び救援活動等を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、富士・東部建設事務所吉田支所に防災拠点を整備する。

拠点機能は、次のとおりである。

- ① 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。
- ② 緊急復興活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート等の備蓄を行う。
- ③ 緊急輸送道路とのネットワーク化を図る。

第5節 消防予防計画【総務班・消防団】

火災予防については、防災思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図る。また、公設消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽などの消防水利の整備を促進するとともに、防火対象物の定期査察の徹底及び火災予防運動の実施により、啓発指導を行うものとする。

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

村は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、都留市消防本部、自主防災組織との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。消防団員については、機能別消防団員制度、消防団協力事業所制度を活用し、組織の充実強化を図る。

(2) 消防施設等の整備強化

村は、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

(3) 消防団員の教育訓練

村は、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。また、山梨県消防学校や各種消防訓練を通じて、消防技術の向上を図る。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3-1 消防団の組織編成 ・資料3-2 消防施設・設備一覧 ・資料3-3 耐震性貯水槽・防火水槽一覧
-----	---

2 地域の消防力の整備強化

(1) 村は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となるリーダー（自治会長等）に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 村は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 村及び都留市消防本部は、防火対象物の関係者に対し、防災活動の推進を図るよう次の事項について指導を行うものとする。

- ① 従業員、顧客の安全を考慮に入れた災害時行動マニュアルの作成
- ② 防災対策の整備
- ③ 防災訓練等の実施

3 道志村消防計画の確立

村は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として次の事項を大綱とした道志村消防計画を確立し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 防災のための調査
- (3) 防災教育訓練
- (4) 災害の予防、警戒及び防御方法
- (5) 災害時の避難、救助及び救急方法
- (6) その他災害対策に関する事項

4 消防相互応援協定の締結

村は、広域的な火災が発生した場合などに備えて、隣接する近隣市町村と消防相互応援協定を締結し、火災が発生した際には、早期の鎮圧、延焼拡大の防止を行う体制を整備する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-8 都留市・上野原市・道志村消防相互応援協定 ・資料7-9 相模原市と道志村との消防相互応援協定
-----	--

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

都留市消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

村は、自主防災組織など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

村は、都留市消防本部と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。
このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。
- (2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化指導

- (1) 都留市消防本部は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行うものとする。
- (2) 荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

都留市消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。なお、都留市消防本部は都留市火災予防条例（昭和37年条例第3号）に規定されている指定数量未満の危険物の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 防火防災思想、知識の普及

村は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、広報誌、村ホームページ等により防火防災に関する広報を行う。また、火災予防週間及び防災週間などの機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第3 林野火災予防計画

1 林野火災予防思想の普及、啓発

村は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報誌、ポスター等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

村は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

村は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

(1) 防火管理計画

- ① 特別警戒区域 ② 特別警戒時期 ③ 特別警戒実施要領等

(2) 消防計画

- ① 消防分担区域 ② 出動計画 ③ 防御鎮圧計画 ④ 他市町村等応援計画
- ⑤ 資機材整備計画 ⑥ 防災訓練実施計画 ⑦ 啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

村は、県、都留市消防本部、南都留森林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとする。

5 関係職員の研修指導

村は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林組合職員等関係者への指導を行う。

第6節 建築物災害予防対策【総務班・振興班】

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう県は、建築確認審査業務を通じた指導を行うので、村もこれに協力し、安心なまちづくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。

第2 公共施設災害予防対策

1 公共施設の災害予防対策

発災時の応急対策の拠点となる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次のとおり実施する。

- (1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物への改築を計画的に行う。
- (2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修・補強して災害の防止に努める。

第3 防災査察

村及び都留市消防本部は、旅館、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第7節 指定文化財災害予防対策【教育班】

第1 保護の対象

村内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した村民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

資料編	・資料8-8 村指定文化財一覧
-----	-----------------

第2 指定文化財保護対策

道志村文化財保護条例（昭和54年条例第6号）による文化財は、村が独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。

指定文化財保護対策

- (1) 指定文化財の管理については、村が管理規定を設け、所有者及び管理者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、道志村教育委員会に届け出るものとする。

第3 指定文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助金の率は、道志村文化財保護条例及び道志村文化財保護条例施行規則（平成7年教委規則第6号）によるものとする。

第4 指定文化財災害予防計画及び対策

指定文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、都留市消防本部や道志村消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第8節 情報通信システム整備対策【総務班・政策班】

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。

第1 村防災行政無線（同報系）の整備

村は、村災害対策本部、道志村消防団、防災関係機関及び災害現場等との間の通信確保、また村民に対して各種情報等を伝達するため、防災行政無線（同報系）を整備している。

防災行政無線（同報系）は、道志村役場を親局として、各地区に固定系子局を整備しており、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び行政情報提供システムと連携している。

村は、通信設備の正常な機能を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、各種通信訓練を実施して、非常災害発生に備える。

第2 県防災行政無線（地上系・衛星系）の整備

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保する。

資料編	・資料4-7 防災行政無線設備一覧
-----	-------------------

第3 山梨県総合防災情報システムの活用

コンピュータを用いて村が簡易な入力により被害情報や各種要請を報告できる機能、各種要請情報等を自動収集・集約する機能、被災状況等を地図上へ表示する機能、また、村、県、国が収集した機能を集約して村民や関係機関に速やかに提供できる機能をもつ山梨県総合防災情報システムの運用及び習熟に努める。

第4 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

災害時に被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療に関する各種情報の集約・提供を通して被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に資する広域災害救急医療情報システムの運用及び習熟に努める。

第5 土砂災害警戒情報システムの活用

甲府地方气象台と山梨県土整備部砂防課が共同で発表する「土砂災害警戒情報」と補足情報（1kmメッシュの地図情報）などを提供する。

第6 特設公衆電話の活用

災害時においては、一般加入電話が通話しにくい状況が想定される。村では、東日本電信電話（株）と災害時用公衆電話（特設公衆電話）の提供に関する協定を締結している。

第7 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、村は、災害発生時に村内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ道志村役場等の電話を東日本電信電話(株)に災害時優先電話として登録している。

また、村は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編	・資料4-8 その他通信設備一覧
-----	------------------

第8 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、大月警察署、都留市消防本部等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用することが可能なため、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について協議を行う。

無線区分	局名	機関名	所在地	通信範囲
消防無線	消防道志	都留市消防署道志出張所	道志村6254-1	都留・道志
東京電力無線	東電道志工務	東京電力パワーグリッド大月支社	道志村字小山12753	県内

第9 その他通信設備の整備

1 ホームページ・行政情報提供システム等の活用

村は、村ホームページ・行政情報提供システム・メール・SNS等を活用し、広報活動を行っているが、災害時には村の被災状況や住民への協力依頼等の広報手段として利用できるように整備を行う。

2 衛星携帯電話等の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難になった場合には、村災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、衛星携帯電話を活用できるように、平素から整備を行う。

資料編	・資料4-8 その他通信設備一覧
-----	------------------

第9節 災害時要配慮者支援体制の整備 【総務班・健康班・福祉班・消防団】

災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に対し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、平成25年）」等に基づき、自主防災組織、道志村消防団、民生委員など地域社会全体で支援対策に取り組む。

第1 社会福祉施設対策の推進

1 防災設備等の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、発災時等における施設の安全を図るため、必要に応じて耐震診断、耐震改修等を行う。また、施設の出入口付近はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

2 防災体制の整備

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障がい者の引渡方法等を明確にし、消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

村との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、道志村消防団との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断応力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的にも実施するとともに、地域の協力が得られるように、村の総合防災訓練と連携した訓練を実施する。

第2 在宅高齢者・障がい者等の要配慮者対策

1 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

村は、要配慮者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、住民に対して、当該システムの周知を図る。

2 救急医療情報キットの活用

村は、要配慮者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、救急医療情報キット（保険証、救急情報用紙、写真、診察券等の写し）を配布している。

3 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 要配慮者については、村の行う総合防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。なお、啓発資料の作成にあたっては、文字の大きさや内容の分かりやすさなどに十分配慮する。

(2) 村は総合防災訓練等を通じて地域で配慮が必要な世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。

4 避難誘導體制

村は、要配慮者を適切に避難誘導するために、地域住民、自主防災組織、道志村消防団、民生委員の協力を得ながら、避難誘導體制の整備に努める。

5 避難所における対応

村は、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉避難所の開設や車いす等の手配など福祉事業所やボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施するものとする。

なお、福祉避難所の開設にあたっては、福祉事業所の協力が不可欠となることから、平時から災害対応に関して、協議を行うなど、協力体制の整備に努める。

資料編	・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧
-----	--------------------------

6 避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、土砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条第3項の規定に基づき、避難確保計画を策定し、計画に基づく訓練を年1回以上実施しなければならない。

資料編	・資料5-7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧
-----	-----------------------------

第3 外国人への対策

1 外国人の所在の把握

村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように住民登録者名簿等に基づき、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

村は、避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 通訳・翻訳ボランティアの確保

村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第4 妊産婦・乳幼児への対策

妊産婦に対しては、平常時から被災時の対応についての知識の普及を図るとともに、安全な移動手段の確保に努める。また、妊産婦・乳幼児の健康に配慮し、感染症予防対策を始めとして衛生的な環境の確保を図る。

第5 幼児・児童・生徒への対策

学校等（保育所を含む。）の管理者は、災害の発生に備え、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にしておくとともに、幼児・児童・生徒（以下、「児童・生徒等」という。）の防災教育に努めるものとする。

1 応急活動体制

(1) 災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒等のとるべき行動に関するマニュアルを作成し、教職員及び児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の災害対策組織

多様な災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。また、電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校に開設される避難所の運営に教職員が協力せざるを得ない状況も予想されるため、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう必要な支援に努める。

2 防災教育指導

(1) 児童・生徒等に対する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた明確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 防災に関する教職員の研修の在り方

災害及び防災に関する専門的知識の養成及び機能の向上を図るため、防災に関する研修を校内研修として位置付ける。

(3) 防災教育の指導内容の概要

- ① 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
- ② 防災ボランティア活動の進め方
- ③ 応急救護、看護の実践的学習
- ④ 防災訓練の在り方

第6 避難行動要支援者対策

村は、村内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」）を災害対策基本法第49条の10に基づき、作成する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者とする。

- ① 一人暮らしの高齢者（75歳以上）
- ② 要介護認定者で要介護（3～5）の認定の者
- ③ 身体障がい者のうち障害者手帳を有する者のうち、1・2級の者（肢体は3級以上）
- ④ 知的障がい者のうち療育手帳（A判定）を有する者
- ⑤ 精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち1・2級の者
- ⑥ その他村長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

① 関係課による情報の集約

村は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握することとする。

② 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、県知事に対して、情報提供を求める。

(3) 避難行動要支援者名簿に記載する内容

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は住居
- ⑤ 電話番号その他緊急連絡先
- ⑥ 要支援を必要とする事由
- ⑦ その他、支援等の実施に関し、村長が必要と認める事項

2 避難行動要支援者名簿の情報共有と更新

(1) 避難行動要支援者名簿の情報共有

村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、村の防災計画の定めるところにより、都留市消防本部、道志村消防団、大月警察署、民生委員、道志村社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援の実施に携わる関係者「避難支援等関係者」に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。なお、村は郵送や戸別訪問などにより、避難支援等関係者への名簿情報の提供について、避難行動要支援者の同意を得られるように直接的に働きかけるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

村長は、避難行動要支援者名簿について原則として年1回以上更新することとする。その際、新たに避難行動要支援者となった者を追加するとともに、死亡・転居等が確認された者を削除したうえで更新するなど名簿情報を最新の状態に保つ。

(3) 避難行動要支援者名簿情報の管理

村は、名簿の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、関係者が適切な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- ① 避難行動要支援者名簿の提供については、関係者に対し災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ② 避難行動要支援者名簿は複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ③ 避難行動要支援者名簿の提供は、原則として担当する地域に限定して提供することとし、他地域の名簿は提供しない。
- ④ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合には、団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱うものを限定するよう指導する。

3 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備

(1) 避難のための情報伝達体制の整備

村は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末機等を活用した緊急速報メールの活用、緊急通報システムなど日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせた、多様な情報伝達体制の整備を図る。

(2) 避難支援等関係者の安全確保の体制整備

村は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくよう指導する。なお、安全確保措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難行動支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルール及び計画をつくり、周知を行うよう指導する。

(3) 避難行動要支援者全体計画及び個別計画の策定

地域の災害特性に十分に配慮し、国が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取扱指針」を参考に、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の安全確保を図る避難行動要支援者全体計画を防災計画の下位計画として作成する。

また、必要に応じて、個々の避難行動要支援者に複数の避難行動支援等関係者を配置し、個別の「避難支援プラン」の作成に努めるものとする。

第10節 帰宅困難者の安全確保【産業班】

村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設（キャンプ場を含む）及び交通施設（バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

第1 帰宅困難者の安全確保

1 避難標識等の整備、普及

村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関及びガソリンスタンド等と連携して、災害発生時の避難行動や避難場所等の情報を、村ホームページや観光マップ等を利用して帰宅困難者等へ周知する。

2 帰宅困難者の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、宿泊施設等の施設管理者は、災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

村は、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

第11節 風水害等災害予防対策【総務班・産業班・振興班】

第1 山地災害の予防

本村の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害が発生する恐れがあるため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃の兆しのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、医療機関、保育所等の「要配慮者利用施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に森林整備事業や治山事業の実施を県に働きかけていく。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5-5 崩落土砂流出危険地区一覧 ・資料5-6 山腹崩落危険地区一覧
-----	--

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されて異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 保安林の整備

災害により保安機能の低下した保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を行い、森林機能の維持向上を図る。

4 民有林の荒廃防止対策

森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、平成24年度から山梨県で導入される森林環境税を活用し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していく。

第2 河川対策

本村には、水防法14条の規定に基づき、河川管理者（国・県）が浸水の想定される区域の公表・指定する「浸水想定区域」の指定はされていないが、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、県内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5-1 重要水防区域一覧 ・資料8-2 雨量・水位観測施設一覧
-----	---

第3 砂防対策

村は豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に対して次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

村内には土石流危険溪流が42溪流あり、砂防事業が県により実施されている。今後も、砂防事業の促進を県に要請していく。

資料編	・資料5-2 土石流危険溪流一覧
-----	------------------

2 地すべり対策

村内には「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はないが、地すべりの発生の恐れがある箇所については、監視を重点的に行うものとする。

第4 急傾斜地崩落危険区域災害予防対策

本村は地形・地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

村は、豪雨の際、事前に適切な措置がとられるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

村内には急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域として13区域が指定され、崖崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

資料編	・資料5-3 急傾斜地崩落危険区域一覧
-----	---------------------

3 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

村は、集中豪雨により災害発生の恐れがある場合に、危険地区の住民等が速やかに避難等の措置がとれるよう、土砂災害ハザードマップ等を作成・配布し、又は村ホームページに掲載するなど、急傾斜地等危険地の現状、予防措置等の認識を深めるよう、急傾斜地に関する知識の普及に努めるものとする。

4 建築制限等の普及

(1) 急傾斜地法による制限

村は、急傾斜地における災害を防止するため、県と協力して急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、村は、必要に応じて「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

(2) 土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域による制限

村は、県が指定した土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備するとともに、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土砂災害特別警戒区域における建築物の構造、開発規制又は移転等の対策を進める。

5 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適當な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

第5 土砂災害警戒区域等における対策

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

平成23年県告示第87号、103号、130号、335号、336号、337号、338号及び平成29年県告示第74号により、村内に土砂災害警戒区域が急傾斜地の崩落272区域（うち特別警戒区域268区域）、土石流98区域（うち特別警戒区域90区域）が指定されている。

村は、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するため、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報収集及び伝達、避難、救助など警戒避難体制の必要な整備に努める。

2 要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の推進

土砂災害警戒区域内に、主として、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設、保育所等の「要配慮者利用施設」がある場合は、当該施設利用者が円滑に警戒避難を行えるよう、土砂災害に関する情報、警報等の伝達方法を定めておく。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難体制の強化を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧 ・資料5-7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧
-----	---

3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に活用できることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準C Lライン（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と甲府地方気象台が共同で作成し発表する。

第6 農業対策

1 農業施設災害予防対策

村は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。

(2) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。

(3) 農用施設

農業用ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

2 農作物災害予防対策

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生の危険が長期に渡るため、あらかじめ、警戒期間（概ね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、甲府地方気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

3 家畜に対する措置

畜産施設の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第7 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設を平時より調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱いによっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねるので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものとする。

第12節 雪害予防対策 【総務班・福祉班・振興班】

積雪又は雪崩による被害を予防するため、情報の収集及び広報活動の徹底を図り、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、的確な関係機関の連携により、安全な村民生活の確保と被害の防止に努める。

第1 冬季交通の確保

1 幹線道路の確保

積雪時における村民の安全と交通の確保を図るため、一般交通に供している道路は、毎年除雪計画を定め実施するものとする。

また、除雪にあたっては、道志村建設業協会等に協力を要請し、国道、県道、村道を優先して除雪を行う。

2 市街地の除排雪

市街地の除雪にあつては、村並びに道志村建設業協会等は、除雪の時期、雪捨場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者並びに住民の協力を得て、除雪の円滑化を図るものとする。

また、道志村役場、医療機関、学校、避難所などの公共施設については早期再開ができるよう優先して除雪を行う。

3 鉄道輸送及びバス運行の確保

鉄道による列車の運転阻害を最小限に止めるため、除雪及び除雪体制の確立、整備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。また、バス業者は、国・県・村が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

4 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

ヘリコプター緊急離着陸場については、積雪時の救急搬送及び救援物資等の搬送に重要な拠点となることから道志村建設業協会等と連携し、優先して除雪を行う。

資料編	・資料4-6 ヘリコプター緊急離着陸場等一覧
-----	------------------------

第2 除雪資機材の整備・確保

村は、除雪に必要な資機材を確保するために、道志村建設業協会等と連携して除雪体制を確保する。また、資機材を確保することができない場合は、県に応援要請を行う。

第3 雪害予防対策の普及

雪害予防に関する住民の意識を高めるため、広報誌、防災行政無線、新聞等を利用し、普及啓発を図る。また、雪害に関連し、水道管の凍結、路面の凍結が発生することから、防止対策の周知、徹底を図る。

第4 保健衛生及び医療対策

1 医療体制の確保

積雪時に早期の医療体制を確保するために、道志村国民健康保険診療所の除雪を優先して実施するとともに、医薬品の調達、村外医療機関との連携を図る。

2 救急搬送体制の確保

積雪時に救急搬送が必要になった場合は、警察・消防と連携し、緊急搬送体制を確保する。また、搬送ができない場合には、自衛隊に緊急搬送を要請する。

第5 民生対策

1 人命及び建物被害の防止

- (1) 屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施する（屋根の積雪量は80cm以上になれば危険）
また、常に非常口を確保する。
- (2) 要配慮者世帯の除雪は、周辺住民等の協力により実施する。
- (3) 冬季は、水道管の凍結及び破裂が起きやすいことから、凍結防止対策を徹底するとともに、水道事業者と連携体制を確保する。

2 孤立集落対策

- (1) 防災備蓄倉庫を整備することで、積雪時における食料・飲料水などの必要な物資の確保を行う。
- (2) 積雪時に孤立する可能性が高い地域の避難所に、衛星携帯電話などの非常通信設備の整備を行う。
- (3) 緊急通行を確保するために、雪害時でも通行可能な四輪駆動車等の整備に努める。

資料編	・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧 ・資料4-8 その他通信設備一覧
-----	---

3 要配慮者対策

積雪時に必要がある場合と判断される場合には、要配慮者に対して、道志村社会福祉協議会と連携して、安否確認の実施及び除雪の協力を行う。

第13節 原子力災害予防対策 【総務班・福祉班・健康班・産業班・消防団】

東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった道志村にも、風評被害や村民の心理的同様など様々な影響をもたらした。

道志村を含む山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(※)にも含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、国や県が原子力災害に当たっての専門的・技術的事項の指針としている「原子力施設等の防災対策について」(以下「防災指針」という。)の見直しが検討されていることから、本対策においても防災指針の改定がされたときは見直しを行うものとする。

※「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」として、同指針では、原子力発電所の場合は半径約30kmとしている。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30	H21. 1. 30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

村は、県が国、市町村、中部電力浜岡発電所が所在する県、原子力事業者、その他防災関連機関との間で、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制整備に協力する。

第3 モニタリング体制等の整備

村は、必要と認められた場合は、県に対して過半型測定機器等の貸与を要請し、放射性物質又は放射線の影響のモニタリングを行う。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

村は、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

住民等への普及・啓発内容

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第14節 特殊災害予防対策【総務班・健康班・福祉班・消防団】

第1 火薬類、高圧ガス、危険物等の災害予防対策

村及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物等の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 規制及び指導の実施

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

村は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、都留市消防本部との連携強化を図るものとする。また、都留市消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 簡易ガス事業者の措置

- (1) ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 村の措置

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生する恐れのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞
在者その他の者に対する避難のための立退の勧告、指示

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制【全班共通】

第1 応急活動体制

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等により直ちに道志村災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊急な連携のもと、災害応急活動体制を確立する。

1 村災害警戒本部

道志村災害対策本部（以下「村災害対策本部」という。）の設置前の段階として、気象情報の収集、応急対策の必要な措置を講じるため、道志村災害警戒本部（以下「村災害警戒本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

次に掲げるいずれかに該当する場合に設置する。

- ① 小規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ③ 記録的短時間大雨情報が発表されたとき
- ④ 震度5弱・強を観測したとき
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ⑥ 富士山に噴火警報（火口周辺）噴火警戒レベル3が発表されたとき

(2) 設置場所

道志村役場に設置する。

(3) 指揮の権限

村災害警戒本部の指揮は災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

(4) 村災害警戒本部の所掌事務

村災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ① 気象情報等の収集・伝達
- ② 河川・崖地等の警戒パトロール
- ③ 水防活動
- ④ 災害情報の収集
- ⑤ 防災関係機関との連絡調整
- ⑥ 住民への情報伝達
- ⑦ 避難所の開設
- ⑧ その他、災害応急対策

(5) 村災害警戒本部の廃止・村災害対策本部への移行

村は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したと村長が判断した場合は、村災害警戒本部を廃止する。なお、村長は災害が拡大したとき、若しくは拡大の恐れがあるときは、速やかに村災害警戒本部から村災害対策本部への移行を決定する。

2 村災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、村長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、村災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

次に掲げるいずれかに該当する場合に設置する。

- ① 大規模な災害が広範囲に発生し、又は発生のおそれがあるとき
- ② 特別警報（大雨・暴風・大雪）が発表されたとき
- ③ 震度6弱以上の地震を観測したとき
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- ⑤ 富士山に噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4以上が発表されたとき
- ⑥ その他、村長が必要と認めたとき

(2) 廃止の時期

村災害対策本部は、村域において災害が発生する恐れが解消したと認めるとき、又は応急措置が概ね完了したと認められるときは廃止する。

(3) 設置及び廃止の通知

村災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。
なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員・村関係機関	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、メール
県・県出先機関	県防災行政無線（FAX）、電話
都留市消防本部	県防災行政無線、防災行政無線、電話
大月警察署	電話、FAX
一般住民	防災行政無線、広報車、行政連絡員、村ホームページ
報道機関	電話、FAX、文書

(4) 村災害対策本部の設置場所

村災害対策本部は、道志村役場に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次に掲げる施設又は被災状況に応じ、次に掲げる施設に設置するものとする。

代替順位	施設名	所在地	電話番号
第1順位	水源の郷やまゆりセンター	道志村8990-1	0554-52-1020
第2順位	都留市消防署 道志出張所	道志村6254-1	0554-52-1119

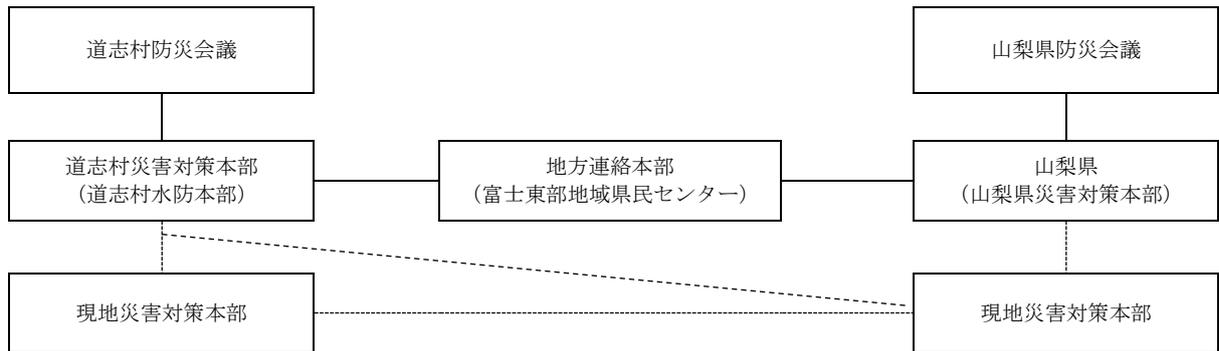
(5) 本部長の職務代理者の決定

本部長が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

代行順位	役職
第1順位	副村長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

3 村災害対策本部の組織及び業務分掌

(1) 道志村防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

(2) 村災害対策本部の編成



(3) 村災害対策本部の分担任務

① 本部長

本部長は村長をもって充て、村災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 副本部長

災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副村長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代理する。

③ 本部員

本部員は、次の者をもって充てる。

教育長	消防団長	総務課長
住民健康課長	産業振興課長	ふるさと振興課長
教育課長	会計管理者	議会事務局長
医科診療所 医師	歯科診療所 医師	都留市消防署道志出張所長
大月警察署道志駐在所警察官		

④ 各部、各班

- ・ 村災害対策本部には、部及び班を置き、部には部長（課長）、班には班長（GL）をおく。
- ・ 部長は、当該部に属する応急対策を掌理し、所属の班を指揮監督する。
- ・ 班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。
- ・ 各班に属する職員は、当該班員となり、班長の命を受けて応急対策に当たる。
- ・ 村災害対策本部の業務分掌は資料編に別に定める。これに定めのない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 1 - 1 道志村災害対策本部の組織編成 ・ 資料 1 - 2 道志村災害対策本部の業務分掌 ・ 資料 6 - 3 道志村災害対策本部条例 ・ 資料 6 - 4 道志村災害対策本部員一覧
-----	---

4 村災害対策本部の本部員会議

- (1) 村災害対策本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。

本部員会議における主な協議事項

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること
- ② 村災害対策本部の配備体制に関すること
- ③ 県、他市町村当への応援要請に関すること
- ④ 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること
- ⑤ 災害救助法の適用に関すること
- ⑥ 村災害対策本部の廃止に関すること
- ⑦ その他災害対策の重要事項に関すること

5 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

- ① 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- ② 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ③ 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- ④ 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(2) 県の現地対策本部との連携

村災害対策本部は、村内に大規模災害が発生し、県の現地本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

6 役場庁舎等が被災した場合の県による情報収集活動

災害発生後、道志村役場等が被災したことにより、村が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条6項により、県は村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集する。

(1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（富士・東部地域県民センター）職員を村に派遣し、情報の収集に努める。

(2) 山梨県消防防災ヘリコプター

山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

(3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し、情報収集の協力を要請するものとする。

第2 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

本部	種別	配備の基準	配備の内容	配備要員
	警戒配備	①注意報(大雨・洪水・大雪)が発表されたとき。 ②震度3の地震を観測したとき。	【措置内容】 最小限の人員をもって警戒体制をとる。 【対応事務】 ・気象情報の受伝達 ・本部長、副本部長等への報告	総務課 (1名以上) (宿日直)
	第1配備	①警報(大雨・洪水・暴風・大雪)が発表されたとき。 ②震度4の地震を観測したとき。 ③南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 ④富士山に噴火警報(火口周辺)噴火警戒レベル2が発表されたとき。	【措置内容】 災害関連情報の収集をはじめとする災害応急対策活動に着手するものとする。 【対応事務】 ・警戒配備に掲げる対応事務 ・村内パトロール、被害状況の収集 ・被害発生予想区域の住民への情報伝達 ・要配慮者利用施設等(社会福祉施設・学校・保育所)への連絡 ・避難準備対策(避難所開設)	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 (各課2名以上) ※配備要員以外は 自宅待機すること
災害警戒本部	第2配備	①小規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ②次の情報が発表されたとき。 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ③震度5弱・強を観測したとき。 ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 ⑤富士山に噴火警報(火口周辺)噴火警戒レベル3が発表されたとき。	【措置内容】 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにするものとする。 【対応事務】 ・第1配備に掲げる対応事務 ・災害警戒本部の設置 ・防災機関(警察・消防・県)への連絡 ・災害応急対策活動の方針の決定	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 (各課4名以上) ※配備要員以外は 自宅待機すること
災害対策本部	第3配備	①大規模な災害が広範囲に発生し又は発生する恐れがあるとき。 ②特別警報(大雨・暴風・大雪)が発表されたとき。 ③震度6弱以上を観測したとき。 ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 ⑤富士山に噴火警報(居住地域)噴火警戒レベル4以上が発表されたとき。 ⑥その他、村長が必要と認めたとき。	【措置内容】 職員は自主的に参集し、速やかに災害応急対策活動を行う。 【対応事務】 ・第2配備に掲げる対応事務 ・災害対策本部の設置 ・広域応援要請の検討 ・救援物資、資機材の調達 ・災害応急対策活動の実施	全職員 (自動参集)

※配備要員は災害状況等により必要な場合は、村長及び所属長の指示で配備につくものとする。

※災害応急対策活動の業務分掌は資料編を参照するものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1-2 道志村災害対策本部の業務分掌 ・資料1-3 道志村災害対策本部の配備基準
-----	--

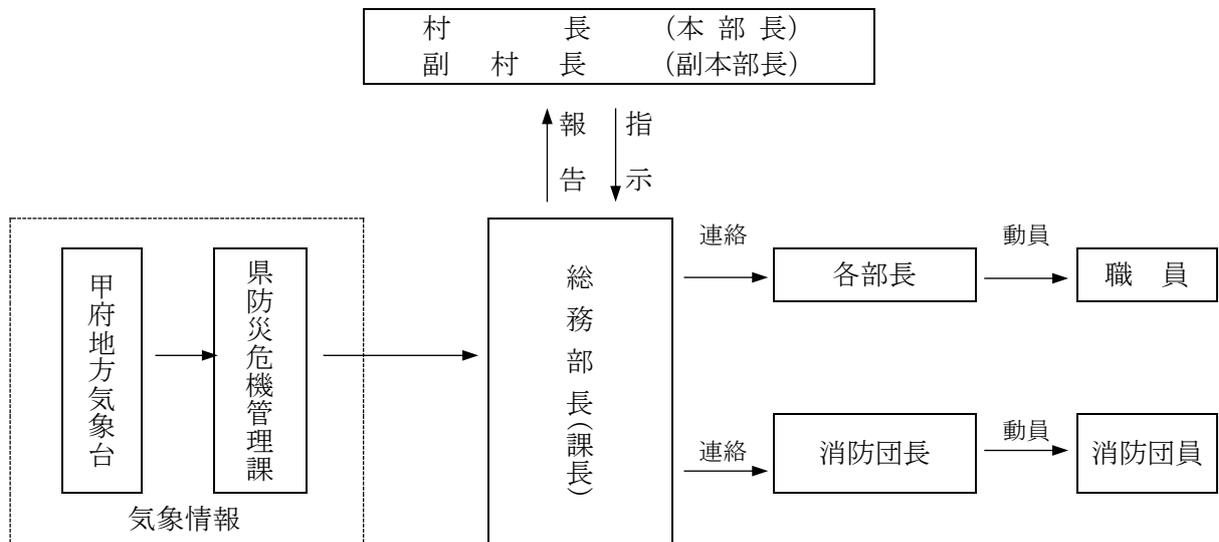
2 配備及び参集体制

(1) 勤務時間中における伝達及び配備

- ① 気象情報等の通知を受け、災害発生が予想される又は災害が発生した場合、総務部長（総務課長）は、本部長（村長）の指示する非常配備体制を庁内放送、電話、メール等により、職員に周知する。また、都留市消防本部、大月警察署等に連絡を行う。
- ② 各部長（課長）は、直ちに各部に属する班長（GL）に連絡し、災害応急対策業務に従事させる。また、各部の所管する出先機関にも同様の指示を行う。
- ③ 配備の指示を受けた職員は、速やかに所定の配備につき、指示された業務に従事する。
- ④ 配備該当職員以外の職員は、気象情報や村災害対策本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。
- ⑤ 非常配備がとられた場合、次の事項を遵守する。

非常配備時の遵守事項

- ① 配備についていない場合も、常に災害情報、村災害対策本部の指示に注意する。
- ② 不急の行事・会議・出張について中止もしくは延期の措置をとる
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属する部長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ⑤ パトロールに出動する場合は、ヘルメット、ライト、無線機などを携帯し、災害が発生する危険性が高い場所には、近づかないこと。
- ⑥ 来庁者や村民に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をする。



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- ① 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに電話等により総務部長(総務課長)に連絡するものとする。
- ② 総務部長(総務課長)は、宿日直者から連絡を受けた場合は、直ちに、本部長(村長)、副本部長(副村長)等に報告をし、各部長及び都留市消防本部、大月警察署等に電話、メール等により連絡する。
- ③ 各部長(課長)は、直ちに所属する班の職員に連絡し、非常配備を伝達する。
- ④ 参集を指示された職員は、事後の推移に注意し、直ちに登庁する。なお、登庁の際には、参集途上の被害状況等を把握するものとする。
- ⑤ 配備該当職員以外の職員は、気象情報や村災害対策本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

⑥ 自主参集

勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が甚大であると判断されるときは、所属する部長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

⑦ 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所又は最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

非常配備時の遵守事項

① 参集時期

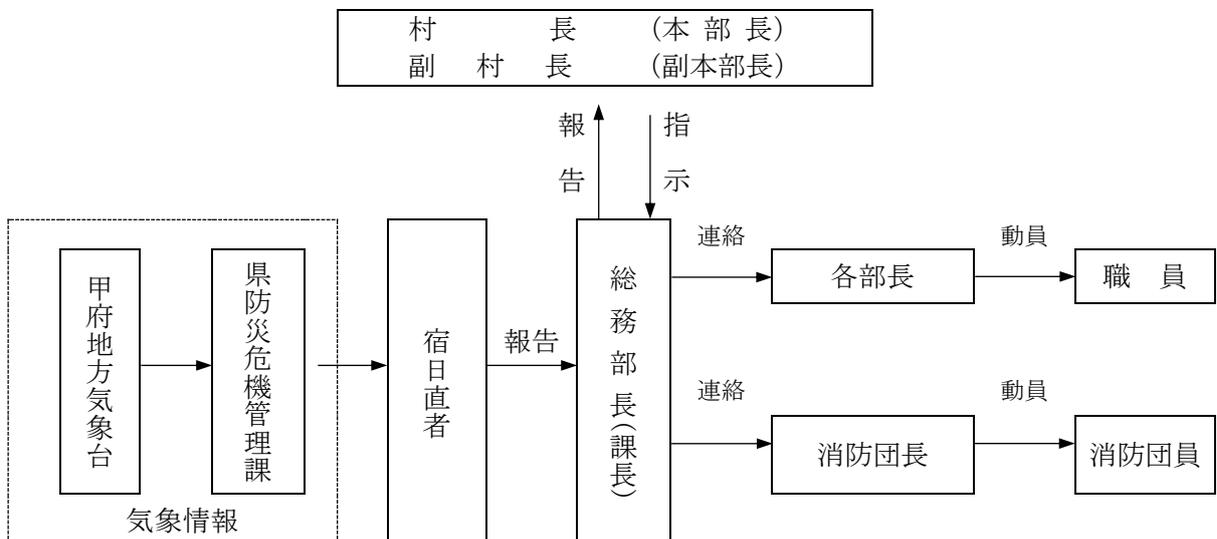
配置基準に該当する災害情報を感知したときは、参集命令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。

② 参集困難な場合の措置

病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害応急対策に従事する。

③ 参集時の服装等

村災害対策本部員の作業服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、懐中電灯、食料、水、着替えなどを努めて持参する。なお、職員は速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておく。



(3) 配備状況の報告

各部長（課長）は、所属職員の参集状況を記録し、総務部長（総務課長）を通じて本部長（村長）に報告を行う。

3 班相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

(1) 動員要請

各部長（課長）は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（総務課長）に要請するものとする。

応援要請に係る明示事項

- | | |
|------------|-----------|
| ① 応援内容 | ④ 出動場所 |
| ② 応援を要する人数 | ⑤ その他必要事項 |
| ③ 応援を要する日時 | |

(2) 動員の措置

- ① 総務部長（総務課長）は、応援要請内容により、余裕のある他部から動員の指示を行うものとする。
- ② 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、応援を行うものとする。

4 初期応急対策の実施

本部長（村長）は、被害が甚大で、速やかに災害応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 応援・協力等の要請・受入れ【全班共通】

第1 広域応援体制

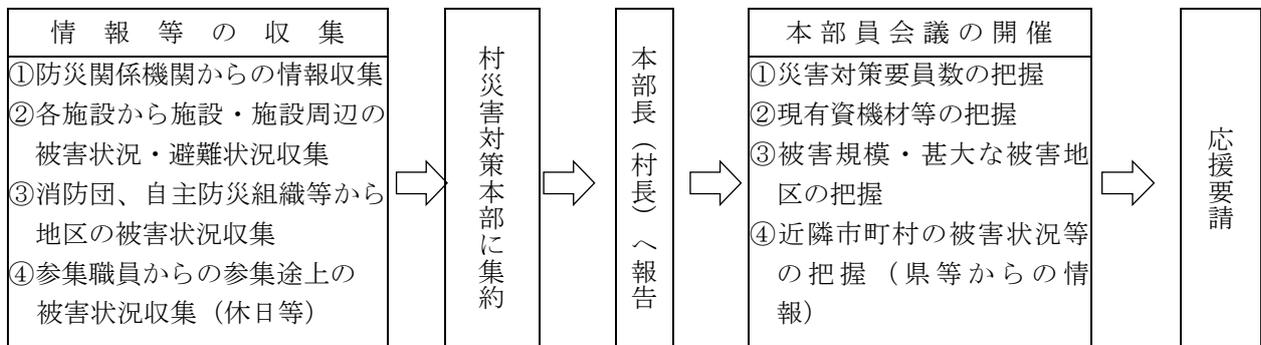
災害発生時に際し、村のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により村の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- (1) 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- (2) 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- (3) 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- (4) 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



2 県知事及び他の市町村に対する応援要請

(1) 県知事に対する応援要請

村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要請

村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により他の市町村長に対して応援を求める。

なお、村では、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定及び覚書等を締結しており、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めるものとする。

(3) 応援要請の方法

応援要請はとりあえず、無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

(4) 県知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

村長は、県知事が内閣総理大臣より他の都道府県災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、県知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力に努める。(災害対策基本法第74条の2第4項)

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-2 災害時における相互応援に関する協定書（横浜市） ・資料7-3 富士東部伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
-----	--

3 指定地方行政機関等に対する応援要請

村長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条の規定により、村長は県知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(1) 村長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 村長が、県知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

4 消防の応援要請

(1) 山梨県常備消防相互応援協定による相互応援

大規模災害時における消防活動については、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」により相互応援を行う。

(2) 上記(1)をもってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、県知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援の要請依頼を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-5 山梨県常備消防相互応援協定書 ・資料7-6 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 ・資料7-8 都留市・上野原市・道志村消防相互応援協定 ・資料7-9 相模原市と道志村との消防相互応援協定
-----	---

5 民間事業所等に対する協力要請

村は、大規模災害の発生に備え、次の通り民間事業者、団体等と相互応援協定を締結している。大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合には、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めるものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-10 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 ・資料7-11 災害時における水道施設等応急対応協定 ・資料7-12 災害時における応急対策業務に関する細目協定書 ・資料7-13 災害時における量の提供に関する協定書 ・資料7-14 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書 ・資料7-15 大規模災害時における被災者支援に関する協定書
-----	--

6 応援受入体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

村は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、総務部（総務班）に連絡窓口を設置する。

(2) 救援物資集配拠点施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資集配拠点施設として整備を行い、集積スペースの確保、仕分け、避難所への供給など必要な準備を行う。

施設名	所在地	連絡先
道の駅どうし	道志村9745	0554-52-1811
道志小・中学校	道志村7568	0554-52-2013(道志小学校) 0554-52-2036(道志中学校)

(3) 受入体制の確立

村は、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

施設名	所在地	電話番号	敷地面積(㎡)	延床面(㎡)
道の駅どうし	道志村 9745	0554-52-1811	11,277	647
道志森のコテージ	道志村 7895 内 21	0554-52-2278	15,972	433(13棟)
道志村交流活動センター	道志村 9013	-	3,400	428

7 県への報告

村は、災害対策基本法、各種相互応援協定に基づく応援要請を行った場合には、富士・東部地域県民センター(地方連絡本部)を通じて県知事に報告を行う。

8 広域一時滞在

村は、被災住民の広域一時滞在時の移送方法や被災住民の受け入れ体制に関して、必要な体制の整備に努める。

参 考	・参考 風水害等編第2章第8節「避難対策」
-----	-----------------------

第2 自衛隊災害派遣要請

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要があると認める場合は、県知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。なお、派遣基準は以下の要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した県知事と調整を実施することとされている。

2 災害派遣時に実施する救援活動の範囲

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

内容	詳細
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導・輸送等
被災者の捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損又は障害物がある場合の啓開・除去
応急医療 救護・防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関が提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の 緊急輸送	被災者等の怪我人、及び救急患者等の患者空輸及びトラック又は航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水の支援
物資の無償貸与 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る）
危険物の 保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び不発弾等の危険物の保安処置及び除去
その他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

3 災害派遣要請の要求等

(1) 県知事への災害派遣要請の要求

村長は、村の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、次の事項を明記した文書をもって自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても事後、速やかに文書を提出する。

明記事項

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 災害の状況及び派遣を要請する事由 | ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| ② 派遣を希望する期間 | ④ その他参考となるべき事項 |

① 提出先

山梨県防災局防災危機管理課 (055-223-1430)

② 提出部数

1部

(2) 県への要求不能時の応急措置

村長は県知事への要求ができない場合には、その旨及び村の地域にかかわる災害の状況を大臣又はその指定する者（第1特科隊長）に通知するものとする。

この場合において、当該通知を受けた長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

陸上自衛隊第1特科隊の連絡先

〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草3093 陸上自衛隊北富士駐屯地
TEL : 0555(84)3135、3136 (内線238) FAX : 0555-84-3135、3136 (内線239)
夜間 : 0555(84)3135 (内線280又は302)
県防災行政無線 (衛星系) 916-435 (地上系) 95-220-1-051

(3) 自衛隊の自主活動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

資料編	・資料9-1 自衛隊災害派遣要請等関係様式
-----	-----------------------

4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の機関との競合重複排除

村長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資機材の準備

村長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を求める。

作業計画の作成基準

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 作業箇所及び作業内容 | ③ 資材の種類別保管（調達）場所 |
| ② 作業の優先順位 | ④ 部隊との連絡責任者・連絡方法及び連絡場所 |

(3) 自衛隊との連絡窓口の一本化

村は、派遣された自衛隊に対して円滑、迅速な対応がとれるよう連絡交渉の窓口を総務部（総務班）に設置するものとする。

(4) 派遣部隊の受入れ

村は、派遣された部隊の宿泊予定施設を資料編掲載のとおり指定しているが、この施設が被災等により使用不能の場合は、被災場所、施設の被害状況等に応じて適切な施設を選定して使用するものとする。

代替施設選定の際には、できるだけ住民が避難に使用している施設を避けるよう考慮するものとする。自衛隊が派遣された場合の必要スペースは以下のとおりである。

① 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事場等を含む
1コ連隊(隊)	20,000㎡	100m×200m	
1コ師(旅)団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※集結地(野営地)は指揮・命令及び実行の確認等のため、止むを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定することが望ましい。

② ヘリコプターの必要地積

種類	必要な地積	備考
小型ヘリ ※1	30m×30m	離発着に必要な地積で、駐機地積とは別とする
中型ヘリ ※2	40m×40m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	

※1：航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2：※1の使用目的の他、人員・物資を輸送に使用する中型ヘリ

※3：人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-7 緊急消防援助隊・自衛隊受入拠点施設一覧 ・資料4-6 ヘリコプター緊急離着陸場等一覧
------------	--

5 災害派遣部隊の撤収要請

村長は、災害派遣部隊の撤収要請を県知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、県知事及び派遣部隊長と協議して行う。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 救援活動に必要な資機材等の購入費及び修繕費（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (2) 宿営に必要な土地、建物等の使用又は借上げ料
- (3) 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 救援活動実施の際に生じた損害の補償費（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (5) その他疑義のあるときは、自衛隊と村で協議するものとする。

第3 山梨県消防防災ヘリコプターの出動要請計画

災害時の状況に応じ、山梨県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し、出動を要請し、被害情報の収集、救出・救助活動等を依頼するものとする。

1 要請の範囲

村は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県知事に対し応援要請を行う。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 村の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 要請基準

山梨県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、次の要件を満たす場合に行う。

公共性	災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）。
非代替性	山梨県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）。

3 緊急運航基準

(1) 災害応急対策活動

- ① 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- ② 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ③ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- ④ その他、山梨県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

- ① 林野火災など、山梨県消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- ② 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は山梨県消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ③ その他、山梨県消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ① 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- ② 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ③ その他、山梨県消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ① 県が定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- ② 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ③ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

4 緊急運航の要請

村長及び都留市消防本部は、山梨県防災局防災危機管理課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして速報後、「消防防災航空隊出動要請書」により、ファックスを用いて緊急運航を要請するものとする。

要請時の明示事項

- ① 災害の種別
- ② 災害の発生場所及び災害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡先
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

5 受入体制の整備

緊急運航を要請した場合、村は、山梨県消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

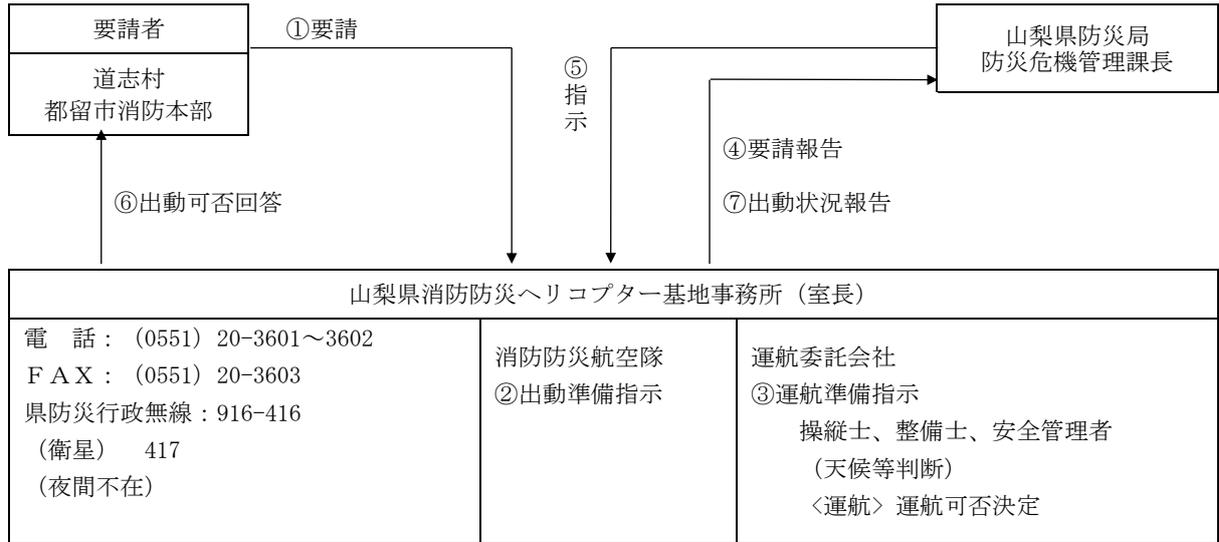
- (1) 都留市消防本部への連絡窓口の設置
- (2) 総務部（総務班）への連絡窓口の設置
- (3) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (4) 消火薬剤等の確保
- (5) その他必要な事項

6 経費負担

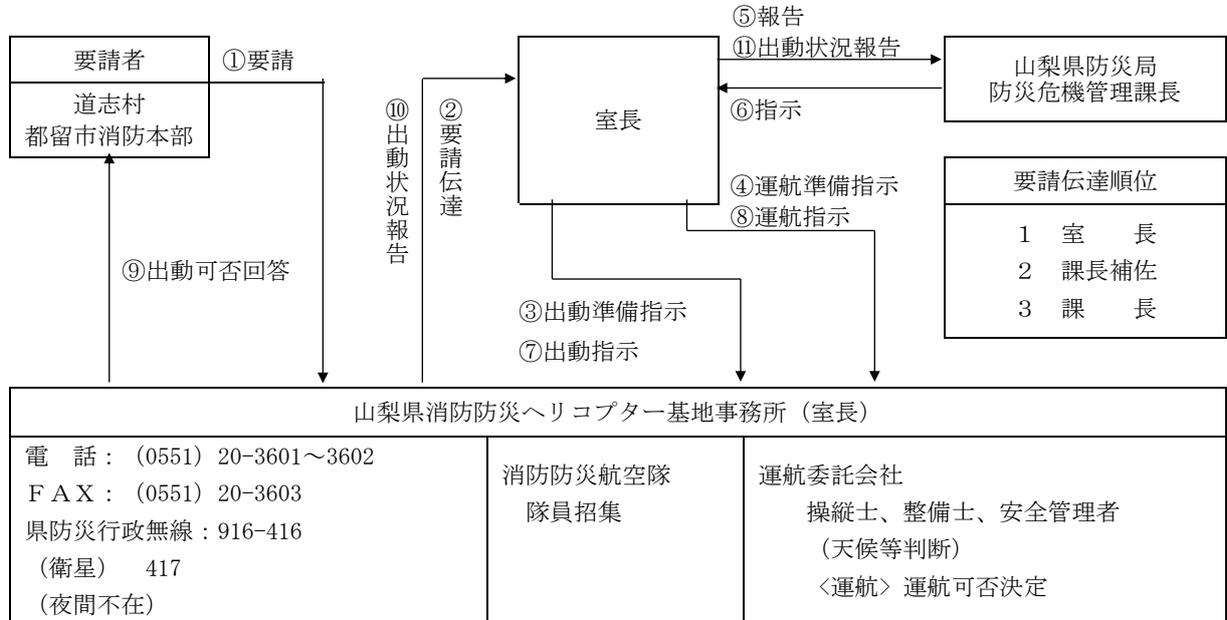
「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき応援を要請した際に要する運行経費は、山梨県が負担するものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-6 ヘリコプター緊急離着陸場等一覧 ・資料7-6 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 ・資料9-2 山梨県消防防災航空隊出場要請様式
-----	---

① 緊急運航連絡系統図



② 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

第3節 災害情報の収集・伝達、広報・相談対応【全班共通】

第1 災害関係情報等の受伝達

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、被害の軽減を図る。

1 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類

(1) 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

① 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類と定義

種類	定義
天気予報	予報発表時から3日以内の風、天気、降水確率、気温等の予報
地方天気分布予報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を24時間先まで分布図形式で行う予報
地域時系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を24時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から7日間（信頼度を含む。）の天気、降水確立、気温等の予報
気象情報	気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報
注意報	気象等により災害が起こる恐れがあるときに、その旨を注意する予報
警報	気象等により重大な災害が起こる恐れがあるときに、その旨を警告する予報。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
特別警報	気象等により重大な災害が起こる恐れが著しく大きいときに、その旨を警告する予報。
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村を対象に発表する情報。
早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報(警報級の可能性)」として[高]、[中]の2段階で発表する情報
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度しか発生しないような記録的な短時間大雨を観測又は、解析したとき、速やかに発表する情報
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報

※予報区とは、予報及び警報・注意報の対象とする区域。天気予報については、全国、地方、府県の各予報区がある。

② 警戒レベルを用いた防災情報の提供

「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成31年）」が改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報を提供する。

なお、避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川や岸から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが望まれる。

警戒レベル	避難情報等	防災気象情報	住民がとるべき行動
警戒レベル5	災害発生情報	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる
警戒レベル4	避難指示（緊急） 避難勧告	・土砂災害警戒情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 ・氾濫危険情報 ・危険度分布「非常に危険」（薄紫色）、「極めて危険」（濃紫色）	速やかに危険な場所から安全な場所へ全員避難
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・高潮注意報 ・氾濫警戒情報 ・危険度分布「警戒」（赤色）	高齢者等（高齢者・障がい者・乳幼児等）は避難
警戒レベル2	-	・氾濫注意情報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 ・危険度分布「注意」（黄色）	避難に備え、ハザードマップ等により、避難行動を確認
警戒レベル1	-	・早期注意情報（警報級の可能性）	最新の防災気象情報等に留意し、災害への心構えを高める

③ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こる恐れのあるときには、「注意報」が、重大な災害が起こる恐れのあるときには「警報」が、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに明示して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

風水害等編 第2章 災害応急対策計画

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類	概要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼び掛ける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報(土砂災害、浸水害)、のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼び掛ける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するが恐れがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	大雪注意報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生する恐れがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こる恐れがあるとときに発表される。

④ 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（薄紫色）、「極めて危険」（濃紫色）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤色）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄色）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（薄紫色）、「極めて危険」（濃紫色）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤色）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄色）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（薄紫色）、「極めて危険」（濃紫色）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤色）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄色）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

⑤ 記録的短時間大雨情報の発表基準

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（山梨県においては1時間100ミリ以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、山梨県気象情報の一種として発表される。

⑥ 火災気象通報

消防法第22条第1項に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が県知事に対して通報し、山梨県を通じて都留市消防本部に伝達される。

火災気象通報基準

- ① 実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり、最大風速が7m/s以上吹く見込みのとき。
- ② 実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。
- ③ 最大風速12m/s（甲府14m/s以上）以上吹く見込みのとき
（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある）。

⑦ 警報・注意報の発表基準

発表官署		甲府地方気象台		
府県予報区		山梨県		
一次細分区域		東部・富士五湖		
市町村等をまとめた地域		東部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準：11以上	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準：169以上	
	洪水	流域雨量指数基準（道志川流域）：22.3以上		
	暴風	平均風速：20m/s以上		
	暴風雪	平均風速：20m/s以上 雪を伴う		
	大雪	12時間降雪の深さ30cm以上		
注意報	大雨	表面雨量指数基準：8以上、土壌雨量指数基準：125以上		
	洪水	流域雨量指数基準（道志川流域）：17.8以上		
	強風	平均風速：12m/s以上		
	風雪	平均風速：12m/s以上 雪を伴う		
	大雪	12時間降雪の深さ10cm以上		
	雷	落雷等により被害が予想されるとき		
	濃霧	視程：100m以下		
	乾燥	最小湿度25%以下かつ実効湿度50%以下（河口湖特別地域気象観測所の値）		
	なだれ	表層なだれ	24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき	
		全層なだれ	積雪50cm以上、最高気温が15℃以上（甲府地方気象台） かつ24時間降水量が20mm以上	
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下		
	霜	早霜・晩霜期 最低気温3℃以下		
	着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm以上		

※土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※表面雨量指数：地面の被覆状況や地質、地形勾配等の地理情報を考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを算出した指標

⑧ 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

⑨ 特別警報の発表基準

大雨や強風等の気象現象等によって重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現象の種類	特別警報の発表基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報「震度6弱以上」を特別警報に位置付ける)	地震を要因とする特別警報の指標
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)噴火警戒レベル4以上を特別警報に位置付ける)	火山噴火を要因とする特別警報の指標

雨を要因とする特別警報の指標

- ・ 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現
- ・ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現

雨に関する50年に一度の値

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	50年に一度の値		
				R48	R03	SWI
山梨県	東部・富士五湖	東部	道志村	679	189	325

注1) R48：48時間降水量 (mm)、R03：3時間降水量 (mm)、SWI：土壌雨量指数

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。) 個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

台風を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/S以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報が、特別警報として発表される。温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

雪に関する50年に一度の積雪深

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
山梨県	甲府	48 (注1)	114
	河口湖	88	143

注1) 積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度となる現象を対象

(2) 山梨県（砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対策を適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断等に利用することを目的としている。

① 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小単位とし、昭和町を除く山梨県全域を対象とする。

② 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準	土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に予測雨量等の計測値が県と気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるときに発表される。
解除基準	土砂災害警戒情報は、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去って監視基準を下回り、かつ土壌雨量指数の2段目タンク貯留高が減少傾向を確認した場合に解除される。
伝達経路	土砂災害情報の伝達は、本節第1の2「予報及び警報等の伝達」の(3)「予報及び警報伝達系統」による。

(3) 国土交通省(甲府河川国道事務所)または山梨県(治水課)と甲府地方气象台(静岡地方气象台)とが共同して発表する洪水予報等

① 洪水予報河川等の種類と定義

種類	定義
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水の恐れの状態を基準地点の水位又は流量を示して洪水予報等を発表する。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。 国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。
その他河川	洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

② 水位到達情報の種類と定義

種類	定義
氾濫危険水位【危険水位】	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位をいう。避難勧告等の発令判断の目安となる水位であり、警戒レベル4に相当する。国の指定する水位周知河川においては、特別警戒水位(警戒レベル3)に相当する。
避難判断水位【特別警戒水位】	氾濫注意水位【警戒水位】を超える水位であって、洪水による災害発生を特に警戒すべき水位をいう。避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、警戒レベル3に相当する。国の指定する水位周知河川においては、警戒水位(警戒レベル2)に相当する。
氾濫注意水位【警戒水位】	水防団待機水位【通報水位】を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位をいう。水防団の出動の目安となる水位であり、警戒レベル2に相当する。国の指定する水位周知河川においては、通報水位(警戒レベル1)に相当する。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状態を公表しなければならない。
水防団待機水位【通報水位】	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位をいう。各水防機関が水防体制に入る水位であり、警戒レベル1に相当する。水防管理者又は量水標管理者は、洪水の恐れがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状態を関係者に通報しなければならない。

③ 洪水予報河川等の指定状況と洪水予報の基準

【国が管理する洪水予報河川】

種類	河川名	観測所	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫危険 水位 (危険水位)
洪水予報河川 (2河川)	富士川 (釜無川 を含む)	船山橋	1.50	2.00	2.00	2.20
		清水端	3.00	3.40	6.50	7.20
		南部	2.50	3.80	4.20	4.90
	笛吹川	石和	1.50	2.00	2.90	3.30

【県が管理する洪水予報河川】

種類	河川名	観測所	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫危険 水位 (危険水位)
洪水予報河川 (2河川)	荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00
	塩川	岩根橋	0.80	1.70	2.10	2.50

【国が管理する水位周知河川】

種類	河川名	観測所	氾濫注意水位 (通報水位)	避難判断水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
水位周知河川 (5河川)	塩川	金剛地	6.60	6.70	6.90
	御勅使川	堀切	1.30	1.50	1.70
	重川	重川	1.80	1.90	2.20
	日川	日川	2.40	4.20	4.70
	早川	早川	-0.20	3.50	4.37

【県が管理する水位周知河川】

種類	河川名	観測所	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫危険 水位 (危険水位)
水位周知河川 (12河川)	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90
	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00
	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40
	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60
	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30
	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40
	釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30
		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60
	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80
	重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60
		赤尾堰堤	1.10	1.80	3.00	3.10
日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	

④ 洪水予報の種類と発表基準

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国土交通省甲府河川国道事務所または山梨県(砂防課)と甲府地方気象台(静岡地方気象台)が共同して、洪水予報河川に対して発表します。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

(4) 村が発令する警報(火災警報)

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想される時、村長が火災警報を発令する。

2 予報及び警報等の伝達

(1) 役場庁舎内の伝達

予報・警報等の伝達に当たっては、本庁内は庁内放送により、その他の施設及び出先機関については、防災行政無線及び電話等により速やかに行う。

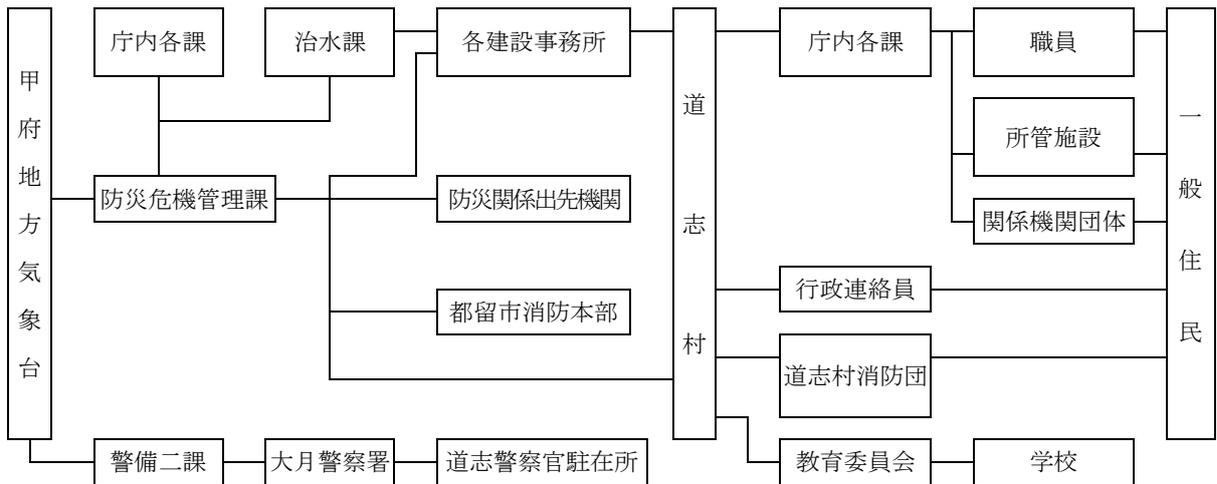
(2) 住民その他関係団体への通報

村長は伝達された警報等が甚大な被害をもたらすことが予想される場合には、速やかに、住民その他関係機関に対して次により周知徹底するものとする。

予報・警報等の伝達手段

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 行政情報提供システム | ④ 村ホームページ、SNS |
| ② 防災行政無線 | ⑤ メール(やまなしくらしネット) |
| ③ 広報車 | ⑥ その他 |

(3) 予警及び警報伝達系統

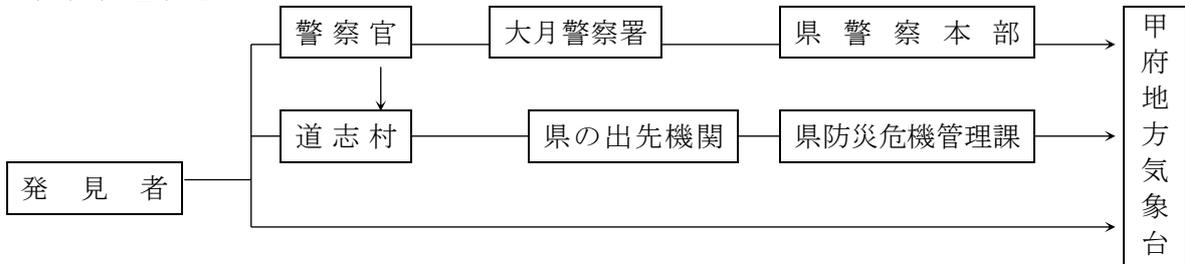


3 異常現象発見時の通報、伝達

(1) 異常現象発見時の通報、伝達

- ① 災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに村長又は警察官に通報するとともに、周囲の人に知らせ、早めに避難を開始する。
- ② 通報を受けた村長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- ③ 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、村長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

(2) 伝達系統



(3) 通報を要する異常現象

区分	主な異常現象
気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地震関係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層等の地変現象、地鳴り等の付随現象等
火山関係	噴煙、噴気、鳴動等の火口付近の異常、温泉、湧水、井戸等の異常

第2 被害状況等の報告

迅速かつ適切な災害応急対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、村は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を優先して収集する。

(1) 各部における被害状況調査

村災害対策本部の各部は、関係団体等の協力を得て、所管する施設等の被害状況調査を次のとおり実施する。また、各地区の被害状況については、道志村消防団、自主防災組織、村議会議員等と連携して情報を収集するものとする。

なお、被害状況の調査を行うに当たっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

部	班	調査責任者	調査事項
総務部	総務班	総務部長 (総務課長)	役場庁舎・公用車被害 他部に属さない被害一般及び応急対策状況の総括
	情報班		
住民健康部	健康班	住民健康部長 (住民健康課長)	住民、児童及び保育所被害、社会福祉施設被害
	福祉班		
産業振興部	産業班	産業振興部長 (産業振興課長)	公共土木施設、村営住宅、簡易水道施設、合併浄化槽、農林水産、商工関係、観光施設の被害
	振興班		
ふるさと振興部	政策班	ふるさと振興部長 (ふるさと振興課長)	電子情報機器、情報通信システム被害
教育部	教育班	教育部長 (教育課長)	児童・生徒等及び学校施設被害、文化財被害
消防部	消防団	消防団長	各地区の一般被害

(2) 関係機関からの情報収集

村は、都留市消防本部、大月警察署、富士・東部地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

(3) 県への応援要請

被害が甚大なため、村において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

2 住家の被災調査・罹災証明

(1) 住家の被災調査

総務部（情報班）は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損の区分として、調査を行う。また、火災により焼失した家屋等は、都留市消防本部及び消防部が消防法に基づき火災調査を行う。

一次調査	目視による外観調査により、全壊、それ以外を判定する。
二次調査	建物内への立入調査により、大規模半壊、半壊、一部破損を判定する。
再調査	二次調査結果に対する不服申し立てにより再調査を行う。

(2) 罹災証明の発行

家屋の被害調査の結果は、家屋被災台帳にまとめ、総務部(情報班)にて罹災証明書を発行する。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において、必要と認めるときは、村長が行う罹災届出証明で対応する。ただし、火災による罹災証明書の発行は、都留市消防本部が行う。

3 災害情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部長(総務課長)が取りまとめ、本部長(村長)及び副本部長(副村長)に報告する。

4 災害情報の報告等

(1) 県等への報告

① 報告先

本部長(村長)は、総務部長(総務課長)からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。(水道災害については「山梨県水道災害危機管理マニュアル」に定める様式により県(富士・東部保健所)へ別途報告する。)

ただし、消防組織法第22条に基づく「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接消防庁に対し報告をするものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

県への被害状況等の報告先

	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
山梨県防災局防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1429	無線発信-99-2513	420-200-2513
富士・東部地域県民センター	0554-45-7800	0554-45-7804	9-420-2021	916-400-2021
富士・東部保健福祉事務所	0555-24-9032	0555-24-9037	-	420-430-3070
富士・東部林務環境事務所	0554-45-7810	0554-45-7807	無線発信-98-6009	420-420-6009
富士・東部建設事務所吉田支所	0555-24-9050	0555-24-9052	-	420-430-7006
富士・東部農務事務所	0554-45-7830	0554-45-7833	無線発信-98-5041	420-420-5041

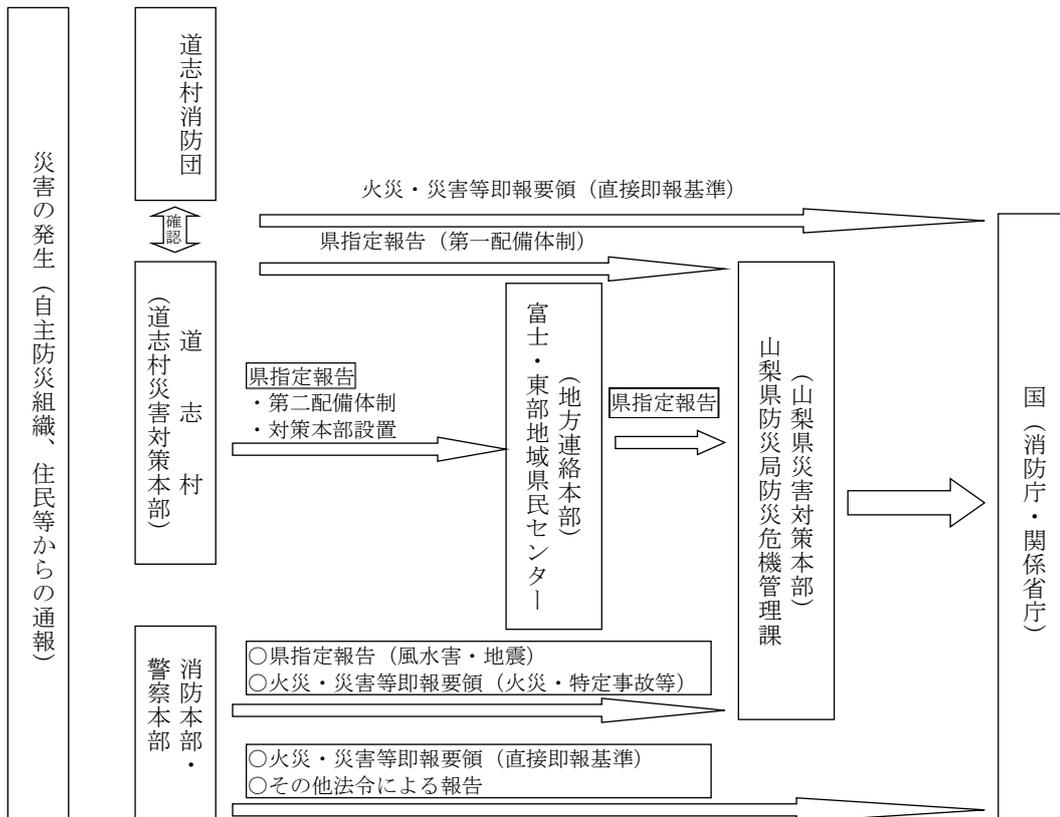
消防庁への被害状況等の報告先

回線別	区 分	通常時(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間・休日等(18:15~9:30) ※消防庁宿直室
	NTT回線	電 話	03-5253-7527
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	96-90-49013	96-90-49102
	F A X	96-90-49033	96-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102
	F A X	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036

資料編	・資料9-6 火災・災害等即報要領に基づく被害報告様式
-----	-----------------------------

② 報告ルート

被害情報収集・伝達系統



③ 第一配備体制 (大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報、震度4の地震の観測)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	村 県警察本部 消防本部	村・県警察本部・消防本部→県防災危機管理課 →国 (消防庁、関係省庁等) ↑ 直接即報基準
人、建物	村	村→県防災危機管理課→消防庁等
農水産物	村	村→富士・東部農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課
農業用施設	村 富士北麓・東部地 域振興局農務部	村→富士・東部農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課
林業施設	村ほか	村ほか→県森林環境総務課→県防災危機管理課
道路、橋梁、河川 砂防、建築、 崖崩れ	各管理者	管理者→富士・東部建設事務所吉田支所・下水道事務所 各主管課→県道路整備課・県治水課→県防災危機管理課
ライフライン	村 各事業者	村・各管理者→県防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に富士・東部地域県民センターにも報告する。

風水害等編 第2章 災害応急対策計画

④ 第二配備体制（大雨警報、洪水警報、暴風警報、震度5弱・強の地震の観測）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	村 県警察本部 消防本部	村→富士・東部地域県民センター→県防災危機管理課 →国（消防庁、関係省庁等） ↑ 直接即報基準 県警察本部・消防本部→県防災危機管理課
人、建物	村	村→富士・東部保健福祉事務所→県福祉保健総務課→県防災危機管理課
診療所	各施設管理者	施設管理者→村→富士・東部保健福祉事務所→県福祉保健総務課→県防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→富士・東部保健福祉事務所→県福祉保健総務課→県防災危機管理課
水道、 清掃施設	村	村→富士・東部保健福祉事務所→県衛生薬務課・県森林環境総務課→県防災危機管理課
農水産物	村	村→富士・東部農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課
農業用施設	村	村→富士・東部農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課
林業施設	村	村→富士・東部林務環境事務所→各主管課→県森林環境総務課→県防災危機管理課
道路、橋梁、河川 砂防、建築、 崖崩れ	各管理者	管理者→富士・東部建設事務所吉田支所・下水道事務所→各主管課→県道路管理課・県治水課→県防災危機管理課
ライフライン	村 各事業者	村・各管理者→県防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に富士・東部地域県民センターにも報告する。

⑤ 第三配備体制（災害対策本部設置時）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災組織・事業者・管理者・村	住民等→村災害対策本部→地方連絡本部（富士・東部地域県民センター）→県災害対策本部 →国（消防庁、関係省庁等）

⑥ その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会・商工会議所→県商工企画課→県防災危機管理課
文教施設	各管理者	村→富士・東部教育事務所→県教・総務課→防災危機管理課

(2) 消防機関への通報殺到時の措置

- ① 都留市消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに村災害対策本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。
- ② 村は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、村災害対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(4) 報告の種類・様式

村は県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

① 災害報告取扱要領に基づく被害報告

- ・ 災害確定報告（第1号様式）
- ・ 災害中間報告（第2号様式）
- ・ 災害年報（第3号様式）

② 火災・災害等即報要領に基づく被害報告

- ・ 火災等即報（第1号様式、第2号様式）
- ・ 救急、救助事故等一報告（第3号様式）
- ・ 災害即報（第4号様式（その1、2））

③ 県指定に基づく被害報告

- ・ 市町村被害状況票（様式3-4-2）
- ・ 市町村災害対策本部設置状況・職員参集状況票（様式3-4-5）
- ・ 避難所開設状況一覧票（様式3-4-6）

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料9-5 災害報告取扱要領に基づく被害報告様式 ・ 資料9-6 火災・災害等即報要領に基づく被害報告様式 ・ 資料9-7 県指定に基づく被害報告様式
-----	---

5 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

1	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認できないが、死亡したことが確実なもの
2	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・ 軽傷者～1月未満で治療できる見込みのもの
4	住家	社会通念上の住家であるか否かは問わず、現実に居住している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した一つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても、生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舍等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舍等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

風水害等編 第2章 災害応急対策計画

9	住家半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の基本的な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
10	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、堆積物等により一時的に居住することができないもの。
11	床下浸水	建物の床上浸水に達しない程度に浸水したもの。
12	一部破損	建物の損壊が半壊にいたらない程度のもので、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
13	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
14	非住家(公共建物)	国、県、市町村、JR、NTTなどが管理する建物
15	非住家(その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
16	文教施設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院	医療法に定める病院(20人以上)
18	流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のため、耕作が不能となったもの。
19	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
20	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24	水産被害	養魚場、漁船等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	崖崩れ	新生崩壊地、拡大崩壊地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害。
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設。
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	罹災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	罹災者	罹災世帯の構成員。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第3 広報

災害発生の恐れがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、混乱の未然防止及び住民の生命の安全確保に努める。なお、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

1 実施機関

災害時の広報活動は、ふるさと振興部（政策班）において行う。ただし、災害の状況に応じて、各班及びその他の機関において実施する。また、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、各班及び道志村消防団において積極的に関係機関から情報の収集に努め、直ちに総務部（総務班）に報告する。

2 広報の方法

報道機関等を通じてテレビ・ラジオ放送を行うほか、災害の種類、災害発生時期等を勘案し、次の手段により適切に広報を行う。なお、広報する際には、被災者に正確かつきめ細やかな情報を提供するために、自主防災組織等の協力による戸別訪問や外国人・障がい者・高齢者などの要配慮者に対しても十分留意した広報手段の確保に努める。

広報の方法

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 防災行政無線 | ④ 村ホームページ・SNS |
| ② 行政情報提供システム | ⑤ テレビ・ラジオ等報道機関 |
| ③ 広報車 | ⑥ その他 |

3 広報内容

広報は、概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。なお、広報を行うに当たっては、関係機関等の協力を得て、全ての住民に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。また、聴覚障がい者に対しては、村ホームページへの掲載、チラシの配布等、外国人に対しては、外国語教師や語学ボランティアの協力による情報の多言語化、避難行動要支援者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等を実施する。

広報の内容

- ① 災害時における住民の心構え
- ② 避難及び誘導等に関する勧告、指示事項、避難の準備情報
- ③ 災害情報及び村の防災体制
- ④ 被害状況及び応急対策の実施状況
- ⑤ 被災者に必要な生活情報
- ⑥ 災害応急対策に関する規制事項及び住民の協力要請
- ⑦ 防災に関する住民への一般的な注意事項
- ⑧ その他災害応急対策の実施に関し必要な事項

第4 住民相談

1 初期対応

ふるさと振興部（政策班）は、災害初期から、道志村役場に災害相談総合窓口を設置し、被災者等の問い合わせ等に対応する。

2 災害総合相談窓口の設置

ふるさと振興部（政策班）は、関係部班と連携して、次に掲げる項目についての災害相談窓口を道志村役場に設置し、各班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。また、必要に応じて避難所等での巡回相談を実施する。

災害相談窓口の相談項目

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 罹災証明発行 | ⑥ 商・工・農林業への支援 |
| ② 税の減免等 | ⑦ 住宅支援 |
| ③ 遺体の埋火葬 | ⑧ ライフライン復旧 |
| ④ 医療・福祉 | ⑨ 廃棄物、防疫 |
| ⑤ 生活再建支援金・義援金等の支給 | ⑩ 教育 |

第5 災害時の通信

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、村の所有する通信施設を活用するほか、状況により他の機関の所有する通信設備の優先利用、放送の要請等により、通信の確保を図る。

1 災害時における通信の方法

村の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 村防災行政無線（同報系）・デジタル簡易無線機

村は、各地区住民等への広報や都留市消防本部、道志村消防団等との通信連絡を行うため、防災行政無線（同報系）・デジタル簡易無線機を活用し通信の確保を図る。

(2) 県防災行政無線（衛星系・地上系）

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関を結んでおり、村は、県防災行政無線を活用して県へ被害報告、応援要請等を行うとともに、県出先機関や近隣市町等との連絡に活用する。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話、衛星携帯電話を含む。）

村出先機関、関係団体等との通信には、加入電話を活用するものとするが、災害現場との通信や夜間等の勤務時間外での通信には、携帯電話を活用して通信の確保を図る。また、一般加入電話が使用できない場合には、衛星携帯電話を活用する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-7 防災行政無線設備一覧 ・資料4-8 その他通信設備一覧
-----	---

2 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用する。

3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話(株)に「非常電報」であることを申し出るものとする。

4 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、村域における関係機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

資料編	・資料4-8 その他通信設備一覧
-----	------------------

5 放送の要請

村長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、原則として県を通じて放送局に放送を要請するが、緊急時に県を通じる時間がないときは、村長が直接放送局に対して放送要請することができる。災害時に円滑な実施を図るため、平常時から関係機関と十分協議しておくものとする。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
NHK (甲府放送局)	S 58.7.1	(055) 255-2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	S 58.7.1	昼 (055) 231-3232 夜 (055) 231-3250	9-220-1-066	報道制作局報道部 (昼) 報道局報道部 (夜) 報道部長宅
テレビ山梨	S 58.7.1	昼 (055) 232-1114 夜 (055) 266-2966	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	H2.2.28	(055) 228-6969	9-220-1-068	

資料編	・資料9-10 放送要請様式 ・資料9-11 避難勧告等発令情報 (放送事業者への放送提供)
-----	---

6 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

村もホームページを開設しているので、災害時には村の被害状況、避難所開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報等を速やかに掲載するものとする。

山梨県庁URL	⇒	http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp
道志村役場URL	⇒	http://www.vill.doshi.lg.jp/

7 急使による連絡

村は、通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡することとし、要員を確保する。

第4節 消火・救急・救助対策 【総務班・健康班・消防団】

第1 消火活動

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

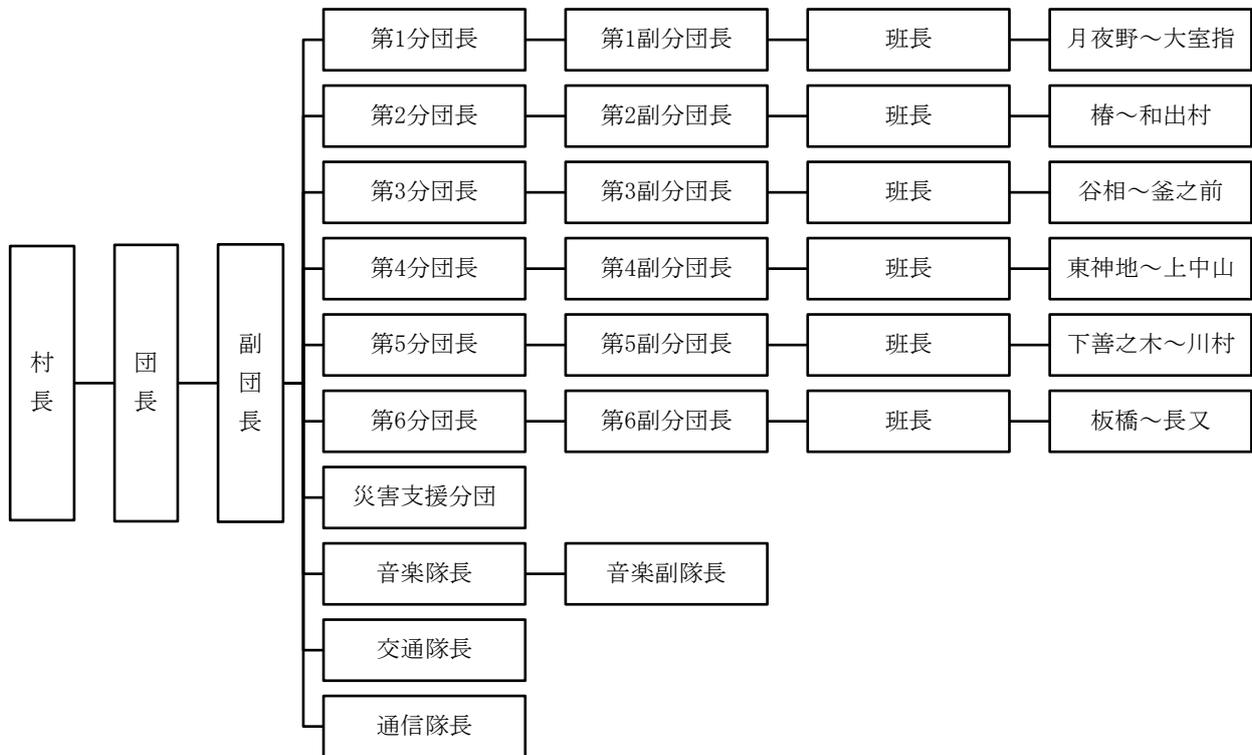
1 組織

(1) 都留市消防本署道志出張所

本村の常備消防は隣接する都留市消防本部に委託しており、村には都留市消防本署道志出張所が設置され、火災の鎮圧と未然防止及び救急、救助の業務を行っている。

(2) 道志村消防団

本村の非常備消防として、7分団（内機能別分団1分団）、団員定数200名からなる道志村消防団が組織されている。道志村消防団は、地域の緊急・非常事態に、適切かつ早急に対応できる組織であり、地域に根ざした体制を整備する。



2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、都留市消防本部消防計画の定めるところによる。

3 消防力の整備拡充

消防団員の装備を始めとして、消防施設・設備の充実・強化を図り、消防団員の安全の確保及び火災の早期鎮圧、被害の軽減を図る体制を整備する。

資料編	・資料3-2 消防施設・設備一覧
-----	------------------

4 消防団員の招集

(1) 非常招集・待機命令の連絡

- ① 村長は、火災の発生又は火災が発生する恐れがあることを覚知したときは、消防団長に対して直ちに配備体制を連絡するものとする。
- ② 消防団長は、村長から配備体制の指示を受けたときは、副団長、各分団長を通じて消防団員に対して、非常招集又は待機命令を行う。
- ③ 消防団長は、消防団員が非常参集を行った場合は、各分団長を通じて、出動人員について、随時、村長に報告するものとする。

(2) 非常参集・待機における配備体制

- ① 原則として、道志村消防団の配備体制は火災が発生又は発生する恐れがある地域を管轄する分団が出動することとする。なお、火災の規模が大きく管轄する分団だけでは対応できない場合は、分団長は団長に応援要請を行うことができる。
- ② 分団長から応援要請があったときは、火災が発生している地域の近隣の分団が優先して応援に駆け付けることとする。なお、必要に応じて出動体制がとれるように、全分団が待機等の措置をとるものとする。

(3) 招集集結場所

原則として、消防団員は所属する分団の詰所に集結すること。

(4) 通信連絡体制

道志村消防団への連絡方法として、以下の通信設備・手段を整備している。

消防団への連絡手段

- ① 防災行政無線
- ② メール（やまなしくらしネット）
- ③ 消防無線（デジタル簡易無線機）

(5) 移動方法

あらかじめ招集した集結場所から火災現場への移動は、小型動力ポンプ付き積載車又は村災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により行う。

5 火災防御措置

(1) 火災警報発令時の火災防御計画

火災警報が発表されているときに発生した火災は、延焼速度が迅速であるため、これに対応し得る警戒体制の強化、出動体制の増強等の措置を講ずる。

(2) 危険物火災防御計画

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険性があるため、対象物ごとに消防計画を定め、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱の規制を行うなど、火災予防に万全な体制を整備する。

(3) 危険区域、特殊建物の防御計画

都留市消防本部は、火災が発生した場合に、延焼拡大の恐れがある地域を危険区域として次の事項に留意し、小地域ごとに区画し、計画を樹立する。また、特殊建物（学校、病院等）は延焼拡大、人命に対する危険性が潜在する建物であることから、特殊な防御計画を樹立するものとする。なお、防御計画の設定要件は、危険区域の要件に準ずることとする。

① 危険区域の設定要件

- ・道路地形及び水利の状況
- ・公園、空地、路面の有無
- ・建築物の粗密及びその構造の種別
- ・爆発、引火物件その他危険物取扱場所の有無

② 防御計画の設定要件

- ・出動部隊数
- ・各部隊の到着順ごとの水利統制
- ・各部隊の進入担当方面
- ・使用放水口数及び所要ホース数
- ・避難予定地及び誘導方法並びに人的危険発生の恐れがある箇所における人命救助方法

(4) 消防機関への応援要請

火災が広域にわたり又は大規模である場合は、村は都留市消防本部と連携し、他の市町村等関係機関の応援を得て災害防御を実施する。

- ① 消防組織法第24条の2による非常事態発生の場合、県知事から村長へ必要な指示があったときは、防御措置の早期確立を旨とするものとする。
- ② 都留市消防本部は、次の場合、「山梨県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部の消防長に応援を求めるものとする。
 - ・所轄消防本部の消防力によっては、防御、救助等が著しく困難と認めるとき。
 - ・災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき。
 - ・災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与える恐れのあるとき。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-5 山梨県常備消防相互応援協定 ・資料7-6 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 ・資料7-8 都留市・上野原市・道志村消防相互応援協定 ・資料7-9 相模原市と道志村との消防相互応援協定
-----	--

(5) 応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みが立たない場合には、協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し、計画を樹立する。

- ① 応援部隊の集結場所の指定
 - ・応援部隊の集結場所を指定する。
 - ・集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。
- ② 応援部隊の水利の誘導
 - ・延焼阻止線に最も近く安全な道路を選んで誘導する。
 - ・水利は、耐震性貯水槽・防火水槽又は自然水利等に誘導する。

(6) 消防水利の統制対策

都留市消防本部は、消防隊が効果的に水利を活用するため、あらかじめ到着順ごとに水利部署を規制する計画を地区ごとに水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓及び耐震性貯水槽等の有限水利及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう、平常時・減水時・断水時の状況ごとに総合的に判断し、定めるものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3-3 耐震性貯水槽・防火水槽一覧
-----	--

(7) 飛火警戒対策

都留市消防本部は、飛火によって、第二次及び第三次の火災が続発し、大火を導引する恐れのある場合を考慮して、樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに道志村消防団等との統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるよう飛火警戒対策を定めるものとする。

① 飛火警戒隊の編成

- ・ 飛火警戒隊（編成は所定防御部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の消防団等）
飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生したとき出動防御する。
- ・ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自主防災組織等）
飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

② 飛火警戒の配置基準

- ・ 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、道志村消防団等と飛火警戒に当たる。
- ・ 飛火警戒隊は、風下方面概ね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。
- ・ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険の恐れのある地域に対しては自主防災組織、地元住民をもって警戒に当たる。

③ 飛火警戒の要領

- ・ 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。
- ・ 道志村消防団、自主防災組織等には、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

6 林野火災の応急対策

(1) 関係機関への通報等

村長又は都留市消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、富士・東部林務環境事務所関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ県知事に山梨県消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。

(2) 林野火災防御対策

村長又は都留市消防本部消防長は、林野火災防御にあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防御計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

林野火災防御に関する留意事項

- ① 各部隊の出動地域（以下、道志村消防団を含む。）
- ② 出動順路及び防御担当区域
- ③ 携行する消防資機材
- ④ 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- ⑤ 隊員の安全確保（落石、転落、気象状況等による自己防止）
- ⑥ 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- ⑦ 防火線の設定
- ⑧ 山梨県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- ⑨ ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- ⑩ 消火薬剤及び資機材等の確保
- ⑪ 救急救護対策
- ⑫ 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給
- ⑬ 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

第2 救急活動

都留市消防本部は道志村消防団及び三師会の設置する災害医療対策本部と連携して、災害のために生命、身体が危険な状態にある者に対して効果的な救急活動を行う。

1 救急搬送

都留市消防本部は、トリアージの結果などを踏まえて、道志村国民健康保険診療所又は村外の医療機関に救急搬送を行う。ただし、緊急的な医療行為の必要性が高い若しくは道路等が寸断され救急車による搬送ができない場合は、ドクターヘリコプター等の出動を要請する。

2 傷病者多数発生時の活動

救急隊員は災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置して、災害医療対策本部に医療救護班の派遣を要請する。

第3 救出・救護活動

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

1 実施責任者

被災者の救出・救護は、原則として、都留市消防本部及び道志村消防団と連携して村長が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て県知事が行うが、県知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

2 救出・救護の対象者

災害のため、家屋流失の際に流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

3 救出の方法

(1) 救出活動

救出作業は都留市消防本部、道志村消防団、自主防災組織その他関係団体の協力により行うものとし、必要に応じて大月警察署に協力を要請するものとする。

(2) 救護活動

負傷者の応急手当を必要とする場合は、都留市消防本部の救急隊、道志村消防団、医療機関の協力を得て実施する。

救出・救助活動の原則

- ① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救助・救急事案が併発している場合は、トリアージの結果救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、機械器具等を活用して救出を行うものとし、防災倉庫及び消防団詰所に整備してある救出資機材等を活用するものとする。なお、救出資機材、要員が確保できない場合は、村内建設業者に応援を求めるものとする。

(4) 関係機関等への要請

災害が甚大で、村内のみの動員又は村にある資機材では救出が困難な場合は、「災害時における相互応援協定」等に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資機材等を確保し、救出活動を行う。また、災害の状況により、県に協力を要請するとともに、自衛隊の派遣要請を県知事に要求する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-2 災害時における相互応援に関する協定書（横浜市） ・資料7-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
-----	--

4 地域住民による初期活動

(1) 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

(2) 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに村災害対策本部及び都留市消防本部など関係機関に通報するとともに、警察、消防機関の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

(3) 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図る。

第5節 緊急輸送対策【総務班・情報班・振興班】

災害時における被災者の避難、応急対策要員の輸送、緊急物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

村長は、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、必要に応じて県、他市町村、各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の道路施設の被害状況等を総合的に勘案して、自動車もしくは航空機による輸送を行うものとする。

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、概ね次の順序により確保する。

- ① 公用車又は応急対策実施機関保有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業車両（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- ④ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

① 公用車

災害時における公用車の集中管理及び配備は、総務部（情報班）が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務部（情報班）に依頼するものとする。

総務部（情報班）は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うに当たっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を大月警察署等で速やかに行うものとする。

② その他の車両

各部からの要請により、公用車だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部（情報班）は、直ちに村内の公共的団体の自動車又は輸送機関等の営業用自動車等を借り上げて、必要台数を確保する。

③ 協力要請

村内で自動車の確保が困難な場合には、他市町村、県に応援を要請する。

2 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長（村長）は県知事に山梨県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

資料編 参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-6 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 ・参考 風水害等編第2章第2節「応援・協力等の要請・受入れ」
------------	--

第4 緊急輸送道路の確保

1 基本方針

- (1) 道路管理者は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送道路を確保する。
- (2) 緊急輸送道路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。
- (3) 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

2 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。村域における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

区分	道路種別	路線名	起終点	延長(km)
第一次緊急輸送道路	一般国道	国道413号	県内全線	32.8
	高速自動車国道	中央自動車道(富士吉田線)	県内全線	43.9
	その他有料道路	東富士五湖道路	県内全線	16.0
第二次緊急輸送道路	主要地方道	県道24号(都留道志線)	県内全線	15.7

3 緊急輸送道路等の確保

村は迅速かつ効率的な緊急輸送が行われるよう、甲府河川国道事務所、富士東部建設事務所吉田支所と連携し、道志村建設業協会等の協力を得て、県指定緊急輸送道路及び村の重要路線(避難路)を優先して道路啓開を行うものとする。また、以下の措置をとる。

(1) 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

(2) 放置車両の撤去等

緊急輸送道路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の撤去

緊急輸送道路の障害物の撤去については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を取る。

資料編 参考	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-12 災害廃棄物・障害物仮設場一覧 ・資料4-1 県指定緊急輸送道路一覧 ・資料4-2 避難路一覧 ・参考 風水害等編第2章第13節「災害廃棄物等処理対策」
-----------	--

第6節 交通・警備対策【総務班・産業班・振興班】

第1 交通対策

災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象状況等の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。

また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

1 交通応急対策

(1) 交通支障箇所の調査及び連絡

- ① 村長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。また、災害が発生した場合には、道志村消防団、自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、産業振興部（振興班・産業班）が中心となり道路の被害状況を調査する。
- ② 産業振興部（振興班・産業班）は、調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに村災害対策本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。
- ③ 村災害対策本部は、産業振興部（振興班・産業班）等から収集した情報を大月警察署や道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

(2) 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、道志村建設業協会等の協力を得て、速やかに道路の復旧、障害物等の除去、橋梁の応急復旧等必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては大月警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保に努める。

なお、道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

2 交通規制対策

(1) 異常気象時における道路通行規制

村域において異常気象時における道路通行規制を行うことを必要と認める場合は、富士東建設事務所吉田支所、大月警察署、都留市消防本部と協力して、情報の共有を図る。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-5 異常気象時における道路等通行規制区間及び基準 ・資料8-2 雨量・水位観測施設一覧
-----	---

(2) 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

実施責任者	規制を行う状況・内容	根拠法令
国土交通大臣 県知事 村長 (道路管理者)	① 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	① 災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法 第76条
	② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するために必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じる恐れがある場合	道路交通法 第6条第4項

(3) 村長の措置

村長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を産業振興部(振興班・産業班)に指示して行い、大月警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、村で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

(4) 大月警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

① 大月警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

② 公安委員会は、規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知されるので、村としては速やかに地域住民に周知するものとする。

③ 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

・警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

・命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(5) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めるときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、大月警察署長に通知するものとする。

(6) 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- ① 規制の対象
- ② 規制する区域又は区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由

(7) 交通規制の標示

① 公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が措置する。

② 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行う。

(8) 道路標識の設置基準

① 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の車線
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

② 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

3 交通情報及び広報活動

村は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、防災行政無線、行政情報提供システム、村ホームページ等を活用して交通情報等に関する広報を迅速かつ的確に実施する。

広報の内容

- ① 道路被害状況及び交通状況等の交通情報
- ② 交通規制の実施状況
- ③ 車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置

4 運転者の執るべき措置

(1) 走行中の運転者の措置

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

(3) 通行禁止区域内の運転者の措置

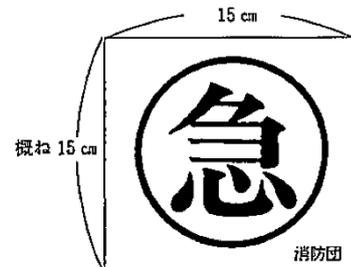
- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

5 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

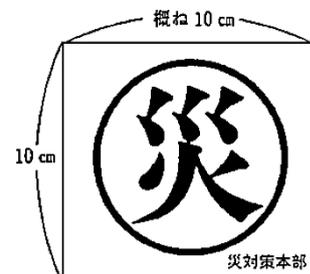
(1) 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生する恐れがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者（総務部）が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。



(2) 災害復旧等の出動の取扱い

災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、富士・東部地域県民センター、富士・東部建設事務所吉田支所、村、都留市消防本部及び道志村消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。また、申出を受けた関係機関は、村との情報共有を図る。



（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

通報先	電話番号
山梨県道路公社	055-226-3835
中日本高速道路株式会社 八王子支社	0426-91-1171

6 緊急通行車両の確認申請

(1) 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく県知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、山梨県防災局防災危機管理課又は県警察本部交通規制課、大月警察署及び交通検問所等において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本村においても次の公用車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けている。

車両名	車両番号	整備年度
トヨタ プラド	富士山 310 て 413	平成 29 年度
トヨタ プロボックス	富士山 410 せ 413	平成 25 年度

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、概ね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- ② 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
- ③ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- ④ 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- ⑤ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- ⑥ 緊急輸送の確保に従事するもの
- ⑦ 応急復旧資材その他の物資の確保、保健衛生に関する措置、その他必要な体制の整備に従事するもの

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

① 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

② 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、県知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章及び証明書が交付される。

③ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 4 - 3 緊急通行（輸送）車両用事前届出済み車両一覧 ・ 資料 4 - 4 緊急通行車両の標章
-----	--

第2 被災地区等の防犯対策

大規模災害の発生時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

1 警備活動

大月警察署は、被災地やその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の取り締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

また、道志村消防団、自主防災組織（自治会）等は警察に協力し、放火・窃盗その他の犯罪予防のための巡回パトロールを行う。

2 防犯灯等の応急措置

村及び県は自治会と協力して、防犯灯、街灯、道路照明等の被災調査を行い、応急復旧を行う。

第7節 災害救助法による救助【総務班】

災害が発生した際に、一定規模以上の災害の救助活動については、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本村における適用基準は概ね次のとおりとなっている。

(1) 本村の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本村の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 村の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、県知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	50,000人以上100,000人未満	80
5,000人以上15,000人未満	40	100,000人以上300,000人未満	100
15,000人以上30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上50,000人未満	60		

2 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりとなっている。

滅失世帯の算定基準

- (1) 全壊（全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失世帯数1世帯として換算
- (2) 半壊（半焼）住家2世帯で、住宅滅失世帯数1として換算
- (3) 床上浸水や土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第2 災害救助法の適用

村長は、災害に際し、村域における災害が「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる場合は、直ちに県知事に災害救助法の適用を申請する。

ただし、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。

第3 災害救助法の実施機関

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は県知事が実施し、村長は県知事が行う救助を補助する。ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、県知事は、県知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

この場合、県知事は村長が行うこととする事務の内容及び当該事務の実施機関を村長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を村長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第4 災害救助法に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、次のとおりである。

様式1	地区別被害状況調査表
様式2	世帯別被害調査表
様式3	救助活動の種類別実施状況
様式4	被災世帯調査原票
様式5	救助の種目別物資受払状況
様式6	避難所設置及び収容状況
様式7	応急仮設住宅台帳
様式8	炊き出し給与状況
様式9	飲料水の供給簿
様式10	物資の給与状況
様式11	救護班活動状況
様式12	病院診療所医療実施状況
様式13	助産台帳
様式14	被災者救出状況記録簿
様式15	住宅応急修理記録簿
様式16	学用品の給与台帳
様式17	埋葬台帳
様式18	死体捜索状況記録簿
様式19	死体処理台帳
様式20	障害物の除去状況
様式21	輸送記録簿
様式22	賃金職員等雇上台帳

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料6－9 山梨県災害救助法施行細則（別表） ・資料9－8 各種救助に係る様式
-----	---

第5 災害救助法による救助

(1) 避難（住民健康部）

① 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受ける恐れがある者

② 避難所

学校、公民館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

③ 避難所設置の方法

- ・既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。
- ・避難所生活が長期にわたる場合等には、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借り上げ避難所として活用することができる。

④ 避難所・福祉避難所

区分	対象者	費用	救助期間
一般の避難所	災害により被害を受け、又は受ける恐れのある者	1人1日当たり 330円以内	災害発生の日 から7日以内
福祉避難所	上記のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の特別な配慮を必要とする者	上記に加え経費 の実費を加算	

(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理（産業振興部）

① 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅供与の対象者

- ・住宅が全壊または流出したことにより、居住する住家がない者
- ・自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の建設

- ・原則として、公有地を利用するものとする。

ウ 応急仮設住宅の設置方法

- ・建設型応急住宅

規模	費用	着工時期	救助期間
応急救助の趣旨を踏まえて、世帯構成等に応じて設定する	1戸当たり 5,714,000円以内	災害発生の日 から20日以内	完成の日から最長2年 (建築基準法85条)

- ・賃貸型応急住宅

規模	費用	着工時期	救助期間
建設型応急住宅で定める規模に準ずる	地域の実情 に応じた額	速やかに提供	最長2年

② 被災した住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

- ・住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもってしても応急修理ができない者
- ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理の規模及び期間

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模
半壊又は半焼した世帯	1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日 から1ヶ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に最小限度の部分
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 300,000円以内		

(3) 炊き出しその他による食品の給与（住民健康部）

① 給与を受ける者

- ・避難所に収容された者
- ・住家に被害を受けて炊事のできない者
- ・その他、帰宅困難者等給付を必要と認められる者

② 給与できる食品

直ちに食することのできる現物

③ 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限の期間を延長できる。

④ 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費等）

(4) 飲料水の供給（産業振興部）

① 給与を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

② 給与の期間

災害発生の日から7日以内

③ 費用

水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費

(5) 生活必需品の給付又は貸与（住民健康部）

① 給与（貸与）を受ける者

- ・全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- ・被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ・生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

② 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

③ 給与（貸与）費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

注：夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）

(6) 医療（住民健康部）

① 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

② 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

③ 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・看護
- ・病院又は診療所への収容
- ・処置、手術その他治療及び施術

④ 費用の限度額

費用	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者による場合は、協定料金の額以内
----	---

⑤ 医療の期間

災害発生の日から14日以内

(7) 助産（住民健康部）

① 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者

② 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前後の処置
- ・必要な衛生材料の支給

③ 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい

④ 費用の限度額

- ・使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
- ・助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

(8) 救出（消防部）

① 救出を受ける者

- ・災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- ・災害のため、生死不明の状態にある者

② 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

③ 救出期間

災害発生の日から3日以内

(9) 障害物の除去（産業振興部）

① 対象

- ・当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- ・日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること
- ・自らの資材をもってしても障害物の除去ができないこと
- ・住家は、半壊又は床上浸水であること。

② 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内	1世帯当たり 137,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(10) 死体の捜索（消防部）

① 捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、各般の事情により既に死亡していると推定される者

② 捜索期間

災害発生の日から10日以内

③ 費用

捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

(11) 死体の処理（住民健康部）

① 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

② 処理の方法

救助の実施期間が、現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

③ 処理機関

災害発生の日から10日以内

④ 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	遺体1体当たり3,500円
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,400円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、 救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

(12) 死体の埋葬（住民健康部）

① 遺体の埋葬を行うとき

- ・災害時の混乱の際に死亡した者であること
- ・災害のため埋葬を行うことが困難な場合

② 埋葬の方法

救助の実施期間が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

③ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

④ 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備考
1体当たり 215,200円以内	1体当たり 172,000円以内	棺、埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）、骨壺及び骨箱

(13) 学用品の給与（教育部）

① 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒等

② 給与の品目、期間及び費用

品目	期間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から 1ヶ月以内	小学校児童及び中学校生徒：教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材実費 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材実費
文房具	災害発生の日から 15日以内	小学校児童 1人当たり 4,500円以内
通学用品		中学校生徒 1人当たり 4,800円以内 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円以内

第8節 避難対策 【総務班・福祉班・振興班・消防団】

災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを勧告・指示し、地域住民の生命又は身体を災害から保護するものとする。

第1 避難誘導體制の整備

1 避難基準の設定

村は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が想定される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ気象情報、土砂災害警戒情報の基準等により検討し、設定する。

2 避難情報発令体制の確立

村は住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難に時間を要する要配慮者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、自主的な避難の促進を図るため、早めの段階で避難行動を開始することを求める、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うものとする。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害の恐れがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に情報の提供に努める。

また、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により近隣のより安全な建物への「緊急的退避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を村民がとれるようにも努める。

村は、避難勧告等を発令する際に、県及び甲府地方気象台に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

避難情報の種類

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動に時間を要する要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状態	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者（高齢者・乳幼児等）など避難に時間のかかる人は、指定緊急避難場所等への避難行動を開始 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意など、避難準備を開始
避難勧告	全ての人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	全ての人が指定緊急避難場所等への避難行動を開始（立退き避難が危険な場合は、近隣の安全な建物への緊急的退避や屋内安全確保を行う。）
避難指示（緊急）	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が極めて高いと判断された状況	災害が発生する恐れが極めて高い状況となっており、緊急に避難する。（立退き避難が危険な場合は、近隣の安全な建物への緊急的退避や屋内安全確保を行う。）

3 防災気象情報と警戒レベル相当情報

「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成31年）」の改訂により、村民が主体的に避難行動をとれるよう、次表のように5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について、明確化された。

防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報（可能な範囲で発令）	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）※1	大雨特別警報（土砂災害）※1
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生する恐れが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示（緊急） （緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令）	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※2
警戒レベル3	要配慮者は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※1大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報（洪水）や警戒レベル5相当情報（土砂災害）として運用する。ただし、村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※2「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1) 村が発令する避難勧告等は、総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2) 気象庁が提供する大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

4 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は以下のとおりとする。なお、運用にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成31年）」に基づき、気象情報や今後の気象予測、警戒区域の巡視による情報等を総合的に判断して発令するものとし、以下の基準に該当しない場合であっても、村長が必要と判断した場合は、避難勧告等を発令する。

避難情報等 (警戒レベル)	住民に求める行動	判断基準 (防災気象情報・現地情報等)
避難準備・ 高齢者等 避難開始 (警戒レベル3)	要配慮者（高齢者・乳幼児等）など避難に時間のかかる人は指定緊急避難場所への避難を開始する。その他の人は避難の準備を整えるとともに、防災・気象情報に注意し、自発的に避難を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ・警報(大雨・洪水・暴風・大雪)が発令されたとき。 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布「警戒」(赤色)に到達したとき。 ・大雨警報(浸水害)の危険度分布「警戒」(赤色)に到達したとき。 ・洪水警報の危険度分布「警戒」(赤色)に到達したとき。 ・軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・水防団待機水位(0.8m)を超え、氾濫注意水位(1.4m)に到達することが予想されるとき。
避難勧告 (警戒レベル4)	想定される災害に対応した指定緊急避難場所に速やかに避難を開始する。ただし、指定緊急避難場所への避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所・建物等への避難や、屋内における安全確保をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報が発令されており、さらに記録的短時間大雨情報が発令されたとき。 ・土砂災害警戒情報が発令されたとき。 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布「非常に危険」(薄紫色)に到達したとき。 ・大雨警報(浸水害)の危険度分布「非常に危険」(薄紫色)に到達したとき。 ・洪水警報の危険度分布「非常に危険」(薄紫色)に到達したとき。 ・土砂災害の前兆現象(山鳴り・湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等)が確認されたとき。 ・異常な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・氾濫注意水位(1.4m)を超え、更に水位が上昇し、河川が氾濫する恐れがあるとき。
避難指示 (緊急) (警戒レベル4)	既に災害が発生しているにもかかわらず、極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、想定される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。ただし、指定緊急避難場所への避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所・建物等への避難や、屋内における安全確保をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発令されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布「極めて危険」(濃紫色)に到達したとき。 ・大雨警報(浸水害)の危険度分布「極めて危険」(濃紫色)に到達したとき。 ・洪水警報の危険度分布「極めて危険」(濃紫色)に到達したとき。 ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき。
災害発生情報 (警戒レベル5)	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報(大雨・暴風・大雪・地震・火山)が発令されたとき。 ・河川が氾濫(決壊・越水)したとき。 ・土砂災害が発生したとき。

資料編	・資料1-4 避難勧告等の発令基準
-----	-------------------

2 避難の実施責任者及び報告先

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。なお、緊急の場合には、村長は、消防吏員に避難のための立退きの勧告及び指示を代行させることができる。

区分	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
勧告・指示	村長	災害全般	県知事	災害対策基本法第60条第1項
	県知事	〃	村長	災害対策基本法第60条第5項
指示	警察官	〃	村長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	県知事又はその命を受けた県職員	洪水、地滑り	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
	水防管理者(村長)	洪水	警察署長	水防法第29条
	自衛官	災害全般	防衛大臣の 指定する者	自衛隊法第94条

3 各実施責任者における避難勧告等の方法

(1) 村長の勧告・指示

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要が認められるときは、村長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで村長に通知があったときは、村長は県知事に報告を行う。

(2) 県知事の勧告・指示

県知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を村長に代わって行う。

(3) 水防管理者(村長)の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者(村長)は、立退きを指示する。この場合、大月警察署長に速やかに通知するものとする。

(4) 県知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水又は地滑りにより著しく危険が切迫していると認められるときは、県知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示するものとする。この場合、大月警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

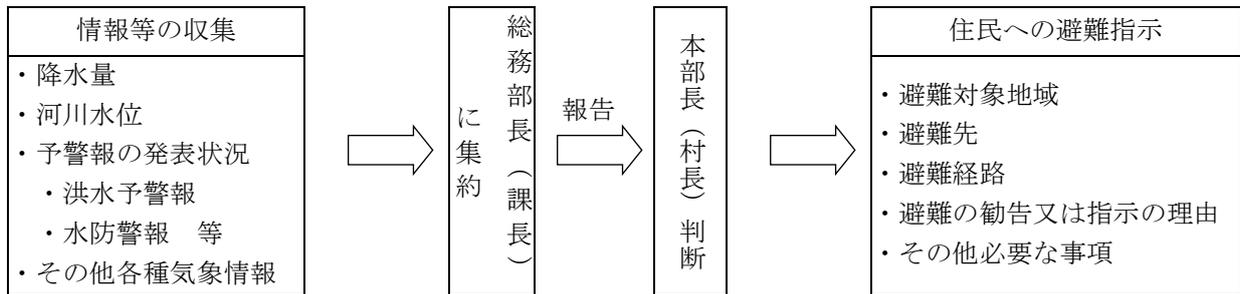
災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要が認められる事態において、村長が指示できないと認められるとき、又は村長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示するものとする。この場合、その旨を村長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

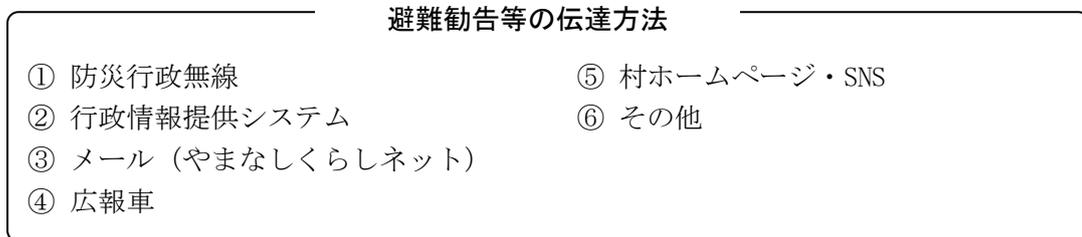
4 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行う。



5 避難勧告又は指示の伝達方法

(1) 村災害対策本部は、次の伝達方法を活用し、住民等に対して避難先、避難時の心得等の周知徹底を図る。



(2) 放送事業者等への情報提供

村災害対策本部は、避難勧告等を発令したときは、山梨県総合防災情報システムを活用し、放送事業者等に対して、確実な情報伝達に努めるものとする。

(3) 配慮者利用施設への情報提供

村災害対策本部は、要配慮者利用施設（学校、保育所、福祉施設等）の施設管理者に対して、電話等により情報提供を行うなど、早期の対応体制をとるものとする。

第2 警戒区域の設定

1 村長の措置

村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該地区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

村長等が現場にいないとき、又は村長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、村長の職権を代行することができる。

3 県知事の措置

県知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により、村長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを行う。

第3 指定避難所・指定緊急避難場所等の定義等

1 指定避難所・指定緊急避難場所等の定義

村は、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、被災者の安全が確保される施設又は場所を「一時避難場所」、「指定緊急避難場所」として指定するとともに、一時的に被災者の生活・滞在する施設を「予備避難所」、「指定避難所」として指定する。

また、「一時避難場所」、「指定緊急避難場所」、「予備避難所」、「指定避難所」は、施設の老朽化や人口の変動等により適宜見直しを行うものとし、各用語の定義は以下のとおりとする。

区分	定義	根拠法令
一時避難場所	自主防災組織（自治会）ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「駐車場」等の広場をいう。	特になし
指定緊急避難場所	災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、土砂災害などの災害の種類ごとに、国の政令に定める基準を満たす施設又は場所（公民館、グラウンド等）をいう。	災害対策基本法49条の4
予備避難所	公共施設の中で、指定避難所には指定されていないが、帰宅困難者や被災者が多数発生した場合に備えて、予備的に確保した施設	特になし
指定避難所	被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するための施設（公民館、学校、体育館）等をいう。	災害対策基本法49条の7

2 指定避難所の選定基準

指定避難所等の選定にあたっては、災害対策基本法に定める指定基準に基づき、選定を行うこととする。また、以下の基準に留意するものとする。

指定避難所の選定基準

- (1) 避難所における避難住民の1人当りの必要面積は、概ね3m²以上とする。
- (2) 避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 避難所は、崖崩れや浸水などの危険の恐れがないところとする。
- (4) 避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- (5) 要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこととする。

3 指定緊急避難場所の選定基準

指定緊急避難場所の選定にあたっては、災害対策基本法に定める指定基準に基づき、選定を行うこととする。また、以下の基準に留意するものとする。

指定緊急避難場所の選定基準

- (1) 地震、土砂災害、洪水など想定される自然災害ごとに、指定基準に適合する施設を選定するものとする。
- (2) 災害時に直ちに避難者に開放できる施設もしくは場所であり、あらかじめ施設管理者に同意を得ること。

資料編	・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧
-----	--------------------------

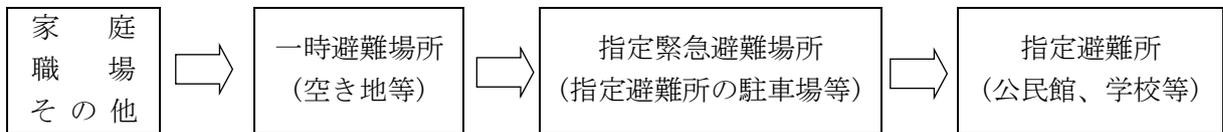
第4 避難方法

1 避難の方法・誘導

住民は、避難が必要と判断した場合には、直ちに必要最小限の非常持ち出し品を所持し、戸締り等を行った後、安全、迅速に避難するため、自主防災組織（自治会）単位であらかじめ設定した「一時避難場所」に集まり安否確認を行うものとする。その後、避難路の安全を確認した上で、「指定緊急避難場所」、「指定避難所」へ避難を開始するものとする。

なお、大雨、洪水等、状況によっては、直接「指定緊急避難場所」、「指定避難所」に避難するものとする。

村は、避難誘導員として道志村消防団、自主防災組織等を配置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者については、民生委員、地区住民などと協力して、介助等の適切な措置を取り、速やかな避難誘導を行う。



2 避難路の指定

避難誘導にあたっては、「指定緊急避難場所」・「指定避難所」に安全に避難できるように、あらかじめ避難路を指定するものとする。避難路の指定にあたっては、避難路の優先度を以下の定義に基づき、設定するものとする。また、選定基準は次のとおりとする。

避難路の選定基準

- (1) 避難路沿いには、がけ崩れや出水等の恐れがないものとする。
- (2) 避難路の選択に当たっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

区分	定義	避難路（路線数）
一次避難路	指定緊急避難場所、指定避難所に避難する上で、最も優先度の高い避難路	国道413号、県道24号都留道志線
二次避難路	一次避難路が避難路として使用できない場合の迂回路で優先度の高い避難路	村道（98路線）
予備避難路	一次避難路・二次避難路が避難路として使用できない場合の迂回路となる避難路	農道（80路線）

資料編	・資料4-2 避難路一覧
-----	--------------

3 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第5 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れがある者が避難を必要とする場合は、村は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設に当たっては、村は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。
 なお、避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行うものとする。
 また、指定避難所だけでは避難者の受け入れに不足が生じた場合には、予備避難所を活用するなど、応急的な使用を検討する他、民間施設（民宿、キャンプ場等）を借り上げて一時的に避難、収容できるように協定の締結を検討するものとする。
- (3) 村長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

資料編	・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧
-----	--------------------------

2 避難所の管理運営

- (1) 避難所への職員派遣
 避難所管理職員（住民健康部等）は、直ちに避難所を開設し、当該施設管理者並びに自主防災組織等と協力して避難所の管理運営に当たる。
- (2) 避難所管理運営上の留意事項
 避難所管理職員（住民健康部等）は、各避難所の収容者と必要な物資を把握する。なお、他市町村からの避難者については、住所地の市町村に速やかに連絡するものとする。
 なお、避難所の運営に当たっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、更衣室の設置など避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。また、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者のニーズの把握、これらの者への情報提供等については、必要により個別に対応するなどの措置を行うものとする。
 その他、避難所では、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のため、医師や保健師の巡回相談に努める。

(3) 避難者等による自主運営の推進

村は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者自らの組織化を図り、自主的な運営管理が行われるよう支援するものとする。

自主防災組織や自治会は、避難所運営委員会の設立、リーダーの選出を行い、避難所を自主運営し、避難所管理職員の管理業務に協力する。避難者は、リーダーの下で避難所運営に協力する。

避難所運営委員会の役割

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 運営方針、生活ルール決定 | ④ 避難者のニーズ調査、統括者への報告 |
| ② 救援食料・物資等の配布、炊き出し協力 | ⑤ ごみの管理、施設・トイレの清掃等 |
| ③ 避難者への広報の伝達 | ⑥ 秩序の保持 |

(4) ペット同伴者対策

ペット同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

参 考	・参考 風水害等編第2章第10節「防疫対策」
-----	------------------------

3 避難所における要配慮者対策

避難所開設時には、乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するものとする。特に、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、要配慮者専用スペースを確保するほか、状況に応じて、次の施設を福祉避難所として開設し、必要なスタッフを確保するものとする。

福祉避難所の開設、運営は、住民健康部（福祉班）が中心となって、社会福祉関係団体、社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

施設名	所在地	電話番号	避難想定区分
道志村福祉センター	道志村7710	0554-52-1611	高齢者・要介護者
道志村保育所	道志村7779	0554-52-2239	乳幼児・幼児・妊婦

第6 防災対象物等の避難対策

学校、病院等の施設管理者は、災害が発生し、避難を必要と認めた場合は、生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

学校における避難の留意事項

- | |
|---|
| <p>① 予警報により、災害の発生が予想される場合は、臨時休業・一斉早退などの確に判断し、連絡網等を活用して保護者へ連絡するなど適切な措置を行うものとする。</p> <p>② 地震などにより、校舎外に避難する場合には、危険箇所を避けるなど安全を確保する。また、保護者への引き渡し時には、教職員を配置し、円滑に行う。</p> <p>③ 災害状況により、保護者への引き渡しができない場合は、生徒・児童の安全を守るため、一時的に保護などの措置を行うものとする。</p> |
|---|

第7 帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な出張者、観光客等の帰宅困難者・滞留者が発生した場合には、村、警察、道路管理者、バス事業者等関係機関は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

帰宅困難者への具体的な措置

- ① 関係各機関は、帰宅困難者等に対し適切な情報を伝達、広報し、身の安全と不安の解消に努める。
- ② 帰宅困難者等は、自助努力によって食料等を確保するものとするが、不足するときは村において斡旋などの便宜を図るものとする。なお、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。
- ③ 関係各機関は、必要に応じて、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるものとする。

第8 広域一時滞在

災害発生に伴い、市町村や県の区域を越えて被災住民を避難させる必要が生じた場合、若しくは市町村や県の区域を越えて被災住民を受け入れる必要が生じた場合の協議等の手続きは次によるものとする。

1 県内広域一時滞在

(1) 避難を要請する場合の対応

① 協議の実施

村長は、災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認めた場合は、県内の他の市町村長（協議先市町村長）と被災住民の受け入れについて、協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、県知事に助言を求めるものとする。

② 県知事への報告

村長は、①に掲げる協議をしようとするときは、あらかじめ県知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

③ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに県知事に報告する。

④ 広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに県知事に報告する。

(2) 他市町村から避難住民の一時的滞在を求められた場合の対応

① 協議の実施

村長は、協議元市町村長又は県知事より、(1)①又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受入れるものとする。

② 受入決定の通知等

村長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

③ 広域一時滞在の終了

村長は、協議元市町村長より広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(3) 県知事の助言

村長は、必要に応じて広域一時滞在中の事項について、県知事に助言を求めるものとする。

2 県外広域一時滞在

(1) 県知事に対する協議及び要求等

村長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在(県外広域一時滞在)の必要があると認めた場合は、県知事に対して協議を行い、県知事が県外の当該市町村長を含む都道府県知事(協議先知事)に対し、被災住民の受け入れに対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

(2) 受入決定の通知等

協議先知事より受け入れ決定通知を受けたときは、速やかに村長に通知するものとする。

(3) 協議内容の公示及び通知

村長は、県知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(4) 広域一時滞在中の終了

村長は、広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を県知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、県知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

3 県外市町村からの避難住民の受入

(1) 被災住民の受入

村長は、県知事より県外の被災住民の受け入れに対する協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

(2) 受け入れ決定の通知等

村長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、県知事に報告する。

(3) 広域一時滞在中の終了

村長は、県知事より広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

4 県知事による協議等の代行及び特例

(1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

県知事は、災害の発生により村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、1(1)に準じ、村長の実施すべき措置を代わって実施する。なお、村が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を村長に引き継ぐものとする。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、県知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、村長に通知する。

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例（災害対策基本法第86条の5）

県知事は、災害の発生により村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、村長より3(1)の要求がない場合にあっても、3(2)に準じ、協議先知事との協議を実施する。

第9節 医療助産対策【健康班・福祉班・消防団】

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は村長が行うものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て県知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、県知事から救助実施内容と期間を通知された村長が行うものとする。

第2 応急医療対策

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において都留市消防本部、県、都留医師会等の関係機関から次の情報を収集し、関係部署に伝達を行う。

初動期の情報収集内容

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性 | ⑦ 出動可能な医療班の数、配置 |
| ② 死傷病者の発生状況 | ⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認 |
| ③ 住民の避難状況（場所・人数等） | ⑨ 周辺市町村の状況 |
| ④ 医療機関の被害、診療・収容能力 | ⑩ 医療機関の医薬品の受給状況 |
| ⑤ 医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力 | ⑪ 医療機関における受信状況 |
| ⑥ 被災地域の水道、電気、ガス等の被害状況 | ⑫ 避難所等の生活、保健、医療情報 |

2 救護班の出動等

災害により人的被害が発生した場合には、住民健康部（健康班）は、医療機関等に協力を要請して救護班を編成し、応急医療活動を実施する。なお、被災状況によっては、都留医師会、富士吉田医師会に災害現場等への出動を要請し、応急医療活動を行う。

また、村のみでは迅速な対応が困難な場合には、県地区救護対策本部（富士・東部保健福祉事務所）に応援を要請する。

なお、救護班の編成は、主に次のとおりとする。

救護班の構成要員

- | | |
|---------------|------------|
| ① 村医師、看護師、保健師 | ④ 消防本部職員 |
| ② 都留医師会医師、看護師 | ⑤ 災害ボランティア |
| ③ 日赤奉仕団員 | ⑥ その他 |

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1－6 医療機関一覧（基幹災害拠点病院等） ・資料8－9 被災現場側から見た応急医療救護体制
-----	--

3 医療救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

村は、医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、「医療救護班設置運営マニュアル」に定める手順により、県に対して医療救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

4 応急医療救護業務

災害時の応急医療救護業務は、次のとおりとする。

区分	応急医療救護業務
救護班（医科）	① 傷病者の応急処置 ② 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ） ③ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導 ④ 助産救護 ⑤ 死亡の確認及び検案並びに遺体処理への協力
救護班（歯科）	① 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導 ② 軽症患者や転送困難な患者等の治療 ③ 検視・検案に際しての協力
医療機関	① 被害情報の収集及び伝達 ② 応需情報（診察可能状況）の報告 ③ 傷病者の検査及びトリアージ ④ 重症患者の後方医療機関への搬送 ⑤ 傷病者の処置及び治療 ⑥ 助産救護 ⑦ 医療班、医療スタッフの派遣 ⑧ 死亡の確認及び検案並びに遺体処理への協力

5 医療救護所の設置

（1）設置場所

医療救護所は、道志村国民健康保険診療所に設置するものとする。ただし、当該施設が被災その他の理由による使用できない場合は、住民健康部（健康班）は、近隣の公共施設の安全性を考慮して、指定避難所に仮設救護所を設置する。

（2）設置時の留意事項

設置時の留意事項

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ① 被災傷病者の発生及び避難状況 | ④ 医療資機材、水、非常用電源等の確保 |
| ② 救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制 | ⑤ 搬送体制、情報連絡体制の確保 |
| ③ 被災地の医療機関の稼働状況 | |

（3）広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を防災行政無線、広報車等を活用して地域住民に周知する。

6 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には、県に対し応援を要請する。

資料編	・資料1-7 医薬品等の保管場所一覧
-----	--------------------

7 傷病者の搬送

(1) 傷病者の後方医療機関への搬送方法

- ① 救護班から傷病者搬送の要請があった場合には、都留市消防本部の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、村の公用車等を利用して搬送する。
- ② 重症者等の場合は、必要に応じて、県に山梨県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの出動を要請し、あるいは県を通じて自衛隊による搬送を要請する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

災害発生時に傷病者を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項等に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備場の留意事項

① 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

② 医療内容等の把握

あらかじめ村内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。

③ 搬送経路確保体制

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係る道路管理者との連携を図るとともに、大月警察署等からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

(3) 災害拠点病院等の指定状況

県は、災害時の医療活動の拠点施設として災害拠点病院を、また災害拠点病院を支援する医療機関として災害支援病院を指定している。

区分	指定状況
災害拠点病院	災害拠点病院は、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院として「山梨県立中央病院」が指定され、また地域災害拠点病院として、二次医療圏に1病院、県下で8病院が指定されている。
災害支援病院	災害支援病院は、基幹災害支援病院及び地域災害支援病院があり、基幹災害支援病院として「山梨大学医学部附属病院」と「山梨赤十字病院」が指定され、地域災害支援病院として県下で30病院が指定されている。

本村を含む富士・東部医療圏における地域災害拠点病院及び地域災害支援病院の指定状況は次のとおりとなっている。

区分	病院名	一般病床数
地域災害拠点病院	富士吉田市立病院	256
	大月市立中央病院	144
地域災害支援病院	上野原市立病院	135
	都留市立病院	140

村は、重症患者等の受入体制を確保するとともに、状況に応じて上記の医療機関に迅速に搬送できるよう、搬送体制の確立を図る。

なお、重症・重篤な救急患者の受入や医療スタッフの全県派遣を行う県指定基幹災害拠点病院等の状況は、次のとおりとなっている。

区分	病院名	一般病床数	備考
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	629床	・重症、重篤な救命救急医療 ・広域搬送拠点 等
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院	566床	・重症、重篤な救命救急医療 ・医療スタッフ全県派遣 等
	山梨赤十字病院	224床	・富士北麓における傷病者の受入、搬送の拠点 ・広域的な医療救護班、医療スタッフの派遣等

資料編	・資料1-6 医療機関一覧（基幹災害拠点病院等）
-----	--------------------------

8 特殊医療対策

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、県及び医療機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

9 歯科医療対策

道志村国民健康保険歯科診療所及び歯科医師会の協力を得て、医療救護所等において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動の実施に努めるものとする。

10 精神保健医療対策

精神障がい者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、県医療救護対策本部（障害福祉課）に対して精神科救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請する。

11 地域保健対策

救護班のほかに、保健所、保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション施設の協力を得て、巡回リハビリチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。

第3 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

村は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被害情報、患者の受け入れ情報、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動状況などの情報共有を図り、災害時の初期医療活動の効果的な体制整備を図る。

第10節 防疫対策【健康班・振興班】

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及び蔓延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、村長が実施する。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 村の防疫組織

住民健康部（健康班）は、富士東部保健福祉事務所の指示のもと都留医師会の協力を得て防疫組織を編成し、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

村は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下、「法」という。）の規定に基づき、県知事の指示に従って次の措置を実施する。

（1）感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、県知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

（2）ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、県知事の指定区域内で県知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

（3）物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、県知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

（4）生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、県知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及び蔓延を予防するため、県知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の恐れが高い。村は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

住民健康部（健康班）は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資機材及び薬剤

1 防疫用資機材

防疫用資機材は、村保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。村は、防疫用資機材が不足する事態を想定して、民間企業との間で、災害協定の締結を推進するものとする。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、村が保有しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。村は、防疫用薬剤が不足する事態を想定して、民間企業との間で、災害協定の締結を推進するものとする。

3 緊急調達

村内等で必要な防疫用資機材等が確保できない場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編	・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧
-----	---------------------

第4 被災動物（ペット）等救護対策

村及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。

被災動物の防疫対策

- (1) 動物（ペット）収容施設の設置
- (2) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- (3) 飼料の調達及び配布
- (4) 動物（ペット）に関する相談の実施
- (5) 動物（ペット）伝染病等の蔓延防止措置
- (6) 避難所における飼育動物（ペット）の適正管理等

第11節 飲料水・食料・生活必需品対策 【総務班・産業班・振興班】

第1 飲料水の供給

災害のため飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行うとともに、給水施設の応急復旧を実施する。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、村長が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て県知事が行うが、県知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

2 給水活動

(1) 給水方法

災害により、水道水の使用不能の場合には、産業振興部（振興班）は、次により応急給水活動を実施する。

応急給水の方法

- ① 備蓄飲料水（ペットボトル）による給水
- ② 耐震性貯水槽からの給水
- ③ 搬水（応急給水車）による給水
- ④ 予備水源（地下水、湧水）のによる給水
- ⑤ 溜水、河川水等を濾水機により濾過（消毒）による給水

(2) 必要給水料

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

(3) 応急給水場所

給水は、医療機関、福祉施設、避難所など緊急性の高い施設を最優先とし、一般住民への給水は次の施設において実施を予定している。

施設名	所在地	供給地域
道志村給食センター	道志村 7568	村内全域
みなもと体験館道志・久保分校	道志村 2167	月夜野～大室指
道志小・中学校	道志村 7568	椿～和出村
水源の郷やまゆりセンター	道志村 8990-1	谷相～上中山
善之木コミュニティセンター	道志村 11125	下善之木～長又

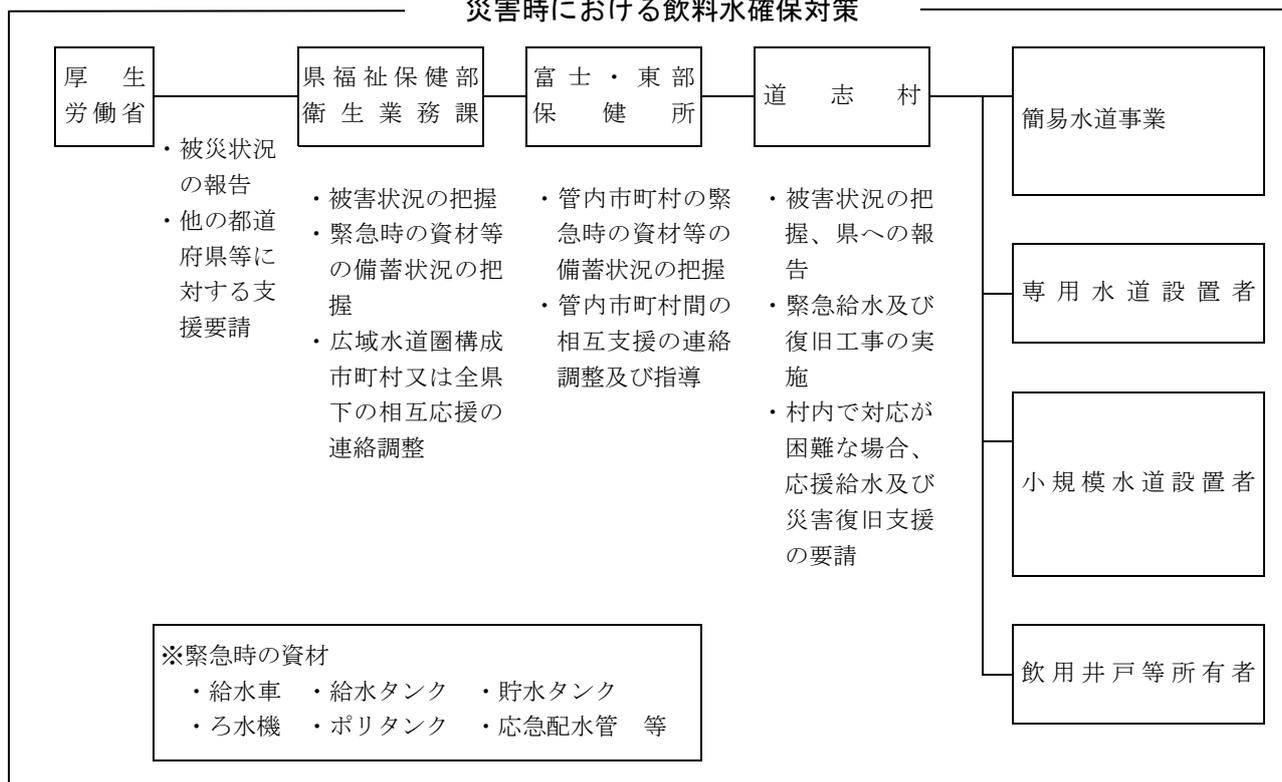
(4) 応急給水資機材

村は、次の資機材等により応急給水を実施する。資機材が不足する場合は、富士・東部保健福祉事務所等に要請を行うものとする。

- ① 給水車、タンクとセットした給水タンク車（タンクによってはポンプも用意）
- ② 小型発電機
- ③ 応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- ④ 濾水機

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧 ・資料2-8 炊き出し・応急給水施設一覧 ・資料2-15 簡易水道施設一覧 ・資料3-3 耐震性貯水槽・防火水槽一覧
-----	---

災害時における飲料水確保対策



3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化する恐れがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質保持に万全を期するものとする。

(1) 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

(2) 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所への復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

4 給水施設の応急復旧

(1) 被害状況等の把握

産業振興部（振興班）は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。なお、被害が発生した場合には、速やかに村災害対策本部（総務部）及び県に報告する。

(2) 応急復旧活動の実施

復旧に当たっては、被害の状況により村内の水道・管工事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1－5 防災関係機関一覧 ・資料 7－12 災害時における水道施設等応急対応協定
-----	---

5 広報の実施

村は給水を行う場合、混乱が生じないように、次の事項について分かりやすく間違いのないように広報する。

(1) 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

(2) 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法、水質についての注意事項等について被災地の住民に周知を図る。

6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きするなどの措置を行うよう、あらかじめ広報誌等を通じて広報を行う。

第2 食料の供給

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保及び炊き出しの実施、その他食品の提供は、村長が実施する。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て県知事が行うが、県知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

2 災害時における食料の供給基準

(1) 炊き出しの対象者

- ① 避難所に収容した者
- ② 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事ができない者
- ③ 災害応急対策活動従事者

(2) 供給品目

供給品目は、炊き出し用の米穀、弁当、乾パン、缶詰、インスタント食品等とするほか、高齢者や乳幼児のニーズに配慮した食品を調達・供給する。

(3) 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

- ① 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり玄米 200 グラム（精米 180 グラム）とし、乾パンについては、115 グラムを1食分とする。
- ② 乳児・幼児用粉乳は、乳児1日当たり150グラム、幼児1日当たり50グラムとする。

3 食料の供給計画

(1) 事前措置

村は、食料の供給計画の策定に当たっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本村における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

(2) 食料の調達

① 備蓄及び村内の販売業者等からの調達

村の備蓄によるほか、村内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。なお、平時から災害の発生に備えて、民間業者との間に協力体制を構築するものとし、必要に応じて協定の締結を推進する。

② 県知事への要請

村内で必要量の食料が調達できない場合は、県知事に対して給食を必要とする応急用米穀の数量等を通知し要請するものとする。

③ 災害救助法適用時

ア 本部長(村長)は、必要量を把握のうえ「災害救助用米穀の引渡要請書(様式1)」を作成し、県知事に対して災害救助用米穀の供給を要請する。

イ 本部長(村長)は、県知事との連絡がつかない場合は、政府所有米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、担当者名、連絡先等を農林水産省生産局(担当者)へ電話に併せてFAX又はメールで連絡するものとする。

なお、この場合、これを行った旨を県知事に連絡するとともに、「災害救助用米穀の引渡要請書(様式1)」を作成のうえ、県知事に対し引渡要請を行うものとする。

部局名	所在地	電話等
農林水産省 生産局農産部防疫業務課	東京都千代田区霞が関1-2-1	TEL:03-5744-0585 (直通) FAX:03-6744-1390
関東農政局 山梨県拠点	甲府市丸の内1-1-18甲府合同庁舎	TEL:055-254-6055 (直通) FAX:055-254-6008

④ 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、村内の食料販売業者、また商工会等に協力を要請し、確保するものとする。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、食物アレルギー、季節等に配慮して調達する(高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調整粉乳など、また寒い時期には温かなものなど)。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

4 食料集配拠点の確保

他市町村等から搬送される救援食料は、資料編に掲載する施設を救援物資集配拠点施設として開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。当該施設に搬送された救援食料等は、産業振興部(産業班)の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧 ・資料2-6 救援物資集配拠点施設一覧 ・資料9-12 災害救助用米穀の引渡要請書様式
-----	---

5 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの実施場所

炊き出しは、避難所で行うものとするが、状況により避難所での炊き出しが実施できない場合には、以下の施設を活用して、供給を行う。

施設名	所在地	最大供給量	供給地域
道志村給食センター	道志村 7568	500 人分	村内全域
みなもと体験館道志・久保分校	道志村 2167	300 人分	月夜野～大室指
道志小・中学校	道志村 7568	300 人分	椿～和出村
水源の郷やまゆりセンター	道志村 8990-1	300 人分	谷相～上中山
善之木コミュニティセンター	道志村 11125	300 人分	下善之木～長又

(2) 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、避難者が主体となるものとし、日赤奉仕団、ボランティア、自主防災組織等の協力を得るものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-8 炊き出し・応急給水施設一覧 ・資料 7-15 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書
-----	--

第3 生活必需物資等の供給

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給与又は貸与し、被災者の生活の確保を図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の供給は、村長が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て県知事が行うが、県知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

2 実施方法

(1) 給与（貸与）対象者

住家の全壊・全焼、流失、半壊・半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

(2) 給与（貸与）対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

給与（貸与）対象品目

- ① 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- ② 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等）
- ④ 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶わん、皿、はし等）
- ⑦ 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

(3) 必要物資の把握

村は、被災者が必要とする生活必需品の品目・数量を、避難所の施設管理者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、電話、急使等により、村災害対策本部（総務部）に報告する。

把握にあたっては、要配慮者や女性にも配慮を行うものとする。また、時間の経過により、ニーズも変化してくるため、被災者のニーズ把握に努め、優先すべき案件を整理し、輸送ルート確保、配送、仕分けを適切に行う。

(4) 生活必需品等の確保

① 村内業者等からの調達

産業振興部（産業班）は、商店あるいは道志村農業協同組合、道志村商工会等に協力を依頼して必要な燃料や生活必需品を調達する。また、村は、平時より災害の発生に備えて、民間業者との間に協力体制を構築するものとし、災害協定の締結を推進する。

② 国、県への物資等の供給の要請

- ・村長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、県知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。
- ・村長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合は、国に物資等の供給を直接依頼するものとする。
- ・国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、県知事又は村長からの要請を待たずに、物資の供給について必要な措置を講ずるものとする。

③ 県知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要するとき、村長からの要請を待たずに、物資の供給について必要な措置を講ずるものとする。

④ 国、県、村及びその他防災関係機関等は、所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

調達時の留意点

- ① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- ② 季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ③ 調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておくこと

(5) 販売業者への指導

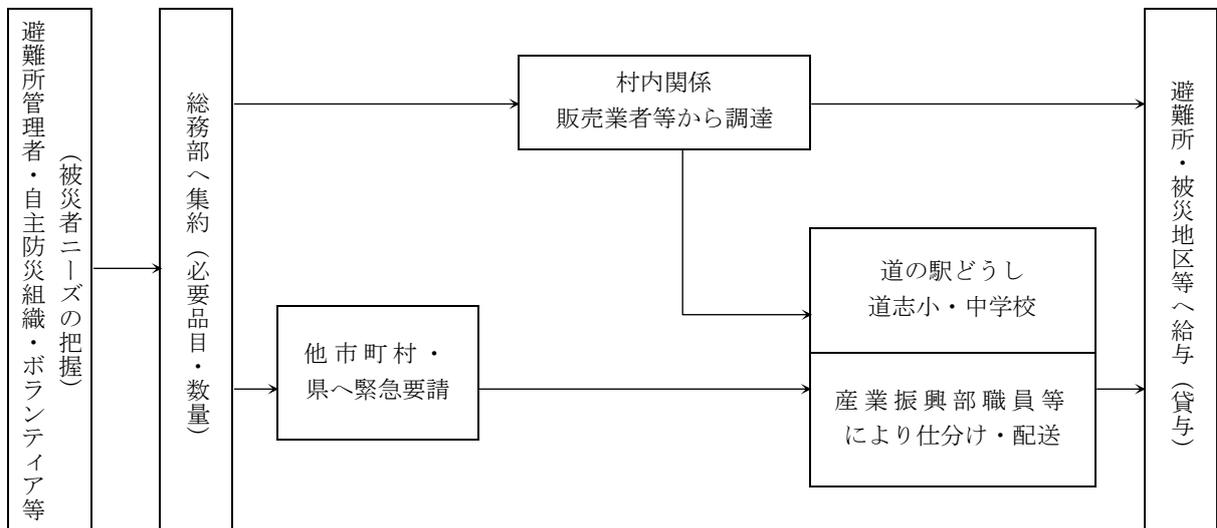
産業振興部（産業班）は、生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起った場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

3 救援物資集配拠点の確保

他市町村等から搬送される救援食料は、資料編に掲載する施設を救援物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。当該施設に搬送された救援食料等は、産業振興部（産業班）の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧 ・資料2-6 救援物資集配拠点施設一覧
-----	--

生活必需品の供給フロー



4 「山梨県小災害内規」による給与

災害救助法の適用を受けない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」に基づき、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、村は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第12節 応急教育対策【教育班】

教育施設又は児童・生徒等の被災により、通常の教育の実施が不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒等に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

村立の学校における災害応急教育は、教育部（教育班）が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て県知事が行うが、県知事から実施を委任されたときは、村長が教育部（教育班）及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

教育部（教育班）は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	① 災害を受けなかった地区の公共・民間施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築
村内の大部分が被災したとき	① 応急仮校舎の建築 ② 近隣学校の校舎の利用、公民館、民間施設等の使用

2 教職員の確保

教育部（教育班）は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で調整する。
- (2) 短期、臨時的に退職教員等の協力を求める。
- (3) 欠員（欠席）が多数のため、(1)の方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、学校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育部（教育班）に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 児童・生徒等への対応

学校長は、災害の状況に応じ、教育部（教育班）と連絡のうえ、臨時休業、早退など適切な措置をとる。

（1）登校前の措置

休業措置を登校前に決定したときは、メール、電話連絡網、防災行政無線等によって保護者に連絡するものとする。

（2）授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育部（教育班）と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとし、教職員が地区別に付き添うなどの適切な措置をとるものとする。

（3）校内保護

学校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行うものとする。なお、この場合、速やかに教育部（教育班）に保護した児童・生徒等数その他必要な事項を報告する。

（4）その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校長は、教育部と協議し、児童・生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

学校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

4 防災備蓄

学校長は、災害の状況により児童・生徒等の引き渡しが困難な場合に備え、校内に保護するために必要な毛布や飲料水などの防災備蓄品を整備するものとする。

5 健康管理

（1）学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。

（2）被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

（3）浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

6 危険防止措置

（1）理科室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、安全確認を行う。

（2）学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、立ち入り禁止措置、迂回路の選定等適切な措置を行う。

7 その他

学校施設を避難所として開設した場合、学校長は村災害対策本部（総務部）及び教育部（教育班）との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学校給食施設の措置及び活用計画

1 学校給食施設の留意事項

学校給食施設が災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、次に掲げる事項については、特に留意するものとする。

災害時の学校給食における留意事項

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (3) 食中毒の予防対策について

2 学校給食施設の復旧

学校給食施設の復旧計画に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の早期再開に努めるものとする。

なお、被災時における避難所の状況により、学校給食施設を一時的に住民への炊き出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

第5 学用品等の確保

教育部（教育班）は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保に努めるとともに、速やかに学校等に配布するものとする。また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

応急教育計画における留意事項

- (1) 児童・生徒等に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- (2) 各学校長は、被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- (3) 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- (4) 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（登校班等）の整備工夫を行うものとする。
- (5) 被災地域の児童・生徒等が転入学を希望する場合は、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受け入れ及び許可等を速やかに行う。

第7 災害に対する児童・生徒等の事前指導

学校長は、防災に関する計画を樹立して、災害による事故防止に努めるとともに、児童・生徒等の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

また、常に児童・生徒等の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との連携、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。

第13節 災害廃棄物等処理対策【振興班】

第1 廃棄物の処理

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は、大月都留広域事務組合が実施するものとするが、被害が甚大で処理不可能の場合は、富士・東部林務環境事務所に連絡し、他市町村又は県の応援を求めて実施する。なお、村は平時から大量の廃棄物の発生に備え、仮置場の確保に努めるものとする。

2 廃棄物処理量の算出基準

災害により発生する廃棄物処理量の算出基準は、概ね次のとおりとなっている。

区分	算出基準
粗大ごみ発生量	粗大ごみ発生量＝被害棟数×粗大ごみ発生源単位（1.03 t／棟）
し尿処理量	し尿発生量＝（避難住民数＋断水世帯人口）×発生源単位（1.21／人・日）
がれき発生量	がれき発生量（t）＝1棟当たりの平均床面積（㎡）×発生源単位×解体建築物の棟数 がれき発生源単位：木造0.696 t／㎡、鉄筋1.107 t／㎡、鉄骨0.712 t／㎡

3 ごみ処理

（1）被害状況等の把握

大月都留広域事務組合は、災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、産業振興部（振興班）は、避難所・被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

（2）収集方法

- ① 災害時のごみの収集は、委託・許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、産業振興部（振興班）と委託・許可業者で収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。
- ② 収集場所は指定のゴミ集積所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。

（3）収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- ① 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- ② 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

（4）処理方法

- ① 収集した可燃ごみ及び不燃ごみは、次表のごみ処理施設で処理する。
- ② 収集及び処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）」に定める基準に従って行う。

施設名	所在地	電話番号	処理規模
大月都留広域事務組合 まるたの森クリーンセンター	大月市初狩町中初狩3274	0554-20-2651	104 t／日

(5) 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、防災行政無線や広報車等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

なお、ごみ集積所の管理・衛生については、自主防災組織等に協力を依頼して実施するものとする。

資料編	・資料2-13 ごみ焼却施設一覧
-----	------------------

4 し尿処理

(1) 被害状況等の把握

大月都留広域事務組合は、災害発生後、速やかにし尿処施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、産業振興部（振興班）は、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 収集方法

し尿の収集は、委託・許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、委託・許可業者と産業振興部（振興班）収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

(3) 処理方法

- ① 収集したし尿は、次表の処理施設で処理する。
- ② 被害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、他市町村に協力を依頼し、あるいはそのごみの量を考慮して、その損害の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管し、施設復旧後に行う。

施設名	所在地	電話番号	処理規模
大月都留広域事務組合 まるたの森クリーンセンター	大月市初狩町中初狩3274	0554-20-2651	92k1/日
青木ヶ原衛生センター	富士河口湖町精進514	0555-85-2277	50k1/日

(4) 仮設トイレの設置

産業振興部（振興班）は、断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確認し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

(5) 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

資料編	・資料2-14 し尿処理施設一覧
-----	------------------

5 災害廃棄物の処理

(1) 発生量の把握

産業振興部（振興班）は、大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な器材や仮置場を確保する。

(2) 処理順位

道路上等に排出された災害廃棄物など、災害応急活動の実施に支障が生じるものから優先して処理するものとする。処理にあたっては、道志村建設業協会等の協力を得て、迅速に行うものとする。

被災家屋の解体

- ① 損壊建築物は、被災者生活再建支援法による解体・撤去が適用される場合のみ、村が協力する。
- ② がれきは、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集する。
- ③ がれきは、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- ⑤ 必要に応じて、県及び近隣市町村並びに関係団体に応援を要請する。
- ⑥ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

(3) 災害廃棄物の仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、村では、次の施設を災害廃棄物仮置場としている。なお、適当な場所がない場合には、土地所有者の承認を得て私有地を使用するものとする。

施設名	所在地	敷地面積(㎡)
林間広場	道志村 7518-1	11,000

(4) 災害廃棄物のリサイクル

災害時に大量に発生する災害廃棄物を効率よく処分するには、排出時における分別が重要となるため、分別収集体制を構築するとともに、地域住民に対して分別の徹底を図る。

資料編	・資料2-12 災害廃棄物・障害物仮設場一覧
-----	------------------------

6 応援協力要請

村では、ごみ・し尿の処理業務が不可能又は困難な場合は、富士・東部林務環境事務所又は他市町村に応援を要請して、速やかに収集・処理を行う。

また、村は、民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう、あらかじめ応援協定を締結するなど、協力体制の整備に努める。

7 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとするが、必要により環境上支障のない場所で焼却又は地下への埋設等を行う。

第2 障害物の除去

災害により、道路上あるいは河川等の障害物を除去する必要がある場合は、迅速に当該障害物を除去し、緊急輸送の確保又は災害発生の防御を図る。

1 実施責任者

(1) 住宅関係障害物

障害物の除去は、村が実施するものとする。ただし、村で対処できないときは、県又は他市町村にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、県知事が村長の補助を得て行うが、県知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

(2) 道路等関係障害物

障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものとする。

2 障害物除去の要領

(1) 住宅関係障害物の除去

① 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ・ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に流入したため、当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ・ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができない者
- ・ 住家は半壊又は床上浸水した者であること

② 優先除去の決定

村は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえ、除去の順位を決定する。

(2) 道路等関係障害物の除去

① 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、村所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、重要路線から除去し、道路機能の早期確保に努める。

② 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害の恐れがある場合は、当該維持管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

3 障害物の集積場所の確保

障害物の一時集積所は、想定される障害物の排出量、被害の発生した地域からの輸送の利便等を勘案のうえ適切な場所に設置するものとするが、適当な場所がない場合には、所有者の承認を得て私有地を使用するものとする。なお、本村では「林間広場」を障害物の一時集積所に予定している。

資料編	・ 資料2-12 災害廃棄物・障害物仮設場一覧
-----	-------------------------

4 処理体制等

(1) 撤去

撤去するがれきは、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先し、道志村建設業協会等と協力して、必要な人員、機材等を確保する。

(2) 処理

- ① 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資機材を確保する。
- ② アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。
- ③ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

(3) 応援要請

村のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県又は他市町村に広域的な処理体制の確保を要請する。

資料編	・資料7-13 災害時における応急対策業務に関する細目協定書
-----	--------------------------------

第14節 応急住宅対策計画【振興班】

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、村長が実施するものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て県知事が行うが、県知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、村長は直ちにその設置に当たるものとする。

2 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

(2) 応急修理を受ける者

災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者であること。

3 応急仮設住宅の設置場所

(1) 建設予定地

村は、応急仮設住宅の建設予定地として次の用地を選定している。応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地に適切かつ迅速に建設するものとする。

施設名	所在地	面積 (㎡)	想定建設戸数
グリーンロッジスポーツ広場	道志村 9265-54	5,200	32
道志村民グラウンド	道志村 7535	8,100	32

(2) 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、次の事項等に留意して上で、準建設候補地として、次の用地を選定している。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するが、やむを得ない場合は私有地を含めて選定を行い、そのためには土地所有者との協議をあらかじめ行っておくものとする。

施設名	所在地	面積 (㎡)	備考
旧道志小学校グラウンド	道志村 5596	2,700	土砂災害警戒区域
善之木コミュニティセンターグラウンド	道志村 11125	2,800	土砂災害警戒区域

資料編	・資料2-9 応急仮設住宅建設候補地一覧
-----	----------------------

建設用地の選定条件

- ① 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- ② 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- ③ 被災者の生業の見通しがたつ場所
- ④ がけ崩れ等の二次災害の恐れがない場所

4 建設資機材及び業者の確保

村は、道志村建設業協会等の協力により応急仮設住宅の建設又は、応急修理を行うものとするが、資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するものとする。

5 入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考に当たっては、選考委員会等を設け、障がい者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じて民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

なお、応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理等の募集に関する広報は、次により行う。

広報の方法

- (1) 防災行政無線
- (2) 行政情報提供システム
- (3) チラシの掲示・配布
- (4) 村ホームページ・SNS

6 管理及び処分

(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を行う。

7 既存住宅の利用

(1) 公営住宅の確保

村は、道志村村営住宅条例（平成9年条例第18号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

(2) 民間施設の確保

村は、応急仮設住宅が足りない場合には、村内の空き家物件や民間宿泊施設等を一時的に借上げ又は斡旋を行うなど、住宅の確保を行う。

第2 被災宅地の危険度判定

産業振興部（振興班）は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請し、速やかに被災宅地危険度判定を実施する。

1 被災宅地危険度判定調査

判定は、引き続き安全に居住できるか、応急対策が必要か否か並びに二次災害に対し安全が確保できるかを主として、危険度判定調査表に基づき、外観目視等により判定する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

2 調査対象物

宅地地盤、法面、擁壁、自然斜面、その他

3 被害程度区分

危険度判定士による調査結果は、「調査済宅地」・「要注意宅地」・「危険宅地」の3種類のステッカーで建物の出入口等の見やすい場所に表示される。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料8-10 被災宅地応急危険度判定フロー ・資料8-11 被災建築物応急危険度判定フロー
-----	---

第15節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画【総務班・健康班・福祉班・消防団】

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等について応急的な対応を行うものとする。

第1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋葬は、村長が行うものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て県知事が行うが、県知事から実施を委任されたときには村長が実施するものとする。なお、遺体の検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

総務部（総務班）は、家族等からの行方不明者の搜索依頼の受付を行うために、道志村役場に行方不明者相談窓口を設置し、大月警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、容貌、着衣、その他の特徴など必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、村職員、消防団員のほか大月警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により自主防災会等地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中に遺体を発見したときは、村災害対策本部及び大月警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 遺体の処理

1 処理方法

- (1) 遺体の検案は、原則として県、医療救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 状況により一般開業医により検案が行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。
- (3) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (4) 遺体検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。

2 遺体の輸送

警察官による検視及び医療救護班の医師による検案を終えた遺体は、村長が指定する遺体収容（安置）所に輸送するものとする。

3 遺体収容（安置）所の開設

村長は、次の施設に遺体収容（安置）所を開設するものとする。災害時に速やかに遺体を火葬することが困難な場合を考慮し、平時から災害時の遺体保存のための資機材の調達及び作業要員の確保等に努める。

なお、遺体収容（安置）所の開設に当たっては、葬儀業者に協力を要請し、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資機器材を確保する。

施設名	所在地	延床面積（㎡）	最大収容数（人）
道志村集いの家	道志村 5737	196	65
和出村地区公民館	道志村 7128	162	54
川原畑生活改善センター	道志村 8350	175	58
道志村交流活動センター	道志村 9012	428	142
神地地区林業集会場	道志村 9648	158	52

※最大収容数は1人当たり3㎡として計算

資料編	・資料2-10 遺体収容（安置）所一覧
-----	---------------------

4 身元確認

大月警察署、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め遺体を引き渡す。身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

第4 遺体の埋火葬

1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、又は死亡した者の遺族がいない場合には、遺体の応急的な埋葬を実施する。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、「都留市火葬場ゆうきゅうの丘つる」もしくは「富士五湖広域行政組合富士五湖聖苑」において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、近隣市町村の施設に搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判明し次第、引き渡しを行う。

3 広域火葬に係る連絡体制、応援要請

村長は、大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、死体の火葬を行うことが不可能となった場合、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、広域火葬について、速やかに県に応援を要請する。

資料編	・資料2-11 火葬施設一覧（富士・東部保健所管内）
-----	----------------------------

第16節 公共施設等の応急対策【情報班・産業班・振興班】

第1 電力事業施設応急対策

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社の計画によるものとするが、概ね次のとおりとなっている。

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常災害の情勢
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合 ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨総支社内に災害対策本部を設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出勤に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

① 洪水等の被害を受ける恐れのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急措置を講じる。

② 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

① 感電事故及び漏電による出火の防止

② 電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を策定する。

第2 電話施設の応急対策

東日本電信電話（株）山梨支店及び（株）NTTドコモ山梨支店は、防災業務計画に基づき、電気通信施設の被害を最小限に食い止め、電話の早期復旧や代替サービス等の提供を図る。

総務部（情報班）は、電気通信事業者と連携して次の対策を推進する。

1 災害応急対策の協力

- (1) 電気通信施設の被害状況等の収集、提供
- (2) 被害状況、復旧状況、代替サービス（災害伝言板等）の住民への広報
- (3) 応急対策のための、村施設や資機材等の提供

2 優先復旧等

応急対策上の必要性を勘案して、特に必要があると認める施設や地区については、各電気通信事業者に対し、優先的に復旧するよう要請する。

第3 簡易水道施設の応急対策

1 作業体制の確保

産業振興部（振興班）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2 応急復旧作業の実施

産業振興部（振興班）は、地震等緊急時対応の手引き（日本水道協会、2013）に示す応急活動の作業方針に基づき、道志村建設業協会等又は水道事業者に協力を要請して、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- (1) 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- (2) 取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。
- (3) 簡易水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1-5 防災関係機関一覧 ・資料2-15 簡易水道施設一覧
-----	---

3 応急復旧資機材の確保

産業振興部（振興班）は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合、県に調達を要請する。

4 住民への広報

産業振興部（振興班）は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第4 合併浄化槽施設の応急対策

1 作業体制の確保

産業振興部（振興班）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2 応急復旧作業の実施

合併浄化槽が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、道志村建設業協会等又は水道事業者に対し協力を要請し、排水機能の応急復旧を図る。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1-5 防災関係機関一覧 ・資料2-16 合併浄化槽施設一覧
-----	--

第5 簡易ガス施設応急保安対策

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき

- ① ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。
- ② 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。
- ③ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断される場合は、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

- ① 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- ② 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による機密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

- ① 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- ② 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

第6 液化石油ガス施設応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(社)山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

- (1) 関係機関との連絡
- (2) 一般消費者向け広報
- (3) 応急復旧資機材の調達
- (4) 復旧要員の派遣

資料編	・資料7-15 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書
-----	--------------------------------

第7 公共建築物、公共土木施設の応急対策

1 公共建築物

公共建築物の管理者は、被災地における公共施設の利用者に対する業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった施設についての仮設建物による迅速な業務の再開、被災を免れた建物の一部における臨時窓口の開設等を行う。

2 道路・橋梁

災害が発生した場合、産業振興部（産業班・振興班）及び各道路管理者は、主要道路を最優先に、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 国道・県道

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害時における対応計画、災害実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占有者、建設事業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、富士・東部建設事務所吉田支所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 村道・農道・林道

産業振興部（振興班・産業班）は、村道、農道、林道の被害状況を把握し、災害対策上重要な路線の障害物の除去、必要に応じて迂回路の設定、応急措置を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-12 災害廃棄物・障害物仮設場一覧 ・資料4-1 県指定緊急輸送道路一覧 ・資料4-2 避難路一覧 ・資料7-13 災害時における応急対策業務に関する細目協定
-----	---

3 河川

県は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第8 公共交通

各バス会社は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの村指定の避難場所へ誘導する。

第9 郵政業務

日本郵政グループは、非常災害が発生した場合、郵政事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

1 郵便事業関係

(1) 被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付

安否の報告や避難先の連絡に役立てるため、被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償で交付する。

(2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体等あての災害義援金を内容とする現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

2 ゆうちょ銀行関係

(1) 通帳等を紛失された被災者の方への非常取扱

家屋の倒壊や焼失等で通帳、証書、印章等をなくされた場合でも、本人と確認できれば、次の取扱いを実施する。

- ① 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し
- ② 民営化前に領入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し
- ③ 民営化前に領入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付
- ④ 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し

(2) 被災地あて災害義援金の料金免除無料送金サービス

被災地の救援活動を支援するため、被災者の救援等を行う団体にあてた振替による災害義援金の無料送金サービスを実施する。

3 かんぽ生命保険関係

避難生活により、保険料の支払いが困難な方のために、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施する。

第17節 民生安定事業計画【全班共通】

被災者の生活再建を促進するため、村及び関係機関は、行政サービスの実施体制を整備するとともに、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

第1 税等の減免等

1 村税等の特例措置

道志村税条例（昭和37年条例第16号）、道志村国民健康保険条例（昭和39年条例第3号）及び道志村介護保険条例（平成12年条例第23号）に基づき、被災した村税の納税者（以下「被災納税者」という）に対し、村税等の災害救済措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等について速やかに適切な措置を講ずる。

なお、国税、県税、後期高齢者医療保険料についても同様な措置がとられる。

2 保育料の減免等

道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第12号）に基づき、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

第2 災害弔慰金の支給等

1 災害弔慰金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(1) 実施主体

村

(2) 対象となる災害

- ① 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ② 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ③ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(3) 受給遺族

- ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ② 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同一者に限る。)

(4) 支給額

- ① 生計維持者が死亡した場合 500万円
- ② その他の者が死亡した場合 250万円

(5) 費用負担

国1/2 都道府県1/4 村1/4

2 災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 実施主体

村

(2) 対象となる災害

- ① 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ② 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ③ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(3) 受給者

(2)により、重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

(4) 支給額

- ① 生計維持者 250万円
- ② その他の者 125万円

(5) 費用負担

国1/2 都道府県1/4 村1/4

第3 災害援護金等の貸付け

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子父子寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯(原則官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子、寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費)		住宅資金、事業開始、継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始283万円 事業継続142万円
貸付期間	7年以内 (6ヶ月以内の据え置き)	10年以内 (うち3年据え置き)	住宅7年以内(2年据置) 開始7年以内(2年据置) 継続7年以内(2年据置)
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年3%	年1.5% (保証人がいる場合は無利子)
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	村(県は全額村に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。)	県

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料6-7 道志村災害弔慰金の支給等に関する条例 ・資料6-8 道志村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
-----	--

第4 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援金の適用条件

(1) 対象になる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は④の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象となる被災世帯（被災者生活再建支援法第2条第2項）

- ① 居住する住宅の全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住できない世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住できない世帯（中規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃貸	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※被災時に現に居住していた世帯が対象となる（空き家、別荘、賃貸物件は対象外）

3 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

(1) 要旨

被災者生活再建法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市町村で連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(2) 適用要件

- ① 対象になる自然災害
県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害
- ② 対象となる被災世帯
被災者生活再建支援法で定める条件と同一

(3) 支給条件

被災者生活再建支援法で定める条件と同一

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料6-11 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱 ・資料7-20 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定
-----	--

第5 道志村災害見舞金の支給

1 適用要件

(1) 対象になる災害

火災その他の異常の自然現象により生ずる災害でその程度が災害救助法に定めるものに至らない災害をいう。

(2) 対象となる被災世帯

- ① 居住のために使用している建物、又は店舗若しくは事業所（以下「住家等」という。）の全焼、全壊又は流失
- ② 住家等の半焼、半壊その他
- ③ 重症又は死亡
- ④ 宅地内への土砂等の流入及び宅地の崩落等

2 支給条件

(1) 支給対象者

被災者の世帯の世帯主又はこれに準ずる者に支給する。

(2) 見舞金の支給額

見舞金の種類	被害区分	見舞金の額	
		居住のために使用	店舗・事業所等
見舞金	全焼・全壊・流失	20万円	5万円
	半焼・半壊	10万円	3万円
	その他	5万円以下の範囲で村長が認める額	1万円以下の範囲で村長が認める額
	宅地内災害		
	重症	一人につき10万円	-
弔慰金	死亡	一人につき30万円	-

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料6-6 道志村災害見舞金支給要綱
-----	---

第6 中小企業金融支援対策

1 融資一覧表

実施機及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	既往貸付の残高に拘らず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の措置期間を含む。)	必要に応じて担保保証人を求める	特別利率を適用する場合は市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付	同上	同上	(1)各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2)特に異例の災害の場合は、その都度定める (3)代理店取扱1,500万円	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 特別貸付は各融資制度に定められた期間内	同上	(1)直接被害者は原則として市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 (2)災害の発生した日から6ヵ月目の月末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金	同上	同上	定めなし	商工中金所定の利率	設備資金 15年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)	同上	同上
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策(経済危機・災害復旧関係)	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金5,000万円 運転資金5,000万円 (一企業限度額5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (うち1年以内の措置期間を含む。) 運転資金 7年以内 (うち1年以内の措置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。

2 信用保証について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名

山梨県信用保証協会

(2) 概要

- ① 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。
- ② 信用保証料の低減措置をとる。

第7 農業災害関係金融対策

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧に係る経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担） ※保証料も融資機関が負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	農協

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で村長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	県知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の3/12に相当する額、又は粗収入の3/12に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年0.16%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸付ける。

第8 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

- (1) 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）
- (2) 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

第9 義援金の保管及び配分

1 義援金の受入と保管

総務部（情報班）は、村ホームページや報道機関を通じて義援金の募集を行う。また、村に送付された義援金は、総務部（情報班）が受付け、金融機関へ預け入れ、保管する。

2 義援金の配分

義援金品の配分については、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して配分計画を公平かつ迅速に決定する。

県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。なお、日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

3 募集及び配分結果の公表

災害義援金配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第10 雇用の確保

1 公共職業安定所の労働力の確保対策

- (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって、所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。
- (4) 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、あらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。

2 村の災害応急対策求人の確保対策

(1) 雇上げ方法

村長は、必要な労働力を確保する場合には、管轄する公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申込むものとする。

明示事項

- | | |
|-----------------|------------|
| ① 職種別所要求人の数 | ④ 宿泊施設の状況 |
| ② 作業場所及び作業内容 | ⑤ 必要とする期間 |
| ③ 作業時間、賃金等の労働条件 | ⑥ その他必要な事項 |

(2) 賃金水準

災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

第18節 二次災害の防止【産業班・振興班】

強雨が収まった後も地盤の緩みを考慮して、土砂災害や宅地の崩壊に警戒する。このため、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動をとることが重要である。

第1 崖地の危険防止

1 警戒活動

産業振興部（産業班・振興班）は、県や山梨県砂防ボランティア協会等に対し、砂防ボランティアや山地防災ヘルパーによる土砂災害警戒区域や山地災害危険地区等の点検巡視の協力を要請する。また、前兆現象を確認した場合、避難勧告や警戒区域の設定等を要する場合等は、速やかに本部長（村長）に報告する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5-3 急傾斜地崩落危険区域一覧 ・資料5-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧 ・資料5-5 崩落土砂流出危険地区一覧 ・資料5-6 山腹崩落危険地区一覧
-----	---

2 情報交換

村は、隣接市町村、河川管理者、砂防関係機関、气象台等と、それぞれに把握している土砂災害関連情報を相互に交換し、流域全体の減災を図る。

3 緊急調査（地すべり）

産業振興部（産業班・振興班）は、県が大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において行う緊急調査に関して通知する土砂災害緊急情報を県より受け取った場合、村民への周知を行う。

第2 災害対策拠点等の危険度判定、施設保全対策

産業振興部（振興班）は、建築物の点検及び調査を行い、応急措置を講じる。また、災害対策の拠点施設（避難所等）を優先して応急危険度判定を行い、必要に応じて応急復旧を行う。場合によっては、建築物の点検及び調査と同時に応急危険度判定を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-11 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 ・資料8-10 被災宅地応急危険度判定フロー ・資料8-11 被災建築物応急危険度判定フロー
-----	---

第19節 災害ボランティア支援対策【総務班・福祉班】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

第1 ボランティア活動の受入体制

1 ボランティアセンターの設置

住民健康部（福祉班）は、ボランティア活動の調整機関として災害ボランティアセンターを設置するよう（社）道志村社会福祉協議会に要請する。

2 ボランティアニーズの把握

住民健康部（福祉班）は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

3 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりとなっている。

なお、災害ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

（1）ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

（2）ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

（3）ボランティアの派遣

村災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

（4）ボランティアの募集

ボランティアの募集について、広報誌、村ホームページ、マスコミ等を通じて行う。

4 村との調整

住民健康部（福祉班）は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、村災害対策本部との連絡・調整に当たる。調整事項は、概ね次の事項となっている。

（1）災害ボランティアセンターの設置の協議

（2）村内被害状況に関する情報の提供

（3）対策実施状況に関する情報の提供

（4）県が派遣する専門ボランティアの受付調整

（5）報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供

（6）災害ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供

（7）災害ボランティアセンターとの連絡調整

（8）その他の協力要請

5 ボランティア保険

ボランティア保険は、(社)道志村社会福祉協議会で登録を行い、ボランティア自身の負担で加入する。

6 活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じて、村が負担する。

7 食事・宿泊の手配等

食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて村や関係機関が確保、手配に協力する。

第2 ボランティア活動

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

災害ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営
② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給
③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 被災者への心理治療	④ 要配慮者の介護
⑤ 要配慮者の介護	⑤ 清掃
⑥ その他の専門的知識、技能を要する活動等	⑥ 情報提供・広報活動
	⑦ その他被災地における作業など

第20節 災害時要配慮者支援対策【総務班・健康班・福祉班・消防団】

高齢者、障がい者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害する恐れがある。

このため、福祉関係者や地域組織等が連携して、要配慮者の支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受入れを円滑に行う。

第1 要配慮者の安全確保

1 要配慮者の安否確認

住民健康部（福祉班）は、民生委員、道志村消防団、自主防災組織、（社）道志村社会福祉協議会等の協力を得て、在宅の要配慮者の安否確認を行う。

また、平常時から介護を必要とする要配慮者については、福祉関係者等を通じて安否確認を行う。

2 避難所への収容

住民健康部（福祉班）は、災害発生時に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者の中から、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため避難行動を支援する必要がある避難行動要支援者に対して、避難所に要配慮者専用スペースを確保し、収容する。

第2 要配慮者への支援

1 避難所における要配慮者対策

住民健康部（福祉班）は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、社会福祉協議会等の福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行うよう努める。

（1）施設

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレなどの設備の設置、暑さ・寒さ対策、騒音や出入り口等の配慮を行う。

（2）生活必需品、食料

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

（3）介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

2 福祉避難所の開設

住民健康部（福祉班）は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

資料編	・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧
-----	--------------------------

3 巡回相談等の実施

住民健康部（健康班）は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

4 在宅福祉サービスの継続的提供

住民健康部（福祉班）は、被災した高齢者、障がい者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

1 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

住民健康部（福祉班）は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

2 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、住民健康部（福祉班）が必要な支援を実施する。また、村外の施設等へ移動する場合の支援も行う。

第21節 帰宅困難者支援対策【産業班】

第1 実施責任者

観光客等の帰宅困難者対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

第2 避難情報の伝達及び避難誘導

1 村の役割

村は、避難勧告等の発令を土砂災害警戒区域内の観光施設や宿泊施設等に対して、防災行政無線等により伝達する。

また、産業振興部（産業班）及び道志村消防団等により村内を巡回し、釣り人やキャンプ客等の来遊者に安全な場所への避難を呼びかける。

2 観光施設等の役割

宿泊施設や観光施設の管理者は、放送設備や拡声器等により、観光客等に宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、災害の前兆等を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を行う。

3 交通機関の役割

運行中のバス等の運転者は、運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、旅客を安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、災害を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。この場合、必要に応じて、安全な場所に停車して徒歩による避難誘導を行う。

第3 避難収容

1 収容場所の確保及び帰宅支援

村は、観光客等の帰宅困難者を一時的に収容する施設を確保し、収容する。収容施設が不足する場合は、宿泊施設や近隣の市町村などに一時収容を要請する。

また、被災状況や道路、交通機関の状況などの帰宅支援情報を提供する。

2 安否確認

村は、観光施設の管理者、観光協会等と連携して、帰宅困難者の状況を把握する。また、県に安否や被害の状況等を報告する。

3 飲料水・食料等の供給

村及び観光施設の管理者等は、観光客等の帰宅困難者に、可能な限り飲料水・食料等を提供する。

第22節 雪害応急対策【総務班・福祉班・振興班】

積雪による被害の拡大防止を図るため、村、県及び防災関係機関は、相互に連携協力して雪害対策の確立と雪害の防止に努める。

第1 情報の収集

1 職員による情報収集

大雪警報の発令により、職員が自宅から参集する間に収集した各方面の積雪情報や被害情報を取りまとめ活用する体制の確立を図るものとする。

また、現地調査を行う職員編成及び除雪作業等の活動要領を事前に定めておくものとする。

2 自主防災組織等からの情報収集

地域の災害情報を収集するため、自主防災組織等の協力を得て情報収集体制の確立を図るものとする。

第2 雪害対策体制の確立

1 雪害対策体制の確立

村は、県、甲府地方気象台等から気象警報、積雪情報等を入手し、応急対策活動体制を確立し、状況に応じて速やかに村災害対策本部を設置する。

2 自衛隊への災害派遣要請

雪害の状況により必要があると認める場合は、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

資料編	・資料9-1 自衛隊災害派遣要請等関係様式
-----	-----------------------

第3 道路交通における雪氷対策

1 道路交通の確保

(1) 除雪体制の強化

道路管理者は、一般国道、県道、村道等の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携を図る。

(2) 交通規制の実施

道路管理者は、積雪状況により、他の道路管理者と連絡調整を図りながら、速やかに交通規制を行うとともに、住民に対し、積極的に広報活動を行うものとする。

(3) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者と連携して、移動作業を行うものとする。

資料編	・資料4-1 県指定緊急輸送道路一覧 ・資料7-13 災害時における応急対策業務に関する細目協定書
-----	--

2 航空輸送の確保

積雪による道路交通の一時的な麻痺により、孤立する集落が発生することが予想される場合は、村は、ヘリコプターによる航空輸送の確保体制の確立を図る。

資料編	・資料4-6 ヘリコプター緊急離着陸場等一覧
-----	------------------------

第4 融雪・雪崩対策

1 雪崩対策

- (1) 道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、住民に対し、防災行政無線等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。
- (2) 道路管理者は、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

2 融雪対策

- (1) 村は、県から融雪出水期における警戒地域の情報を入手した場合、警戒に当たるものとし、水防用資機材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、捨雪等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

3 雪庇対策

施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下する恐れのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じる。

第23節 原子力災害応急対策【総務班・福祉班・健康班・産業班・消防団】

中部電力浜岡原子力発電所において原災法第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（山梨県域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 特定事象発生後

村は、県を通じて国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、特定事象に関する情報を収集し、必要に応じ、村内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

2 原子力緊急事態宣言発出後

村は、県を通じて国、県、原子力事業者等の防災関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等と併せて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、村内関係機関等への情報提供を行う。

第2 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害により他市町村から本村へ避難者の流入があった際、関係都道府県からの協議を受け、県と協議のうえ、一時的に避難所を確保するとともに、村営住宅等を活用し避難者の受入に努める。

資料編 参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧 ・参考 風水害等編第2章第8節「避難対策」
------------	---

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、次表の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本村に対して原災法第15条の指示があった場合、村は、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細かな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとする。

屋内退避又は避難等に関する指標（「防災指針」より抜粋）

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被曝による等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) (1) 予測線量は、村災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

(2) 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

(3) 外部被曝による実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

第4 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被曝した場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

村は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援する。

第5 風評被害等の影響への対策

村は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第6 除染活動の実施・支援

村内で、通常の数値を超える放射線量が観測された場合、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

第24節 大規模事故応急対策【総務班・健康班・福祉班・消防団】

第1 危険物施設等対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。
- ② 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。
- ③ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。
- ④ 運搬中火薬類が爆発又はその恐れのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

(2) 村長の措置

- ① 爆発又はその恐れがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。
- ② 爆発又はその恐れがあると判断したときは、都留市消防本部及び大月警察署と緊密な連絡を取り、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ③ 爆発又はその恐れがあると認めたときは、都留市消防本部に出動を要請し、災害の防衛又は災害の拡大防止を図る。
- ④ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

- ① 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- ② 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- ③ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- ④ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 村長の措置

- ① 引火、爆発又はその恐れがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。
- ② 引火、爆発又はその恐れがあると判断したときは、都留市消防本部及び大月警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ③ 引火、爆発又はその恐れがあるときは、都留市消防本部に出動を要請し、災害防御又は災害の拡大を防止する。
- ④ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

- ① 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- ② 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- ③ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- ④ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 村長の措置

- ① 引火、爆発又はその恐れがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。
- ② 引火、爆発又はその恐れがあると判断したときは、都留市消防本部及び大月警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ③ 引火、爆発又はその恐れがあるときは、都留市消防本部に出動を要請し、災害防御又は災害の拡大を防止する。
- ④ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

第2 航空機災害対策計画

村域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出することにより被害の軽減を図るため、応急対策について定める。

1 情報収集・伝達体制

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

2 消防活動

都留市消防本部は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 7-5 山梨県常備消防相互応援協定書 ・ 資料 7-8 都留市・上野原市・道志村消防相互応援協定 ・ 資料 7-9 相模原市と道志村との消防相互応援協定
-----	---

3 救出・救護活動

都留市消防本部は、乗客、付近住民の救出のため担架等の必要な資機材を投入し、迅速な活動に当たる。負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、道志村国民健康保険診療所、日赤山梨県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

資料編	・資料8-9 被災現場側から見た応急医療救護体制
-----	--------------------------

4 遺体の収容

住民健康部（健康班）は、遺体の収容（安置）所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

資料編	・資料2-10 遺体収容（安置）所一覧
-----	---------------------

5 交通規制

大月警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。村は、広報活動に協力する。

6 避難

村長、都留市消防本部等は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難勧告等を発令し、住民健康部（福祉班）は、安全な地域に避難所を開設し、収容する。

資料編	・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧 ・資料4-2 避難路一覧
-----	--

7 防疫・清掃

遭難機が国際線であることが判明した場合、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して、応急対策を行う。

住民健康部（健康班）は、防疫活動に協力するほか、災害現場の清掃等を行う。

資料編	・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧
-----	---------------------

8 広報活動

総務部（総務班）は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線等を活用して広報する。

9 その他支援

村は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第3 道路災害対策計画

橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物を積載する車両の事故に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

1 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防部に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

産業振興部（振興班）は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

2 消防活動

都留市消防本部及び道志村消防団は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、道路管理者と協力して、危険物の拡散防止及び防除等を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-5 山梨県常備消防相互応援協定書 ・資料7-8 都留市・上野原市・道志村消防相互応援協定 ・資料7-9 相模原市と道志村との消防相互応援協定
-----	---

3 救助・救急

都留市消防本部及び道志村消防団は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

4 交通規制

大月警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、障害物の除去や迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

5 避難

村は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対して、避難勧告又は避難指示を発令し、住民健康部（福祉班）は、安全な地域に避難所を開設する。

道志村消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。また、大月警察署は、避難勧告及び避難誘導について協力するものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧 ・資料4-2 避難路一覧
-----	--

6 広報活動

総務部（総務班）は、事故発生状況や周辺への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

7 その他支援

村は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第3章 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条及び第33条に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、村域にかかる河川の洪水等の水害に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第1節 水防本部の組織編成及び業務分掌【全班共通】

第1 村水防本部の組織編成

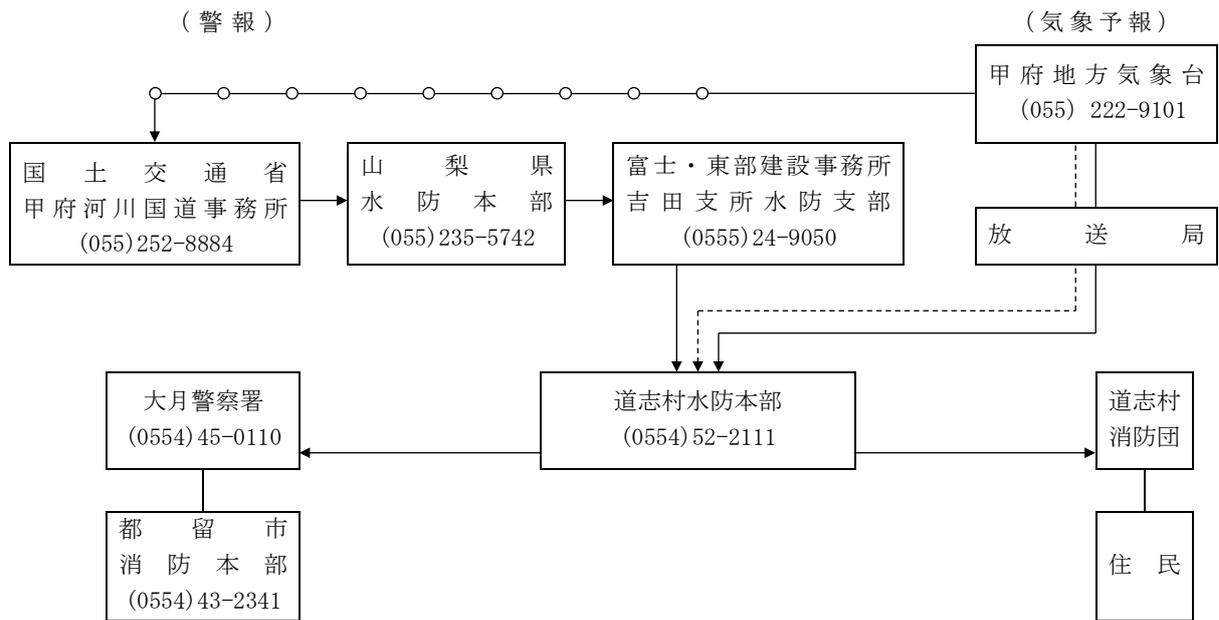
参 考	・参考 風水害等編第2章第1節「災害応急活動体制」
-----	---------------------------

第2 村水防本部の業務分掌

水防管理者（村長）は、洪水等についての水防活動の必要性があると認めるときは、道志村水防本部（以下「村水防本部」という。）を設置し、水防事務を処理するものとする。ただし、村災害対策本部が開設されたときは、その組織に統合されるものとする。

部名	班名	部署（係）	業務分掌
総務部	総務班	総務行政係	① 水防本部の庶務運営に関すること ② 気象情報の収集に関すること ③ 県への出動報告・被害状況報告に関すること ④ 避難勧告等の発令に関すること ⑤ 水防団に関すること ⑥ 被害状況のとりまとめに関すること ⑦ 水防用車両の管理、配車及び緊急調達に関すること
	情報班	税務係 財政係 出納係 議会事務局	
住民健康部	健康班	医療保健係 診療所	① 避難所の開設・運営に関すること ② 保育児童の避難誘導・一時保護等の安全対策に関すること ③ 保護者への連絡に関すること ④ 社会福祉施設・医療機関への情報伝達に関すること ⑤ 医薬品、衛生材料等の確保に関すること ⑥ 避難行動要支援者への連絡に関すること ⑦ 他班への応援協力に関すること
	福祉班	住民福祉係 保育所	
産業振興部	産業班	産業創造係	① 河川の巡視に関すること ② 富士東部建設事務所吉田支所への連絡調整に関すること ③ 水防用資機材等の調達に関すること ④ 道路・橋梁等の被害状況、応急対策に関すること ⑤ 他班への応援協力に関すること
	振興班	水源の郷振興係	
ふるさと振興部	政策班	総合政策係 広聴広報係	① 住民への広報に関すること ② 被災住民の調査に関すること ③ 他班への応援協力に関すること
教育部	教育班	総務係 学校教育係 社会教育係	① 児童・生徒の避難誘導・一時保護等の安全対策に関すること ② 保護者への連絡に関すること ③ 他班への応援協力に関すること
消防部	-	道志村消防団 (水防団)	① 河川の巡視に関すること ② 水防作業に関すること ③ 住民の避難誘導に関すること ④ 救出・救助に関すること ⑤ 行方不明者の捜索に関すること

第3 水防に関する連絡系統図



第4 非常参集

事務分担する職員は、村水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに村水防本部に参集し、水防本部長（村長）の指揮を受けるものとする。

第5 監視警戒

1 常時監視

水防管理者は随時区域内河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに富士・東部建設事務所吉田支所に連絡して必要な措置を求める。

2 非常時監視

水防管理者は気象の悪化が予想されるときは前項に述べた監視警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

第2節 重要水防区域【総務班、消防団】

村域にかかる河川において、県から重要水防区域として指定を受けている水防区域は、次のとおりとなっている。

管理番号	河川名	位置		左右岸別	延長(m)	重要度		注意を要する理由	水防倉庫
		大字	字			階級	種別		
7-14	道志川	竹之本	集落前	右	200	b	水衝箇所	天然河岸	富士吉田市水防倉庫
7-15	〃	川原畑	キャンプ場下	左右	220 150	a b	〃	護岸老朽	〃
7-16	〃	神地	稚蚕飼育所前	左右	150 150	b b	〃	護岸老朽	〃
7-17	〃	善之木	公民館前	右	300	b	〃	天然河岸	〃

第3節 水防管理団体の活動【総務班・消防団】

第1 水防管理団体の非常配備

水防管理者（村長）が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

非常配備の条件

- ① 水防管理者（村長）が自らの判断により必要と認める場合
- ② 緊急にその必要があるとして県知事から指示があった場合

第2 出動体制及び活動

1 本部員の非常配備

水防管理者（村長）は、富士・東部建設事務所吉田支所水防支部長の連絡により緊急必要と認めたときは、水防団（消防団）に対し出動及び非常配備を命じる。本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準じる。

2 水防団（消防団）出動体制

（1）待機

水防団長（消防団長）は、水防本部会議の状況により、直ちに次の段階に入り得るような状態におくよう、水防団員（消防団員）に待機命令を発するものとする。待機命令は概ね次の状況の際発するものとする。

- ① 大雨及び洪水に関する注意報並びに警報が発令されたとき
- ② 県水防本部が待機の体制に入ったとき

（2）準備

水防団長（消防団長）の指示により、各水防分団長、副分団長は所定の詰所に集合し、資機材の整備点検、作業人員の配備計画に当り、水防上危険のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。準備命令は概ね次の状況の際発するものとする。

- ① 河川の水位が通報水位に達しなお上昇の恐れがあり、出動の必要が予測されたとき。
- ② その他必要と認めるとき。

（3）出動

水防団（消防団）の一部又は全員が、所定の詰所に集合し警戒配置につく。出動命令は概ね次の状況の際発するものとする。

- ① 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
- ② その他出動を必要と認めるとき。

（4）報告

次の場合、水防本部長（村長）は、富士・東部建設事務所吉田支所水防支部に報告するものとする。

- ① 警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても、水防団（消防団）及び消防機関が出動したとき。この場合、水防本部長（村長）は、管内に出動信号を発するとともに大月警察署に通報するものとする。
- ② 危険が増大して水防作業を開始したとき。
- ③ 堤防その他の異状を発見したとき。

第3 水防巡視及び水防信号

1 水防巡視

水防管理者（村長）は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川の巡視を行うよう指示を行うものとする。

また、水位観測所の河川水位が通報水位又は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに、水防分団長（消防分団長）に通知するとともに、次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。

2 水防信号

水防信号は、山梨県水防信号規則（昭和24年山梨県規則第52号）の規定に基づき次により行うものとする。

種 類	設 備	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達しなお増大のおそれあることを知らせるもので水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第4 氾濫等の通報

河川の氾濫等が認められた場合は水防管理者（村長）、水防団長（消防団長）は直ちに富士・東部建設事務所吉田支所水防支部及び隣接する水防管理者にその旨を通報するものとする。

第5 避難のための立退き

立退きに関する注意事項

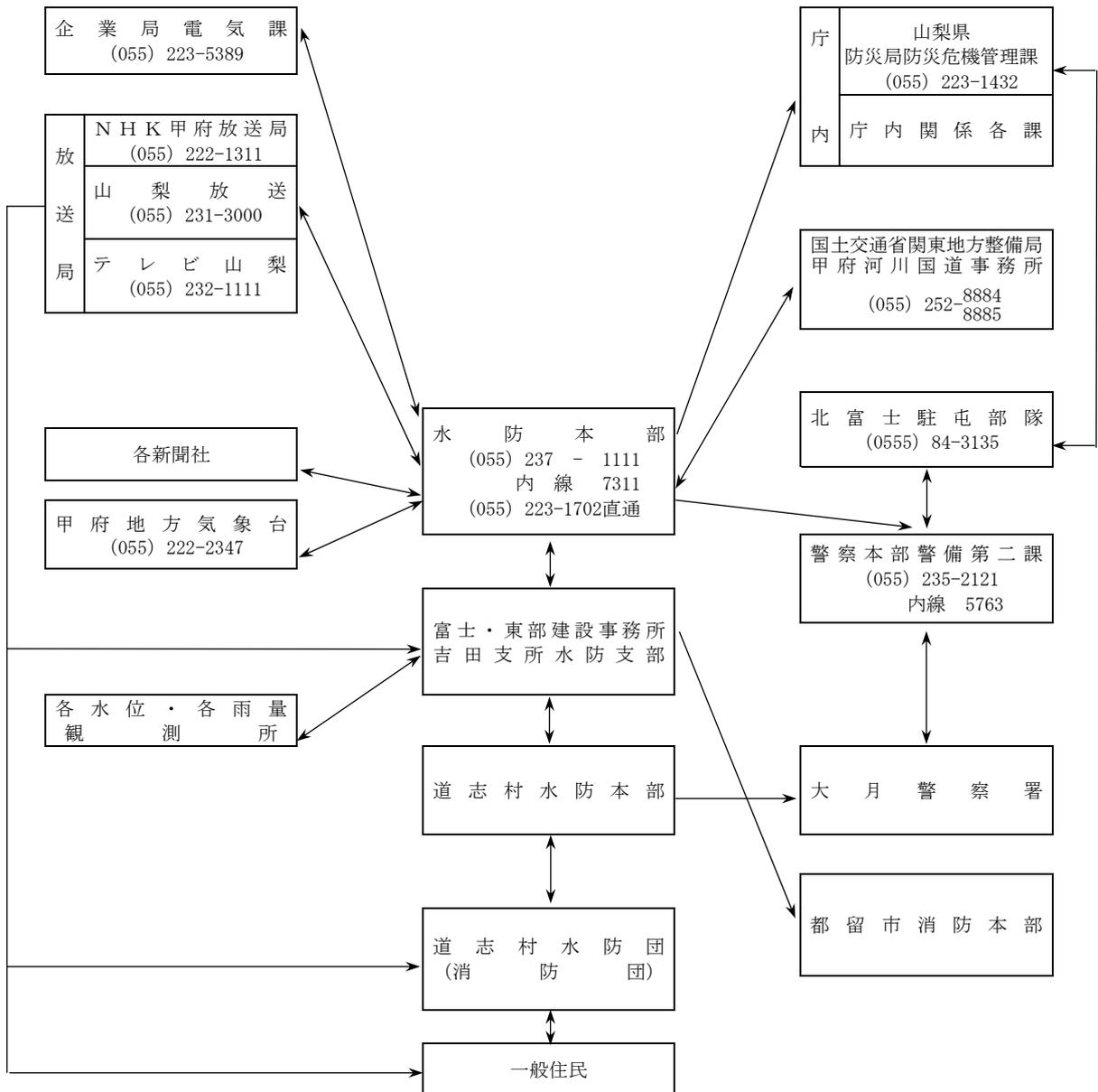
- (1) 水防管理者（村長）は、河川が氾濫した場合又は氾濫の危機に瀕した場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示する。
- (2) 立退きの際は避難行動要支援者を優先し、河川の状況による水防本部の指示には直ちに従い、迅速な行動をとるものとする。
- (3) 立退き及びその準備を指示した場合は大月警察署長にその旨を通知する。なお、水防管理者（村長）は立退計画を作成し、大月警察署長と協議しておくこと。
- (4) 立退き計画の主たる事項は次のとおりとする。
 - ① 立退きを要する人口、世帯数
 - ② 避難地点及び避難地点までの連絡
 - ③ 立退きのための指導員編成

第6 水防解除

水防管理者(村長)は、水位が警戒水位以下に減じ水防警戒に必要ななくなったときは、水防を解除し、これを一般に周知させるとともに富士・東部建設事務所吉田支所水防支部にその旨を報告するものとする。

第7 水防に関する連絡系統

水防時に必要とする連絡のため電話等の通信を要する連絡系統は次のとおりとする。なお、水防管理者(村長)は気象の状況により、水防上緊急を要することが認められたときは、富士・東部建設事務所吉田支所水防支部長と緊密な連絡をとり、対策を講じるものとする。



第4節 水防資器材及び設備の整備運用並びに輸送【総務班・消防団】

第1 設備資材及び器材の整備

村は、河川の危険箇所等状況を勘案し、水防用資機材の備蓄に努めるものとする。また、災害状況の急変等により村水防本部に要請するいとまがないときは、水防分団長（消防分団長）は、当該各地域の業者等により、水防資機材を調達するものとする。この場合は、その旨を水防管理者（村長）あてに報告するものとする。

第2 輸送の確保

村水防本部は、県水防本部、富士・東部建設事務所吉田支所水防支部、大月警察署及び管内からの通報等に基づき、その状況に従い通行路線を決定し、輸送の確保を行う。

第5節 水防状況の観測通報連絡【総務班・消防団】

県水防本部より気象状況の通報を受けたときは、直ちに甲府地方気象台と常時連絡の方法を講ずるとともに必要と認めるときには、雨量観測所（富士・東部建設事務所吉田支所所管）と連絡をとり量水観測者と状況通知並びに指示を行う。

第1 雨量観測所の場所

雨量観測所名	管理者	雨量観測場所
大山橋	富士・東部建設事務所吉田支所	道志村9250
都留市消防署道志出張所(気象観測装置)	道志村役場	道志村6254-1

第2 水位の観測通報

量水観測者は、県水防本部から気象状況の通知を受けたとき、又は出水の恐れを察知したときは水位の変動を監視し、通報水位を超えたときは直ちに村水防本部に所定の報告を行い、水防本部長は、これを富士・東部建設事務所吉田支所水防支部長に連絡するとともにその河川に関する消防機関に通知する。

水位の通報間隔

- (1) 通報水位に達したとき。
- (2) 警戒水位に達したとき。
- (3) 最高水位に達したとき。

第3 水位観測所の場所

水位観測所名	管理者	水位観測場所	水防団待機水位	氾濫注意水位
大山橋	富士・東部建設事務所吉田支所	道志村9250	0.80m	1.40m
大川戸橋	富士・東部建設事務所吉田支所	道志村6221-2	-	-

第4 通報方法

水位の報告(観測場所・日時・水位・増減の見込)は電話又はFAX等の簡便な方法による。

第6節 協力応援【総務班・消防団】

第1 水防管理団体相互の協力及び応援

水防に係る協力・応援

- (1) 水防管理者（村長）は必要があるときは水防法第23条に基づき他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して、応援を求めるものとする。
- (2) 応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がないかぎり、この求めに応ずるものとし、作業、行動等については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。
- (3) 村は、隣接する水防管理団体と、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互の協定をしておくものとする。

第2 自衛隊の派遣要請

1 災害派遣要請の依頼

- (1) 水防管理者（村長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条に基づき県知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。
- (2) 水防管理者（村長）は、(1)に掲げる要求ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を長官又はその指定する者（第1特科隊長）に通知することができる。

2 自衛隊の自主活動

自衛隊は特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認めるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、部隊を派遣することができる。

第3 警察官の出動要請

水防管理者（村長）は、水防上必要があると認めるときは水防法第22条に基づき大月警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする。

第7節 水防報告【総務班・消防団】

第1 水防報告

水防管理者（村長）が富士・東部建設事務所吉田支所水防支部長に緊急に報告すべき事項は次のとおりである。

水防に係る協力・応援

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① 水防団を出動させたとき。 | ④ 洪水増減の状況 |
| ② 他の水防管理者等に応援を要求したとき。 | ⑤ 応援の状況 |
| ③ 破堤、氾濫したとき。 | ⑥ その他必要と認める事態を生じたとき。 |

第2 水防てん末報告

水防が終結したとき水防管理者（村長）は遅滞なく次の事項をとりまとめて「水防実施状況報告書」別記様式により富士・東部建設事務所吉田支所水防支部長に報告するものとする。

風水害等編 第3章 水防計画

別記様式

水防実施状況報告書

管理団体で水防箇所
毎に作成するもの
(作成責任者)

印

管理団体名									指定非指定の別					
水防実施時の台風名又は豪雨名									報告年月日	年 月 日				
場所	川		右岸	地先				m	要 経 費	管理団体名	県支出分	合計		
日時	自至		月	日				日		人件費	手 当	円	円	円
出動人員数	水防団員		消防団員	その他		計		物件費		そ の 他	円	円	円	
	人		人	人		人		燃 料 費		計	円	円	円	
水防作業の概況及び工法		工法								筒所	資 材 費	円	円	円
										m	器 材 費	円	円	円
											雑 費	円	円	円
											計	円	円	円
											合 計	円	円	円
水防の効果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人員		使用資材	か ます 俵	枚	枚	枚
		m	ha	ha	戸	m	m	人	む し ろ	枚	枚	枚		
水防の被害	被害								丸	な わ	kg	kg	kg	
									太	そ の 他	本	本	本	

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者出動状況		水防功労者の氏名年齢所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況	
現場指導官公職氏名		水防活動に関する自己批判	
水防関係者の死傷		備 考	

第8節 水防訓練【総務班、消防団】

村は、年1回以上県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に関する職員を動員して水防訓練を行うものとする。なお、村は、年1回富士・東部建設事務所吉田支所の職員とともに河川堤防その他水防に関係ある工作物を巡視し水防に対する万全を期すること。

第9節 その他【総務班】

第1 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長、又は消防機関の長に次の権限を行使することができる。

公用負担の権限

- | | |
|----------------------|------------------|
| ① 必要な土地の一時使用 | ④ 車両その他の運搬用機器の使用 |
| ② 土石、竹木、その他の資材の使用 | ⑤ 工作物その他の障害物の処分 |
| ③ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用 | |

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は水防管理者（村長）にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携帯し、必要がある場合にはこれを提出するものとする。

3 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれを行うものとする。

<p style="text-align: center;">公用負担命令権限書</p> <p style="text-align: center;">身分・所属 氏名</p> <p>上記の者に　　の区域に於ける水防法第28条 第1項の権限行使を委任したことを証明する 年　月　日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 道志村長　　(印)</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">第　号</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">公用負担命令書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目的物</td> <td style="text-align: center;">種類</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">員数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負担の内容</td> <td style="text-align: center;">使用</td> <td style="text-align: center;">権用</td> <td style="text-align: center;">人分等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年　月　日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">道志村長</td> <td></td> <td style="text-align: center;">何　某</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">事務取扱者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">何　某</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">何　某　殿</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	第　号	公用負担命令書			目的物	種類	員数		負担の内容	使用	権用	人分等	年　月　日					道志村長		何　某		事務取扱者		何　某	何　某　殿			
第　号	公用負担命令書																												
目的物	種類	員数																											
負担の内容	使用	権用	人分等																										
年　月　日																													
	道志村長		何　某																										
	事務取扱者		何　某																										
何　某　殿																													

第2 災害補償

1 公務災害補償

水防団長（消防団長）又は水防団員（消防団員）が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり又は公務による負傷若しくは病気により死亡、若しくは障がいの状態となったときは水防管理者が損害を補償するものとする。

2 水防法第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事した事により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事した事による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、水防管理者はその者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 計画の方針【全班共通】

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握とあわせて恒久的計画を立てるものとする。

第1 災害復旧対策計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える対策についての事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して計画する。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
- (4) 下水道（浄化槽）災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道（簡易水道）等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画【全班共通】

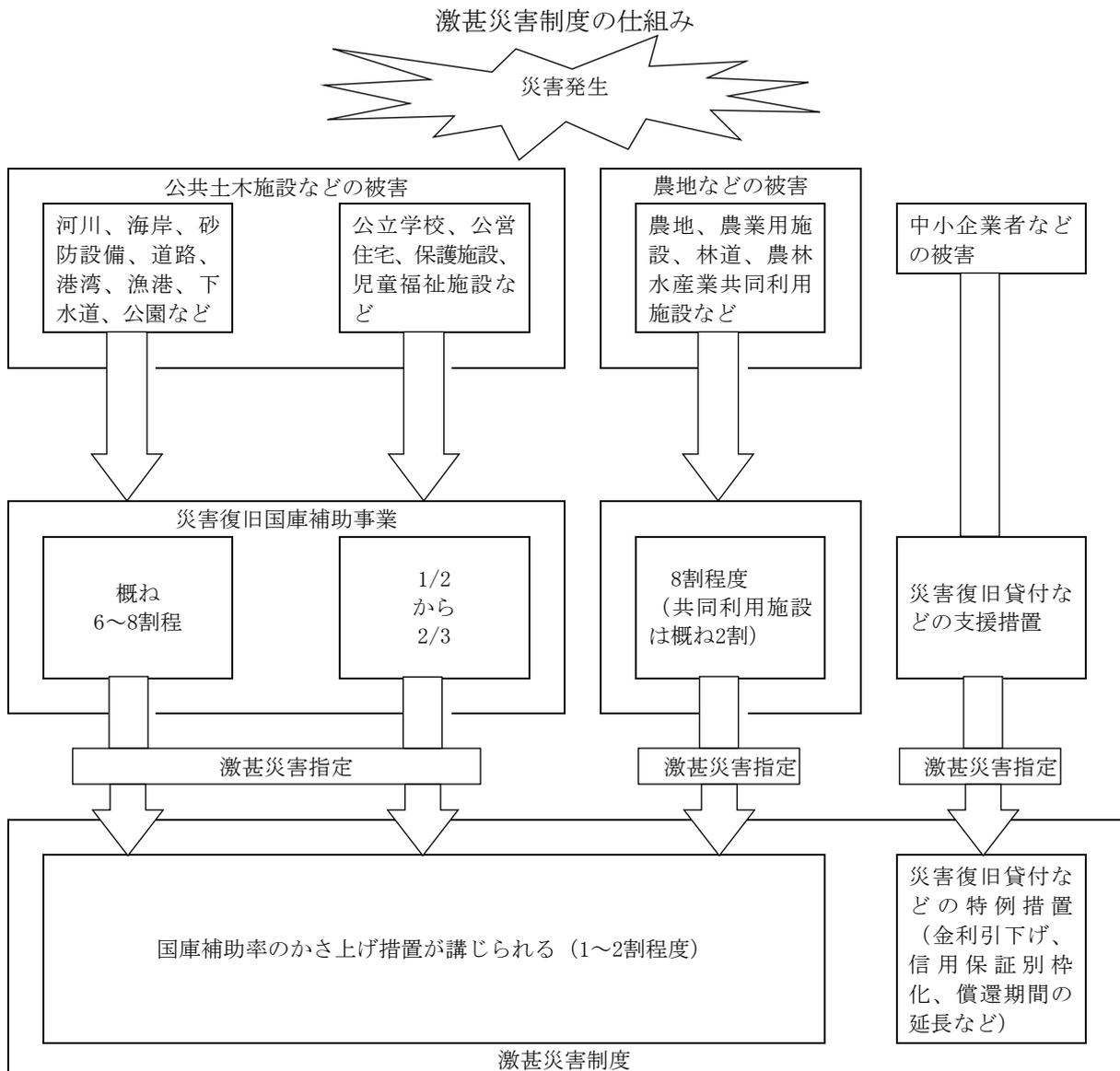
第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査

激甚災害に関する調査

- (1) 県知事は、村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (3) 関係各部は、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。



第3節 災害復興対策【全班共通】

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

第1 事前復興対策の実施

1 復興手順の明確化

村及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

2 復興基礎データの整備

村及び県は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

3 復興拠点の整備

村及び県は、本村の重要な災害復旧・復興拠点となる避難所（小・中学校、公民館等）について、大規模災害時にも最低限の拠点機能が維持されるように、停電時に必要最小限の電力供給を可能とする再生可能エネルギー設備や蓄電設備を事前に整備しておく。

資料編	・資料2-4 非常用発電設備整備施設一覧
-----	----------------------

第2 村災害復興対策本部の設置

1 村災害復興対策本部

村は、復旧対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するために、全庁的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織として、道志村災害復興対策本部（以下「村災害復興対策本部」という。）を設置する。

2 村災害復興対策本部の設置及び廃止

（1）設置時期

- ① 基本的には、災害発生後の早い時期に村災害復興本部も設置していくことが望ましい。ただし、発災当初は村災害対策本部での対応が中心になるため、まず復興本部準備室（事務局機能）を設置し、応急活動が概ね終息して住民生活に関する再建など地域の復興事業が本格的に求められる時期において、迅速に業務が移行できるように体制の準備を図っておく。
- ② 災害直後に設置する村災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興本部準備室を設置し、応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局に移行し、かつ村災害復興対策本部（村災害対策本部とは別組織）を設置する。

(2) 廃止時期

設置と同様に県知事あるいは村長が、復興及び住民生活の安定を確保することが確実にできると認めたとときに廃止する。

3 災害復興対策本部の組織

- (1) 村災害復興対策本部は復興計画の策定や各分野の復興施策の実施主体となるため、本部長は村長とする。また、副本部長は副村長とする。
- (2) 村災害復興対策本部を運営する事務局については、各施策間の調整を図るためにふるさと振興部（政策班）が連携を図りながら担当する。
- (3) 復興計画策定体制としては、庁内組織を設置するとともに復興関連分野の専門家が参画する審議会、また、他の地方公共団体との連携を図る場として連絡協議会を設置する。

4 災害復興対策本部の運営

- (1) 復興施策を展開していくためには、復興にかかわる各部署が相互に協議・調整を図ることが必要になるため、村災害復興対策本部会議を運営する。
- (2) 村災害復興対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興に関わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。

5 人的資源の確保

- (1) 復旧・復興への取組に当たって、特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する。
- (2) 必要に応じて、臨時職員の雇用、他市町村への職員の派遣要請を行う。

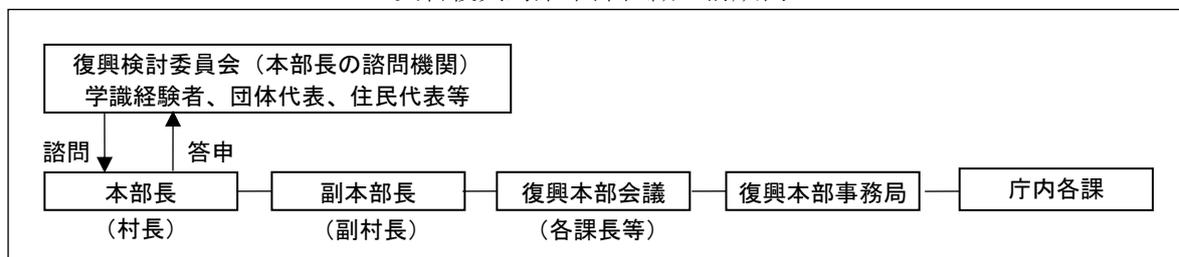
第3 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

村は、学識経験者、有識者、村議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

災害復興対策本部組織の構成例



2 災害復興計画の策定

ふるさと振興部（政策班）は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、集落復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 県への要請

大規模災害により村では復興計画等の策定が困難な場合には、県に都市計画の決定等の代行を要請する。

第4 災害復興事業の推進

1 被災市街地復興特別措置法上の手続の実施

村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

2 震災復興事業の実施

- (1) 村は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。
- (2) 県は、村が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。
- (3) 県及び村は、地域復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

第5 復旧相談窓口業務

1 窓口開設

ふるさと振興部（政策班）は、村内の広域で大規模な災害が発生した際、速やかに道志村役場に総合相談窓口を開設する。相談内容は、災害の規模や被災状況により様々な分野に及ぶことが予想されるため、広範囲な相談を総合相談窓口で受付し、適切に担当課や関係機関に繋ぐこととする。また、開設場所は災害発生状況や相談ニーズに合わせて変更することとする。

2 相談窓口の業務分掌

総合相談窓口で相談を受けた後、それぞれの分掌で対応することとする。なお、相談窓口の構成と業務分掌の目安は次のとおりとする。

担当部	担当班	相談内容等留意事項
総務部	情報班	税の減免、罹災証明書の発行
		義援金に関すること
住民健康部	福祉班	住民の安否情報・遺体の埋火葬許可
		福祉相談（高齢者・障がい者・生活困窮者）
		ボランティア受入れ
		災害弔慰金・災害援護資金
	医療班	国民健康保険、医療相談、予防接種
		メンタルケア・カウンセリング
産業振興部	産業班	労働・就業相談
		農林商工業相談
		救援物資に関すること
	振興班	環境・衛生（ごみ等）相談、災害廃棄物撤去相談
		ライフラインに関する相談
		住宅被害・支援（応急危険度判定、応急仮設住宅等）
ふるさと振興部	政策班	総合相談窓口
教育部	教育班	教育相談
		救援物資（教育）に関すること

地 震 編

第1章 災害予防計画

本編の各節において、風水害等編の計画と内容が同じ計画については、風水害等編の各計画を準用することとする。

「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、地震編第3章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

また、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく地震防災対策推進計画については、地震編第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」をもって充てる。

第1節 防災組織の充実【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第1章第1節「防災組織の充実」
-----	--------------------------

第2節 地震に強いまちづくりの推進【全班共通】

村は、関係機関と協力して、道路、公園などの公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

道路管理者は、交通機関確保を重点に、道路、橋梁の耐震性の強化などの対策を講じているが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進する。

1 道路の整備

村は、地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋梁の整備

村は、地震発生時における橋梁の確保のために、管理橋梁について、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋梁の整備を図る。

また、今後、新設する橋梁については、阪神・淡路大震災を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 ずい道（トンネル）の整備

道路管理者は、地震発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第2 河川の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっているが、村は、地震発生後、直ちに管理施設の点検調査を行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第3 土砂災害警戒危険区域対策

参 考	・参考 風水害等編第1章第11節「風水害等災害予防対策」
-----	------------------------------

第4 公共・公益施設の液状化対策

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、村をはじめとする各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

なお、村は、広報誌、村ホームページ等の各種広報媒体を活用して、県が作成・公表する液状化の危険度を示すマップの周知をはじめとする液状化対策の普及、啓発に努める。

第5 住宅地対策

1 住宅地の整備

狭隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救助活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

今後も小規模の公園も含めて公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第3節 地震に関する知識の普及・教育及び防災訓練【全班共通】

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。特に、村職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、村民が「自らの安全は自らが守る」という防災に関する基本的な自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。そして、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは村の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、村や県は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、村民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等編第1章第2節「防災に関する知識の普及・教育及び防災訓練」の定めるところによる。

第1 村職員に対する村の役割

村は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時の対策に万全を期すため、研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

村職員への教育内容

- ① 地震に対する基礎知識
- ② 南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達
- ③ 村が実施している地震対策と課題
- ④ 南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等）
- ⑤ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

※年度当初に上記④又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 住民等に対する村の役割

1 住民に対する防災知識の普及

村は、地震発生時に住民が出火防止、近隣の人々との協力による救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等、的確な判断に基づいた行動がとれるように、防災訓練を通じて、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

(1) 啓発の方法

- ① 広報誌（「広報どうし」）の活用、ハザードマップなど防災関係資料の作成・配布
- ② 防災行政無線、村ホームページ等の広報媒体の活用
- ③ 山梨県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- ④ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導
- ⑤ SNSを利用した防災・気象情報の配信

(2) 啓発の内容

- ① 南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
- ② 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ③ 南海トラフ地震に関連する情報の性格及び情報の正確な入手方法
- ④ 南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- ⑤ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- ⑥ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- ⑦ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ⑧ 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ⑨ 過去の災害に係る教訓

2 幼児・児童・生徒等に対する教育

村は、幼児・児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、南海トラフ地震に関連する情報発表時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第4節 災害ボランティアの育成強化【総務班・福祉班】

参 考	・参考 風水害等編第1章第3節「災害ボランティアの育成強化」
-----	--------------------------------

第5節 防災施設及び資機材の整備、拡充【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第1章第4節「防災施設及び防災資機材の整備、拡充」
-----	------------------------------------

第6節 大震火災対策の推進【総務班・消防団】

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

村は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、都留市消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等編第1章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 出火予防対策の推進

1 家庭に対する指導

村は、防災のしおり等を配布し、また自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水、住宅用火災警報器及び防火思想の普及徹底を図る。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図る。

家庭への周知事項

- ① 地震防災に関する知識の習得
- ② 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- ③ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- ④ 防災訓練等への積極的参加の促進

2 防火対象物の防火体制の推進

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。このため、村は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。
- (2) 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。
- (3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

3 予防査察の強化指導

村は、都留市消防本部と協力し、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

4 危険物等の保安確保の指導

村は、都留市消防本部と協力し、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

5 防火防災思想、知識の普及強化

村は、都留市消防本部及び道志村消防団の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第2 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 村は、地震直後には、交通障害等により消防自動車の活動が制限されることが予想されるため、地震直後の初期消火に対応できるよう、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

また、防災訓練等を通じて、都留市消防本部、道志村消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図る。

(2) 村は、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化を図り、地震発生時の水利の確保を図る。

(3) 村は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水利をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう、施設整備を進める。また、消防水利の位置が地域住民等に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

資料編	・資料3-3 耐震性貯水槽・防火水槽一覧
-----	----------------------

2 消防力の充実整備

(1) 消防力の充実整備

村は、南海トラフ地震に関連する情報発表時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業及び「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

資料編	・資料3-1 消防団の組織編成 ・資料3-2 消防施設・設備一覧
-----	-------------------------------------

(2) 消防応援体制の確立

村は、大規模地震発生時に同時に多発する火災等に対処するため、平素から消防相互応援協定の締結を進め、締結市町村等との合同防災訓練等の実施など、応援体制の強化を図る。

資料編	・資料7-5 山梨県常備消防相互応援協定書 ・資料7-6 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 ・資料7-8 都留市・上野原市・道志村消防相互応援協定 ・資料7-9 相模原市と道志村との消防相互応援協定
-----	---

第7節 建築物災害予防対策【総務班・振興班・教育班】

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等編第1章第6節「建築物災害予防対策」の定めるところによる。

第1 公共施設等災害予防対策

1 公共施設の耐震性の向上

(1) 老朽度の著しい建物については、「道志村公共施設等総合管理計画」（平成29年）に基づき、改築、解体の促進を図る。なお、改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。

(2) 建物の点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 公共施設の耐震診断・耐震補強

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された公共施設のうち、災害応急活動の拠点となる道志村役場、避難所となる学校施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強・非構造部材の落下防止対策の推進を図る。

3 建替時等の留意事項

改修や建替、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

第2 一般建築物の耐震性の向上

1 無料耐震診断及び耐震改修補助の実施

村は、昭和56年5月31日以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅に対して、無料の耐震診断を実施するとともに、当該耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事に対して補助を行っている。

当該事業の実施にあたっては、広報誌等により住民に周知、活用を図り、地震に強いまちづくりに努める。

2 簡易耐震診断の実施促進

村は、広報誌等により県ホームページに掲載されている「わが家の耐震診断（簡易法）」の周知を図り、住民自らによる自宅自己診断の実施を推進する。

3 地震相談窓口の利用

村は、必要により、総務課に「地震相談窓口」を開設し、住民の地震に関する相談に応じる。なお、県は、建築住宅課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているため、村は、広報誌等により県の当該サービスの周知を図る。

第3 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、村は県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊の恐れのあるもの、不要のものは除去する。

第4 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊し、新たな災害要因となった。

そのため、村は、ブロック塀・石塀等の倒壊による人的被害を防止し、避難・消防・救援活動の妨げとならないように、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導するものとする。

また、特に通学路沿い及び避難所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊の恐れのあるものは、改善措置を啓発、推奨していく。

第5 危険物施設等地震災害予防対策

1 村の措置

村は、都留市消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を推進する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第8節 生活関連施設の安全対策の推進【総務班・振興班】

簡易水道、合併浄化槽、電気、ガス、電話等のライフライン施設の損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるため、災害時における各施設の被害発生を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、各施設の耐震性の確保など安全対策を推進する。

第1 簡易水道施設安全対策の推進

産業振興部（振興班）は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設に当たっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

4 復旧工事に資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、平時より必要な復旧工事に資機材を備蓄するとともに、工事に資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

5 応急給水用機材の備蓄

村は、応急給水活動を速やかに実施するため、応急給水用機材の整備に努めるものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-15 簡易水道施設一覧 ・資料7-12 災害時における水道施設等応急対応協定
-----	--

第2 合併浄化槽の安全対策の推進

産業振興部（振興班）は、合併浄化槽のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するため、次の対策を実施する。

1 耐震性の確保

合併浄化槽については、耐震性を有するものであるが、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、整備促進を図る。

2 維持管理

定期点検等による不具合の早期発見とこれの改善を行い、機能保持を図る。

資料編	・資料2-16 合併浄化槽施設一覧
-----	-------------------

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 地震災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資料編	・資料7-15 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書
-----	--------------------------------

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急用の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 特設公衆電話の設置

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-8 その他通信設備一覧 ・資料7-17 特設公衆電話設置に関する覚書
-----	--

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

応急復旧資機材の例

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 可搬型移動無線機 | (4) 応急復旧ケーブル |
| (2) 車載型衛星通信地球局 | (5) 特殊車両 |
| (3) 移動電源車及び可搬型電源装置 | |

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第9節 指定文化財災害予防対策【教育班】

参 考	・参考 風水害等編第1章第7節「指定文化財災害予防対策」
-----	------------------------------

第10節 情報通信システム整備対策【総務班・政策班】

参 考	・参考 風水害等編第1章第8節「情報通信システム整備対策」
-----	-------------------------------

第11節 災害時要配慮者支援体制の整備【総務班・福祉班・消防団】

参 考	・参考 風水害等編第1章第9節「災害時要配慮者支援体制の整備」
-----	---------------------------------

第12節 帰宅困難者の安全確保【産業班】

参 考	・参考 風水害等編第1章第10節「帰宅困難者の安全確保」
-----	------------------------------

第13節 調査研究の推進【全班共通】

大規模な災害が発生するたびに、新たな問題が表面化し、災害の教訓は尽きることがない。また、防災に関する調査、研究は日々追求され、防災技術も年々進歩している。

災害の教訓や防災技術の動向を常に把握して、本村地域の減災や防災力の向上に役立つものを絶えず取り入れていくことが重要である。

第1 防災計画にかかわる情報交換

国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報について、情報を相互に交換する。

第2 防災に関する文献・資料の収集・整理

村内の地震時のデータや過去の災害記録等を整理し、村民に公表する。

また、防災に関する学術刊行物、学会等の刊行物、一般刊行物などについて、今後も継続して随時収集・整理に努める。

第3 専門的調査・研究の実施

本村の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。特に、東京大学地震研究所の地震データを用いた地震危険度の情報を収集するとともに、同大学に講演会の開催を依頼するなどの実践的活動を通じて、職員の防災意識の向上に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制【全班共通】

地震が発生した場合に、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、被害の状況等により直ちに村災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携のもと、災害応急活動体制を確立する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等編第2章第1節「災害応急活動体制」の定めるところによる。

第1 応急活動体制

1 村災害警戒本部

村災害対策本部の設置前の段階として、気象情報の収集、応急対策の必要な措置を講じるため、村災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

次に掲げるいずれかに該当する場合に設置する。

- ① 小規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ③ 記録的短時間大雨情報が発表されたとき
- ④ 震度5弱・強を観測したとき
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ⑥ 富士山に噴火警報（火口周辺）噴火警戒レベル3が発表されたとき

(2) 設置場所

道志村役場に設置する。

(3) 指揮の権限

村災害警戒本部の指揮は、本部長が行う。

(4) 村災害警戒本部の所掌事務

村災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ① 気象情報等の収集・伝達
- ② 河川・崖地等の警戒パトロール
- ③ 水防活動
- ④ 災害情報の収集
- ⑤ 防災関係機関との連絡調整
- ⑥ 住民への情報伝達
- ⑦ 避難所の開設
- ⑧ その他、災害応急対策

(5) 村災害警戒本部の廃止・村災害対策本部への移行

村は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したと村長が判断した場合は、村災害警戒本部を廃止する。なお、村長は災害が拡大したとき、若しくは拡大の恐れがあるときは、速やかに村災害警戒本部から村災害対策本部への移行を決定する。

2 村災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、村長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、村災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

次に掲げるいずれかに該当する場合に設置する。

- ① 大規模な災害が広範囲に発生し、又は発生のおそれがあるとき
- ② 特別警報（大雨・暴風・大雪）が発表されたとき
- ③ 震度6弱以上の地震を観測したとき
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- ⑤ 富士山に噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4以上が発表されたとき
- ⑥ その他、村長が必要と認めた場合

(2) 廃止の時期

村災害対策本部は、村域において災害が発生する恐れが解消したと認めるとき、又は応急措置が概ね完了したと認められるときは廃止する。

(3) 設置及び廃止の通知

村災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員・村関係機関	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、メール
県・県出先機関	県防災行政無線（FAX）、電話
都留市消防本部	県防災行政無線、防災行政無線、電話
大月警察署	電話、FAX
一般住民	防災行政無線、広報車、行政連絡員、ホームページ
報道機関	電話、FAX、文書

(4) 村災害対策本部の設置場所

道志村役場に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次に掲げる施設又は被災状況に応じ、次に掲げる施設に設置するものとする。

代替順位	施設名	所在地	電話番号
第1順位	水源の郷やまゆりセンター	道志村8990-1	0554-52-1020
第2順位	都留市消防署 道志出張所	道志村6254-1	0554-52-1119

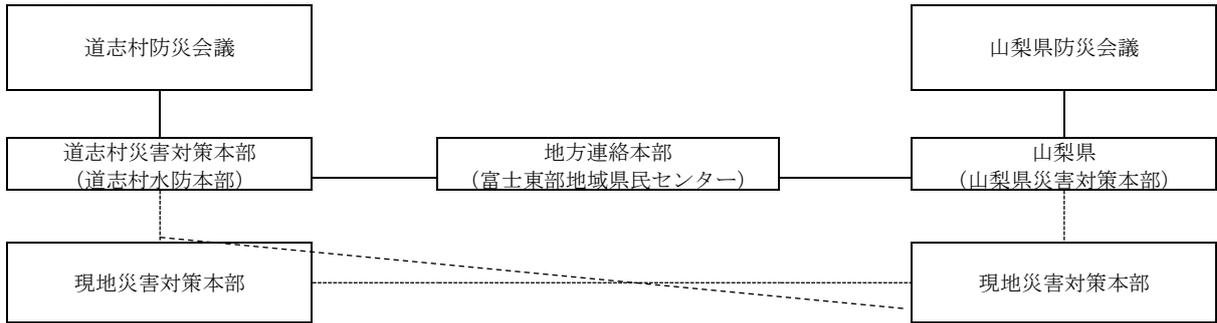
(5) 本部長の職務代理者の決定

本部長（村長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

代行順位	役職
第1順位	副村長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

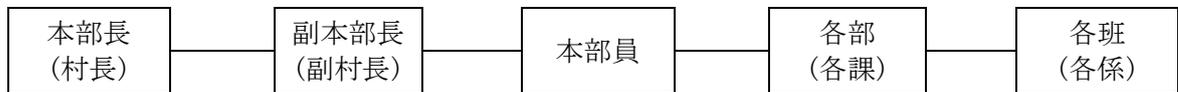
3 村災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 道志村防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

(2) 村災害対策本部の編成



(3) 村災害対策本部の分担任務

① 本部長

本部長は、村長をもって充て、村災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 副本部長

副本部長は、副村長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代理する。

③ 本部員

本部員は、次の者をもって充てる。

教育長	消防団長	総務課長
住民健康課長	産業振興課長	ふるさと振興課長
教育課長	会計管理者	議会事務局長
医科診療所 医師	歯科診療所 医師	都留市消防署道志出張所長
大月警察署道志駐在所警察官		

④ 各部、各班

- ・村災害対策本部には、部及び班を置き、部には部長（課長）、班には班長（GL）をおく。
- ・部長は、当該部に属する応急対策を掌理し、所属の班を指揮監督する。
- ・班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。
- ・各班に属する職員は、当該班員となり、班長の命を受けて応急対策に当たる。
- ・村災害対策本部の業務分掌は資料編に別に定める。これに定めのない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1 道志村災害対策本部の組織編成 ・資料1-2 道志村災害対策本部の業務分掌 ・資料1-3 道志村災害対策本部の配備基準 ・資料6-3 道志村災害対策本部条例 ・資料6-4 道志村災害対策本部員一覧
-----	--

4 村災害対策本部の本部員会議

- (1) 村災害対策本部に本部員会議を置き、本部長(村長)が招集する。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。

本部員会議における主な協議事項

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること
- ② 村災害対策本部の配備体制に関すること
- ③ 県、他市町村等への応援要請に関すること
- ④ 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること
- ⑤ 災害救助法の適用に関すること
- ⑥ 村災害対策本部の廃止に関すること
- ⑦ その他災害対策の重要事項に関すること

5 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

- ① 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- ② 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ③ 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- ④ 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(2) 県の現地対策本部との連携

村災害対策本部は、村内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。

6 庁舎等が被災した場合の県による情報収集活動

災害発生後、庁舎等が被災したことにより、村が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条6項により、県は村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集する。

(1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（富士・東部地域県民センター）職員を村に派遣し、情報の収集に努める。

(2) 山梨県消防防災ヘリコプター

山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

(3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し、情報収集の協力を要請するものとする。

第2 職員配備計画

1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

本部	種別	配備の基準	配備の内容	配備要員
	警戒配備	①注意報(大雨・洪水・大雪)が発表されたとき。 ②震度3の地震を観測したとき。	【措置内容】 最小限の人員をもって警戒体制をとる。 【対応事務】 ・気象情報の受伝達 ・本部長、副本部長等への報告	総務課 (1名以上) (宿日直)
	第1配備	①警報(大雨・洪水・暴風・大雪)が発表されたとき。 ②震度4の地震を観測したとき。 ③南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 ④富士山に噴火警報(火口周辺)噴火警戒レベル2が発表されたとき。	【措置内容】 災害関連情報の収集をはじめとする災害応急対策活動に着手するものとする。 【対応事務】 ・警戒配備に掲げる対応事務 ・村内パトロール、被害状況の収集 ・被害発生予想区域の住民への情報伝達 ・要配慮者利用施設等(社会福祉施設・学校・保育所)への連絡 ・避難準備対策(避難所開設)	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 (各課2名以上) ※配備要員以外は 自宅待機すること
災害警戒本部	第2配備	①小規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ②次の情報が発表されたとき。 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ③震度5弱・強を観測したとき。 ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 ⑤富士山に噴火警報(火口周辺)噴火警戒レベル3が発表されたとき。	【措置内容】 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにするものとする。 【対応事務】 ・第1配備に掲げる対応事務 ・災害警戒本部の設置 ・防災機関(警察・消防・県)への連絡 ・災害応急対策活動の方針の決定	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 (各課4名以上) ※配備要員以外は 自宅待機すること
災害対策本部	第3配備	①大規模な災害が広範囲に発生し又は発生のおそれがあるとき。 ②特別警報(大雨・暴風・大雪)が発表されたとき。 ③震度6弱以上を観測したとき。 ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 ⑤富士山に噴火警報(居住地域)噴火警戒レベル4以上が発表されたとき。 ⑥その他、村長が必要と認めたとき。	【措置内容】 職員は自主的に参集し、速やかに災害応急対策活動を行う。 【対応事務】 ・第2配備に掲げる対応事務 ・災害対策本部の設置 ・広域応援要請の検討 ・救援物資、資機材の調達 ・災害応急対策活動の実施	全職員 (自動参集)

※配備要員は災害状況等により必要な場合は、村長及び所属長の指示で配備につくものとする。

※災害応急対策活動の業務分掌は資料編を参照するものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1-2 道志村災害対策本部の業務分掌 ・資料1-3 道志村災害対策本部の配備基準
-----	--

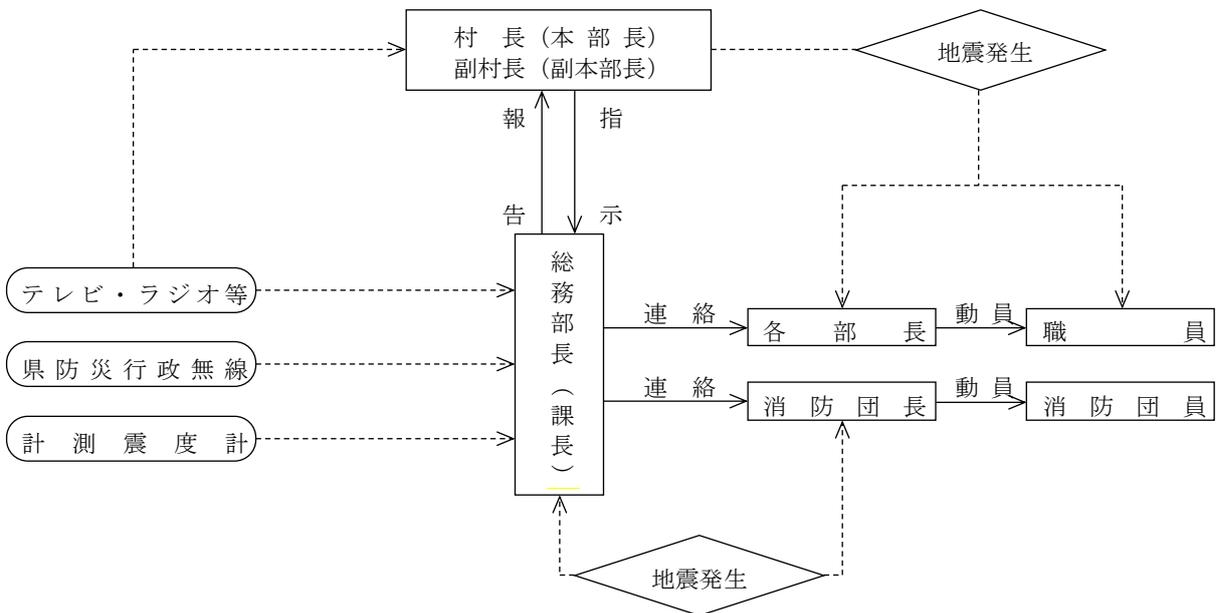
2 配備及び参集体制

(1) 勤務時間中における伝達及び配備

- ① 大規模な地震が発生したときは、総務部長（総務課長）は、本部長（村長）の指示する非常配備体制を庁内放送、電話、メール等により、職員に周知する。また、都留市消防本部、大月警察署等に連絡を行う。
- ② 各部長（課長）は、直ちに各部に属する班長（GL）に連絡し、災害応急対策業務に従事させる。また、各部の所管する出先機関にも同様の指示を行う。
- ③ 配備の指示を受けた職員は、速やかに所定の配備につき、指示された業務に従事する。
- ④ 配備該当職員以外の職員は、気象情報や村災害対策本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。
- ⑤ 非常配備がとられた場合、次の事項を遵守する。

非常配備時の遵守事項

- ① 配備についていない場合も、常に災害情報、村災害対策本部の指示に注意する。
- ② 不急の行事・会議・出張について中止もしくは延期の措置をとる
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属する部長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ⑤ パトロールに出動する場合は、ヘルメット、ライト、無線機などを携帯し、災害が発生する危険性が高い場所には、近づかないこと。
- ⑥ 来庁者や村民に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をする。



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- ① 宿日直者は、大規模な地震が発生したときは、道志村役場の被災状況等を確認し、直ちに電話等により総務部長(総務課長)に連絡するものとする。
- ② 総務部長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、直ちに、本部長(村長)、副本部長(副村長)等に報告をし、各部長(課長)及び都留市消防本部、大月警察署等に電話、メール等により連絡する。
- ③ 各部長は、直ちに所属する班の職員に連絡し、非常配備を伝達する。
- ④ 参集を指示された職員は、事後の推移に注意し、直ちに登庁する。なお、登庁の際には、参集途上の被害状況等を把握するものとする。
- ⑤ 配備該当職員以外の職員は、気象情報や村災害対策本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。
- ⑥ 自主参集

勤務時間外等において震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員は所属長からの連絡を待たずに、速やかに道志村役場等に参集するものとする。

⑦ 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生したときに、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所又は最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

非常配備時の遵守事項

① 参集時期

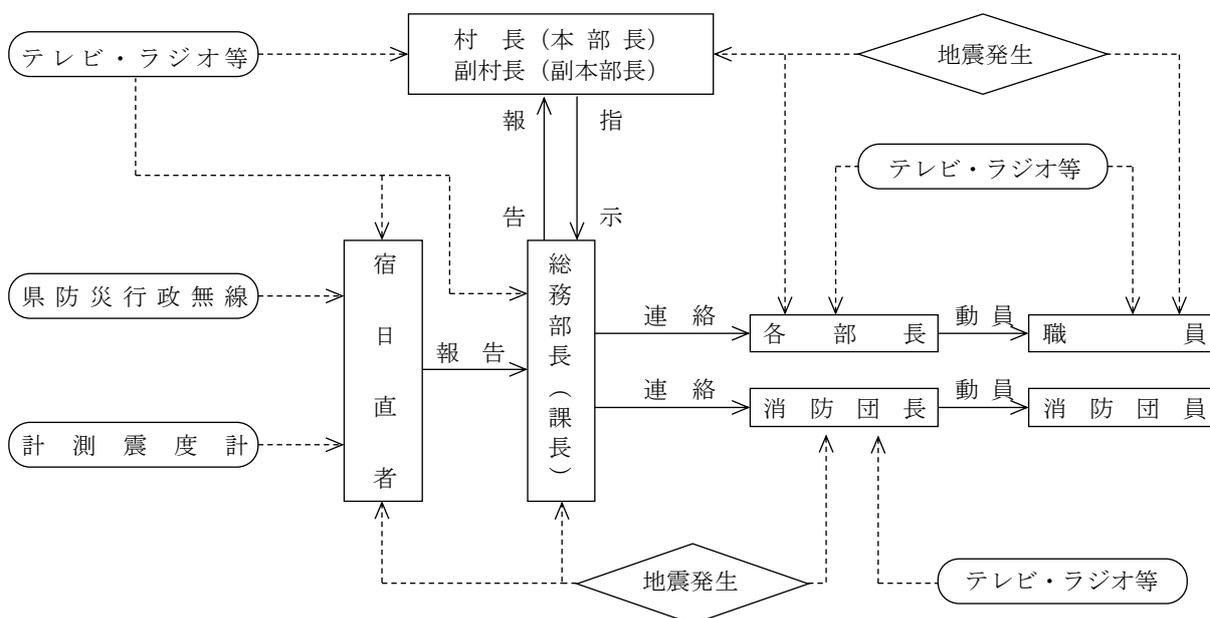
配置基準に該当する災害情報を感知したときは、参集命令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。

② 参集困難な場合の措置

病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害応急対策に従事する。

③ 参集時の服装等

村災害対策本部員の作業服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、懐中電灯、食料、水、着替えなどを努めて持参する。なお、職員は速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておく。



(3) 配備状況の報告

各部長（課長）は、所属職員の参集状況を記録し、総務部長（総務課長）を通じて本部長（村長）に報告を行う。

3 班相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

(1) 動員要請

各部長（課長）は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（総務課長）に要請するものとする。

動員要請の際の連絡事項			
① 応援内容	③ 応援を要する日時		
② 応援を要する人数	④ 出勤場所		

(2) 動員の措置

- ① 総務部長（総務課長）は、応援要請内容により、余裕のある他部から動員の指示を行うものとする。
- ② 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、応援を行うものとする。

4 初期応急対策の実施

村長は、被害が甚大で、速やかに災害応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策の実施に努めるものとする。

大規模地震発生時の初動フロー

↓ 1	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
↓ 2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後村災害対策本部等へ参集する。
↓ 3	参集	① 全職員が自発的にあらゆる手段をもって村災害対策本部に参集する。 ② 各施設等外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。 ③ 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本村機関に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
↓ 4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。収集する情報については本章第3節第2「被害状況等の報告」に定める分担等に基づき行うものとする。
↓ 5	被害状況の報告	① 職員は収集した情報を各部長（又は次席者）に報告する。 ② 各部長（又は次席者）は被害状況を本部長（又は代理者）に集約する。
↓ 6	緊急初動体制	先着した初動体制職員により、順次初動期に必要な業務に当たる。
↓ 7	緊急対策班の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

第2節 応援・協力等の要請・受入れ【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第2章第3節「応援・協力等の要請・受入れ」
-----	--------------------------------

第3節 災害情報の収集・伝達、広報・相談対応【全班共通】

第1 地震災害情報の収集伝達計画

村は、地震の規模や被害の程度に応じて、村の所有する通信手段、機材を効果的に用い、又は防災関係機関との連携により概括的な情報も含め多くの情報を収集し、被害規模の早期把握に努めるとともに、正確な情報や的確な指示等を職員・住民等に伝達する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等編第2章第3節「災害情報の収集・伝達、広報、相談対応」の定めるところによる。

1 異常現象発見時の通報、伝達

(1) 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、村長又は警察官に通報する。通報を受けた村長又は警察官は、その現象の実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

(2) 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、村長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 地震に関する情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表する。

① 地震情報について

情報等の種類	発表基準・内容	
①震度速報	発表基準	震度3以上
	内 容	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
②震源に関する情報	発表基準	震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
③震源・震度に関する情報	発表基準	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
④各地の震度に関する情報	発表基準	震度1以上
	内 容	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

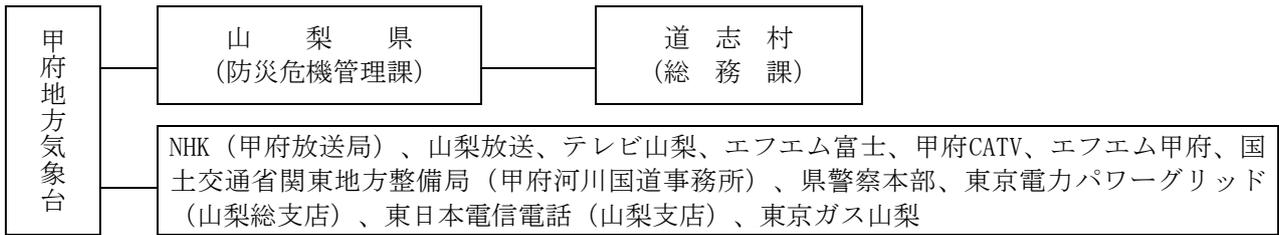
地震編 第2章 災害応急対策計画

⑤推計震度分布図	発表基準	震度5弱以上
	内 容	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
⑥長周期地震動に関する観測情報	発表基準	震度3以上
	内 容	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
⑦遠地地震に関する情報	発表基準	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき
	内 容	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。
⑧その他の情報	発表基準	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
	内 容	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

② 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について

情報等の種類	発表基準・内容	
①震度速報	発表基準	全国のいずれかで震度3以上を観測し、山梨県内で震度1以上を観測した場合
	内 容	震度3以上を観測した地域名と観測された震度
②震源に関する情報	発表基準	本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき。 ※本州中部付近(関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸)
	内 容	震源要素(発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模(マグニチュード))津波のない旨の付加文
③震源・震度に関する情報	発表基準	県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき ※隣接県(神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都)
	内 容	震源要素(発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模(マグニチュード))震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名
④各地の震度に関する情報	発表基準	県内で最大震度1以上を観測したとき(山梨県と隣接県の震度)
	内 容	山梨県と隣接県の震度 ※隣接県(神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都) ※震源要素(発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模(マグニチュード))震央地名、観測点毎の震度
⑤地震回数に関する情報	発表基準	県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき ※県内と隣接地域(「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県東部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」)
	内 容	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど
⑥地震の活動状況等に関する情報	発表基準	伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信
⑦南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報	発表基準	南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合

③ 伝達先



(2) 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上を観測した地震や地震による被害が発生した地震など詳細な情報が必要とされる場合に、地震の概況、県内での震度観測状況、過去の地震活動状況や今後の推移、二次災害への防災上のコメント等を解説する。

(3) 緊急地震速報（警報、特別警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こる恐れのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報、特別警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

(4) 地震情報の収集伝達

村は、気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等により一刻も早く入手し、庁内放送、防災行政無線等により職員及び出先機関に伝達し、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

職員及び出先機関等への主な伝達事項

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 地震情報（震度、震源、規模等） | ③ 道路通行状況 |
| ② 災害発生状況 | ④ ライフライン供給状況 |

(5) 住民への地震情報の伝達

住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

住民への主な伝達事項

- | |
|-----------------------------------|
| ① 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報 |
| ② 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。 |
| ③ 電話使用を自粛すること。 |
| ④ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること。 |
| ⑤ 被害が発生した場合は、地区自治会長等を通じて村に報告すること。 |
| ⑥ 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。 |

第2 被害状況等の報告

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、村は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

1 地震情報の収集

村は、地震が発生した際には、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

(1) 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、山梨県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	都留市消防本部、道志村消防団、自主防災組織
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	都留市消防本部、大月警察署、道志村国民健康保険診療所、都留医師会、山梨県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東京電力パワーグリッド山梨総支社、(社)山梨県エルピーガス協会
⑤ 道路等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	山梨県、富士・東部建設事務所吉田支所
⑥ 護岸等の被災状況	山梨県、富士・東部建設事務所吉田支所、道志村消防団
⑦ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災組織、大月警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	道志村教育委員会、施設管理者、都留医師会

(2) 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

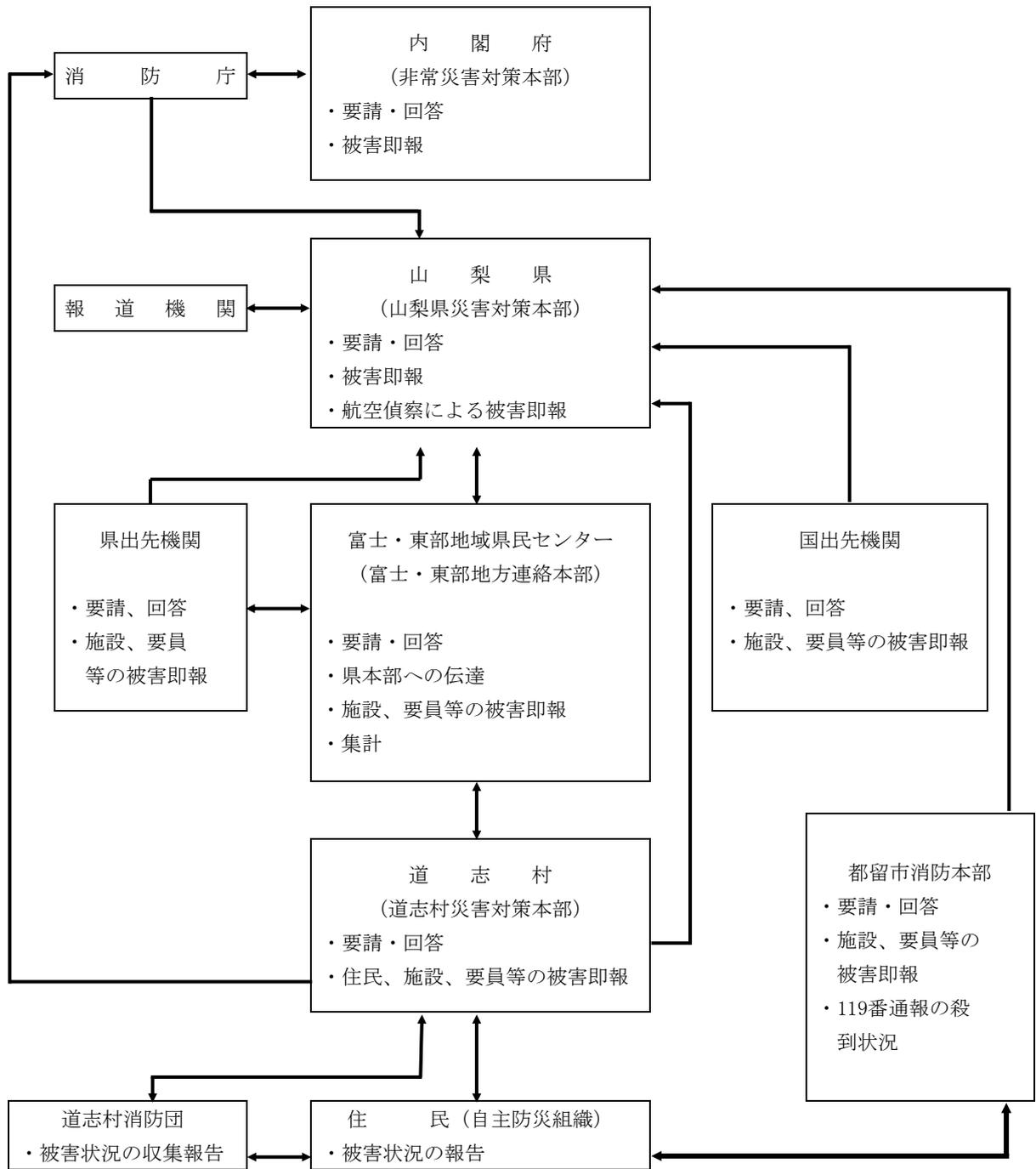
(3) 村災害対策本部の各部による情報収集

村災害対策本部は、初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

部	班	調査責任者	調査事項
総務部	総務班	総務部長 (総務課長)	役場庁舎・公用車被害 他部に属さない被害一般及び応急対策状況の総括
	情報班		
住民健康部	健康班	住民健康部長 (住民健康課長)	住民、児童及び保育所被害、社会福祉施設関係被害
	福祉班		
産業振興部	産業班	産業振興部長 (産業振興課長)	公共土木施設、村営住宅、簡易水道施設、合併浄化槽、農林水産、商工関係、観光施設の被害
	振興班		
ふるさと振興部	政策班	ふるさと振興部長 (ふるさと振興課長)	電子情報機器、情報通信システム被害
教育部	教育班	教育部長 (教育課長)	児童・生徒等及び学校施設被害、文化財被害
消防部	消防団	消防団長	各地区の一般被害

地震編 第2章 災害応急対策計画

発災直後の情報の収集・伝達フロー



第4節 消火・救急・救助対策【総務班・健康班・消防団】

第1 消火活動

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶ恐れがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等編第2章第4節「消火・救急・救助対策」の定めるところによる。

1 地震火災の特徴及びその対処

過去の地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

地震火災の主な特徴

- (1) 火災が、同時に各所で発生すること。
- (2) 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- (3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大する恐れがあること。
- (4) 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となる恐れがあること。
- (5) 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

村は、このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

2 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

活動区分	警防活動の基本方針
(1) 倒壊建築物からの救出	地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれることも予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。消防団員は、近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努める。
(2) 消防活動の優先	地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図る。また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開する。
(3) 避難の安全確保	最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。従って、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防御活動に全力を傾注する。
(4) 人命救助活動	震災時には建築物の倒壊のほかに、障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。従って、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の早期把握

村は、電話通報、駆け込み通報、都留市消防本部、大月警察署、登庁職員、消防団員、自主防災組織等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して活動体制を整えるとともに、村で把握した災害情報については防災関係機関に速やかに報告する。

- ① 火災発生状況、延焼火災の状況
- ② 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- ③ 道路の通行状況
- ④ 地域住民等の活動状況

(2) 非常招集

消防団員は、地震により火災の発生を覚知した場合は、自主的に消防団詰所に参集し、各分団長の指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は道志村役場に登庁し、災害情報を共有するなど村災害対策本部と協働して災害対策に当たるものとする。

(3) 消防団の活動

地震発生時における道志村消防団の活動は、次のとおりである。

① 情報収集活動

直ちに火の見やぐら等を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、無線等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、村災害対策本部、都留市消防本部、大月警察署等に正確に伝達する。

② 出火防止措置

地震の発生により、火災などの災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

③ 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を都留市消防本部と協力して行う。

④ 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。

⑤ 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、村災害対策本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3-1 消防団の組織編成 ・資料3-2 消防施設・設備一覧
-----	---

(4) 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して村災害対策本部に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当て等を行う。

なお、都留市消防本部及び道志村消防団が到着したときは、その指揮に従って活動する。

(5) 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- ① 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- ② プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ③ 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- ④ 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- ⑤ 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- ⑥ 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

4 応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、村の消防力では延焼を阻止することが困難な場合には、消防組織法第21条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部や締結市町村に応援を要請するものとする。

(2) 山梨県消防防災ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に山梨県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 7-5 山梨県常備消防相互応援協定書 ・資料 7-6 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定
-----	---

第2 救出活動

1 住民の初期活動

(1) 救出活動

大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生ずることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

(2) 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

2 消防団の活動

震災時には、道志村消防団は村災害対策本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、急使を派遣する等、村災害対策本部又は都留市消防本部への連絡に努めるものとする。

3 村の救出活動等

(1) 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、村内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

① 救出资機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、村内関係業者等の協力を得て重機等の資機材の確保に努めるものとする。

② 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、県知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

(2) 救急活動

① 迅速な医療救護活動を行うため、都留医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

② 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

③ 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して山梨県消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(3) 要配慮者の救護

地区に住む高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、地震発生時には、安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

(4) 各関係機関の相互協力

救出活動を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口（総務部）を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第5節 緊急輸送対策【総務班・情報班・振興班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第5節「緊急輸送対策」
-----	-------------------------

第6節 交通・警備対策【総務班・産業班・振興班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第6節「交通・警備対策」
-----	--------------------------

第7節 災害救助法による救助【総務班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第7節「災害救助法による救助」
-----	-----------------------------

第8節 避難対策【総務班・福祉班・振興班・消防団】

風水害等編第2章第8節「避難対策」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 指定避難所・指定緊急避難場所等の定義等

1 指定避難所・指定緊急避難場所等の定義

村は、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、被災者の安全が確保される施設又は場所を「一時避難場所」、「指定緊急避難場所」として指定するとともに、一時的に被災者の生活・滞在する施設を「予備避難所」、「指定避難所」として指定する。

また、「一時避難場所」、「指定緊急避難場所」、「予備避難所」、「指定避難所」は、施設の老朽化や人口動態の変動等により適宜見直しを行うものとし、各用語の定義は以下のとおりとする。村は、指定避難所の整備について、次の点に留意するものとする。

区分	定義	根拠法令
一時避難場所	自主防災組織（自治会）ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「駐車場」等の広場をいう。	特になし
指定緊急避難場所	災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、土砂災害などの災害の種類ごとに、国の政令に定める基準を満たす施設又は場所（公民館、グラウンド等）をいう。	災害対策基本法 49条の4
予備避難所	公共施設の中で、指定避難所には指定されていないが、帰宅困難者や被災者が多数発生した場合に備えて、予備的に確保した施設	特になし
指定避難所	被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するための施設（公民館、学校、体育館）等をいう。	災害対策基本法 49条の7

資料編	・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧
-----	--------------------------

2 指定避難所の整備

- (1) 指定避難所として利用する建物について、天井や照明などの非構造部材を含め、耐震性の確保に努める。
- (2) 指定避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (3) 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (4) 指定避難所における耐震性貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。
- (5) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

第2 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、村の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 村の役割

平素から地震発生時における避難方法等を検証し、住民に対し周知徹底を図る。また、地震発生時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

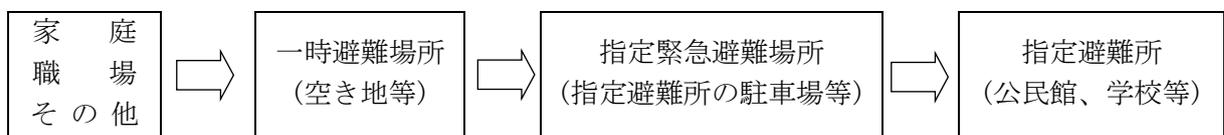
3 避難の方法・誘導

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、自主防災組織（自治会）単位であらかじめ設定した「一時避難場所」に集まり安否確認を行うものとする。

その後に、避難路の安全を確認した上で、「指定緊急避難場所」、「指定避難所」へ避難を開始するものとする。なお、地震被害の状況によっては、直接「指定緊急避難場所」、「指定避難所」に避難するものとする。

村は、避難誘導員として道志村消防団、自主防災組織等を配置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者については、民生委員、地区住民などと協力して、介助等の適切な措置をとり、速やかな避難誘導を行う。



資料編	・資料4-2 避難路一覧
-----	--------------

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、施設が余震等の二次災害の危険の恐れがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

施設管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を村災害対策本部に報告する。なお、被害が大きい場合は、村への報告のほか次の措置を行う。

- ① 立入禁止措置
- ② 他の避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

(1) のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかない場合は、施設管理者は、村災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請し、村災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに応急危険度判定士を派遣する。

(3) 避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全性が確認できるまで、グラウンド等の安全な場所に待機させるものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 8-10 被災宅地応急危険度判定フロー ・資料 8-11 被災建築物応急危険度判定フロー
-----	---

3 学校機能の早期回復

避難所が学校の場合は、避難者の立入り禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行う。また、大規模な地震災害の場合は避難生活が長期化する恐れがあるため、応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

4 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるため、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

5 多様な避難所の確保

村は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

第9節 医療助産対策【健康班・福祉班・消防団】

参 考	・参考 風水害等編第2章第9節「医療助産対策」
-----	-------------------------

第10節 防疫対策【健康班・振興班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第10節「防疫対策」
-----	------------------------

第11節 飲料水・食料・生活必需品対策【総務班・産業班・振興班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第11節「飲料水・食料・生活必需品対策」
-----	----------------------------------

第12節 応急教育対策【教育班】

風水害等編第2章第12節「応急教育対策」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 教育部（教育班）の応急措置

教育部（教育班）は、直ちに児童・生徒の被災状況並びに学校及び社会教育施設等の被害状況を調査し、村災害対策本部に被害状況等を報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

第2 学校の応急措置

1 地震発生後の措置

(1) 登校前の措置

① 休業措置の連絡

学校長は、休業措置を登校前に決定したときは、メール、電話連絡網、防災行政無線等によって保護者に連絡する。

② 被害状況の把握、報告

学校長は、地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握するとともに、学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、教育部（教育班）に報告する。

(2) 授業開始後の措置

① 避難措置

学校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

② 防災措置

火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。

③ 人員確認と応急救護

災害発生避難後、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うとともに、医療機関への搬送など応急救護の万全を図る。

④ 地震情報等の収集

村災害対策本部から村域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか教育部（教育班）との協議等により決定する。

⑤ 下校時の危険防止

児童・生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、集団下校させる。下校の際には、教職員が地区別に引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。

⑥ 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

第13節 災害廃棄物等処理対策【振興班】

参 考

・参考 風水害等編第2章第13節「災害廃棄物等処理対策」

第14節 応急住宅対策計画【振興班】

風水害等編第2章第14節「応急住宅対策計画」の定めるところによるものとするが、大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して人命に危険を及ぼす恐れがあり、そのため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

なお、応急危険度判定は、村災害対策本部から県への派遣要請に基づいて行う。

第1 応急仮設住宅

村は、大規模な地震が発生したとき、震災後、建設事業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅の建設を行うこととするが、この事業を迅速に実施するためには、事前に用地を確保しておく必要がある。

村内の応急仮設住宅の建設候補地については、資料編のとおりである。

資料編	・資料2-9 応急仮設住宅建設候補地一覧
-----	----------------------

第2 応急危険度判定の実施

1 応急危険度判定の事前対策

村は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ職員による被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。また、地震発生時に、応急危険度判定が速やかに行われるように、被災する可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要がある建物データに関するリストを準備しておくほか、調査用地図、移動手段を確保しておく。

2 公共建築物の確認

村は、公共建築物、宅地、仮設住宅建設候補地について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

また、応急危険度判定は、道志村役場、指定避難所など、防災上重要な施設から行う。

3 一般住宅の応急危険度判定の実施

- (1) 村は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。
- (2) 判定を必要とする建築物数を基に必要な応急危険度判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、応急危険度判定士の派遣等の支援要請を行う。
- (3) 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

4 応急措置の実施

村は、応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して、使用禁止、立ち入り禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

5 応援要請

村内で被災建築物が確認された場合には、速やかに県に対し応急危険度判定士の出動を要請する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-11 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 ・資料8-10 被災宅地応急危険度判定フロー ・資料8-11 被災建築物応急危険度判定フロー
-----	---

6 広報及び指導・相談の実施

村は、余震等により倒壊の恐れのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して防災行政無線、広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第15節 遺体の捜索、処理及び埋葬計画【総務班・健康班・福祉班・消防団】

参 考	・参考 風水害等編第2章第15節「死体の捜索、処理及び埋葬計画」
-----	----------------------------------

第16節 公共施設等の応急対策【情報班・産業班・振興班】

参 考	・参考 風水害等対策編第2章第16節「公共施設等の応急対策」
-----	--------------------------------

第17節 民生安定事業計画【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第2章第17節「民生安定事業計画」
-----	----------------------------

第18節 二次災害の防止【産業班・振興班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第18節「二次災害の防止」
-----	---------------------------

第19節 災害ボランティア支援対策【総務班・福祉班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第19節「災害ボランティア支援対策」
-----	--------------------------------

第20節 災害時要配慮者支援対策【総務班・健康班・福祉班・消防団】

参 考	・参考 風水害等編第2章第20節「災害時要配慮者支援対策」
-----	-------------------------------

第21節 帰宅困難者支援対策【産業班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第21節「帰宅困難者支援対策」
-----	-----------------------------

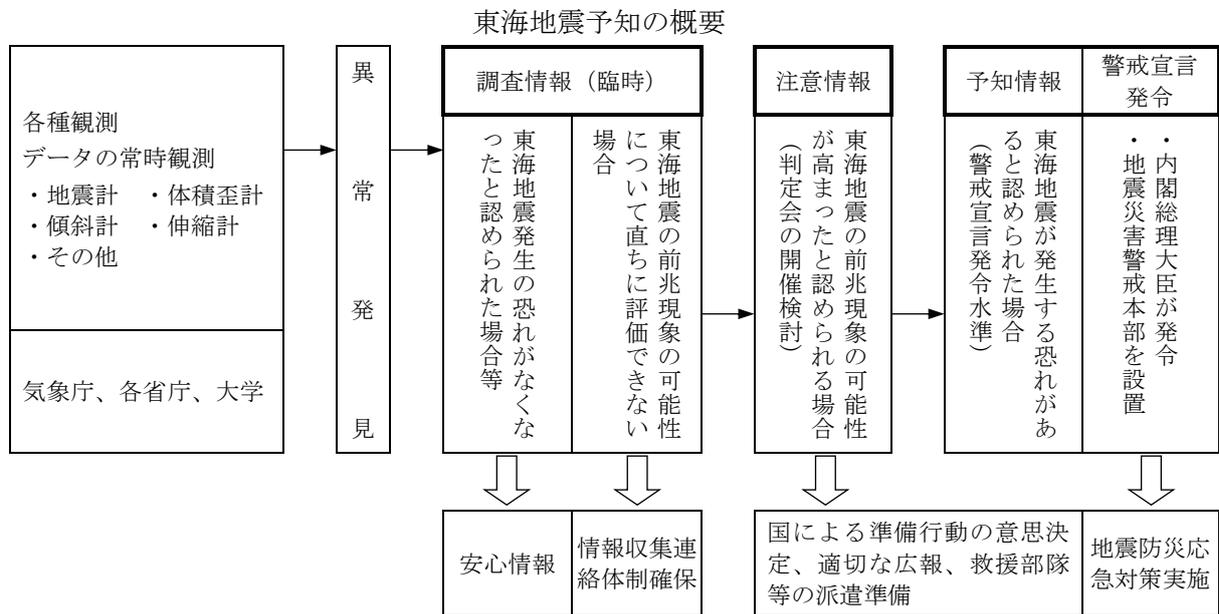
第3章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的【全班共通】

この計画は、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、昭和54年4月に大規模地震対策特別措置法第3条の規定に基づき本村を含む6県167市町村が強化地域に指定されているが、よりの確な対策を講じるため、大規模地震対策特別措置法制定後20数年間の観測データや科学的知見の蓄積を踏まえ、中央防災会議において東海地震の地震像を再検討し、新たな想定地震域による震度分布等の検討が行われた。その結果を踏まえ、平成14年4月に強化地域の見直しが行われ、従来の6県167市町村から8都道263市町村へ大幅に拡大された。本県では、新たに5町村が追加指定され、これにより県内における強化地域指定市町村は、丹波山村、小菅村、三富村を除く全市町村となった（市町村合併により平成18年3月時点で、小菅村、丹波山村の2村を除く全市町村）。

このため、村は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止するものとする。



第2節 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報時及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動【全班共通】

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、総務部（総務班）は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、職員及び関係団体等に伝達し、続報に備える。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

村は、総務部（総務班）の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 住民への広報

防災行政無線等を活用して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、村長は道志村消防団の待機、物資の点検、調達、児童・生徒の引渡しの安全確保対策の措置を講じる。

2 職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図るとともに、職員は所定の配備につき、次の事務を行う。

東海地震注意情報の発令時の活動内容

- ① 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- ② 地震災害警戒本部設置の準備
- ③ 消火薬剤、水防資機材等、村が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- ④ 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
- ⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑥ 県への報告、必要な要請等の実施
- ⑦ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 住民への広報

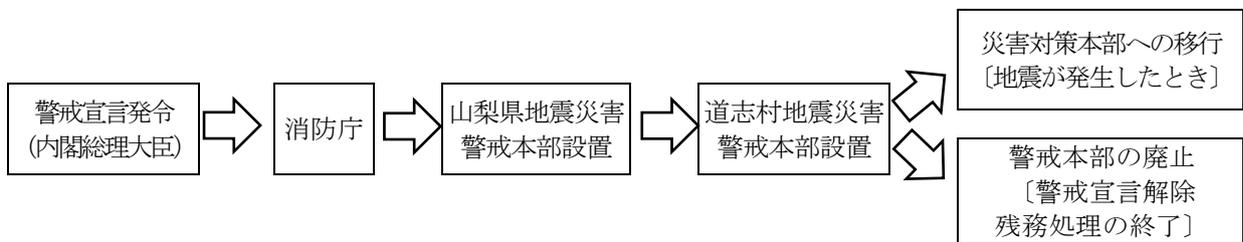
防災行政無線等を活用して、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけるものとする。また、村の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 8-5 東海地震に関連する情報に伴う広報 ・資料 8-6 東海地震事前避難対象地区及び指定避難所
-----	---

第3 東海地震予知情報（警戒宣言）発令時の体制

1 村地震災害警戒本部の設置

村長は、内閣総理大臣から東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に基づき県に準じて道志村地震災害警戒本部（以下「村地震災害警戒本部」）を道志村役場に設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。



資料編	・資料 6-5 道志村地震災害警戒本部条例
-----	-----------------------

2 職員の配備体制及び活動

東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図るとともに、全職員は所定の配備につき、次の事務を行う。

- 東海地震予知情報（警戒宣言）の発令時の活動内容**
- ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
 - ② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
 - ③ 避難の勧告又は指示
 - ④ 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設
 - ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
 - ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
 - ⑦ 救急救助のための体制確保
 - ⑧ その他村内での地震防災対策の実施

3 村地震災害警戒本部の廃止

村長は、東海地震予知情報（警戒宣言）が解除され、かつ、村地震災害警戒本部で行う残務処理が終了したときは、村地震災害警戒本部を廃止する。

4 村災害対策本部への移行

村長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、村災害対策本部を設置する。なお、村地震災害警戒本部から村災害対策本部に移行する場合の村災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

5 東海地震（予知あり）に係る配備体制

配備体制の名称	配備基準	配備要員
東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき	総務課 （1名以上） （宿日直）
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震に関する東海地震注意情報が発表されたとき	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 （各課2名以上）
東海地震予知情報（警戒宣言）配備体制	東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき、又は本部長が指示したとき	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 （各課4名以上）

第4 地震発生時の体制

1 村災害対策本部の設置

村長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、直ちに村災害対策本部を道志村役場に設置する。なお、村災害警戒本部から移行する際には、事務の継続性の確保に努める。

2 職員の配備体制及び活動

地震が発生したときは、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図るとともに、全職員は所定の配備につき、次の事務を行う。

地震発生時の応急対応業務

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難場所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋
- ⑦ ボランティアの受入れ
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生の防衛、拡大防止のための措置等

第3節 情報活動【全班共通】

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報等の伝達、指示は、防災関連機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておくものとする。

第1 地震予知に関する情報等の伝達

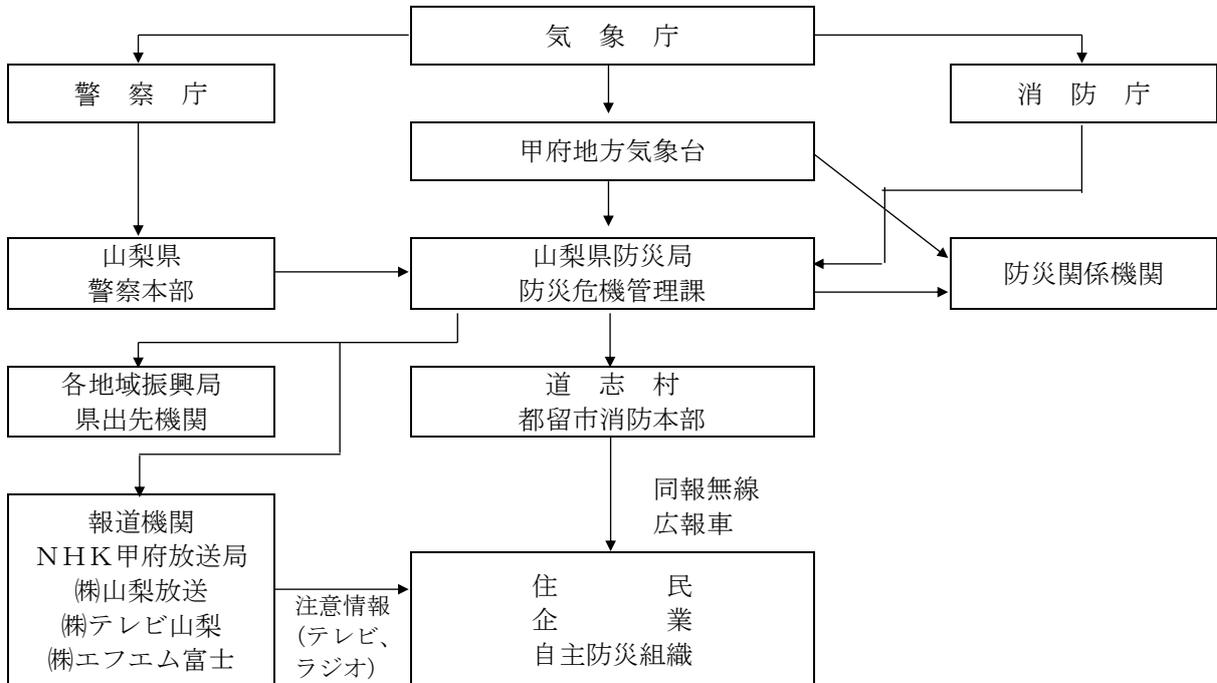
1 情報の種類及び内容

東海地震に関連する情報の種類及び内容は、次のとおりとなっている。

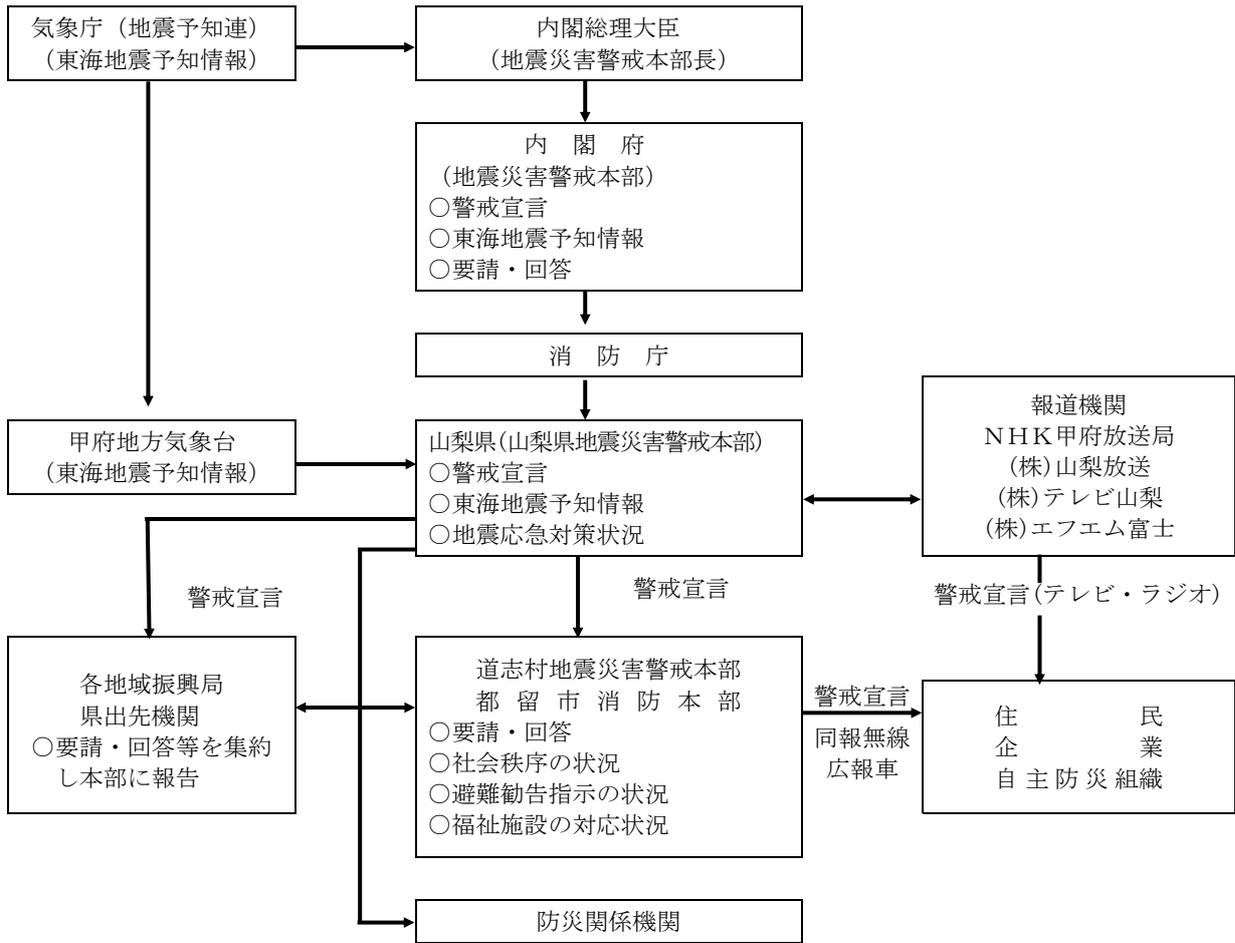
種類	内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
警戒宣言	内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

2 情報の連絡及び通報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達系統

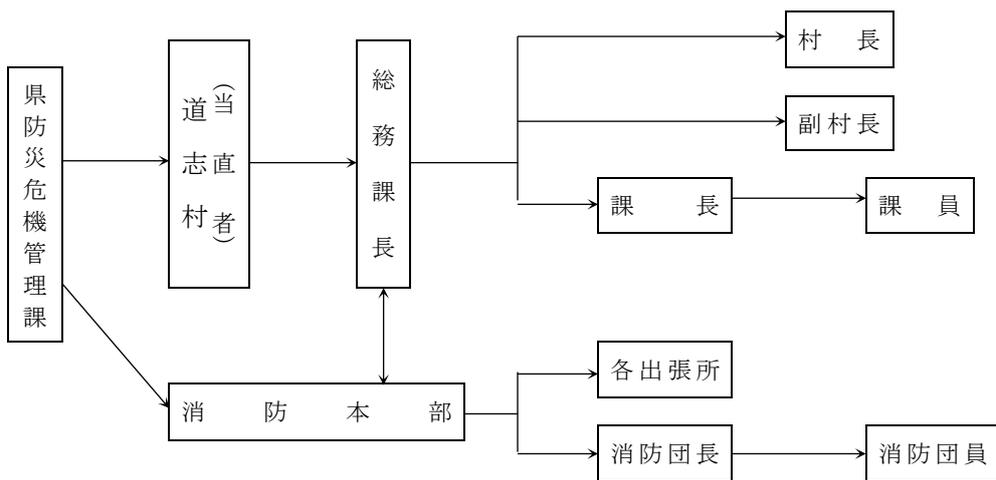


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達系統

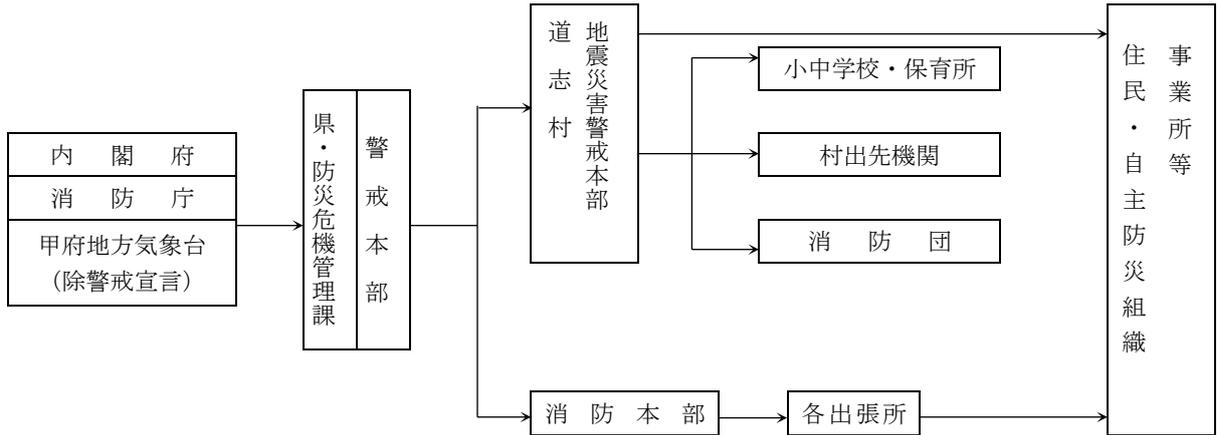


3 村域における伝達系統

(1) 地震災害警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び地震災害警戒本部設置後



第2 応急対策実施情報の収集、伝達

1 情報の収集、伝達

村は、県、防災関係機関と相互に連絡を取り、東海地震注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施情報等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容の県への報告

(1) 関係機関等からの情報収集

村は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	報告事項
都留医師会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
大月警察署	通行規制の状況
東日本電信電話（山梨支店）	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
住民健康課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数
教育委員会	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
避難所の施設管理者	避難状況
道志村商工会	営業停止した主要店舗数

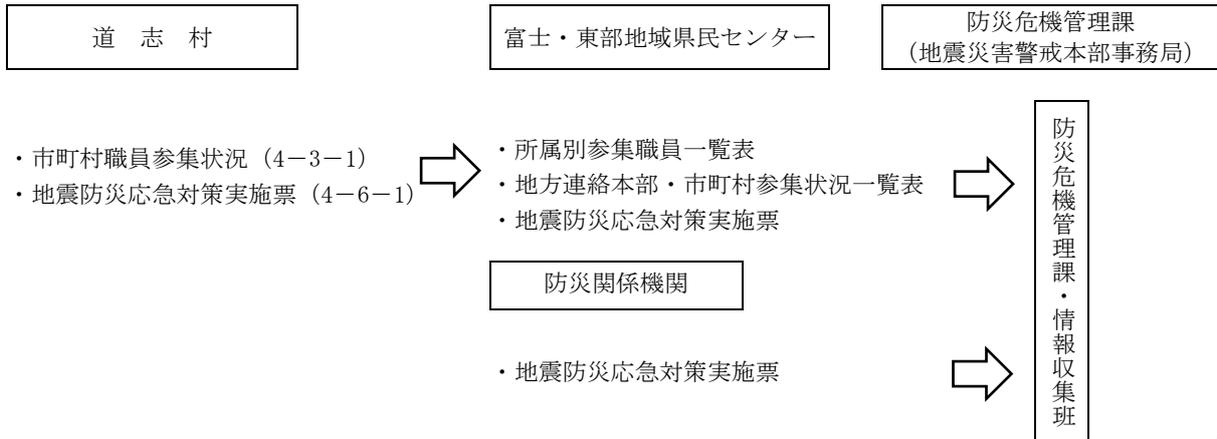
(2) 県警戒本部への報告

村は、収集した情報を県警戒本部に報告する。

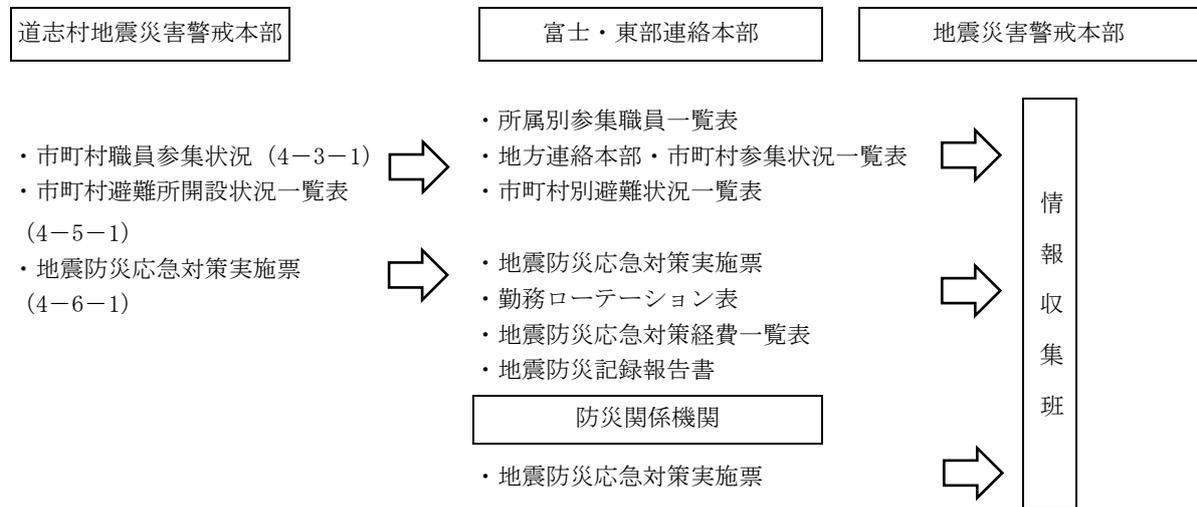
関係機関名	報告事項
村→富士・東部地域県民センター→県警戒本部	避難状況、救護状況、施行者数（定期バス施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数、ボランティアに対するニーズの把握
村→富士・東部地域県民センター→県福祉保健部→県警戒本部	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
村教育委員会→教育事務所→県教育委員会→県警戒本部	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している生徒数
村→富士・東部地域県民センター→県商工労働部→県警戒本部	主要小売店舗等の営業停止店舗数

3 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(1) 東海地震注意情報発表時



(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時



資料編	・資料9-9 東海地震に関連する情報発表時の状況報告様式
-----	------------------------------

第4節 広報活動【総務班・政策班・消防団】

警戒宣言等の地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第1 村の広報

1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

広報の内容

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (4) ライフラインに関する情報
- (5) 緊急時以外の電話の自粛
- (6) 村内の生活関連情報等
- (7) 事前避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (9) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 家庭において実施すべき事業
- (11) 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- (12) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (13) 村の準備体制の状況
- (14) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

2 広報手段

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、防災行政無線、広報車、冊子、外国語放送等又は行政連絡員により行うものとする。

(1) 村からの伝達

村職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、防災行政無線、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。

- ① 防災行政無線の利用
- ② 広報車の利用
- ③ 行政連絡員を通じての伝達
- ④ 村ホームページへの掲載

(2) 消防団からの伝達

道志村消防団は、消防団長の指示により、各分団にてそれぞれの担当区域に分かれ、地域住民に対して消防車、広報車、サイレン及び警報により伝達を行う。

資料編	・資料8-5 東海地震に関連する情報に伴う広報
-----	-------------------------

第2 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

1 県

県は、東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報・東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報、主な交通機関の運行状況及び交通規制状況、ライフラインに関する情報、家庭及び自主防災組織等のとるべき措置等について、報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子等により実施する。

2 警察

警察は、車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等で広報する。また、テレビ、ラジオ、新聞等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる広報を実施する。さらに、駐在所等を利用した住民相談窓口を開設する。

3 防災関係機関

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えての具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) 東日本電信電話(株)

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

(5) バス会社

報道機関及び施設内の案内板等を通じて、運転状況について広報する。

(6) 道路管理者

報道機関及び標識等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(7) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関についても、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

第5節 避難活動【総務班・福祉班・産業班・消防団】

第1 避難の実施責任者

避難の勧告又は指示等を行うことができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である村長を中心として相互に連絡をとり村民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

避難の実施責任者

- (1) 村長（大震法第21条、災対法第60条）
- (2) 県知事又はその命を受けた県職員（大震法第21条、水防法第29条）
- (3) 水防管理者（水防法第29条）
- (4) 警察官（大震法第25条、災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

第2 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時における避難勧告又は指示の発令基準等は、「警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地区（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき」である。

なお、東海地震注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

第3 村が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる事前避難対象地域は、地震が発生した場合に村長が危険と認める地区とし、本村における対象地域及び避難先については、資料編に定めるとおりとする。

なお、事前避難地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。

資料編	・資料8-6 東海地震事前避難対象地区及び指定避難所
-----	----------------------------

2 事前避難対象地区住民等への周知

村は、住民に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の避難所等までの避難路
- ③ 要配慮者の指定の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両
- ④ 車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑤ 避難の勧告と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 避難勧告・指示及び警戒区域の設定

村長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

4 自主防災組織への指示

村長は、警戒宣言発令時には自主防災組織に対し次の指示を行う。

自主防災組織への指示事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難先、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 指定避難所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理への協力
- ⑤ 負傷者の救護準備への協力
- ⑥ 介助が必要な高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難救護
- ⑦ 耐震強度が不十分な建物からの避難の勧め

5 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人等に対する避難誘導等については、状況によっては外国語教師、ボランティア等の協力を得て適切に対応する。

6 帰宅困難者及び滞留旅客対策

帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の対策を実施する。

7 避難所における避難生活の確保

- (1) 村が設置した避難所には、情報連絡のため村職員、消防団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等の協力で準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (4) 村は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。
- (5) 村は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 村は、福祉避難所の開設等の要配慮者に配慮するとともに、障がい者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 避難所では自主防災組織（自治会）の単位で行動する。

資料編	・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧
-----	--------------------------

第6節 住民生活防災応急活動【総務班・健康班・福祉班・産業班・振興班・教育班】

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

生活必需品の調達の基本方針

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ② 村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。
- ③ 村は、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 物資等の調達

村は、必要な食料、生活必需品等の品目、数量を把握し、村の備蓄物資の確認を行い、不足する分については、村内の食料販売業者、道志村農業協同組合、道志村商工会等と連絡を取り、調達可能物資を確認し、必要量を確保する。

3 村の活動内容

- (1) 緊急避難等で、非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 防災備蓄倉庫の在庫状況の把握
- (3) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (4) 救助物資の受入場所の確保と受入体制の整備
- (5) 生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、当該事態が起こった場合には、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

資料編

・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発表時における村の対策は、次のとおりである。

1 給水活動の準備

村で保有する応急給水用資機材の確認、整備を行い、不足する場合は、村内関係機関等から調達する。

2 広報の実施

産業振興部（振興班）は、住民に対して飲料水の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置をとるよう、防災行政無線、広報車等により広報を行う。

3 応急復旧対策の準備

指定水道工事事業者へ連絡をし、応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保する。

第3 医療活動

警戒宣言発表時における村の対策は、次のとおりである。

1 医薬品、医療資機材等の確保

村は、道志村国民健康保険診療所と連携し、必要な医薬品、医療資機材を確保するとともに、医療救護班の編成を行うなど応急医療体制を整える。

2 救護所の開設準備

村は、避難所等に医療救護所の開設準備を行い、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入体制について富士・東部保健所に通知する。

3 搬送準備

傷病者等を搬送するための車両、要員を確保する。また、交通規制状況を把握する。

4 医療体制についての広報

道志村国民健康保険診療所及び富士東部保健所管内医療機関の受入体制について広報する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1－6 医療機関一覧（基幹災害拠点病院等） ・資料 1－7 医療品等の保管場所一覧
-----	--

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

警戒宣言発表時における村の対策は、次のとおりである。

1 防疫活動の準備

村が保有する消毒用薬剤、資機材の確認を行い、不足する場合は、関係業者から調達する。

2 し尿処理の準備

応急仮設トイレの必要数、設置場所を検討し、調達の準備をする。また、応急仮設トイレ設置に伴い、し尿処理業者との連絡等、し尿の汲み取り準備を行う。

3 災害廃棄物の処理準備

倒壊家屋等による大量の災害廃棄物の発生を想定し、災害廃棄物の一時仮置き場の選定、回収の準備を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 2－3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧 ・資料 2－12 災害廃棄物・障害物仮置場一覧
-----	---

第5 児童・生徒等の保護活動

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時には、学校、保育所、学童保育所（以下「学校等」という。）は、児童・生徒の安全を確保するため、次の措置を講じる。

1 東海地震注意情報が発表されたとき

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族児童・生徒等は、学校等において保護し、保護者の来校を待って引渡す。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、災害警戒本部との連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。
 - ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - ② 学校等あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
 - ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校等に集合する。
 - ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指導者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
- (5) 授業（保育）終了時に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止し、学校は注意情報又は予知情報が解除されるまでの間休校とする。

第6 自主防災活動

各自主防災組織は、東海地震注意情報発表時から地震発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 東海地震注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、村や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

（1）自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

（2）情報の収集・伝達

- ① 村からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- ② テレビ、ラジオで各種情報を入手するよう努める。
- ③ 避難応急対策の実施状況について、必要に応じ村へ報告する。

（3）初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検の実施及び消防水利の確認をし、準備体制をとる。

（4）防災用資機材等の配備・活用

防災備蓄倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

（5）家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- ① 家具の転倒防止
- ② タンス、食器棚等からの落下等防止
- ③ 出火防止及び防火対策
- ④ 備蓄食料・飲料水の確認
- ⑤ 病院・診療所の外来診療の受診を控える

（6）避難行動

- ① 全住民に対して村長の避難勧告又は指示を伝達し、あらかじめ定められた避難所へ避難させる。避難後は避難状況を確認し、村地震災害警戒本部に報告する。
- ② 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難所まで搬送する。

（7）避難生活

- ① 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- ② 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ③ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、村等と連絡を取り、その確保に努める。

（8）社会秩序の維持

- ① ラジオ、テレビ、防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- ② 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7 家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。

2 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。

- ① 不要不急の旅行、出張の自粛
- ② 自動車の使用を控える。
- ③ 食料・飲料水等の確保
- ④ 浴槽等への水の汲み置き
- ⑤ 家族同士の連絡方法の確認
- ⑥ 室内の家具の固定
- ⑦ その他必要な準備行動の実施

(2) 防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 地震発生に備え、日頃の防災訓練の経験を生かして、慌てずに落ち着いて次のような行動を実施する。

- ① 崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物からの避難
- ② 飲料水の貯え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持ち出し品の確認
- ③ 火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施
- ④ 避難先の確認
- ⑤ 屋根の修理等の危険な作業を控える。
- ⑥ 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。
- ⑦ その他必要な防災行動の実施

(2) 防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

(3) 避難行動要支援者は、家族と、あるいは自主防災組織等の協力によって、避難所等に避難する。

第7節 防災関係機関の講ずる措置【総務班・医療班・産業班】

第1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社）

- 1 東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社に非常災害対策本部を設置するものとする。
- 2 東海地震注意情報が発せられた場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施するものとする。
 - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立するものとする。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努めるものとする。
 - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施するものとする。
 - (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じるものとする。
 - (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行うものとする。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施するものとする。
 - (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じるものとする。
 - (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行うものとする。

第2 通信（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ）

- 1 東海地震注意情報が発せられた場合

東海地震注意情報が発せられた場合は、「情報連絡室」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講じるものとする。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合は「地震災害警戒本部」を設置し、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するものとする。

また、通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずるものとする。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努めるものとする。

第3 ガス（ガス供給機関）

1 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立するものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) ガスの供給継続を確保する。
- (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

第4 金融機関

県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講じるよう要請することとなっている。

1 東海地震注意情報が発表された場合

平常どおり営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じるものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止するものとする。
- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止することとなっている。
- (3) 上記の(1)及び(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じるものとする。
- (4) 郵便局については、日本郵便株式会社南関東支社や甲府中央郵便局と「郵便事業株式会社・郵便局株式会社防災業務計画」を踏まえた警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。
- (5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じるものとする。
- (6) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- (7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図るものとする。

※注(1)は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

3 発災後

- (1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとるものとする。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図るものとする。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸し出しの迅速化等の措置をとるものとする。
- (4) 手形交換又は不渡処分取扱いの取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講じるものとする。
- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図るものとする。

4 日本銀行の措置

- (1) 金融機関に対する指導
 - ① 金融機関の手許現金保有状況の把握
 - ② 金融機関相互間の現金融通の斡旋
 - ③ 金融機関窓口業務等の運営についての指導
 - ④ 損傷した日本銀行券および貨幣の引換についての対応
- (2) 地域内の信用維持に関する措置
「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の定めるところによる。金融機関の業務について、関係行政機関と協議のうえ所要の指導を行う。

第5 バス（富士急山梨バス(株)）

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するものとする。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知するものとする。
- (2) 帰宅困難者等が想定され、関係自治体等からの要請を受けた場合は、臨時バス等の増発を検討・実施するものとする。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施するものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達するものとする。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難所を教示する。児童・生徒については、スクールバス運転手等は、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとるものとする。

第6 小売店舗等

村は、小売店舗等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第7 医療機関

村は、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、次の基準に従って適切な措置をとるものとする。

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入は原則として制限する。なお、外来患者の受入を制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講じる。
- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講じるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講じる。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下等の安全措置を講じるとともに、患者、職員等の安全確保措置を継続しながら、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

第8 県・村社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

災害ボランティアへの支援体制

- (1) 速やかに地震災害援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- (2) 災害ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- (3) 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- (4) 災害ボランティアの活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策【総務班・振興班】

東海地震注意情報発表時及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、村は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、広報車、村ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携強化を図る。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

交通規制等の基本方針

- ① 村内での一般車両の走行は、極力抑制する。
- ② 村内への一般車両の流入は、極力制限する。
- ③ 村外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ④ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都道府県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- (4) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (5) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施に当たっては、県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施するものとする。
- (2) 県警察は、交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行うものとする。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行うものとする。

第2 道路啓開

村は、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、県警察と連携して、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることから、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第3 運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時には、運転者は次の措置をとるよう、周知徹底を図る。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

- ① 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- ② 不要不急の旅行や出張等を自粛すること。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- ① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- ② 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第4 交通検問

県警察は、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施するものとする。

第5 交通情報及び広報活動

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 東海地震注意情報が発表されたときは、運転車等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画【総務班・産業班】

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、村はこれらの情報が発表された場合、各事業所に対して、従業員及び顧客の安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼び掛けを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努める。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

2 顧客、従業員等への対応

- (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 東海地震予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保全措置等を実施する。
 - ① 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - ② 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ③ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て、日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震のことをいう。

第1節 総則【全班共通】

第1 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策及び広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

参 考	・参考 総則編第4章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」
-----	-------------------------------

第3 南海トラフ地震の特性

南海トラフ地震は、おおむね100～150年周期で繰り返し発生しており、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、70～80%とされている。

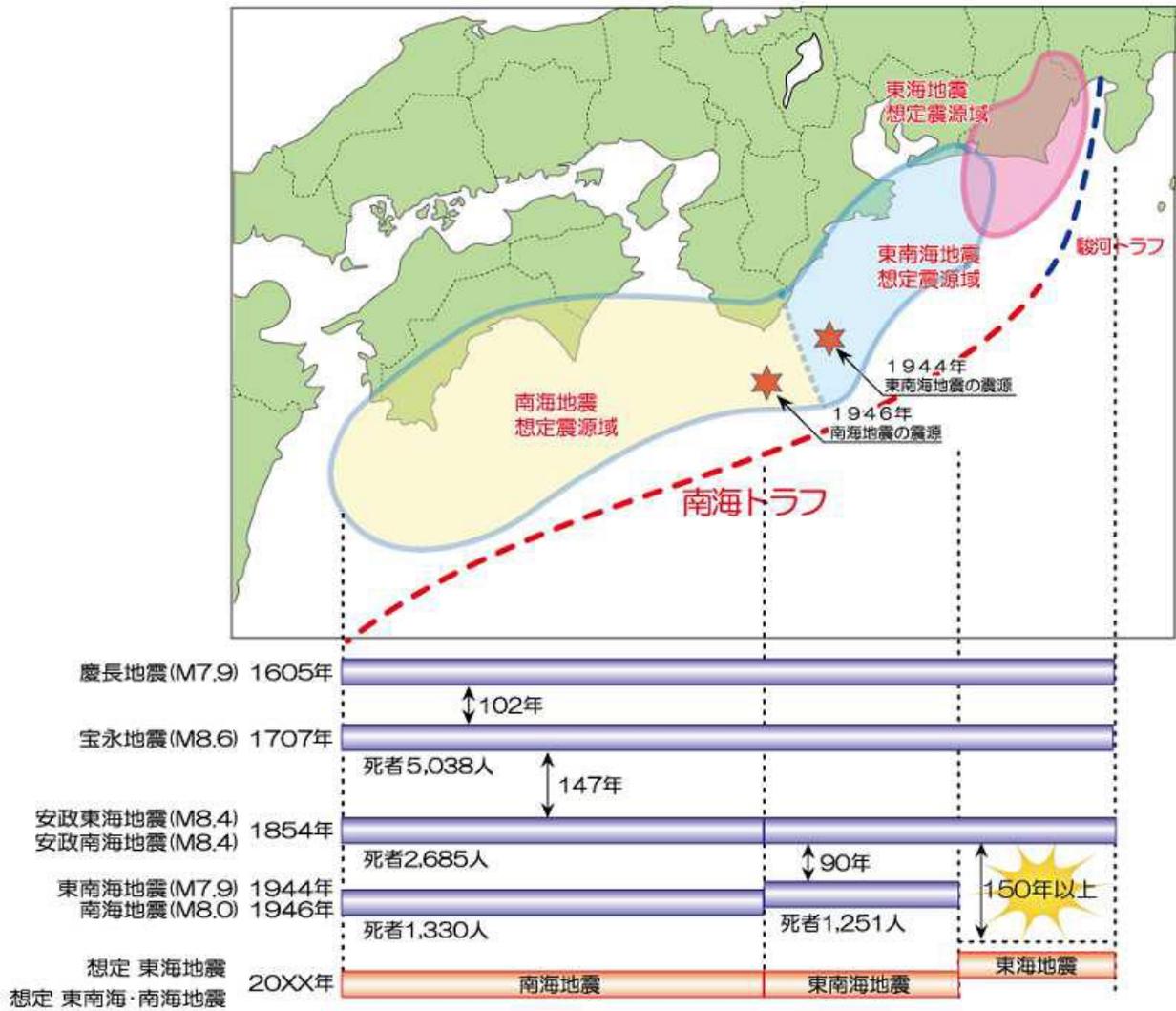
南海トラフ地震の前中後には大きな活断層地震や火山噴火が発生しており、南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震及び富士山噴火の発生についても留意が必要となる。

過去の地震では、1707年の宝永地震の時には、地震の49日後に富士山が噴火（宝永大噴火）し、大きな余震も連続し発生した。

1854年の安政地震の時には、1854年の伊賀上野地震、1855年の安政江戸地震、1858年の飛越地震などの地震が連続し、「安政の大地震」と呼ばれ、日本の2/3が被災した。

1944年の昭和東南海地震の時には、1945年の三河地震、1946年の昭和南海地震と、南海トラフ地震の合間に活断層地震が発生した。

南海トラフ地震の想定震源域及び過去の地震発生状況



第2節 関係者との連携協力の確保【全班共通】

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な食料、飲料生活必需品等の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 村は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

村は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、「道志村地域防災計画（令和2年度）」に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等については、次のとおりとする。

参 考	・参考 地震編第1章第5節「防災施設及び防災資機材の整備、拡充」
-----	----------------------------------

第2 他機関に対する応援要請

村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編に掲載のとおりとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-2 災害時における相互応援に関する協定書（横浜市） ・資料7-3 富士東部伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
-----	--

第3 帰宅困難者への対応

村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 南海トラフ地震に関連する情報の伝達【全班共通】

第1 南海トラフ地震臨時情報等について

1 情報の種類と発表条件

気象庁は、監視領域内(※1)でモーメントマグニチュード(※2)(以下「M」という。)6.8以上の地震が発生した場合や異常な現象を観測した場合に、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合と、想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上の地震が発生した時などに「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表する。

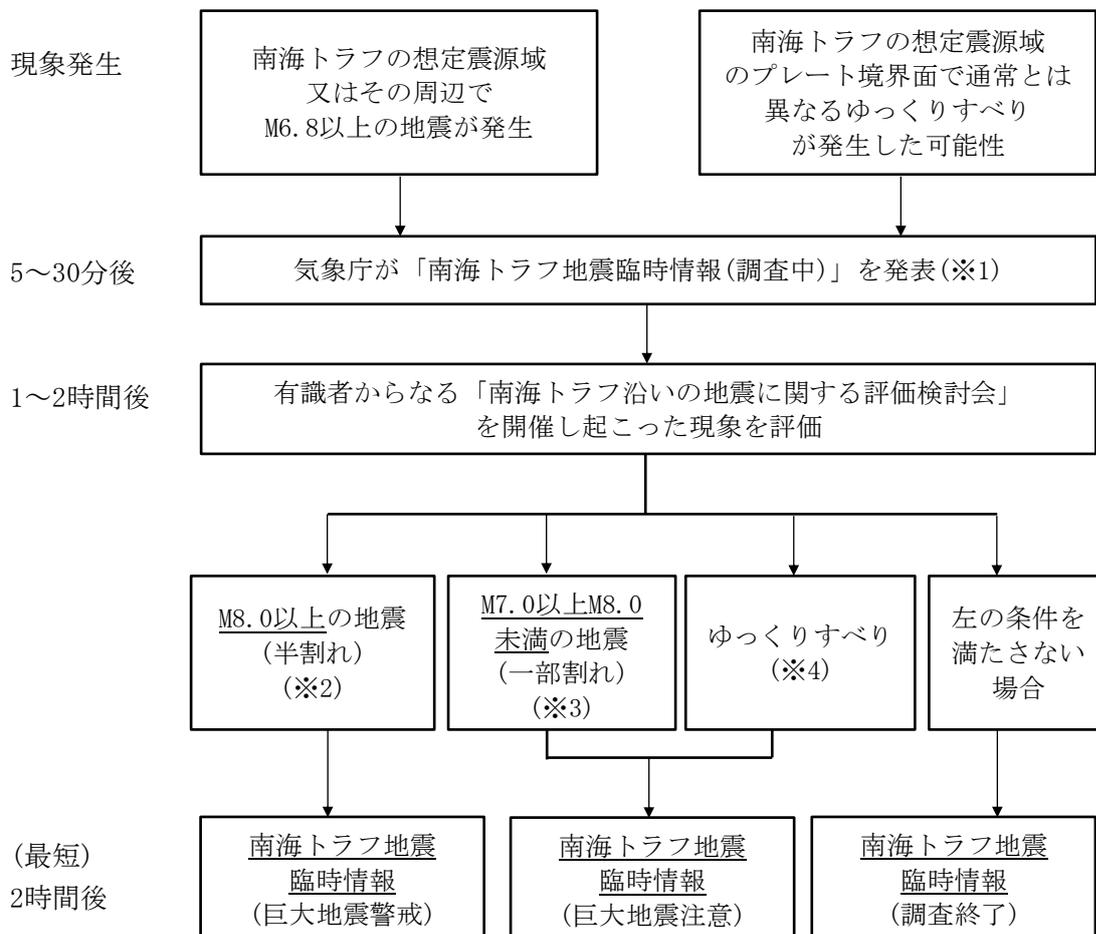
情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	(調査中)	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

※1監視領域内とは、南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2モーメントマグニチュードとは、断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報の発表の流れ

南海トラフ地震臨時情報の発表の流れは、次のとおり行う。



※1調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある

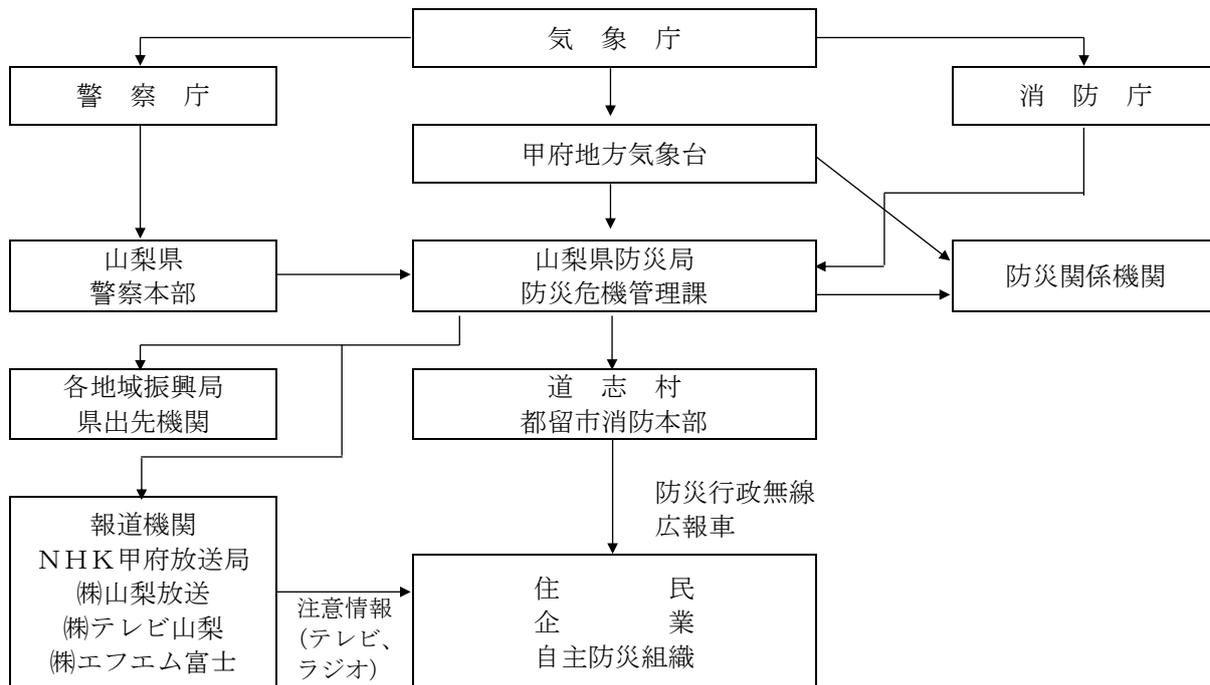
※2南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※3南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※4ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

3 南海トラフ地震臨時情報等の伝達系統

気象庁から発表される、南海トラフ地震臨時情報等の伝達系統は次のとおり行う。



第2 南海トラフ地震臨時情報を受けての配備体制

南海トラフ地震に関連する情報が出された場合は、以下の体制をとるが、特に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときには、災害応急対策活動の確認など、地震への備えを徹底するものとする。

本部	種別	配備の基準	配備の内容	配備要員
	第1配備	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	<p>【措置内容】</p> <p>災害関連情報の収集をはじめとする災害応急対策活動に着手するものとする。</p> <p>【対応事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等による住民への広報 ・防災機関（警察・消防・県）への連絡 ・要配慮者利用施設（社会福祉施設・学校・保育所・診療所）への連絡 	<p>総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 （各課2名以上） ※配備要員以外は 自宅待機すること</p>
災害警戒本部	第2配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	<p>【措置内容】</p> <p>事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにするものとする。</p> <p>【対応事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1配備に掲げる対応事務 ・災害警戒本部の設置 ・災害応急対策活動の方針の決定 ・備蓄物資、資機材の確認 	<p>総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 （各課4名以上） ※配備要員以外は 自宅待機すること</p>
災害対策本部	第3配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	<p>【措置内容】</p> <p>職員は自主的に参集し、速やかに災害応急対策活動を行う。</p> <p>【対応事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2配備に掲げる対応事務 ・災害対策本部の設置 ・広域応援要請の検討 ・救援物資、資機材の調達 ・災害応急対策活動の実施 	<p>全職員 （自動参集）</p>

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等【全班共通】

第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

村は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、速やかに村災害警戒本部体制に移行できるよう、第1配備体制をとる。

なお、職員の配備体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、次のとおりとする。

参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・参考 地震編第2章第1節「災害応急活動体制」 ・参考 地震編第2章第3節「災害情報の収集・伝達、広報・相談対応」
-----	--

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合は、村災害対策本部を設置し、村民に対し事前避難や住宅の倒壊、地震火災に対する備えを求めるほか、情報収集・連絡体制の確立、村民への広報、大規模地震発生後の災害応急対応の確認や防災上重要な施設等の点検など、地震への備えを徹底する。

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、村災害対策本部等の設置等

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合は、直ちに村災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の確認(情報収集・連絡体制の確認、所管する施設の点検)などを行うものとする。

また、村民に対し、地震への備え(家具の固定、避難場所の確認、家庭における備蓄の確認)等について広報を行う。

なお、職員の配備体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、次のとおりとする。

参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・参考 地震編第2章第1節「災害応急活動体制」 ・参考 地震編第2章第3節「災害情報の収集・伝達、広報・相談対応」
-----	--

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、村民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、情報の収集・伝達体制については、次のとおりとする。

参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・参考 地震編第2章第3節「災害情報の収集・伝達、広報・相談対応」
-----	---

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の避難状況等について、具体的に把握するための、各種情報の収集体制を整備する。
 なお、情報の収集・伝達体制については、次のとおりとする。

参 考	・参考 地震編第2章第3節「災害情報の収集・伝達、広報・相談対応」
-----	-----------------------------------

4 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

① 事前避難対象地域

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、村があらかじめ定めた地域(以下「事前避難対象地域」という。)並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、村があらかじめ定めた地域(以下「住民事前避難対象地域」という。)及び事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「高齢者等事前避難対象地域」という。)は地震が発生した場合に、村長が危険と認める地域とする。

② 事前避難対象地域に対しての避難勧告

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた際には、事前避難対象地域に対して避難勧告等を発令するものとする。

③ 避難行動

村は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る災害の特性に応じた避難計画の策定に努める。

また、村は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、村の避難情報に従い避難場所等から知人宅や指定避難所へ避難するものとする。

村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く)及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の運営

避難所の開設・運営については、「道志村避難所開設・運営マニュアル（令和元年度）」に基づき行うものとし、住民主体による避難所運営に移行できるように、村職員は必要な支援を行うものとする。

資料編	・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧
-----	--------------------------

6 消防機関等の活動

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、都留市消防本部及び道志村消防団が出火及び混乱の防止からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保を重点としてその対策は、次のとおりとする。

参 考	・参考 地震編第2章第4節「消火・救急・救助対策」
-----	---------------------------

7 警備対策

大月警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

警備対策の内容

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 不法事案等の予防及び取締り
- ③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン関係事業者は、応急対策活動体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとする。

なお、地震等による被害を軽減又は復旧するために、ライフライン関係事業者の取る必要な措置については、次のとおりとする。

参 考	・参考 地震編第1章第8節「生活関連施設の安全対策の推進」
-----	-------------------------------

9 交通対策

(1) 道路

大月警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通の混乱と交通事故等の発生の防止のために必要な措置をとる。

なお、村は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、SNS、村ホームページ等により広報するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携強化を図る。

10 村が自ら管理等を行う道水路、その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する道路、堰、水路、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、公民館、診療所、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。

各施設に共通する事項

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、適切な防災行動をとり得るよう伝達方法を検討すること。
- ② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。
 - ・利用者等の安全確保のための退避等の措置
 - ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ・出火防止措置
 - ・食料、飲料水等の備蓄
 - ・消防用設備の点検、整備
 - ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオなど情報を入手するための機器の整備
 - ・各施設における緊急点検、巡視

個別事項

- ① 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ② 診療所においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- ③ 小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - ・児童生徒等に対する保護の方法
 - ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ④ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・利用者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 村災害対策本部が設置される道志村役場等の管理者は、(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、村災害対策本部を公共施設以外に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・村災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- ② 避難所や救護所として使用する学校、社会教育施設等の管理者は(1)又は(2)に掲げる措置をとるとともに、開設する時は必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、速やかに工事を中断し、安全を確保するものとする。

1.1 滞留旅客等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、村の災害に関する会議等の設置等

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、直ちに村災害警戒本部を設置し、災害応急対策活動の確認（情報収集・連絡体制の確認、所管する施設の点検）などを行うものとする。

また、村民に対し、地震への備え（家具の固定、避難場所の確認、家庭における備蓄の確認）等について広報を行う。

なお、職員の配備体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、次のとおりとする。

参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・参考 地震編第2章第1節「災害応急活動体制」 ・参考 地震編第2章第3節「災害情報の収集・伝達、広報・相談対応」
-----	--

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、村民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、情報の収集・伝達体制については、次のとおりとする。

参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・参考 地震編第2章第3節「災害情報の収集・伝達、広報・相談対応」
-----	---

3 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 村のとるべき措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、村は、公共施設の設備点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画【全班共通】

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

村は、災害時に防災拠点となる公共施設について、「道志村公共施設等総合管理計画（平成29年）」に基づき、改築、解体等の促進を図る。なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造物の促進を図る。

参 考	・参考 地震編第1章第7節「建築物災害予防対策」
-----	--------------------------

第2 避難場所、避難経路の整備

村は、南海トラフ地震を想定した指定避難所・指定緊急避難場所の確保を行い、避難経路とともに必要な整備を図る。

参 考	・参考 地震編第1章第7節「建築物災害予防対策」 ・参考 地震編第2章第8節「避難対策」
-----	---

第3 土砂災害防止施設の整備

村は、地震により急傾斜地崩落など土砂災害の発生が懸念されるため、被害を未然に防止または軽減するための対策事業の推進を図る。

特に、要配慮者利用施設や避難所等の施設への被害防止を重点に取り組むなど計画的な施設整備を県に要請する。

参 考	・参考 風水害等編第1章第11節「風水害等災害予防対策」
-----	------------------------------

第4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

村における避難誘導及び救助活動は、道志村消防団が大きな役割を担うことになるため、消防団の救助資機材の整備及び救助訓練を推進し、救助体制の整備を図る。

また、消防資機材については、小型ポンプ付き積載車の計画的な更新と消火栓や耐震性貯水槽等の消防水利の充実を図る。

参 考	・参考 地震編第2章第8節「避難対策」
-----	---------------------

第5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

村は、地震発生時における物資輸送及び避難路としても重要な役割を果たす緊急輸送道路について、甲府河川国道事務所、富士東部建設事務所吉田支所と連携し、整備を推進する。

また、道路輸送が困難となった場合には、ヘリコプターによる輸送ができるように、ヘリポートの整備を推進する。

参 考	・参考 地震編第2章第5節「緊急輸送対策」
-----	-----------------------

第6 通信施設の整備

村は、地震発生時に住民への避難情報等の伝達を速やかに行えるように、防災行政無線をはじめとする情報伝達手段の多重化を推進する。

参 考	・参考 地震編第1章第10節「情報通信システム整備対策」
-----	------------------------------

第6節 防災訓練計画【全班共通】

第1 防災訓練の実施

村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県や有識者等に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

なお、村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

訓練の実施項目

- ① 職員参集訓練及び本部運営訓練
- ② 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- ④ 災害の発生の状況、避難勧告・避難指示（緊急）、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

参 考	・参考 風水害等編第1章第2節「防災に関する知識の普及・教育及び防災訓練」
-----	---------------------------------------

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画【全班共通】

第1 村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおりとします。

村職員に対する防災教育の内容

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ③ 地震に関する一般的な知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑥ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑦ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育

村は、関係機関と協力し、ハザードマップの作成・見直し・周知、防災訓練等の機会を通じて、地震によって発災する恐れがある土砂災害からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育は、印刷物、ビデオ等の映像により、自助努力を促し、次のような内容の実践的な教育を行うものとする。

住民に対する防災教育の内容

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ③ 地震に関する一般的な知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上取るべき行動に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑧ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑨ 避難生活に関する知識
- ⑩ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑪ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 学校における教育

村及び学校等においては、阪神淡路大震災及び東日本大震災等の災害を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

1 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容

学校における防災教育の内容

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 南海トラフ地震等に関する知識 | ⑤ 児童生徒等の登下校時等の安全確保方法 |
| ② 地震発生時の緊急行動 | ⑥ 学校に残留する児童生徒等の保護方法 |
| ③ 応急処置の方法 | ⑦ ボランティア活動 |
| ④ 教職員の業務分担 | ⑧ その他 |

2 教育・指導の方法

学校における防災教育の方法

- ① 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
- ② 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- ③ PTA活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

第4 相談窓口の設置

県及び村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

参 考

・参考 風水害等編第1章第2節「防災に関する知識の普及・教育及び防災訓練」

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 計画の方針【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第4章第1節「計画の方針」
-----	------------------------

第2節 激甚災害の指定に関する計画【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第4章第2節「激甚災害の指定に関する計画」
-----	--------------------------------

第3節 災害復興対策【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第4章第3節「災害復興対策」
-----	-------------------------

火 山 編

第1章 災害予防計画

富士山が噴火した場合、本村で生じうる被害は、主に降灰と、降下火山灰が降雨によって流されて発生する土石流及び小さな噴石による被害である。火山災害予防対策は、特に、村外からの避難者の円滑な誘導への備えが必要となる。

なお、本編の各節において、風水害等編の計画と内容が同じ計画については、風水害等編の各計画を準用することとする。

第1節 防災組織の充実【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第1章第1節「防災組織の充実」
-----	--------------------------

第2節 富士山噴火に強いまちづくりの推進【全班共通】

第1 安全な土地利用

安全な土地利用に向けた留意事項

- (1) 村は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難所、高齢者、障がい者、乳幼児等などの要配慮者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努めるものとする。
- (2) 村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。
- (3) 村は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第2 公共施設等の安全性確保

村及び施設管理者は、公共施設・避難所となる施設並びに学校及び医療・社会福祉施設等について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

第3 砂防・治山施設の整備

村は、災害に強い村土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した、治山、治水、砂防事業等の保全事業を総合的、計画的に推進するよう県に要望する。

第4 情報発信拠点等の整備

村は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、道路情報板の活用や、道の駅どうし等の既存施設を拠点にした情報のネットワーク化が図られるように進めるとともに、周辺自治体とも情報共有できる拠点整備に努める。

第5 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、簡易水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第6 関係機関等との連携体制の整備

村は、必要に応じて富士山の火山災害関係市町村（富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会構成市町村など）及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び配備状況等を含めた対策の状況について情報共有を行う。

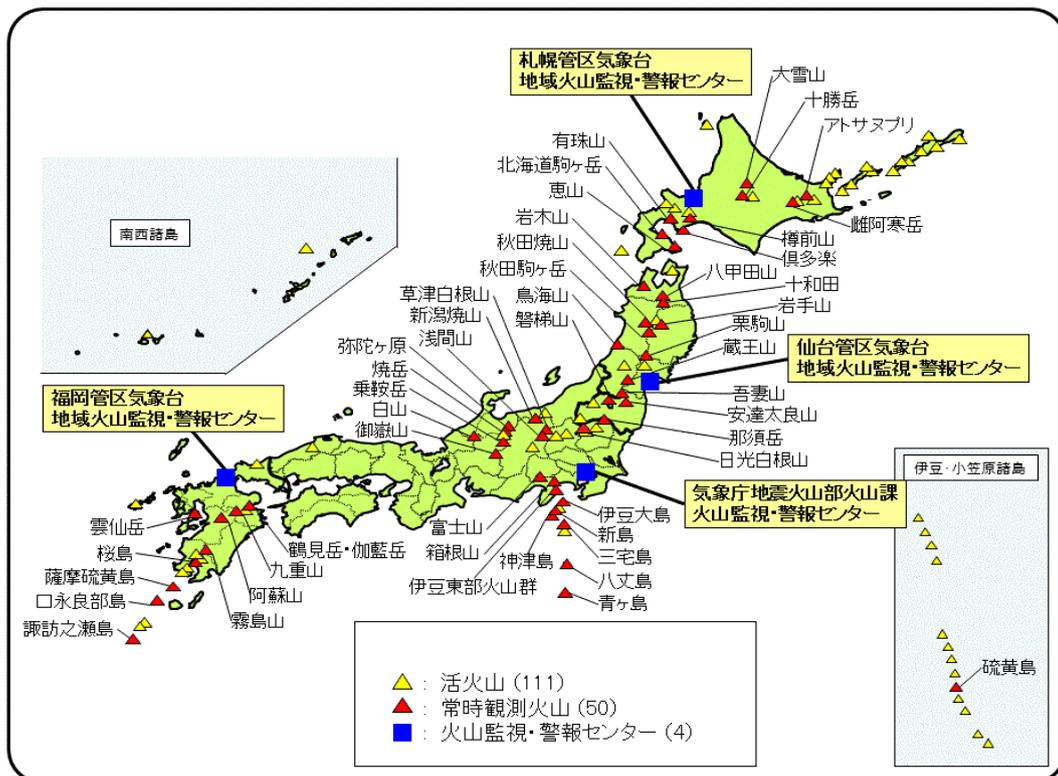
第7 火山観測・監視体制の整備

1 気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）の監視・観測体制

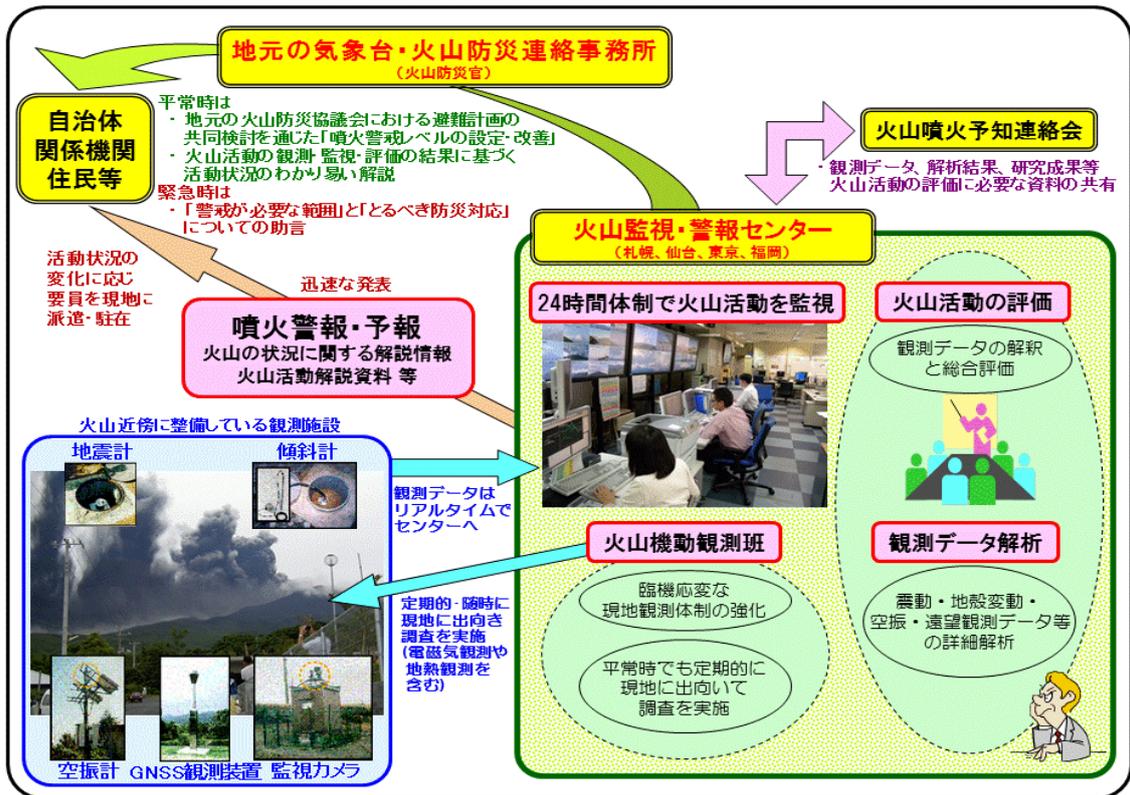
気象庁では、富士山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）にて、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設及び関係機関（大学等の研究機関、防災関係機関）からの観測データにより、火山活動を24時間体制で監視・観測している。

気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）は、平常時において、観測データや解析結果等を地方气象台と共有する。また、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合には、観測した前兆現象等に基づき、火山の状況に関する解説情報、噴火警報・予報（噴火警戒レベル）等を県、市町村、防災関係機関及び住民等に対して発表する。

火山監視・警報センターにおいて火山活動を24時間体制で監視している火山



気象庁による常時監視と噴火警報等の発表



2 富士山周辺における監視・観測体制

(1) 平常時の監視・観測及び研究体制

国、県及び市町村等は、大学等の研究機関と連携して、火山活動の異常を捉えるために、平常時から山体全体をカバーできるよう監視・観測体制の充実を図る。

気象庁は、少数の観測機器に障害が発生した場合でも可能な限り観測精度を維持できるよう、関係機関と観測点の配置についての調整を行う。さらに、これらの観測データを集約し、火山噴火予知連絡会及び協議会の火山専門家と情報共有する。

積雪期においては、融雪型火山泥流に備えるため、国（国土交通省、気象庁）及び県は、防災科学技術研究所等と連携し、積雪深を観測して山体の積雪状況の把握に努める。

国や大学等の研究機関は、噴火履歴や噴火メカニズム等の調査・研究を行うとともに、広範囲の地殻変動を面的に把握することができる干渉合成開口レーダーや航空レーザー測量の活用など、よりの確に火山活動を把握するための研究の推進に努める。

(2) 監視・観測体制の強化

気象庁は、国・県の研究機関及び大学等の研究機関と連携し、噴火警報・予報（噴火警戒レベル1～3）が発表された段階や、地震計による火山性地震の検出、GNSS観測による地殻変動の堅守などマグマが上昇してきた可能性が捉えられた場合には、観測班を組織して合同で速やかに以下の監視・観測の強化を図る。

噴火警報・予報発表時の主な監視・観測内容

- ① 詳細な状況を把握するための地震計、GNSS観測点等の増設
- ② マグマ上昇域付近での、地震計、GNSS、傾斜計、重力計等による観測、電磁氣的観測
- ③ 望遠カメラ、航空レーザー測量、熱映像、合成開口レーダー、空振計等による表面現象の監視
- ④ 投下型の地震計等観測装置の整備 等

また、国、県及び関係機関は、火山活動の状況に応じてヘリコプター等による調査や監視を行い、必要に応じて官邸や現地対策本部等へ映像を配信する。この際、可能な限り火山専門家や気象庁職員等も同乗し、上空から火山活動の状況を確認する。

噴火開始後においては、上記の監視・観測体制に加え、以下のような現象や状況に関する監視・観測の強化に努める。

噴火開始時の主な監視・観測内容

- ① 降下火山灰や火砕流被害の原因となる噴煙の高度並びに広がり状況
- ② 溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、土石流等の発生状況
- ③ 大規模崩壊や、新たな火口出現の兆候となる地殻変動や地変の状況
- ④ マグマの状況を把握し、噴火推移予測をするための噴出物、火山ガス等の採取と分析
- ⑤ 火砕流発生の原因となる火災丘の発達状況
- ⑥ 融雪型火山泥流の原因となる積雪の範囲と状況
- ⑦ 土石流の原因となる山体への火山灰堆積状況
- ⑧ 河川氾濫の原因となる河道の埋塞状況 等

第3節 富士山噴火に関する知識の普及・教育及び防災訓練【全班共通】

第1 住民等に対する普及・啓発・教育

村は、災害に強い地域体制の充実及び広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及・教育の実施に努めるものとする。

火山防災知識に関する普及方法

- (1) 広報誌・村ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- (5) シンポジウムや講演会等の開催
- (6) 住民避難マニュアルの整備
- (7) SNSを利用した防災・気象情報の配信

第2 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

村及び防災関係機関は、職員等に対し、教育機関その他の関係ある公私の団体に協力を求めるなどし、講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及徹底及び教育を図る。

第3 観光客・観光事業者への普及・啓発

村は、道志村観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、火山防災知識の普及・啓発を図る。

第4 教職員等への普及活動

村は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討する。

第5 児童・生徒等への防災教育

村は、小学校低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

村及び防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

第7 普及・教育内容

火山防災知識に関する教育内容

- (1) 火山に対する一般的知識
- (2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- (3) 地域防災計画及びこれに伴う防災体制
- (4) 火山災害予防措置
- (5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的な活用に関する知識
- (7) 過去の災害に係る教訓

第8 防災訓練

1 防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 広域市町村合同訓練
- (3) 住民（自主防災組織）における避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 車両等を使用した避難訓練
- (6) 噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- (9) 個別訓練（家族会議等）

2 防災関係機関、自主防災組織、事業所等

住民は、村及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第4節 災害ボランティアの育成強化【総務班・福祉班】

参 考	・参考 風水害等編第1章第3節「災害ボランティアの育成強化」
-----	--------------------------------

第5節 防災施設及び資機材の整備、拡充【全班共通】

第1 防災関連施設・地域防災力等の把握

村は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

地域防災力の把握

- (1) 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- (2) 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- (3) 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- (4) 火山災害時における避難所の状況
- (5) 避難路、一時避難場所、指定緊急避難場所等の状況
- (6) 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- (7) 広域防災拠点、ヘリポート
- (8) 通年の気象データ
- (9) 村災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- (10) 防災備蓄倉庫

第2 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、村及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材のを保有している機関や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材（路面清掃車（ロードスウィーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業に使用できることから、道志村建設業協会と連携して、機材の確保に努める。

第6節 建築物災害予防対策【総務班・振興班】

参 考	・参考 風水害等編第1章第6節「建築物災害予防対策」
-----	----------------------------

第7節 生活関連施設の安全対策の推進【総務班・振興班】

参 考	・参考 地震編第1章第8節「生活関連施設の安全対策の推進」
-----	-------------------------------

第8節 指定文化財災害予防対策【教育班】

参 考	・参考 風水害等編第1章第7節「指定文化財災害予防対策」
-----	------------------------------

第9節 情報通信システム整備対策【総務班・政策班】

参 考	・参考 風水害等編第1章第8節「情報通信システム整備対策」
-----	-------------------------------

第10節 災害時要配慮者支援体制の整備【総務班・福祉班・消防団】

参 考	・参考 風水害等編第1章第9節「災害時要配慮者支援体制の整備」
-----	---------------------------------

第11節 帰宅困難者の安全確保【産業班】

参 考	・参考 風水害等編第1章第10節「帰宅困難者の安全確保」
-----	------------------------------

第12節 調査研究の推進【全班共通】

参 考	・参考 地震編第1章第13節「調査研究の推進」
-----	-------------------------

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制【全班共通】

第1 応急活動体制

1 基本方針

- (1) 村及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- (3) 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各課間における人員面での協力体制の整備を図る。
- (4) 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、村、県及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援体制の整備を図る。

2 村の活動体制

- (1) 村は、富士山に噴火警報（火口周辺）警戒レベル3が発表された場合又は、村長が必要と認めた場合には、その業務分掌に係る災害応急対策を実施するため、村災害警戒本部を設置する。
- (2) 村は、火山災害の規模程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。
- (3) 村は、噴火警報（居住地域）警戒レベル4が発表された場合には、その業務分掌に係る災害応急対策を実施するため、村災害対策本部を設置し、国・県・富士山周辺市町村等からなる合同現地警戒本部と連携を図る。

3 噴火時における合同現地対策本部体制の確保

- (1) 村は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・村の合同現地災害対策本部が設置される場合に備え、あらかじめ設置場所等の検討を行う。
- (2) 村は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等についての検討を行う。
- (3) 合同現地対策本部設置後、村は、国、関係機関と協力して、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班を立ち上げ活動を行う。
- (4) 村及び県の意思決定の迅速化を図るために、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るよう努めるとともに、全体会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。

第2 職員の動員体制

1 配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

本部	種別	配備の基準	配備の内容	配備要員
	第1配備	富士山に噴火警報（火口周辺）警戒レベル2が発表されたとき。	【措置内容】 災害関連情報の収集をはじめとする災害応急対策活動に着手するものとする。 【対応事務】 ・警戒情報の受伝達 ・本部長、副本部長等への報告 ・施設管理者（学校・福祉施設）への連絡	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 （各課2名以上） ※配備要員以外は自宅待機すること
災害警戒本部	第2配備	富士山に噴火警報（火口周辺）警戒レベル3が発表されたとき。	【措置内容】 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにするものとする。 【対応事務】 ・第1配備に掲げる対応事務 ・災害警戒本部の設置 ・防災機関（警察・消防・県）への連絡 ・災害応急対策活動の方針の決定 ・避難準備対策（避難所開設・避難準備等）	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 （各課4名以上） ※配備要員以外は自宅待機すること
災害対策本部	第3配備	富士山に噴火警報（居住地域）警戒レベル4以上が発表されたとき。	【措置内容】 職員は自主的に参集し、速やかに災害応急対策活動を行う。 【対応事務】 ・第2配備に掲げる対応事務 ・災害対策本部の設置 ・広域応援要請の検討 ・救援物資、資機材の調達 ・災害応急対策活動の実施	全職員 （自動参集）

2 廃止基準

村災害対策本部の廃止に当たっては、本部長（村長）が村に対する火山災害の発生する恐れがなくなったと認めるとき、又は概ね火山災害応急対策を終了したと認めるときとする。

第2節 応援・協力等の要請・受入れ【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第2章第2節「応援・協力等の要請・受入れ」
-----	--------------------------------

第3節 災害情報の収集・伝達、広報・相談対応【全班共通】

第1 噴火警報・火山情報等の種類

1 噴火警報

気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が、噴火に伴って発生した生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその発生が予想される場合、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が、警報の解除を行う場合等に発表する。

3 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。

種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から少し 離れた所まで	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼす恐れがない場合	レベル1 (平常)

4 降灰予報

気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が、噴煙の高さが3,000m以上、あるいは噴火警報（火口周辺）噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

また、降灰予報は次の3種類を発表する。

降灰予報の種類

種類	内容
降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰の恐れがある場合に発表。 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。 ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。 ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。 ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

降灰量階級ととるべき行動等

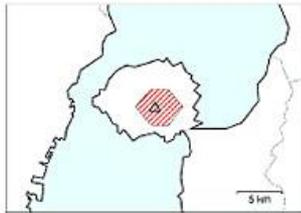
降灰量 階級	表現例			影響ととるべき行動		その他の影 響
	厚さ	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上	完全に 覆われる	視界不良 となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止の恐れがある。
やや 多量	0.1mm 以上 1mm 未満	白線が 見えにくい	明らかに 降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化の恐れがある。	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある。道路の白線が見えなくなる恐れがある。	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせの恐れがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら 積もる	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う。	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となる恐れがある。	航空機の運航不可

降灰予報の発表イメージ



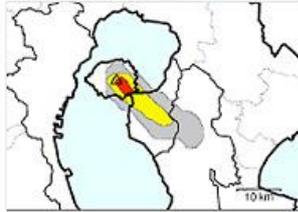
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



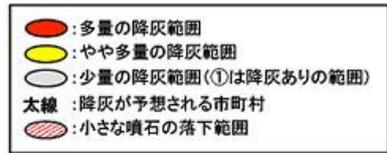
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5~10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20~30分程度で発表します



5 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が発表する。

種類	内容
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。 なお、以下のような場合には発表しない。 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合
富士山の火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

6 富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定。） 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している。
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される。（火口出現が想定される範囲は危険）
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近く	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生
予報	噴火予報	火口内等	1（平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。

第2 噴火警報・火山情報の伝達

1 甲府地方気象台

気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が富士山についての火山情報を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4・火山情報等について県知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても通報・伝達を行う。

2 県

- (1) 噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。
- (2) 火山専門家から火山活動状況、火山情報に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方气象台、市町村長、関係機関に伝達する。
- (3) 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国や県が実施することとされている緊急調査の結果から、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

3 村

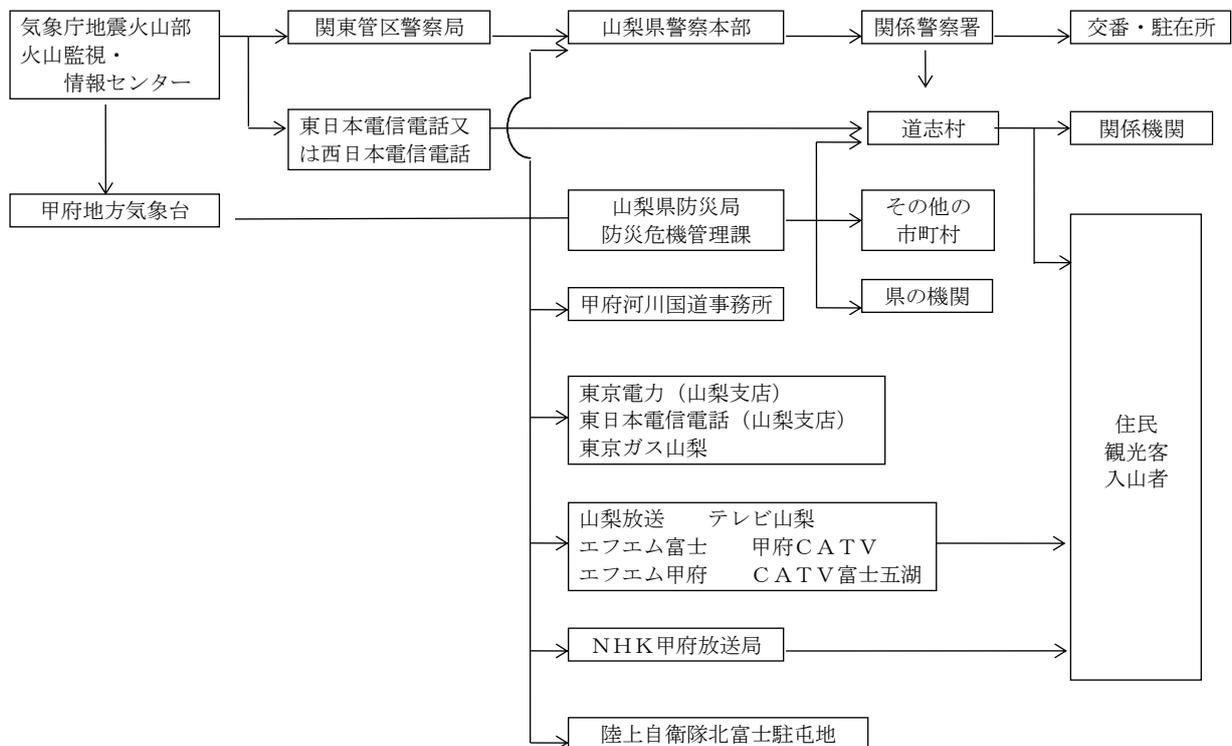
- (1) 噴火警報（火口周辺）噴火警戒レベル3、噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4及び土砂災害警戒情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、防災行政無線等で住民、観光客等に迅速かつ的確に周知徹底を図る。
- (2) 噴火予報噴火警戒レベル1を受理したときは、必要に応じて、とるべき措置を的確に住民、観光客等に周知徹底を図る。

4 道路管理者

噴火警報（火口周辺）噴火警戒レベル3及び噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

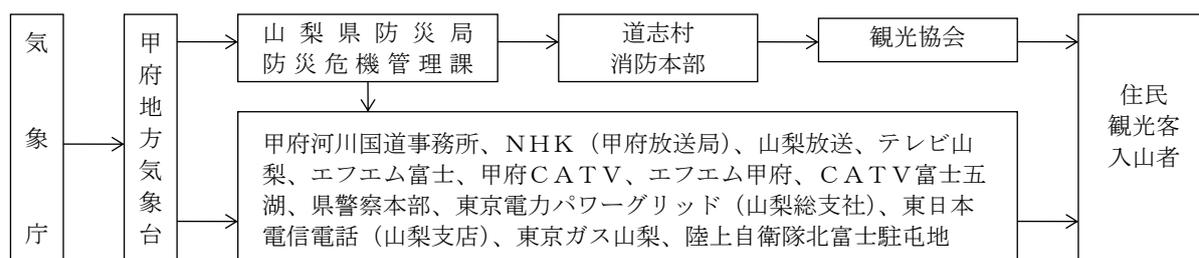
5 伝達系統

- (1) 噴火予報・噴火警報（噴火警戒レベル1、3、4）



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先

(2) 降灰予報及び火山情報



第3 入山自粛・観光客等への帰宅促進に関する情報伝達

帰宅促進に関する情報伝達

- (1) 村は、噴火警報（火口周辺）噴火警戒レベル3が発表された場合、山小屋等へ火山情報に関する内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼びかける。
- (2) 村は、噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4が発表された場合、広報車、防災行政無線、村ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
- (3) 県は、噴火警報（火口周辺）警戒レベル3及び噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛を呼び掛け、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行うものとする。
- (4) 県、村及び観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

第4 避難に関する情報伝達

避難に関する情報伝達

- (1) 村長は、噴火時には屋内退避等の避難勧告及び車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、道志村消防団、報道機関等の協力を得る。
- (2) 村は、避難行動要支援者への情報伝達に当たっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに伝達を行う。

第5 被害情報等の収集・伝達

1 被害状況の確認

村は、降灰に関する広域の情報について、道路、電力等の管理者等の持つ情報も収集する。

2 情報の伝達

村は、県及び防災関係機関と、防災行政無線及び災害時優先電話等により収集した情報を相互に伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

第6 安否情報

村は、自主防災組織、道志村消防団、道志村民生委員・児童委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

第7 異常現象発見時の通報・伝達

1 異常現象状況の通報

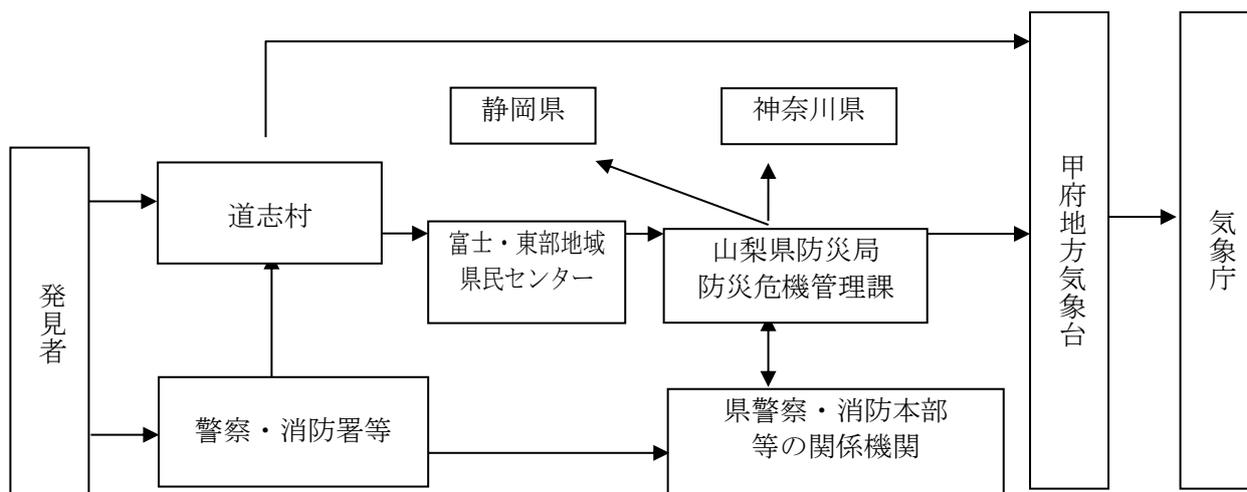
火山災害が発生する恐れがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに村又は消防機関若しくは警察署（以下、「村等」という。）に通報する。

2 異常現象の情報伝達

通報を受けた村等は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに速やかに県に伝達する。村は、必要に応じ甲府地方気象台にも伝達する。

なお、県は、村等から受理した異常な現象に関する情報を速やかに甲府地方気象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達を行うものとする。

3 伝達系統



4 異常現象の種類

種類	異常の内容
噴煙	噴煙の出現、増加又は減少、色の変化
火口付近の状態	火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化
地熱地帯の状態	地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
鳴動	異常音の発生
火山性地震	有感地震の発生
温泉、湧水	新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化
河川、湖沼、井戸などの異常	変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
その他	火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

第4節 消火・救急・救助対策【総務班・健康班・消防団】

第1 消火・救急活動の留意事項

消火・救急・救助活動の留意事項

- (1) 道路、屋根等が滑りやすくなるなど、降灰による影響を考慮した活動の実施
- (2) 消火栓の水圧低下や河川等への降灰によるポンプ等への影響を考慮した活動の実施
- (3) 通行可能な道路を随時把握し、あらかじめ出動経路等の選定を行う。
- (4) 消防・救急活動等に必要な電子機器等の火山灰からの防護措置を実施する。

第2 航空機等の使用不可

大量の降灰があった場合は、航空機のエンジンに防塵フィルターを付けた航空機以外は使用できなくなることから、大気中の火山灰の濃度が飛行可能な範囲であっても、災害対応のため、緊急かつやむを得ない場合を除き、運航を控える。

第5節 緊急輸送対策【総務班・情報班・振興班】

第1 降灰時の通行支障

降灰時には、空中を浮遊する火山灰によって視界が悪くなり、道路標示が見えなくなるとともに、火山灰が薄く積もった路面は、湿っていても乾いていても非常に滑りやすく、ブレーキが利きにくくなることから、衝突事故やスリップ事故の危険性が高くなる。また、火山灰が5cmを超えると、道路が通行不能となり、物資の供給を行うことが難しくなる。

第2 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障を来す場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

第6節 交通・警備対策【総務班・産業班・振興班】

第1 基本方針

交通に関する基本方針

- (1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- (2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。
- (5) 山中湖村方面から国道413号を經由して退避してくる避難者に対し、円滑な誘導を行う。

第2 交通規制計画

大月警察署は、火山災害発生時における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急車両等の通行路を確保する。

第3 交通規制の実施

1 交通規制の実施

大月警察署及び道路管理者は、「噴火警報（火口周辺）噴火警戒レベル3」及び「噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4」の発表に伴い、各市町村で定めた防災避難マップに基づき設定された避難範囲や合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、迅速・円滑な避難が行えるよう、必要に応じて交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警報（火口周辺） 噴火警戒レベル3	第1次 避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制等
噴火警報（居住地域） 噴火警戒レベル4	第1次～第2次 避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・噴火警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備等
噴火警報（居住地域） 噴火警戒レベル5	第1次～第3次 避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置等
噴火後	第1次～第4次 B避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制等

参 考	・参考 総則編第5章第4節「火山被害の想定」
-----	------------------------

2 交通規制の情報伝達

大月警察署及び道路管理者は、合同現地対策本部から交通規制について要請を受けた場合には、可能な限り速やかに必要な措置を講じるとともに、関連情報を合同現地対策本部に提供するものとする。

第4 交通応急対策

火山災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者にとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

なお、交通規制を実施した場合、県、富士山周辺市町村、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-1 県指定緊急輸送道路一覧 ・資料4-2 避難路一覧
-----	--

第5 緊急交通路の指定

公安委員会は、緊急交通路としての路線と区間を指定した際には、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。次の路線が緊急交通路として指定されている。

県名	対象路線名(主要地方道・一般県道を除く)
山梨県	中央自動車道(西宮線)、中央自動車道(富士吉田線)、中部横断自動車道、東富士五湖道路、国道20号、国道52号、国道137号、国道139号、国道138号、国道140号、国道141号、国道300号、国道358号、国道411号、国道413号、国道469号

第6 降灰対策

1 降灰予報の情報伝達

気象庁が村内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは村内に降灰があったときは、村は、県及び周辺市町村と互いに協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

2 降灰の除去

民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、大月都留広域事務組合が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

なお、村は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について、事前に検討を行う。

3 除灰資機材の整備及び対策

道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-12 災害廃棄物・障害物仮置き場一覧 ・資料7-13 災害時における応急対策業務に関する細目協定書
-----	---

第7節 災害救助法による救助【総務班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第7節「災害救助法による救助」
-----	-----------------------------

第8節 避難対策【総務班・福祉班・振興班・消防団】

第1 避難活動体制の整備

本村は、溶岩流・火砕流・融雪型火山泥流などの被害は想定されておらず、降灰、降灰後土石流及び小さな噴石による被害が想定されているため、富士山噴火時の避難は、降灰に耐える堅牢な建物への屋内退避を基本とする。

一方、他市町村からの避難者の受け入れに際して、村長が避難者を受け入れる判断を行うに当たり、必要に応じて県や火山専門家に対し助言を求めることができるよう、それらと連携できる体制の整備を行うものとする。

第2 広域避難のための体制の整備

1 広域避難体制の整備

本村は、原則として広域避難は行わないが、大量の降灰によって孤立もしくは通常生活が困難となる恐れがあると予測される場合は、村外へ避難する可能性がある。そのため、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、広域避難計画の策定に努める。なお、近隣市町村に避難するための広域避難計画を策定する際、必要に応じ県に対して調整、避難者受入先の確保等に関する調整等の支援を求めるものとする。

また、村は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利活用可能な公共施設をあらかじめ把握するよう努める。また、施設が不足する場合は、民宿やキャンプ場などの民間施設の活用を検討する。

2 広域避難の受け入れ

本村は、富士山噴火には忍野村の広域避難の受け入れ先となっているため、平常時から、避難者の受け入れに必要な事項について連携をとれる体制整備に努める。

また、村外から受け入れた避難者の安否情報の収集や村外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。

広域避難者の受入市町村(山梨県内)

避難実施市町村	受入市町村
富士吉田市	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市
西桂町	中央市、昭和町
忍野村	大月市、上野原市、道志村
山中湖村	甲州市
鳴沢村	身延町、南部町
富士河口湖町	笛吹市、山梨市、市川三郷町、富士川町

資料編	・資料7-4 富士山火山噴火時における忍野村の広域避難に関する覚書
-----	-----------------------------------

3 関係機関との連携

国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、中日本高速道路株式会社八王子支社大月保全・サービスセンター、富士急行株式会社は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

第3 避難路の設定

村は、速やかに住民が避難できるように、車両の使用や渋滞予測、避難に要する時間、噴火災害や土砂災害の危険性を考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。

また、交通規制の箇所、手段について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

資料編	・資料4-2 避難路一覧
-----	--------------

第4 避難所等の整備

村は、噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備・指定について、次の点に留意するものとする。

避難所設備の留意事項

- (1) 避難所として指定する建物は、大量の降灰を想定して、堅固建物の確保に努める。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (2) 避難所に食料、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (3) 一時避難場所・指定緊急避難場所は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- (4) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- (5) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

資料編	・資料2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧
-----	--------------------------

第5 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

村長は、火山災害により被害を受け、又は受ける恐れのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。なお、必要に応じて、火山災害に対する安全性を確保のうえ、民宿・キャンプ場などの民間施設を施設管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

2 避難所の運営管理

- (1) 村は、避難所の適切な運営管理に努める。また、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。
- (2) 避難所ごとに収容されている避難者にかかわる情報の早期把握に努めるとともに、住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。その際には、個人情報取り扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行うこととする。
- (3) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。また、要配慮者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。
- (4) 避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談のための人員配置に努める。
- (5) 応急仮設住宅を迅速に提供し、避難者の住宅確保を図り、避難所の早期解消に努める。
- (6) 女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とする。

第6 緊急輸送体制の整備

本村は、原則として広域避難は行わないが、大量の降灰によって孤立もしくは通常生活が困難となる恐れがあると予測される場合は、村外へ避難する可能性がある。そのため、必要に応じて、噴火警報（居住地域）噴火警戒レベル4の発表時に避難用車両を確保する。

また、避難用バス等の大量輸送手段を確保するためにバス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努める。

なお、村は、避難車両の確保、バス事業者や燃料事業者等の連携体制について、必要に応じて県に対し調整・支援を求めるものとする。

第7 家畜避難体制の整備

村及び畜産農家、農業協同組合（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して富士山噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、必要に応じて噴火の影響が及ばない市町村へ広域的な家畜移送についての措置の検討を進める。

第8 避難勧告又は指示等

1 村長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために大月警察署、都留市消防本部、道志村消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を県知事に報告する。

2 県知事

村長が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長に代行して避難の勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために大月警察署、都留市消防本部、道志村消防団、報道機関等の協力を得る。

3 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要が特にある場合、村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき、必要と認める危険地域の居住者等に対し、避難の立退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を村長に通知する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、村の吏員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する。

第9 避難勧告又は指示等の内容

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時に当たって全ての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して行うことができる。

避難勧告又は指示等の内容

- (1) 避難対象範囲
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示の理由
- (5) その他の必要な事項

資料編

・資料8-4 富士山噴火に関連する情報に伴う広報

第10 警戒区域の設定

1 村長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

2 県知事

村長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、村長に代りして、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の権限を実施する。この場合に、県知事はその旨を公示することとなっている。

3 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ村長若しくは、村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は村長から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を村長に通知する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、村長若しくは、村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を村長に通知する。

第11 避難区域・警戒区域の見直し

村長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し、避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。その際に、県に助言を求めることができる。

第12 住民等が実施する自衛措置

住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。
- (2) 要配慮者は、避難勧告又は指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから村長から避難準備・高齢者等避難開始の発令があった場合には、早期避難を行う。
- (3) 一時滞在者は、村長等から観光自粛の呼びかけがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努める。

第13 住民等の避難準備・避難行動

住民等の避難準備・避難行動

- (1) 村長等により入山自粛の呼びかけ等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- (2) 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自主防災組織があらかじめ選定した一時避難場所に集合し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。
- (3) 住民等は、一時避難場所において安否確認等を行った後に、村長があらかじめ指定した指定緊急避難場所に避難する。
- (4) 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡しを実施する。
- (5) 医療機関に入院している者は、村、県、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

第14 一時帰宅の実施

村長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、二次災害の防止を考慮して、大月警察署、都留市消防本部、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じる。

なお、村長は、一時帰宅を行う場合、県に助言を求めることができる。その際、県は必要に応じて、関係機関及び火山専門家等と協議を行う。

第9節 医療助産対策【健康班・福祉班・消防班】

第1 健康被害への対策

1 健康被害対策の基本

- (1) マスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は普通の眼鏡）を着用し、眼と呼吸器を保護する。
- (2) 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。
- (3) 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流す。また、降灰時は、コンタクトレンズの装用を控える。
- (4) 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化の恐れがあるため、外出を極力控える。

資料編	・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧
-----	---------------------

2 除灰作業従事者等の保護

除灰作業に従事する者は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用する。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮する。

第2 広域医療体制の確保

村は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、県及び周辺市町村と連携し、被害拡大防止のための広域医療体制の構築を図るものとする。

なお、噴火時には、降灰によりヘリコプターによる緊急搬送が困難になることが予測されるため、都留市消防本部等と連携して緊急搬送体制の確立や村内に拠点となる救護所を整備するように努める。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1-6 医療機関一覧（基幹災害拠点病院等） ・資料1-7 医療品等の保管場所一覧
-----	--

第10節 防疫対策【健康班・振興班】

参 考	・参考 風水害等編第2章第10節「防疫対策」
-----	------------------------

第11節 飲料水・食料・生活必需品対策【総務班・産業班・振興班】

第1 飲料水の確保、応急給水活動

村は、噴火警報（火口周辺）噴火警戒レベル3の発表に伴い、必要に応じて応急給水車、応急給水用資機材の点検を行う。また、大量降灰等により簡易水道施設の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予想される場合は、避難所等を拠点に応急給水体制の確立を図る。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧 ・資料2-8 炊き出し・応急給水施設一覧 ・資料2-15 簡易水道施設一覧
-----	---

第2 簡易水道施設の対策

1 降灰に伴う原水水質変化対策

- (1) 火山灰による原水の水質状況を確認し、原水の濁度上昇に対応するため、凝集剤等を使用し、濁度の低減を図る。また、原水の水質汚濁による処理能力の低下、沈殿汚泥の堆積、ろ過閉塞など水処理への不具合が生じないよう薬品の注入等の措置を速やかに行う。
- (2) 配水池への降灰被害を軽減するため、施設に覆いを設置する。
- (3) 降灰による機器の損傷を防ぐため、灰の除去作業を行う。

2 降灰に伴う停電対策

降灰による停電に伴う簡易水道施設の稼働停止を避けるために、簡易水道施設への非常用電源装置の整備に努めるとともに、燃料の確保に努める。

3 復旧対策

村は、村内水道事業者と連携して、簡易水道施設の復旧を速やかに行う。また、必要に応じて、災害協定による復旧作業に係る応援及び、応急給水車の派遣要請等を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料7-2 災害時における相互応援に関する協定書（横浜市） ・資料7-12 災害時における水道施設等応急対応協定
-----	--

第3 除灰作業に必用な水の確保

宅地等の除灰作業等に伴い、大量の水が必要となることが予想されるため、道路等の除灰作業に当たっては、可能な限り河川の水等の活用に留意する。

第12節 応急教育対策【教育班】

参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・参考 風水害等編第2章第12節「応急教育対策」
-----	--

第13節 災害廃棄物等処理対策【振興班】

第1 降灰の除去

宅地等の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、大月都留広域事務組合が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

なお、村は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について、事前に検討を行う。

資料編	・資料2-12 災害廃棄物・障害物仮置場一覧
-----	------------------------

第2 除灰資機材の整備及び対策

道路管理者は、あらかじめ、ロードスウィーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。

資料編	・資料7-13 災害時における応急対策業務に関する細目協定書
-----	--------------------------------

第3 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等作業を実施するが、除灰の状況により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、県に応援を要請する。

道路除灰等作業計画の主な内容

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 降灰状況の把握体制 | (6) 資機材用の燃料確保 |
| (2) 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討 | (7) 一時仮置き場の設定 |
| (3) 調達可能な除灰作業用資機材の把握 | (8) 輸送ルートの設定 |
| (4) 優先除灰路線の設定 | (9) 最終処分方法・処分場所の決定 |
| (5) 人員、資機材投入パターンの検討 | |

第14節 応急住宅対策計画【振興班】

第1 応急的な住宅確保

村は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、必要に応じて県に調整・支援を要請するものとする。

第2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要であることから、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保する。その際、降灰による土石流の危険性が高い地域を避けることに留意する。

資料編	・資料2-9 応急仮設住宅建設候補地一覧
-----	----------------------

第15節 遺体の捜索、処理及び埋葬計画【総務班・健康班・福祉班・消防団】

参 考	・参考 風水害等編第2章第15節「遺体の捜索、処理及び埋葬計画」
-----	----------------------------------

第16節 公共施設等の応急対策【情報班・産業班・振興班】

第1 公共施設等の保全・機能確保

1 公共施設の応急対策

降灰が予測された場合は、直ちに窓を閉めるなど出入口を限定する。また、全館空調換気システム（セントラル空調）等を運転停止し、吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施する。また、停電に備えて非常用電源の確保を行う。

2 公用車の確保

降灰が予測された場合は、不要不急の車両の使用を控える。運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り、緊急時の出動に備えた駐車場所に移動する。また、必要に応じて、呼気への火山灰侵入防止措置などを実施する。

なお、降灰量が1mmを超えた場合には、車の運転は控え、降灰量が5cmを超えた場合には、道路は通行不能となることに留意する。

3 除灰作業の実施

公共施設における除灰作業については、指定避難所、医療機関などの防災拠点施設を優先的に実施し、早期の公共サービスの復旧を行う。

第17節 民生安定事業計画【全班共通】

第1 生活必需品の斡旋

生活必需品の斡旋

- (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (3) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第2 治安維持活動の実施

大月警察署は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。また、村、県、大月警察署、都留市消防本部等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第18節 二次災害の防止【産業班、振興班】

第1 被害拡大防止対策

降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施する。

1 村、県、防災関係機関

- (1) 土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- (2) 危険範囲からの危険物等の搬出
- (3) 洪水氾濫防止（築堤）
- (4) 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）

3 土砂災害危険個所の緊急調査の実施

村及び県は、大量の降灰があった場合は、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する危険性があることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、土砂災害防止法における緊急調査を実施する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5-2 土石流危険渓流一覧 ・資料5-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧
-----	--

第19節 災害ボランティア支援対策【総務班・福祉班】

第1 災害ボランティアの受け入れ

村及び関係団体は相互に協力し、災害ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、災害ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

災害ボランティアの受入に際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する等、災害ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

参 考	・参考 風水害等編第2章第19節「災害ボランティア支援対策」
-----	--------------------------------

第20節 災害時要配慮者支援対策【総務班・健康班・福祉班・消防団】

第1 要配慮者への配慮

要配慮者への配慮

- (1) 村は、避難誘導、避難所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- (2) 村は、避難所等における要配慮者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者に行うとともに、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施する。
- (3) 村は、火山災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活情報、交通規制など、要配慮者に対応した正確かつきめ細かな情報、適切に提供できるように十分配慮する。

参 考	・参考 風水害等編第2章第20節「災害時要配慮者支援対策」
-----	-------------------------------

第21節 帰宅困難者支援対策【産業班】

第1 帰宅困難者への対応方針

帰宅困難者等への対応方針

- (1) 村は、一般住民の噴火前避難に当たり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告する。
- (2) 村、県、都留市消防本部、道志村消防団、大月警察署、自衛隊等は、連携し捜索・救出班等を編成して対応する。
- (3) 噴火時の捜索に当たっては、二次災害を防止するため、噴火状況を把握したうえで安全確保に関する万全の対策を講じる。

第2 帰宅困難者等の保護

交通機関の管理者等は、帰宅困難者が発生したときには、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努める。また、村は、県及び関係機関と協力し、帰宅困難者の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、指定避難所等に誘導し、保護する。村災害対策本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに、必要な措置をとる。

参 考

・参考 風水害等編第2章第21節「帰宅困難者支援対策」

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 計画の方針【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第4章第1節「計画の方針」
-----	------------------------

第2節 激甚災害の指定に関する計画【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第4章第2節「激甚災害の指定に関する計画」
-----	--------------------------------

第3節 災害復興対策【全班共通】

参 考	・参考 風水害等編第4章第3節「災害復興対策」
-----	-------------------------